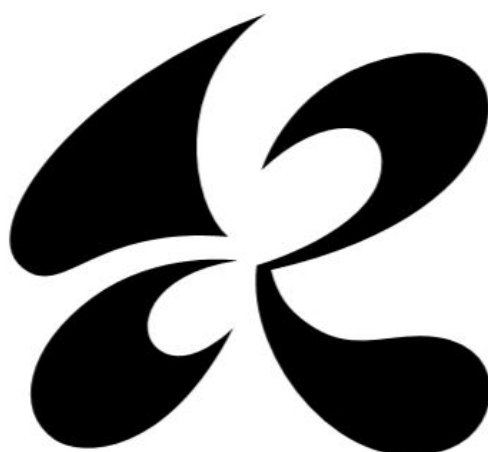


紀の川市

人権に関する市民意識調査
報告書



令和2年3月

和歌山県 紀の川市

は じ め に

日本国憲法第11条では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と規定されています。

本市では、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、2006（平成18）年12月に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、これに基づき2007（平成19）年3月には人権施策の指針となる「紀の川市人権施策基本方針」を策定しました。その後、社会情勢の変化に伴い、2016（平成28）年3月には本方針の一次改定を行い、市民の一人ひとりが人権問題を自分の問題としてとらえ、人権に関する正しい知識を身につけ、偏見や差別のないまちづくりに向けて人権施策の推進に努めてまいりました。

また、国では2016（平成28）年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、全国的に人権に関する意識が高まっています。

しかしながら、インターネットを利用した差別書き込み等、近年人権問題が複雑・多様化していることから、本市においても、これまでの取組の成果や課題を見極め、より一層効果的な施策推進の基礎資料とすることを目的に、この度5年ぶりに「人権に関する市民意識調査」を実施し、その結果を本報告書として取りまとめました。

今回の調査結果を、本方針の二次改定に反映させていくとともに人権課題の解決に向けた諸施策に生かし、真に人権文化が創造された豊かなまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

最後になりましたが、この調査の実施と報告書の作成にあたりまして、調査にご協力いただきました市民の皆様並びに貴重なご助言、ご提言をいただきました紀の川市人権施策推進懇話会委員の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

紀の川市長 中 村 慎 司

目 次

I 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査項目	1
3. 調査の実施方法	1
4. 回収結果	1
5. 報告書の見方	2
6. 調査の精度	3
II 回答者の属性	4
III 調査結果の概要	6
IV 調査結果	18
1. 人権全般について	18
2. 同和問題について	44
3. 女性の人権について	69
4. 障害のある人の人権について	86
5. 子どもの人権について	101
6. 高齢者の人権について	113
7. 外国人の人権について	125
8. ハンセン病回復者、難病などの患者の人権について	137
9. 犯罪被害者とその家族の人権について	149
10. 情報化社会における人権について	161
11. 働く人の人権について	173
12. L G B T や性同一性障害のある人などの人権	183
13. 人権にかかわる法律や条例の認知について	191
14. 人権課題などの解決について	194
V その他の回答	212
資料 調査票	221

I 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、紀の川市民の人権に関する意識や実態を把握し、これまでの人権教育、啓発の成果と課題を明らかにし、令和2年度に予定している「紀の川市人権施策基本方針」の2次改定及び今後の人権施策を推進していく上での基礎資料とするために実施しました。

2. 調査項目

1. 人権全般について
2. 同和問題について
3. 女性の人権について
4. 障害のある人の人権について
5. 子どもの人権について
6. 高齢者の人権について
7. 外国人の人権について
8. ハンセン病回復者、難病などの患者の人権について
9. 犯罪被害者とその家族の人権について
10. 情報化社会における人権について
11. 働く人の人権について
12. L G B Tや性同一性障害のある人などの人権について
13. 人権にかかわる法律や条例の認知について
14. 人権課題などの解決について
15. 回答者の属性

3. 調査の実施方法

調査地域	紀の川市全域
調査対象者	紀の川市内に在住している18歳以上の市民
調査人数	2,000人
調査期間	令和元年10月4日（金）～令和元年10月25日（金）
調査方法	無作為抽出調査（性別・年齢階層別抽出）、郵送による調査票の配布・回収

4. 回収結果

発送数	回答数	無効回答数	有効回答数	有効回答率
2,000	855	6（白票）	849	42.5%

【性別・年代別の回収結果】

	属性	発送数	有効回答数	有効回答率
性別	男性	960	314	32.7%
	女性	1040	492	47.3%
年代別	18～20 歳未満	45	19	42.2%
	20 歳代	325	73	22.5%
	30 歳代	326	115	35.3%
	40 歳代	326	117	35.9%
	50 歳代	326	128	39.3%
	60 歳代	326	193	59.2%
	70 歳以上	326	167	51.2%

5. 報告書の見方

- 図表中の「n」は有効回答数（集計対象者数）を表しています。
- 報告書内の分析文、グラフ、表の数値（％）はすべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、単数回答を求めた設問でも、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた設問の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が 100.0%を超えます。
- 回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものは「不明・無回答」としています。
- 本報告書では、設問ごとに「単純集計結果」、「クロス集計結果（性別・年代別・職業別）」、「H20 年度・H26 年度調査との比較」（今回のみの設問は無し）を掲載しています。
- クロス集計結果（性別・年代別・職業別）では、性別・年齢・職業の「不明・無回答」がみられるため、全体の n 値（849）とは必ずしも合致しません。
- 単純集計結果では、上位 3 つの項目について記載しています。
- クロス集計結果（性別・年代別・職業別）では、以下の点を記載しています。
 - ①各クロス項目で、最も割合が高い選択肢。ただし、各クロス項目の回答者数が 10 以下の場合には参考値とし、記載していません。（例：性別「その他（n=3）」など）
 - ②各クロス項目で、他のクロス項目と比べて統計的有意差（有意水準 5%、 $p<0.05$ ）が確認できた選択肢。ただし、各クロス項目の回答者数が 10 以下の場合、また、その選択肢の回答者が 10 以下の場合には記載していません。
- H26 年度調査との比較では、統計的有意差（有意水準 5%、 $p<0.05$ ）が確認できた選択肢について記載しています。なお、H20 年度調査に関しては、設問文等が大きく異なる場合、参考データとして掲載しています。

※H20 年度・H26 年度調査について

「H20 年度調査」…平成 20 年 9 月に実施した「人権に関する市民意識調査」

調査対象者：紀の川市内に在住している 20 歳以上の男女 2,000 人 有効回答率：39.2%

「H26 年度調査」…平成 26 年 10 月に実施した「人権に関する市民意識調査」

調査対象者：紀の川市内に在住している 20 歳以上の男女 2,000 人 有効回答率：50.9%

6. 調査の精度

今回の調査は標本調査であり、今回得られた結果から紀の川市全体としての意見を推測できます。この場合、標本誤差は次の式により近似値で求めることができます（信頼度は95%とする）。

$$\text{標本誤差} = \pm 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(100-P)}{n}}$$

N：母集団（満18歳以上の市民 53,045 人） n：標本数（回答者総数 849 人）

P：測定値（回答比率%）

【信頼度95%における主要な%の標本誤差】

		10%	20%	30%	40%	50%
		90%	80%	70%	60%	
全体	849	2.00	2.67	3.06	3.27	3.34
男性	314	3.30	4.40	5.04	5.38	5.50
女性	492	2.63	3.50	4.01	4.29	4.38
18～20歳未満	19	13.39	17.85	20.45	21.86	22.31
20歳代	73	6.83	9.11	10.44	11.16	11.39
30歳代	115	5.43	7.24	8.30	8.87	9.05
40歳代	117	5.40	7.20	8.24	8.81	8.99
50歳代	128	5.16	6.88	7.88	8.42	8.60
60歳代	193	4.19	5.58	6.40	6.84	6.98
70歳以上	167	4.52	6.03	6.91	7.39	7.54

（表の見方）

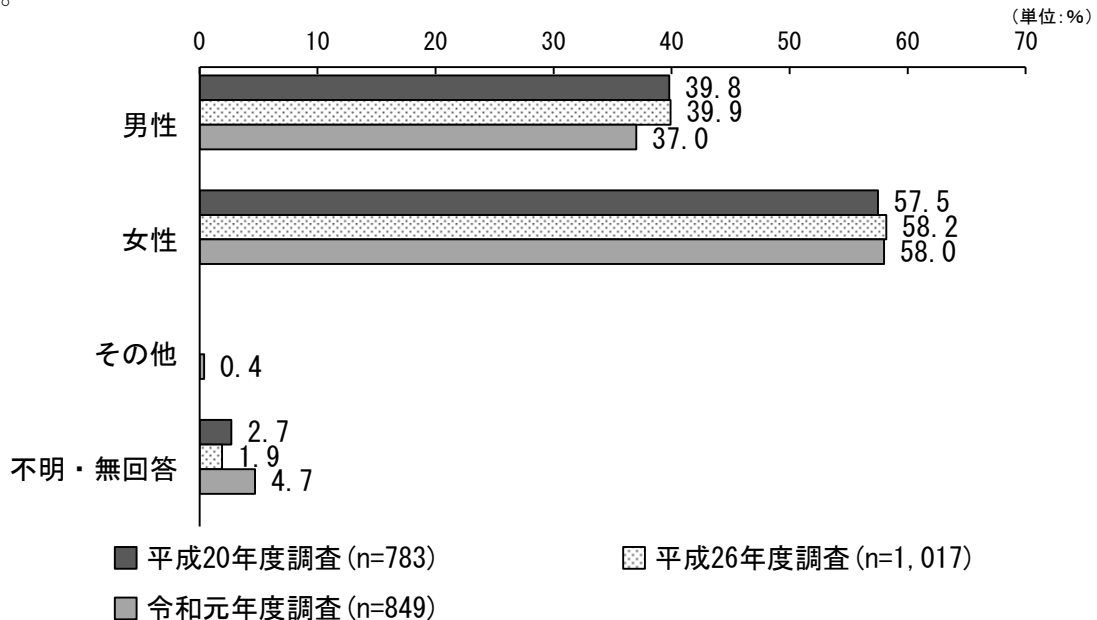
例として、問1の「人権問題の中で関心をもっているもの」の結果を見ると、「同和問題」は全体で19.4%であり、表の「全体」の欄で最も近い値（20%）は「2.67」となっています。そのことから、母集団（満18歳以上の市民全体）を対象に調査を行えば「同和問題」における回答比率は、16.73%～22.07%の間であると推測されます。

※信頼度95%とは、同じ方法で100回調査すれば、95回は真の値から、上式で求められた誤差の範囲内に入ることです（上記表参照）。

Ⅱ 回答者の属性

1. 性別

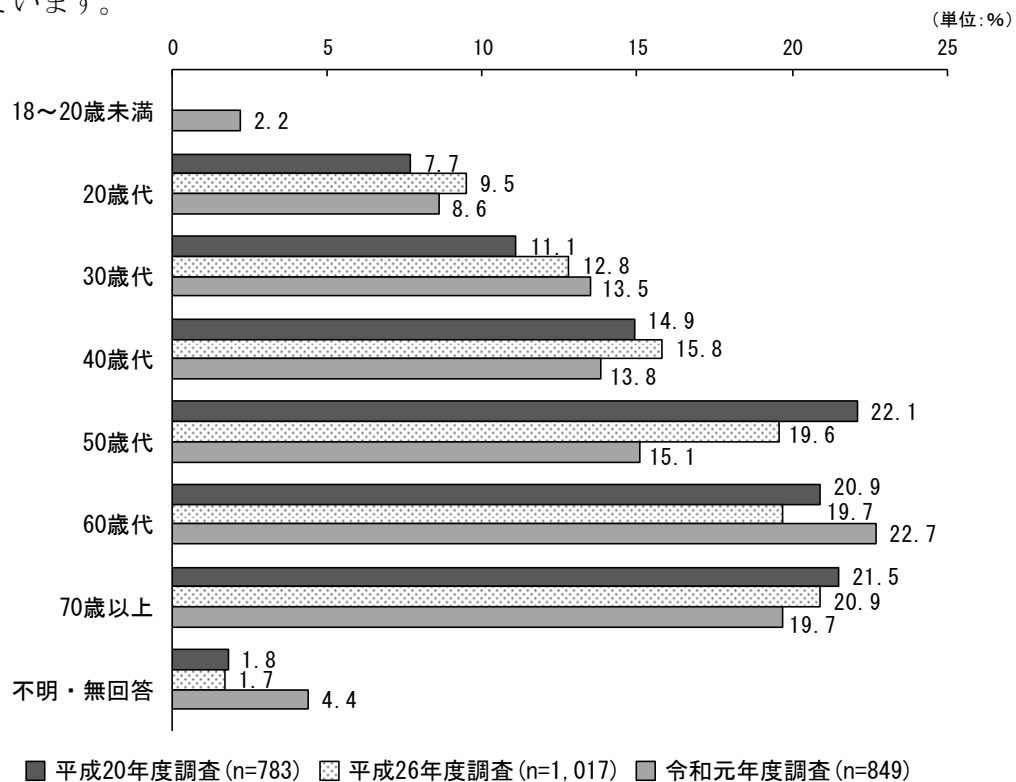
令和元年度調査では、「女性」が58.0%で最も多く、「男性」37.0%、「その他」0.4%がつづいて
います。



※「その他」は令和元年度のみの項目

2. 年齢

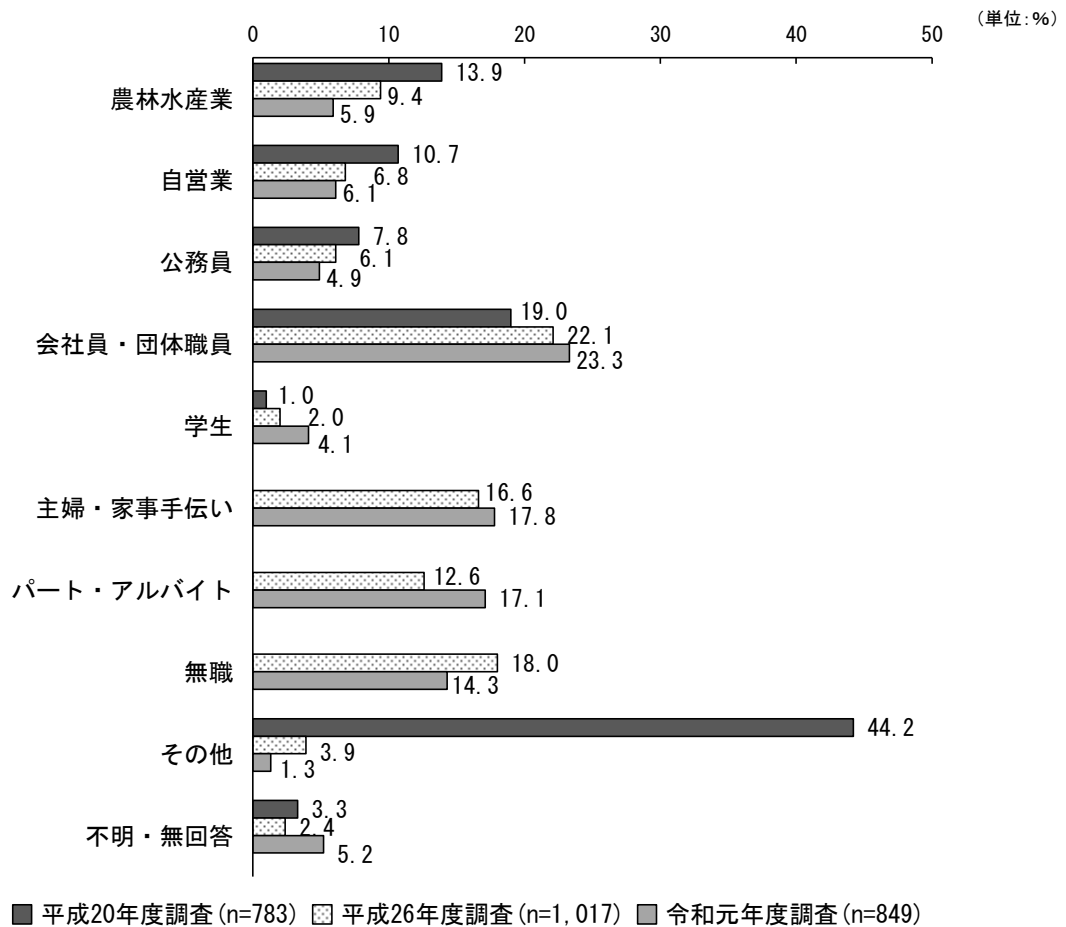
令和元年度調査では、「60歳代」が22.7%で最も多く、「70歳以上」19.7%、「50歳代」15.1%
がつづいています。



※「18～20歳未満」は令和元年度のみの項目

3. 職業

令和元年度調査では、「会社員・団体職員」が23.3%で最も多く、「主婦・家事手伝い」17.8%、「パート・アルバイト」17.1%がつづいています。



※平成20年度調査の「その他」は「主婦(夫)・家事手伝い」、「パート・アルバイト」、「無職」も含んでいる

Ⅲ 調査結果の概要

意識調査全般について

今回の調査では、調査対象者 2,000 人に対し、有効回答率が 42.5%となっています。

内訳を性別でみると、男性が 37.0%であるのに対して、女性が 58.0%となっています。また、年代別でみると 60 歳代以上が全体の 42.4%となっています。アンケートの全体結果をみる場合、このような偏りがあることに留意する必要があります。

今回の調査では、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたこと、2022 年 4 月 1 日より成人年齢が 18 歳に引き下げられることを踏まえて調査対象者を「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げています。また、LGBTなどの性的少数者等に配慮し、性別に「その他」の選択肢を追加しています。

1. 人権全般について

● 人権問題で、関心を持っている事柄について

- ・全体でみると、「働く人の人権（職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの問題、人事評価の公平性の問題、長時間労働など）」が最も多く、「障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害など）」、「子どもの人権」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「働く人の人権」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18 歳～20 歳未満では「障害のある人の人権」と「情報化社会における人権」、20 歳代、40 歳代、50 歳代では「働く人の人権」、30 歳代では「子どもの人権」、60 歳代では「子どもの人権」と「働く人の人権」、70 歳以上では「高齢者の人権」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員では「子どもの人権」、会社員・団体職員、パート・アルバイトでは「働く人の人権」、学生、主婦・家事手伝い、無職では「障害のある人の人権」、その他では「高齢者の人権」が、最も多くなっています。
- ・前々回調査（H20）、前回調査（H26）と比較をすると、「子どもの人権」、「外国人の人権」、「刑を終えて出所した人の人権」、「情報化社会における人権」、「LGBTや性同一性障害のある人の人権」は前々回調査、前回調査と比べて増加しています。

● 差別を受けたことや人権を侵害されたと感じた経験の有無について

- ・性別、年代別、職業別など、全体的にみても「ないと思う」が最も多くなっています。

● 差別を受けた内容とその具体的な状態について

A. 差別を受けた内容

- ・全体でみると、「容姿」が最も多く、「学歴、出身校」、「職業」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「容姿」が最も多くなっています。
- ・年代別でみると、20～40 歳代では「容姿」、50 歳代、70 歳以上では「職業」、60 歳代では「学歴、出身校」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、自営業では「学歴、出身校」と「容姿」、会社員・団体職員、パート・アルバイトでは「容姿」、主婦・家事手伝いでは「学歴、出身校」、「職業」、「容姿」、無職では「学歴、出身校」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「職業」は 6.8 ポイント、「容姿」は 9.0 ポイント、「独身、離婚歴」は 6.1 ポイントそれぞれ増加しています。

B. 差別を受けた具体的な状態

- ・全体でみると、「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」が最も多く、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」、「学校や地域での仲間はずれや無視」がつづいています。

- ・性別でみると、男性、女性ともに「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」が最も多くなっています。
- ・年代別でみると、20 歳代、30 歳代、60 歳代では「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」、40 歳代では「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」、50 歳代では「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」、70 歳以上では「隣人や知人からのいやがらせ・迷惑行為」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、自営業、会社員・団体職員、パート・アルバイトでは「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」、主婦・家事手伝い、無職では「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」は 8.8 ポイント、「偏見や認識不足による不当な取扱い」は 6.8 ポイントそれぞれ増加しています。

● 差別を受けたことや人権を侵害されたと感じた時、どうしたかについて

- ・全体でみると、「我慢して何もしなかった」が最も多く、「家族、親戚に相談した」、「友人・知人に相談した」がつづいています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「我慢して何もしなかった」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「我慢して何もしなかった」は 12.0 ポイント増加しています。

2. 同和問題について

● 同和問題を知ったきっかけについて

- ・全体でみると、「学校の授業で教わった」が最も多く、「家族から聞いた」、「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「学校の授業で教わった」が最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18～20 歳未満、20 歳代では「同和問題のことは知らない」、30 歳代から 60 歳代では「学校の授業で教わった」、70 歳以上では「家族から聞いた」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、主婦・家事手伝いでは「家族から聞いた」、自営業、公務員、会社員・団体職員、パート・アルバイト、無職、その他では「学校の授業で教わった」、学生では「同和問題のことは知らない」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」（前回調査では「インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」）は 3.7 ポイント増加しています。

● 同和問題に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「結婚の時に周囲の人が反対をする」が最も多く、「同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げることで自体が問題である」、「結婚や就職などの際に、身元調査が行われている（戸籍や住民票の不正取得等）」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「結婚時に周囲の人が反対をする」が最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18 歳～20 歳未満では「わからない」、20 歳代以上のすべての世代では「結婚時に周囲の人が反対をする」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「結婚の時に周囲の人が反対をする」、学生では「わからない」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「同和問題のことを口にしないで、そっとしておけば自然になくなる」という間違った考えがある」は 11.0 ポイント減少しています。一方で、「実体的・心理的差別の実態を知る機会がない」は 3.7 ポイント増加しています。

● 同和問題がなお存在する原因や背景として、特にあなたが思いあたることについて

- ・全体でみると、「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」が最も多く、「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」、「職場や地域の人から伝えられる偏見・差別意識」がつづいています。
- ・性別でみると、男性では「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」、女性では「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18歳～20歳未満、20歳代では「わからない」、30歳代から50歳代では「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」、60歳代、70歳以上では「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、無職では「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」、公務員では「インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識」、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイトでは「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」、学生では「わからない」、その他では「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」と「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」は6.9ポイント減少しています。一方で、「インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識」は4.9ポイント増加しています。

● 自分の子どもの結婚相手が同和地区の人であるとわかったときの対応について

- ・全体でみると、「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」が最も多く、「少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する」、「わからない」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18～20歳未満と30歳代から70歳以上では「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」、20歳代では「わからない」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」、学生では「わからない」、その他では「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」と「少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「絶対に結婚を認めない」は1.5ポイント減少しています。

● 同和問題を解決するためには特にどのようなことが必要だと思うかについて

- ・全体でみると、「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」が最も多く、「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」、「同和問題を特別扱いすることをやめる」がつづいています。
- ・性別でみると、男性では「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」、女性では「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18歳～20歳未満、50歳代、70歳以上では「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」、20歳代では「わからない」、30歳代、60歳代では「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」、40歳代では「同和問題を特別扱いすることをやめる」が、最も多くなっています。

- ・職業別でみると、農林水産業、公務員、会社員・団体職員では「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」、自営業では「同和問題を特別扱いすることをやめる」、学生では「わからない」、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にすることを積極的にやる」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「同和問題のことや差別のことは口に出さないで、そっとしておけば自然になくなっていく」は 4.1 ポイント、「同和問題を特別扱いすることをやめる」は 9.2 ポイント、「特に必要と思うことはない」は 2.4 ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「わからない」は 4.1 ポイント増加しています。

3. 女性の人権について

● 女性に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「家事・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が最も多く、『男は仕事、女は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」、「職場において、採用あるいは昇進などで男女で待遇の違いがある」がつついています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「家事・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18歳～20歳未満では『男は仕事、女は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」、20歳代以上では「家事・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「家事や・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」、学生では「職場において、採用あるいは昇進などで男女で待遇の違いがある」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない」は 3.3 ポイント、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントがある」は 3.7 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「レイプなどの女性への性犯罪やストーカー行為、痴漢行為が発生している」は 6.8 ポイント、「特に問題のあるものはない」は 1.8 ポイントそれぞれ減少しています。

● 女性の人権が守られるためには、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最も多く、「採用や昇進時などにおいて、男女の扱いを平等にすることを企業などに働きかける」、「学校教育や社会教育において、男女平等を進めるための教育・学習活動を充実させる」がつついています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「特に必要と思うことはない」は 2.0 ポイント減少しています。

● 過去に配偶者や恋人等からDVやデートDVを受けたことがあるかについて

- ・性別、年代別、職業別など、全体的にみても「受けたことがない」が最も多くなっています。

● DVやデートDVを受けた事柄について（受けたことがある人）

- ・全体でみると、「心理的暴力（脅迫、威嚇行為、暴言、無視をするなど）」が最も多く、「身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞めるなど）」、「経済的暴力（お金を取り上げる、生活費を渡さないなど）」がつついています。

- ・性別でみると、男性、女性ともに「心理的暴力」が最も多くなっています。
- ・年代別でみると、30歳代から50歳代と70歳以上では「心理的暴力」、60歳代では「身体的暴力」と「心理的暴力」が最も多くなっています。
- ・職業別でみると、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイトでは「心理的暴力」が最も多くなっています。

4. 障害のある人の人権について

● 障害のある人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分でない」が最も多く、「障害のある人について、人々の認識や理解が十分でない」、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」がつづいています。
- ・性別、年代別でみると、全体と同様に「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分ではない」が最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分ではない」、自営業、その他では「障害のある人について、人々の認識や理解が十分でない」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「精神科の病院やクリニック、施設に対する偏見がある」は2.7ポイント増加、「特に問題のあるものはない」は1.2ポイント減少しています。

● 障害のある人の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて

- ・全体でみると、「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」が最も多く、「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」、「道路の段差解消、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える」がつづいています。
- ・性別でみると、男性では「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」、女性では「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18歳～20歳未満、30歳代、40歳代、60歳代では「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」、20歳代、70歳以上では「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」、50歳代では「道路の段差解消、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、会社員・団体職員、学生では「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」、自営業では「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」と「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」、公務員では「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」と「道路の段差解消、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える」、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「障害のある人が自立した生活をするため、周囲の方々が手助けをする」は3.9ポイント減少しています。一方で、「発達障害への理解を深める」は6.4ポイント増加しています。

● 障害のある人となない人が共に生活するための配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたると思うか、また、こうした配慮や工夫の経済的な負担をどうすべきだと思うかについて

- ・全体でみると、「差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」が最も多く、「差別にあたるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべきである」、「差別にあたる場合があるので、負担がないかごくわずかですむなら配慮や工夫を行うべきである」がつづいています。

- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」が、最も多くなっています。

5. 子どもの人権について

● 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」が最も多く、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」、「子ども同士のいじめに気づいても、傍観する人が多い」がつづいています。
- ・性別、年代別でみると、全体と同様に「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」、その他では「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」は 4.7 ポイント、「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」は 8.9 ポイント、「学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見を押しつける」は 5.2 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「暴力や性など、子どもにとって有害な情報が氾濫している」は 4.9 ポイント、「登下校時や地域での不審者による子どもへの危害がある」は 6.8 ポイント、「特に問題のあるものはない」は 1.1 ポイントそれぞれ減少しています。

● 子どもの人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて

- ・全体でみると、「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」が最も多く、「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」、「家庭、学校、地域の連携を強め、地域の人が子どもに積極的に関わり、社会全体で育てる」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18 歳～20 歳未満では「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」と「親（保護者）の育児不安などに対応する相談・支援体制を充実させる」、20 歳代と 40 歳代から 70 歳以上では「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」、30 歳代では「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」、その他では「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」は 6.2 ポイント、「教師の資質、人権感覚、指導力を高める」は 6.5 ポイント、「個性を認め合うなど、学校においていじめ防止の取組を強化する」は 3.9 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「家庭での親（保護者）の子どもに対する、しつけ方や教育力を向上させる」は 7.6 ポイント、「しつけの指導のためには、親や教師による体罰もある程度やむを得ない」は 2.7 ポイントそれぞれ減少しています。

6. 高齢者の人権について

● 高齢者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」が最も多く、「仕事に就く機会が少ないために、経済的な自立が難しい」、「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」がつづいています。

- ・性別、年代別でみると、全体と同様に「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」、その他では「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」は4.7ポイント、「家庭や病院、施設で、高齢者に対して拘束や虐待などがある」は3.5ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「道路の段差解消、スロープやエレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」は4.4ポイント減少しています。

● 高齢者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて

- ・全体でみると、「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」が最も多く、「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると18歳～20歳未満では「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」、20歳代以上では「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」、学生では「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「家庭や学校、地域で高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる」は4.4ポイント、「民生委員などを含めた身近な地域の人による見守り体制を充実させる」は7.3ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」は5.0ポイント、「病院や施設における、高齢者に対する拘束や虐待を防止する取組を徹底する」は6.1ポイントそれぞれ増加しています。

7. 外国人の人権について

● 日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」が最も多く、「日常生活において、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない」、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」がつづいています。
- ・性別、職業別でみると、全体と同様に「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」が最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18歳～20歳未満では「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」と「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」、20歳代以上では「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」は9.5ポイント、「日常生活において、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない」は7.3ポイント、「外国人のための日本語や日本文化に関する教育の機会が十分でない」は3.5ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「選挙権がないなど、権利が制限されている」は3.0ポイント、「特に問題のあるものはない」は2.7ポイント、「わからない」は5.7ポイントそれぞれ減少しています。

● **日本に居住する外国人の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて**

- ・全体でみると、「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」が最も多く、「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」、「外国人が安心して就労できる環境をつくる」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18歳～20歳未満では「外国人が安心して就労できる環境をつくる」、20歳代では「外国人が安心して就労できる環境をつくる」と「日本人と外国人との交流の機会を増やす」、30歳代では「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」、40歳代、50歳代、70歳以上では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」、60歳代では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」と「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、パート・アルバイト、無職、その他では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」、学生では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」、「外国人が安心して就労できる環境をつくる」、「日本人と外国人との交流の機会を増やす」、主婦・家事手伝いでは「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」は6.8ポイント、「外国人が安心して就労できる環境をつくる」は8.9ポイント、「外国人が安心して生活できるよう、日常生活に必要な情報を外国語で提供する」は4.3ポイント、「日本語や日本文化、風習を理解するための教育の機会をつくる」は6.2ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「わからない」は4.6ポイント減少しています。

8. ハンセン病回復者、難病などの患者の人権について

● **ハンセン病回復者、難病などの患者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて**

- ・全体でみると、「病気についての理解や認識が十分でない」が最も多く、「病気の後遺症が残っている、感染している、難病であるというだけで本人や家族が世間から好奇または偏見の目で見られる」、「わからない」がつづいています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「病気についての理解や認識が十分でない」が最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「医療保険の対象とならない治療方法があるなどの理由で、医療費が高額になり十分な治療が受けられない」は7.0ポイント、「医療施設や療養環境が十分でない」は3.5ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「わからない」は6.5ポイント増加しています。

● **ハンセン病回復者、難病などの患者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて**

- ・全体でみると、「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」が最も多く、「感染症患者などに対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」、「わからない」がつづいています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「就職・就労しやすい環境づくりを進める」は5.1ポイント、「わからない」は7.3ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「医療行為について十分な説明を行い、本人の納得を得たうえで医療行為を行う」は4.3ポイント、「病気に対する予防策を充実させる」は7.5ポイントそれぞれ減少しています。

9. 犯罪被害者とその家族の人権について

● 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「マスメディアによる過剰な取材のため、日常的な生活を送ることができない」が最も多く、「被害者やその家族の写真、履歴などが公表され、プライバシーが侵害されている」、「被害や被害者自身について、周囲の人から無責任な噂話などの二次被害を受けている」がつづいています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「マスメディアによる過剰な取材のため、日常的な生活を送ることができない」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「被害者とその家族に対する相談・支援体制が十分でない」は3.7ポイント、「被害や被害者自身について、周囲の人から無責任な噂話などの二次被害を受けている」は4.7ポイントそれぞれ増加しています。

● 犯罪被害者とその家族の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて

- ・全体でみると、「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」が最も多く、「被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる」、「被害者のための相談・支援体制を充実させる」がつづいています。
- ・性別、職業別でみると、全体と同様に「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」が最も多くなっています。
- ・年代別でみると、18歳～20歳未満では「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」と「被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる」、20歳代以上では「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる」は11.5ポイント増加しています。

10. 情報化社会における人権について

● インターネットを利用した人権侵害やプライバシーにかかる人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体では、「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」が最も多く、「インターネットを利用した「いじめ問題」が発生している」、「個人情報流出により、知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けたりする」がつづいています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」は6.9ポイント増加しています。一方で、「出会い系サイトなどが犯罪や自死を誘発する場となっている」は5.1ポイント、「インターネット上に、わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」は4.2ポイントそれぞれ減少しています。

● インターネットを利用した人権侵害やプライバシーにかかる人権侵害を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて

- ・全体でみると、「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」が最も多く、「プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う」、「インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」がつづいています。
- ・性別でみると、男性、女性ともに「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」が最も多くなっています。

- ・年代別でみると、18 歳～20 歳未満では「子どもの安全を守るため「フィルタリング機能」の利用を普及・促進する」、20 歳代では「企業などが個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」、30 歳代と 50 歳代から 70 歳以上では「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」、40 歳代では「プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、その他では「インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」、自営業、公務員では「プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う」、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」、学生では「企業などが個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「実名登録を義務づけるなど、情報発信者に対する制限を設ける」は 7.3 ポイント増加しています。

11. 働く人の人権について

● 働く人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」が最も多く、「育児や介護との両立に必要な休暇（休業）が取りづらい」、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある」がつづいています。
- ・性別、年代別でみると、全体と同様に「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、無職では「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」、パート・アルバイトでは「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」、その他では「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」、「心の病などの健康に関して、相談する体制が整備されていない」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「不当に解雇されることや自主的な退職に追い込まれる」は 5.2 ポイント、「定年退職後も働き続けられる雇用環境が整備されていない」は 3.9 ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある」は 10.4 ポイント増加しています。

● 働く人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて

- ・全体でみると、「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が最も多く、「育児・介護休暇（休業）制度などの子育てや介護に関する制度を充実させる」、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、心の病などに関する相談窓口の設置や啓発活動を実施する」がつづいています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」は 5.8 ポイント、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、心の病などに関する相談窓口の設置や啓発活動を実施する」は 4.1 ポイントそれぞれ増加しています。

12. LGBT や性同一性障害のある人などの人権について

● LGBT や性同一性障害のある人などの人権に関することで、人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

- ・全体でみると、「理解や認識が不足している」が最も多く、「性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない」、「わからない」がつづいています。

- ・性別でみると、男性、女性ともに「理解や認識が不足している」が、最も多くなっています。
- ・年代別でみると、60歳代以下のすべての年代では「理解や認識が不足している」、70歳以上では「わからない」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、すべての職業において「理解や認識が不足している」が最も多くなっています。

● **LGBTや性同一性障害のある人などの人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思うかについて**

- ・全体でみると、「理解を深め、人権を守るための啓発を強化する」が最も多く、「学校教育で、理解を深める教育を強化する」、「マスメディアによる行き過ぎた表現を規制する」がつづいています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「理解を深め、人権を守るための啓発を強化する」が、最も多くなっています。

13. 人権にかかわる法律や条例の認知について

● **平成25年以降、国や本市において施行された（される）、人権にかかわる様々な法律や条例について、施行されている（される）ことを知っているものについて**

- ・全体でみると、「いじめ防止対策推進法（改正いじめ防止対策推進法）【平成29年施行】」が最も多く、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（改正育児、介護休業法）【平成29年施行】」、「児童虐待の防止等に関する法律（改正児童虐待防止法）【令和2年施行】」がつづいています。
- ・性別、年代別でみると、全体と同様に「いじめ防止対策推進法」が最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、その他では「いじめ防止対策推進法」、無職では「男女雇用機会均等法及び育児、介護休業法」が、最も多くなっています。

14. 人権課題などの解決について

● **人権尊重の理解を深めるために、何が効果的であると思うかについて**

- ・全体でみると、「学校教育や社会教育の場での学習」が最も多く、「テレビ、ラジオによる啓発」、「講演会、講座、研修会などによる学習」がつづいています。
- ・性別、年代別、職業別でみると、全体と同様に「学校教育や社会教育の場での学習」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「地域での自主的な勉強会での学習」は3.3ポイント、「新聞による啓発」は2.4ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「インターネットによる啓発」は4.9ポイント増加しています。

● **人権が尊重される社会を実現するためには、市としてどのような取組が必要だと思うかについて**

- ・全体でみると、「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」が最も多く、「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る」、「家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にすることを育てるための教育支援施策を充実させる」がつづいています。
- ・性別、年代別でみると、全体と同様に「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」が、最も多くなっています。

- ・職業別でみると、農林水産業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」、自営業では「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る」、学生では「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」と「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る」、その他では「家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にする心を育てるための教育支援施策を充実させる」が、最も多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にする心を育てるための教育支援施策を充実させる」は 4.9 ポイント、「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る」は 4.8 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「人権尊重の考え方を広めるため、啓発・広報活動を充実させる」は 4.0 ポイント、「社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させるための条例を整備する」は 6.6 ポイントそれぞれ減少しています。

● **市民一人ひとりが人権を尊重しあうために心がけたり、行動したりすべきことはどのような事だと思えるかについて**

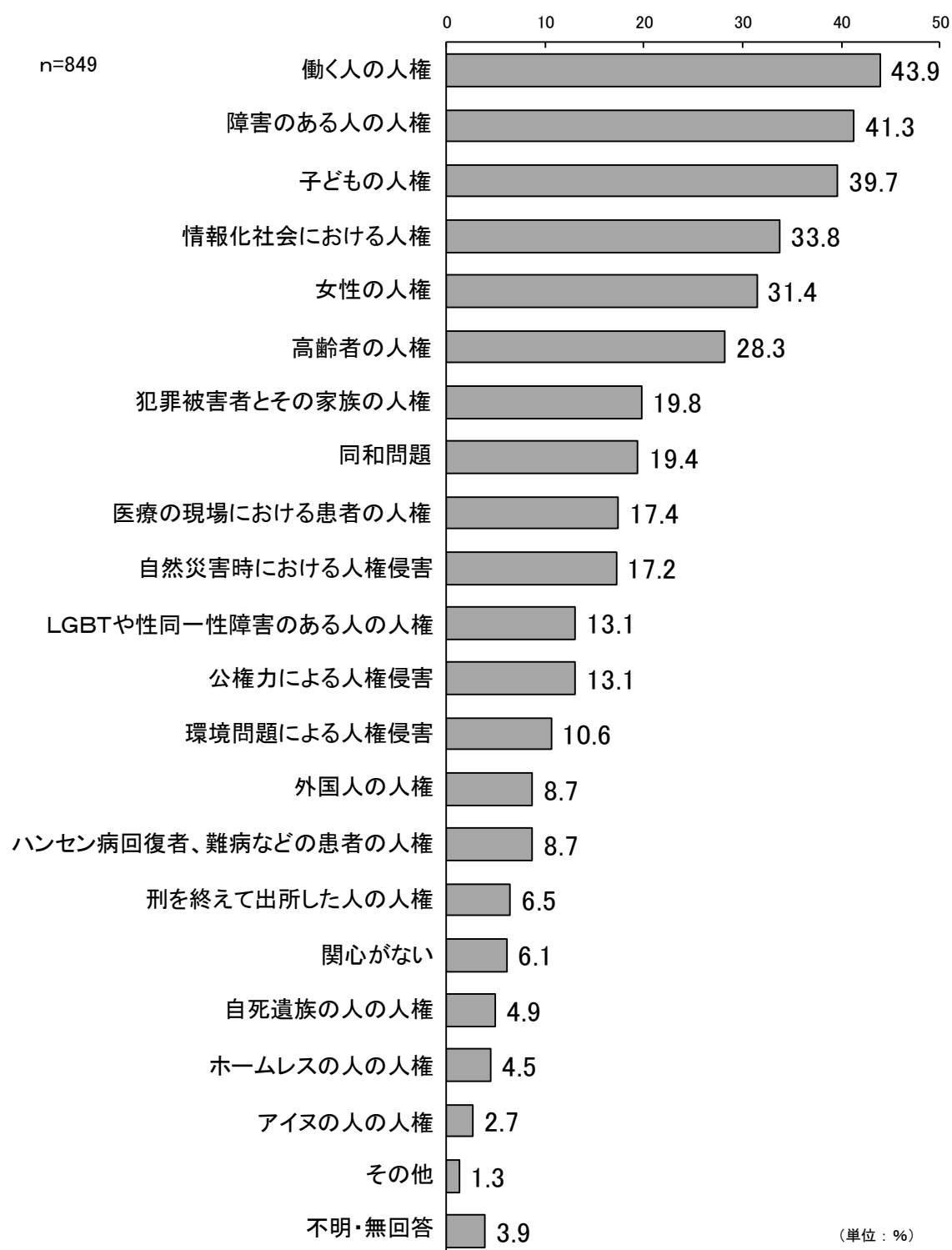
- ・全体でみると、「人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する」が最も多く、「人権問題に対する感性を高め、様々な差別の辛さや痛みを共感し、他人への思いやりの心を持つ」、「様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む」がつづいています。
- ・性別、年代別でみると、全体と同様に「人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する」が、最も多くなっています。
- ・職業別でみると、農林水産業、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、無職では「人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する」、自営業では「世間体に流されることなく、常に自立した個人として主体的に考える習慣を身につける」、公務員、パート・アルバイトでは「様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む」、その他では「人権問題に対する感性を高め、様々な差別の辛さや痛みを共感し、他人への思いやりの心を持つ」と「様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む」が、他の職業と比べて多くなっています。
- ・前回調査（H26）と比較をすると、「世間体に流されることなく、常に自立した個人として主体的に考える習慣を身につける」は 4.4 ポイント増加しています。一方で、「人権問題に対する感性を高め、様々な差別の辛さや痛みを共感し、他人への思いやりの心を持つ」は 4.7 ポイント、「自分の権利を主張するばかりでなく、他人の権利も尊重する」は 6.1 ポイント、「特に心がけたり、行動したりすべきと思うことはない」は 1.2 ポイントそれぞれ減少しています。

IV 調査結果

1. 人権全般について

問1. 次にあげる「人権課題」の中で、あなたが関心をもっているのは何ですか。(〇はいくつでも)

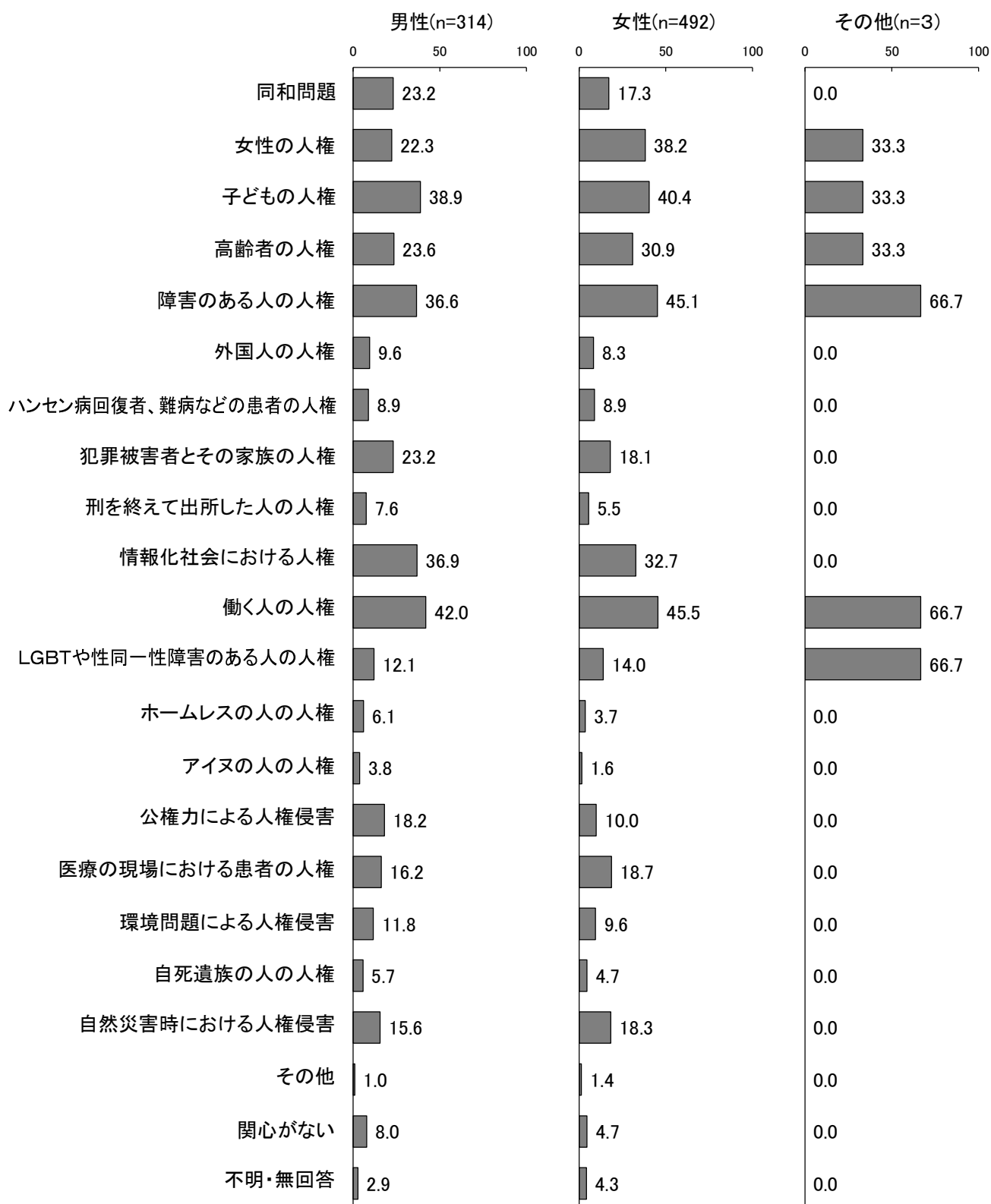
「働く人の人権（職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの問題、人事評価の公平性の問題、長時間労働など）」が43.9%で最も多く、「障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害など）」41.3%、「子どもの人権」39.7%がつづいています。



【性別】

■ 性別でみると、男性、女性ともに「働く人の人権」が最も多くなっています。

■ 女性では「女性の人権」、「高齢者の人権」、「障害のある人の人権」が男性と比べて多く、男性では、「同和問題」、「公権力による人権侵害」が女性と比べて多くなっています。

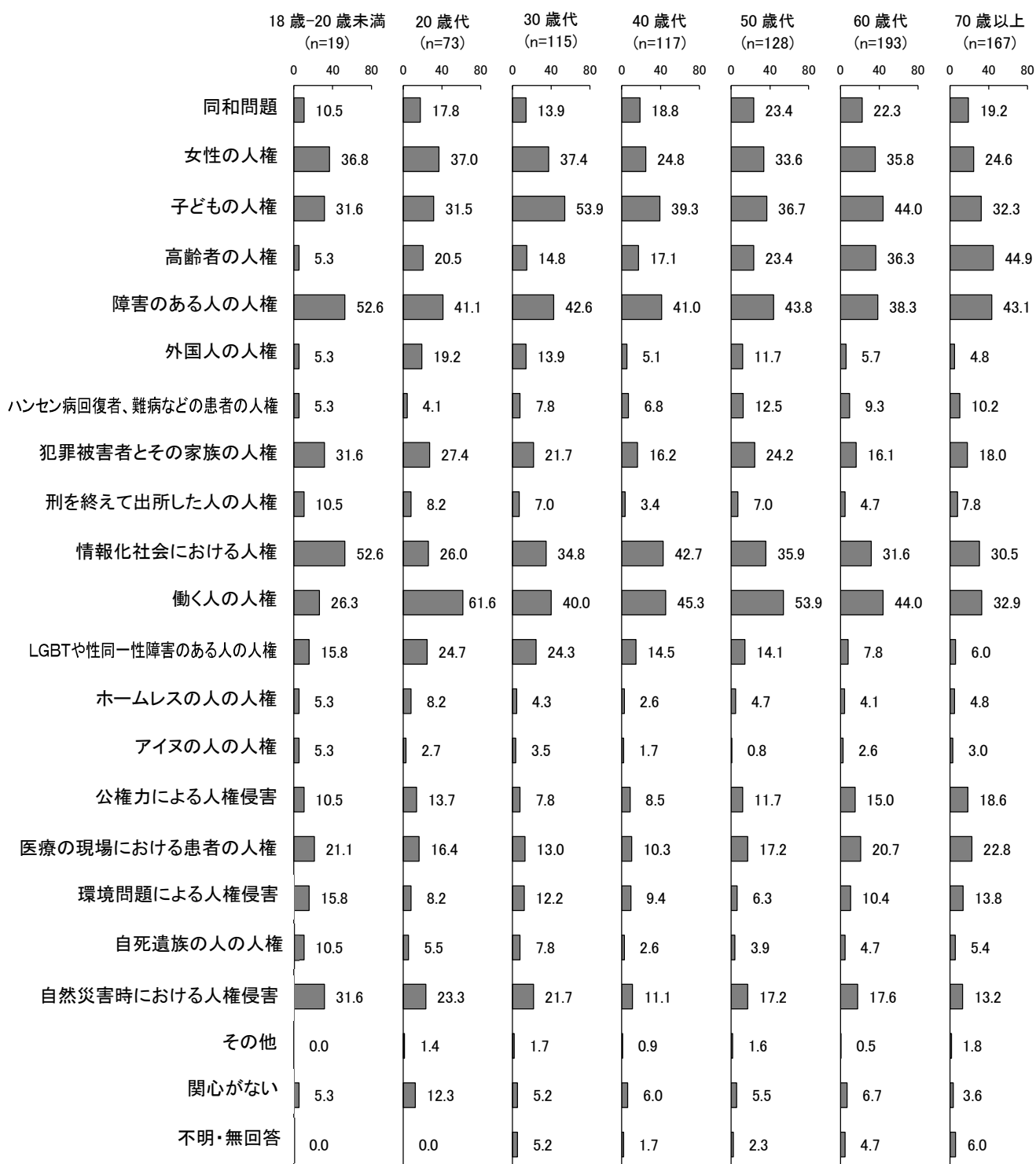


(単位：%)

【年代別】

■ 年代別でみると、18歳～20歳未満では「障害のある人の人権」と「情報化社会における人権」、20歳代、40歳代、50歳代では「働く人の人権」、30歳代では「子どもの人権」、60歳代では「子どもの人権」と「働く人の人権」、70歳以上では「高齢者の人権」が最も多くなっています。

■ 「子どもの人権」では30歳代、「高齢者の人権」では60歳代、70歳以上、「外国人の人権」では20歳代、30歳代、「働く人の人権」では20歳代、50歳代、「LGBTや性同一性障害のある人の人権」では20歳代、30歳代、「医療の現場における患者の人権」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

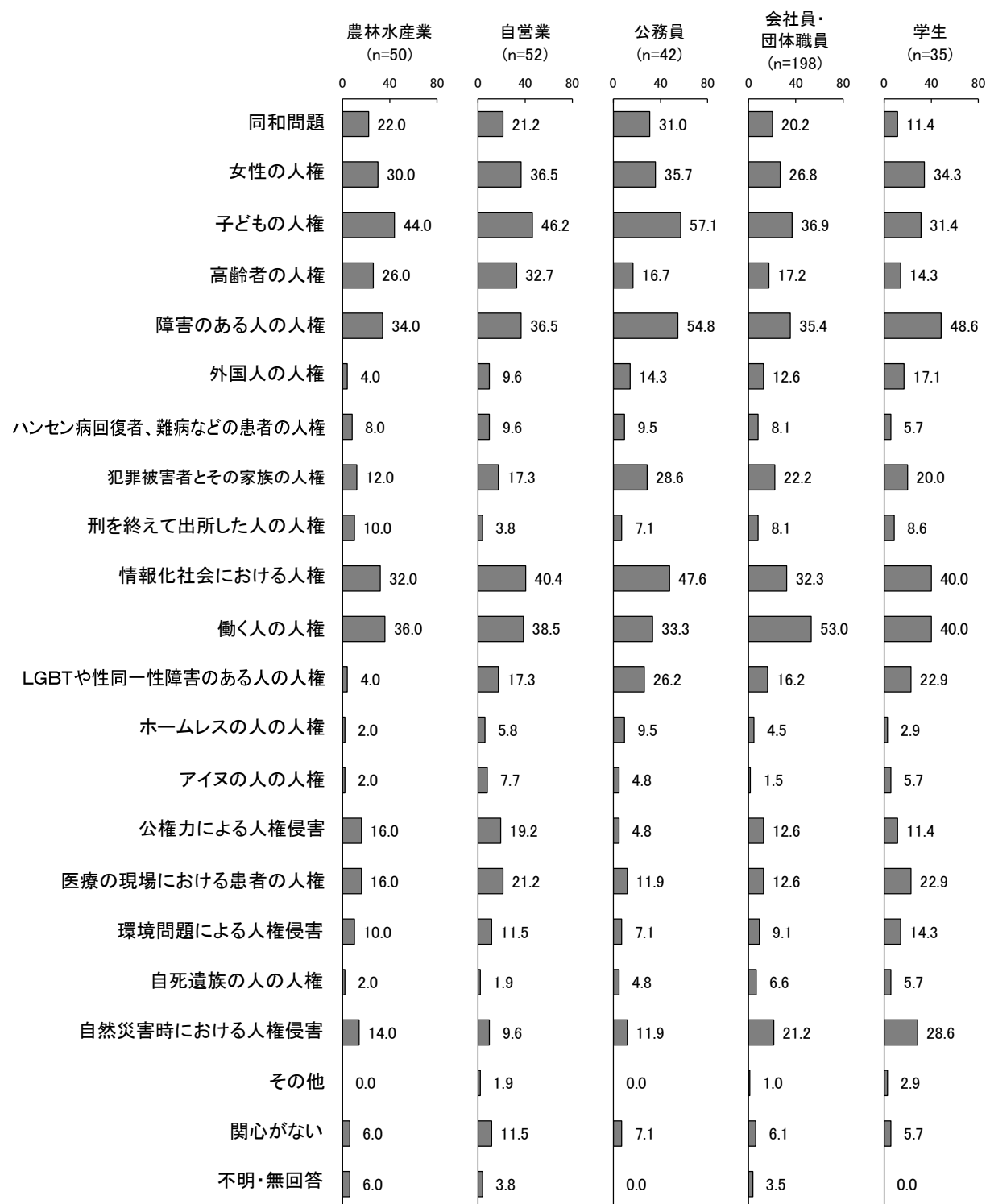


(単位：%)

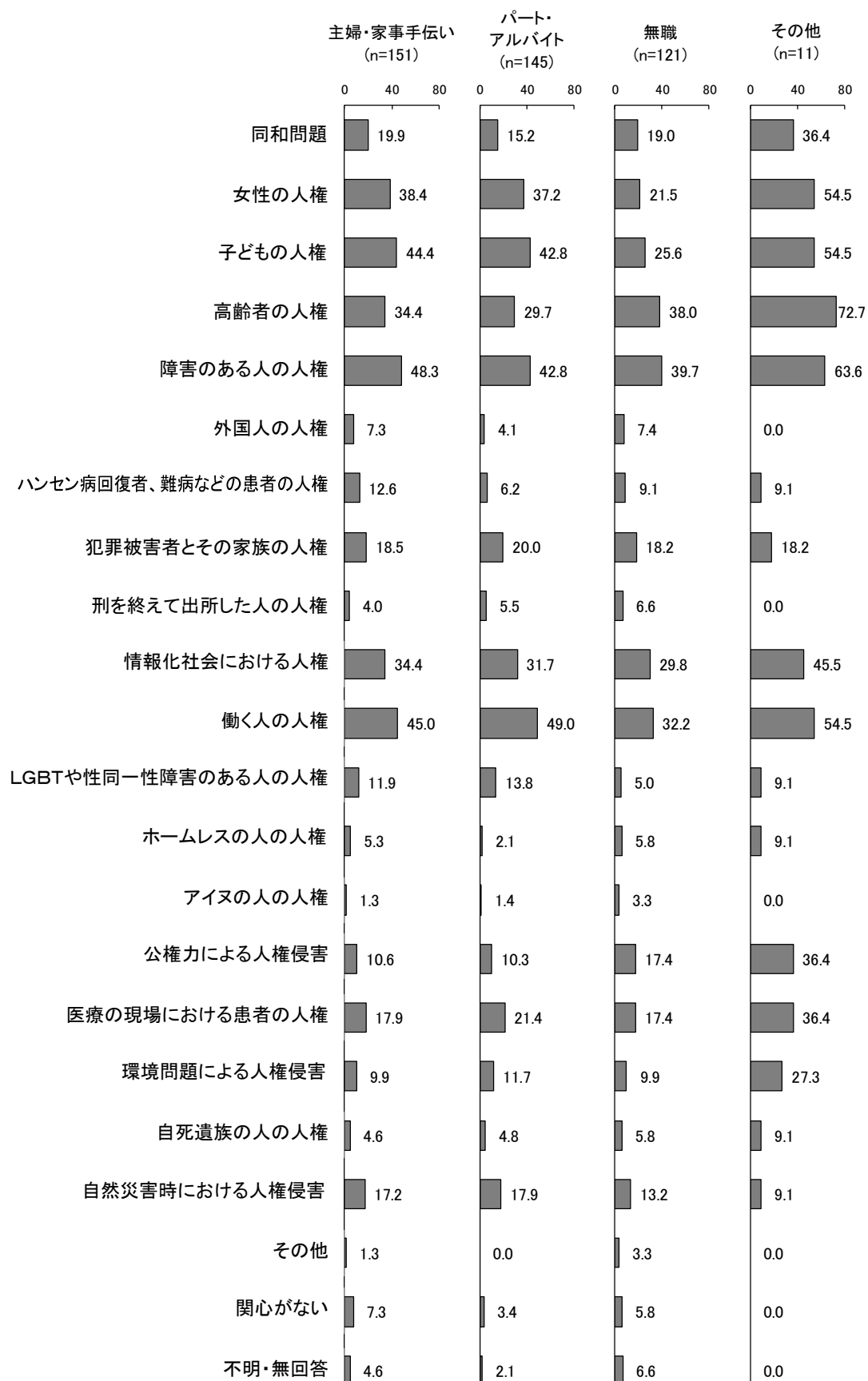
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員では「子どもの人権」、会社員・団体職員、パート・アルバイトでは「働く人の人権」、学生、主婦・家事手伝い、無職では「障害のある人の人権」、その他では「高齢者の人権」が最も多くなっています。

■ 「女性の人権」と「障害のある人の人権」では主婦・家事手伝い、「子どもの人権」と「LGBTや性同一性障害のある人の人権」では公務員、「外国人の人権」と「働く人の人権」では会社員・団体職員が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位：%)



(単位: %)

< H20 年度・H26 年度調査との比較 >

- 前々回調査（H20）、前回調査（H26）と比較をすると、「子どもの人権」、「外国人の人権」、「刑を終えて出所した人の人権」、「情報化社会における人権」、「L G B T や性同一性障害のある人の人権」は前々回調査、前回調査と比べて多くなっています。

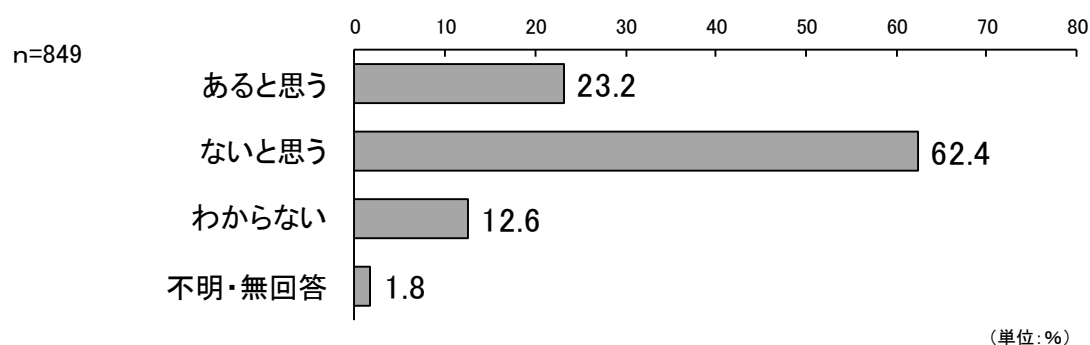
区 分	H20 (n=783)	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
働く人の人権（職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントの問題、人事評価の公平性の問題、長時間労働など）	—	43.1	43.9
障害のある人の人権 （身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害など）	50.8	35.8	41.3
子どもの人権	24.0	30.1	39.7
情報化社会における人権 （インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害）*1	26.9	30.7	33.8
女性の人権	25.4	33.2	31.4
高齢者の人権	37.8	29.6	28.3
犯罪被害者とその家族の人権	21.7	19.2	19.8
同和問題	25.0	23.0	19.4
医療の現場における患者の人権	—	16.7	17.4
自然災害時における人権侵害	—	9.1	17.2
L G B T や性同一性障害のある人の人権*2	3.8	7.7	13.1
公権力（国や地方公共団体）による人権侵害	—	10.8	13.1
環境問題による人権侵害	—	10.7	10.6
外国人の人権	4.2	6.6	8.7
ハンセン病回復者、難病などの患者の人権*3	10.2	11.0	8.7
刑を終えて出所した人の人権	3.4	6.1	6.5
関心がない*4	5.2	5.6	6.1
自死遺族の人の人権	—	3.5	4.9
ホームレスの人の人権	3.6	5.4	4.5
アイヌの人の人権	1.0	3.9	2.7
その他	2.2	1.2	1.3
不明・無回答	1.7	3.5	3.9

（単位：％）

- * 1 H20 年度調査では「インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害」
 * 2 H20 年度調査では「性同一性障害者の人権」、H26 年度調査では「性同一性障がいのある人の人権」
 * 3 H20 年度調査では「H I V 感染者やかつてハンセン病を病んだ人、難病の人の人権」、
 H26 年度調査では「H I V 感染者、ハンセン症回復者、難病などの患者の人権」
 * 4 H20 年度調査では「特にない」

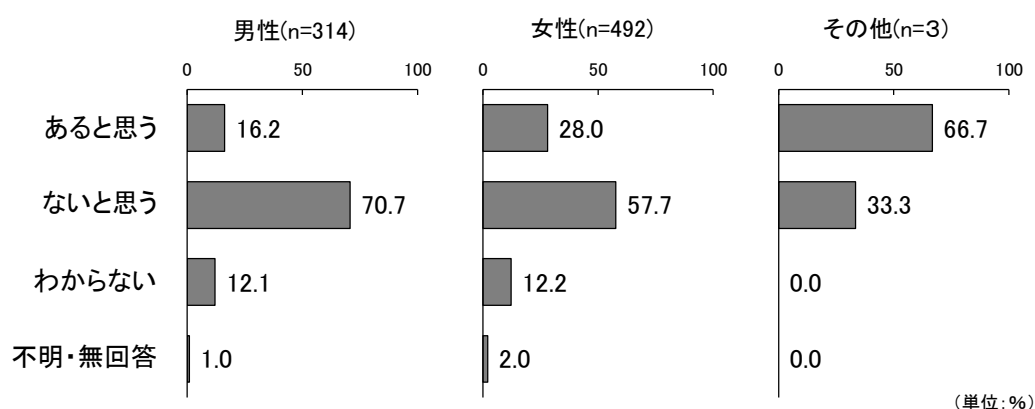
問2. あなたは今までに自分が差別を受けた、または人権を侵害されたと感じたことはありますか。
(○は1つだけ)

「ないと思う」が62.4%で最も多く、「あると思う」23.2%、「わからない」12.6%がつづいていきます。



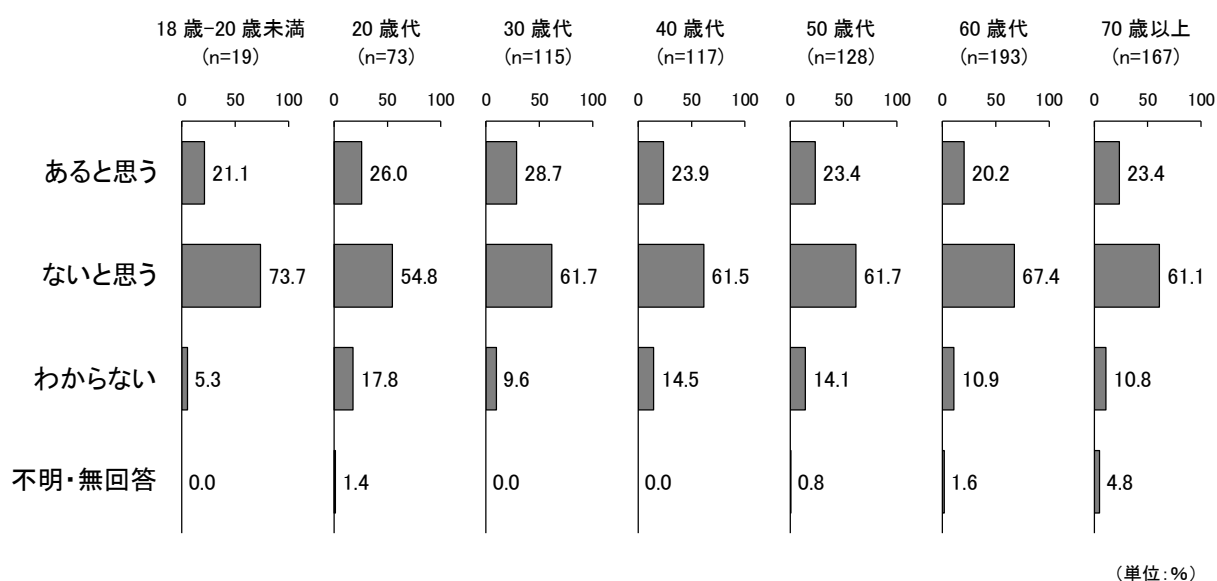
【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「ないと思う」が最も多くなっています。
- 女性では「あると思う」が男性と比べて多くなっています。



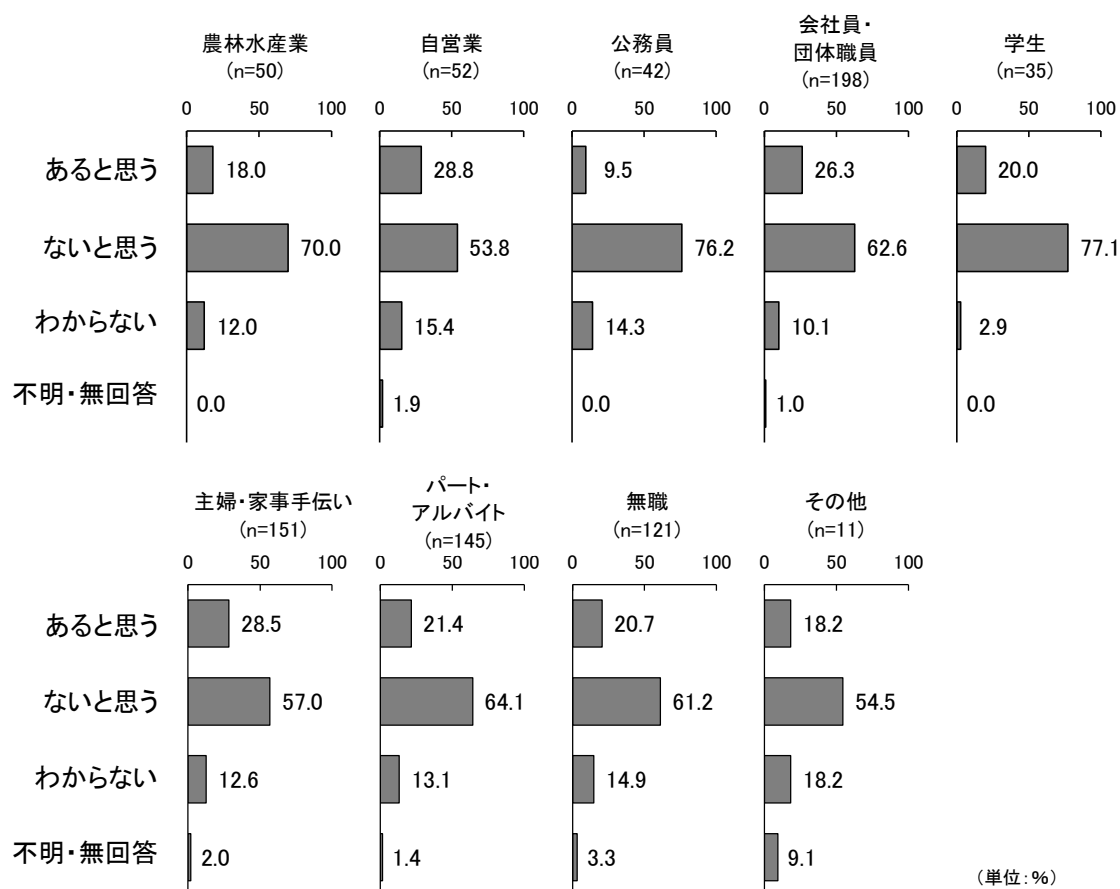
【年代別】

- 年代別でみると、すべての年代において「ないと思う」が最も多くなっています。



【職業別】

■ 職業別でみると、すべての職業において「ないと思う」が最も多くなっています。



< H20 年度・H26 年度調査との比較 >

■ 前回調査 (H26) と比較をすると、「あると思う」は 3.1 ポイント減少、「ないと思う」は 3.1 ポイント増加しています。

区 分	H20 (n=783)	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
あると思う	23.0	26.3	23.2
ないと思う	75.4	59.3	62.4
わからない	—	12.1	12.6
不明・無回答	1.7	2.3	1.8

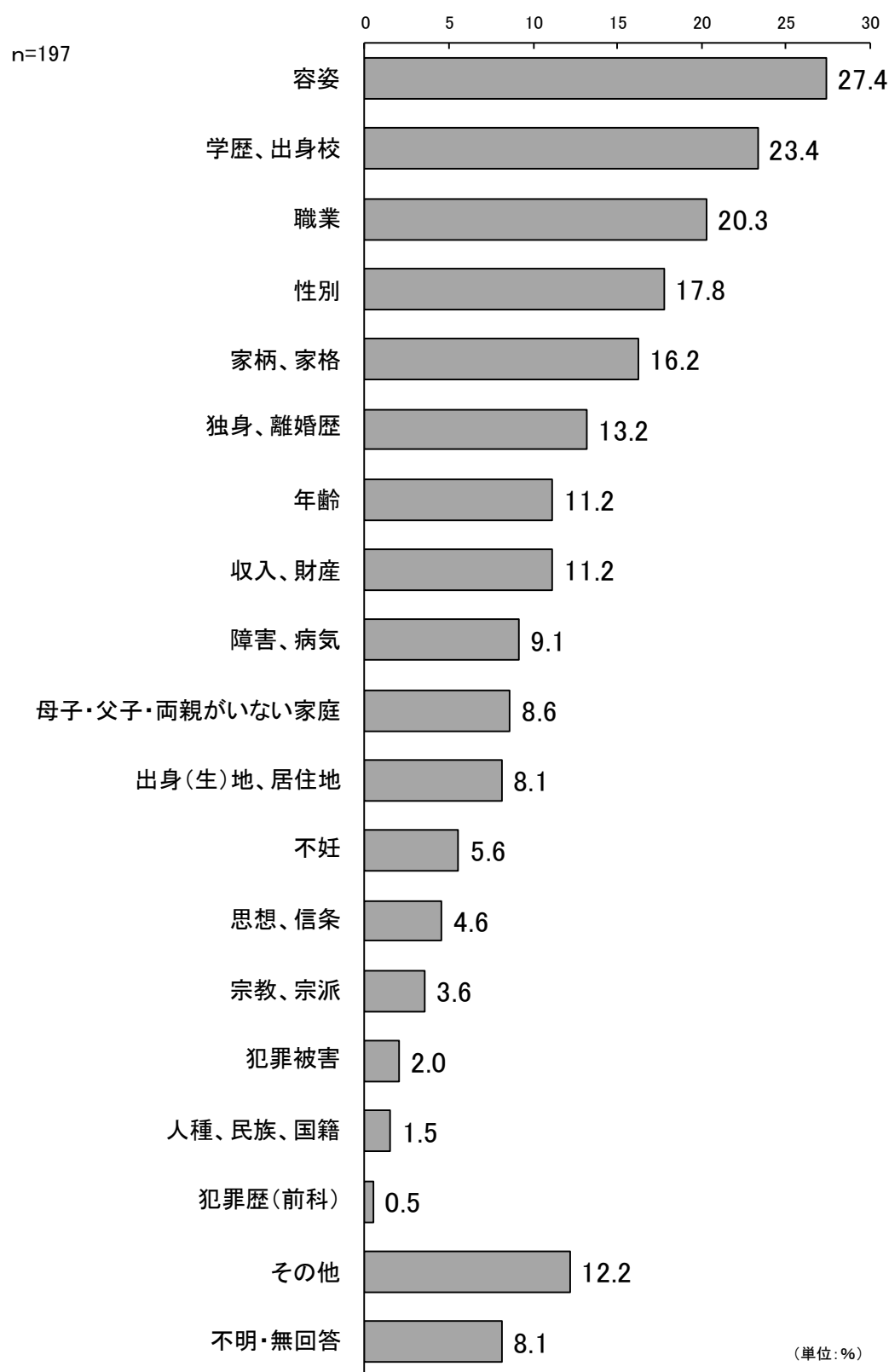
(単位: %)

* H20 年度調査の設問は「あなたは、今までに自分の人権が侵害（差別・虐待など）されたと感じたことがありますか」であり、選択肢は「ある」「ない」の2つとなっている。

問2－1. 問2で「あると思う」と答えた方で、差別を受けた内容とその具体的な状態について、
AとBからあてはまるものをお答えください。(〇はいくつでも)

A. 差別を受けた内容

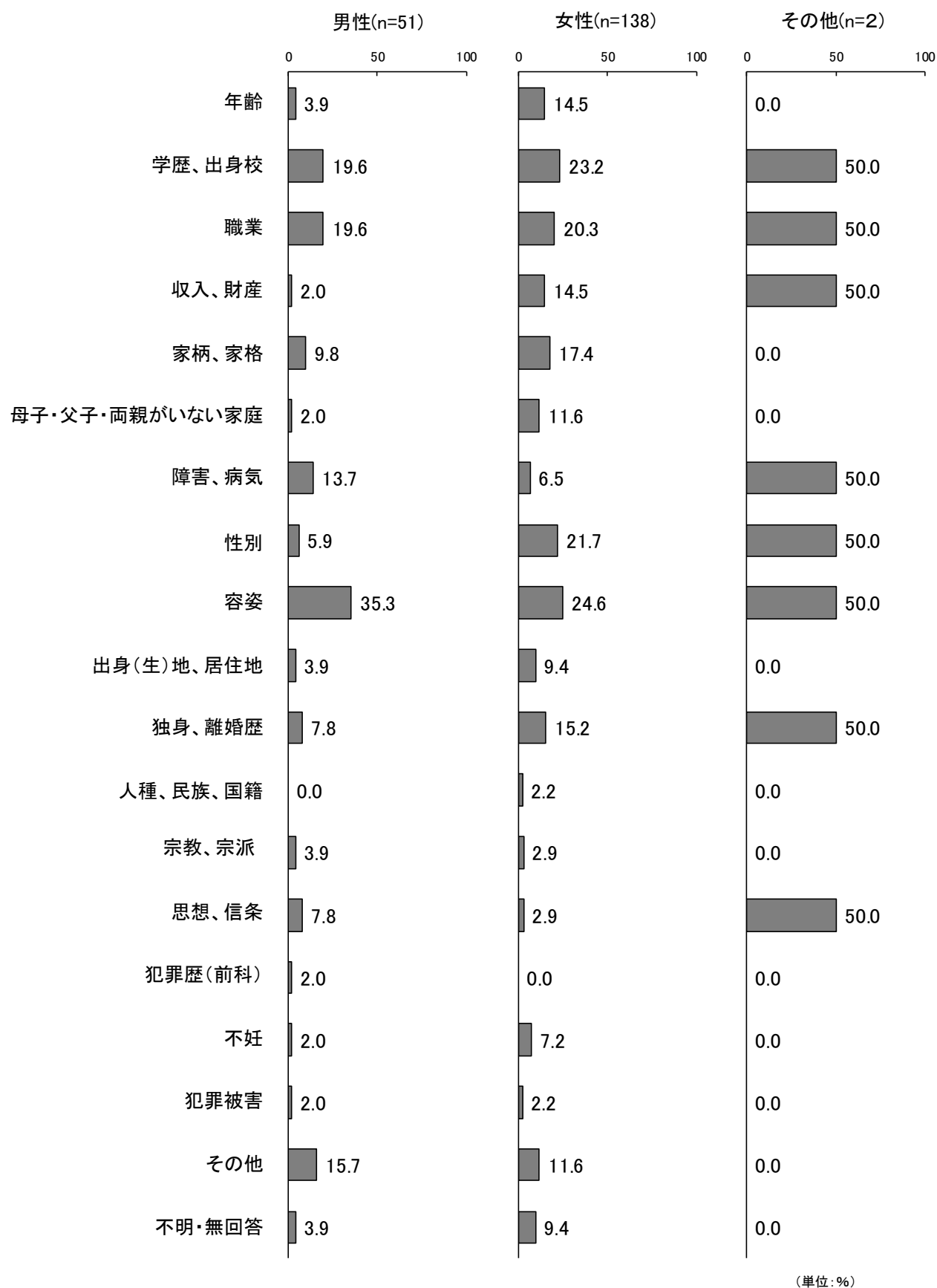
「容姿」が27.4%で最も多く、「学歴、出身校」23.4%、「職業」20.3%がつづいています。



【性別】

■ 性別でみると、男性、女性ともに「容姿」が最も多くなっています。

■ 女性では「年齢」、「収入、財産」、「母子・父子・両親がいない家庭」、「性別」が、男性と比べて多くなっています。

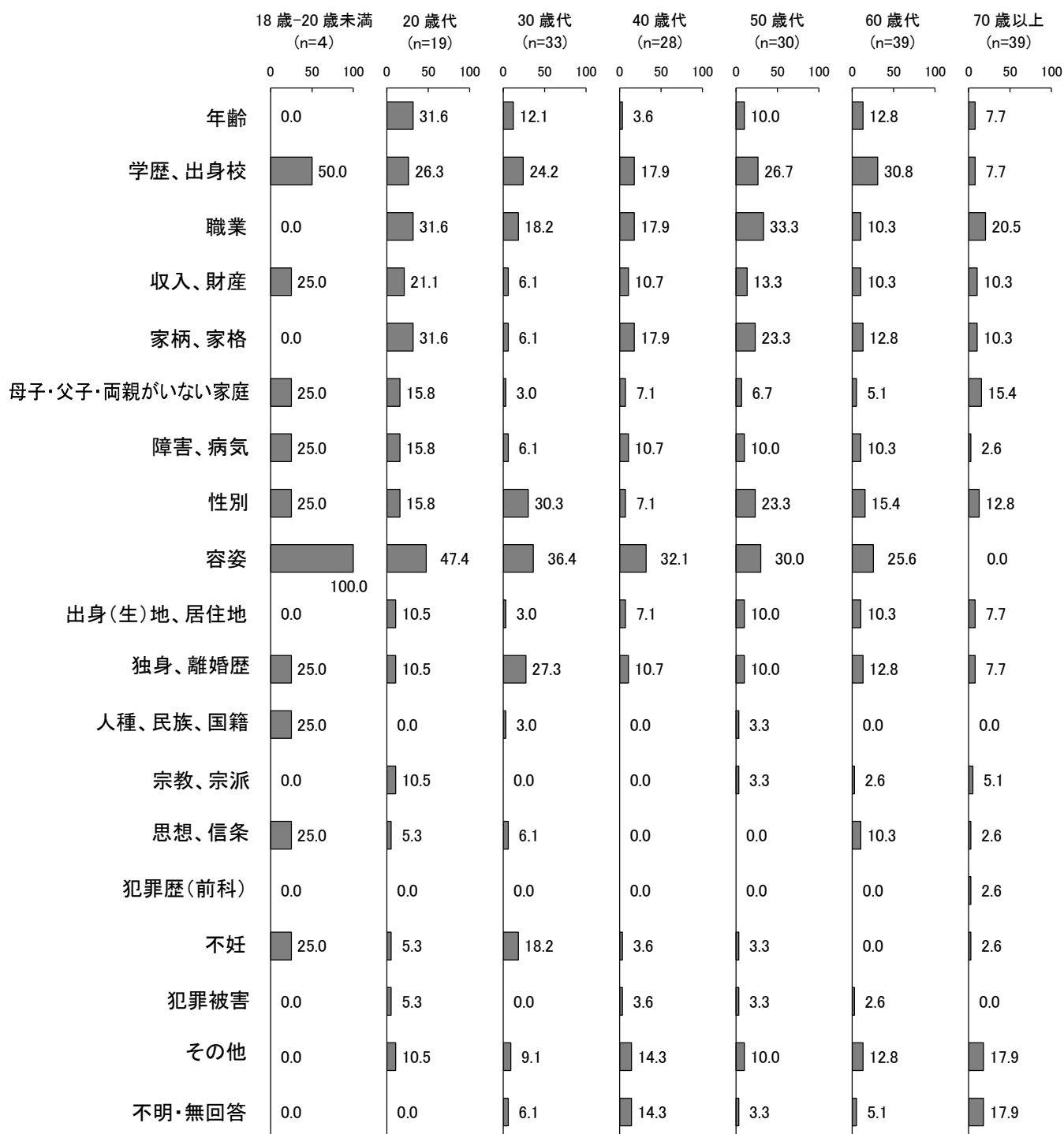


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、20 歳代から 40 歳代では「容姿」、50 歳代では「職業」、60 歳代では「学歴、出身校」、70 歳以上では「職業」が最も多くなっています。

■ 「年齢」では 20 歳代、「性別」では 30 歳代が、他の年代と比べて多くなっています。

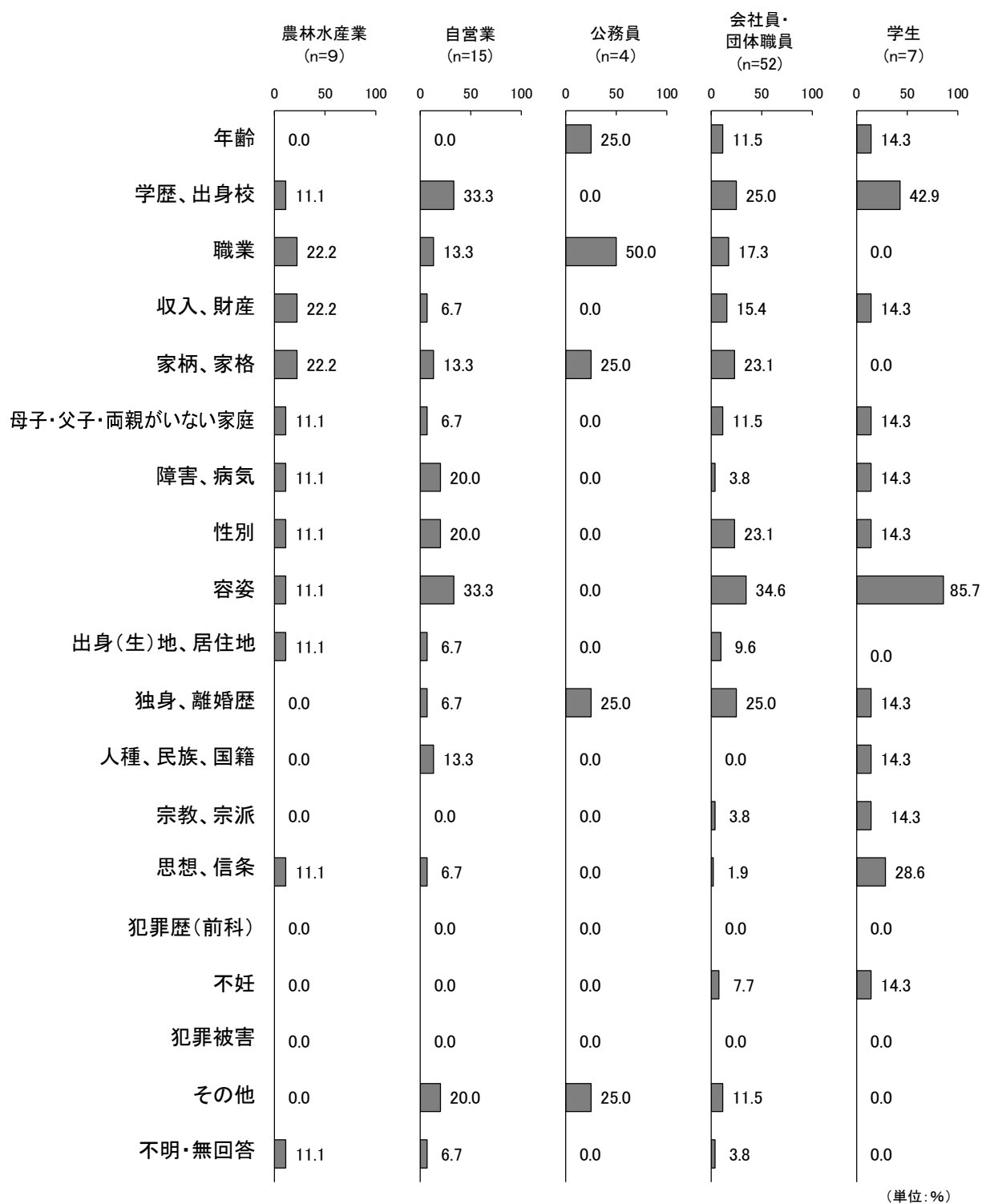


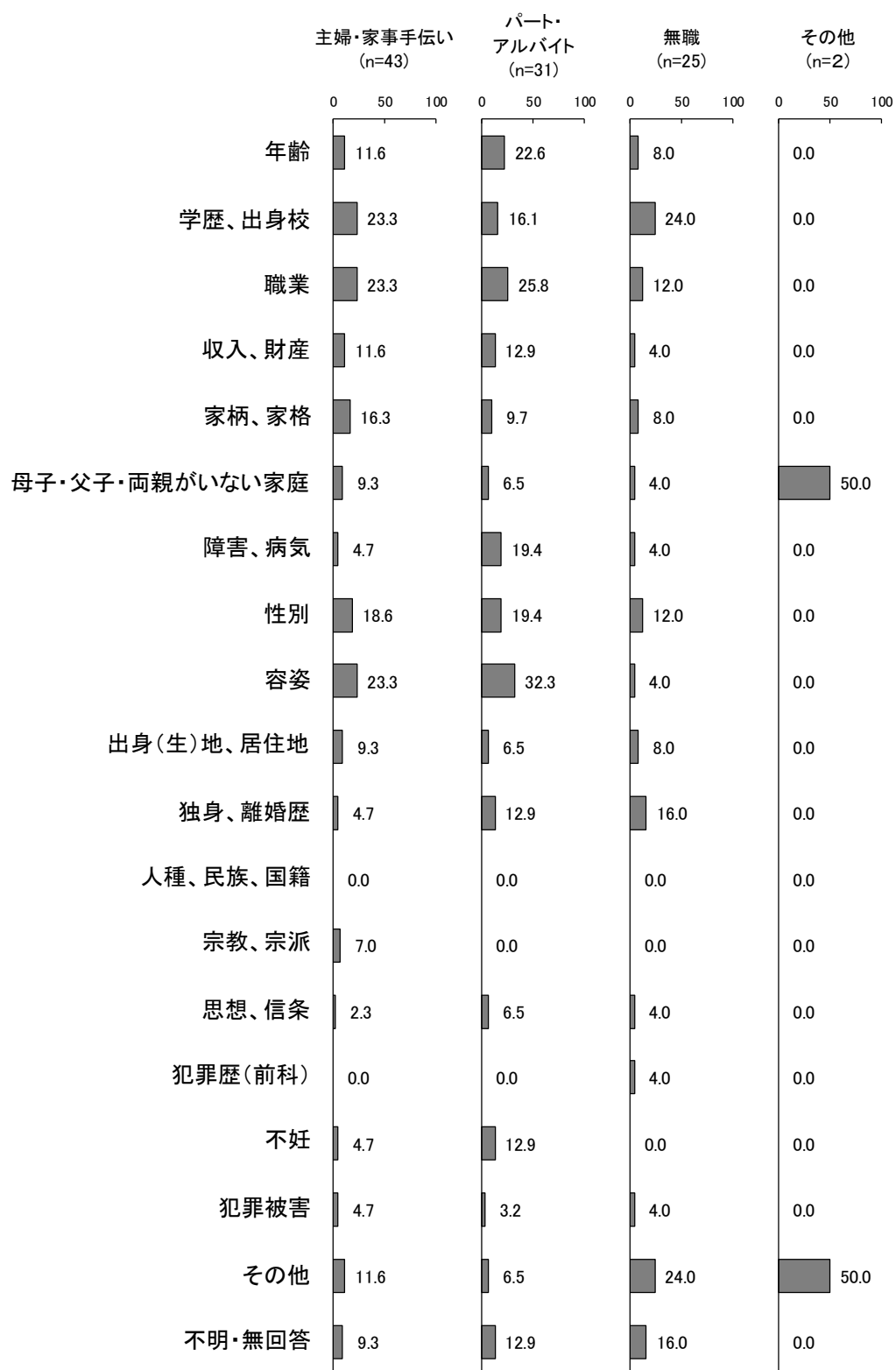
(単位: %)

【職業別】

■ 職業別でみると、自営業では「学歴、出身校」と「容姿」、会社員・団体職員、パート・アルバイトでは「容姿」、主婦・家事手伝いでは「学歴、出身校」、「職業」、「容姿」、無職では「学歴、出身校」が、最も多くなっています。

■ 「独身、結婚歴」では会社員・団体職員が、他の職業と比べて多くなっています。





(単位: %)

< H26 年度調査との比較 >

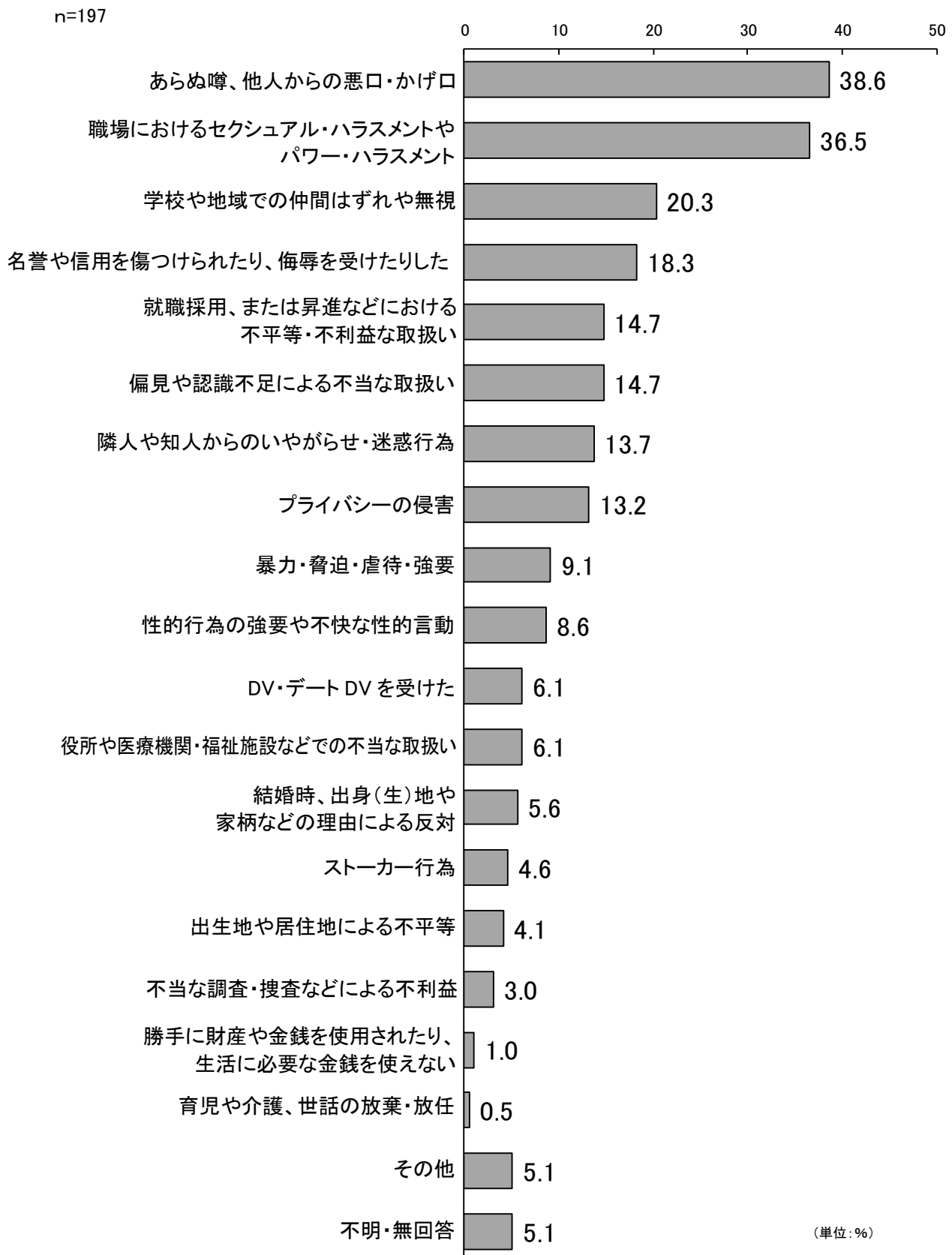
- 前回調査（H26）と比較をすると、「職業」は 6.8 ポイント、「容姿」は 9.0 ポイント、「独身、離婚歴」は 6.1 ポイントそれぞれ増加しています。

区 分	H26 (n=267)	R 1 (n=197)
容姿	18.4	27.4
学歴、出身校	23.2	23.4
職業	13.5	20.3
性別	15.7	17.8
家柄、家格	15.7	16.2
独身、離婚歴	7.1	13.2
年齢	16.1	11.2
収入、財産	16.9	11.2
障害、病気	12.0	9.1
母子・父子・両親がいない家庭	10.1	8.6
出身（生）地、居住地	12.4	8.1
不妊	3.7	5.6
思想、信条	3.4	4.6
宗教、宗派	2.6	3.6
犯罪被害	0.7	2.0
人種、民族、国籍	2.6	1.5
犯罪歴（前科）	0.4	0.5
その他	8.6	12.2
不明・無回答	6.0	8.1

(単位：%)

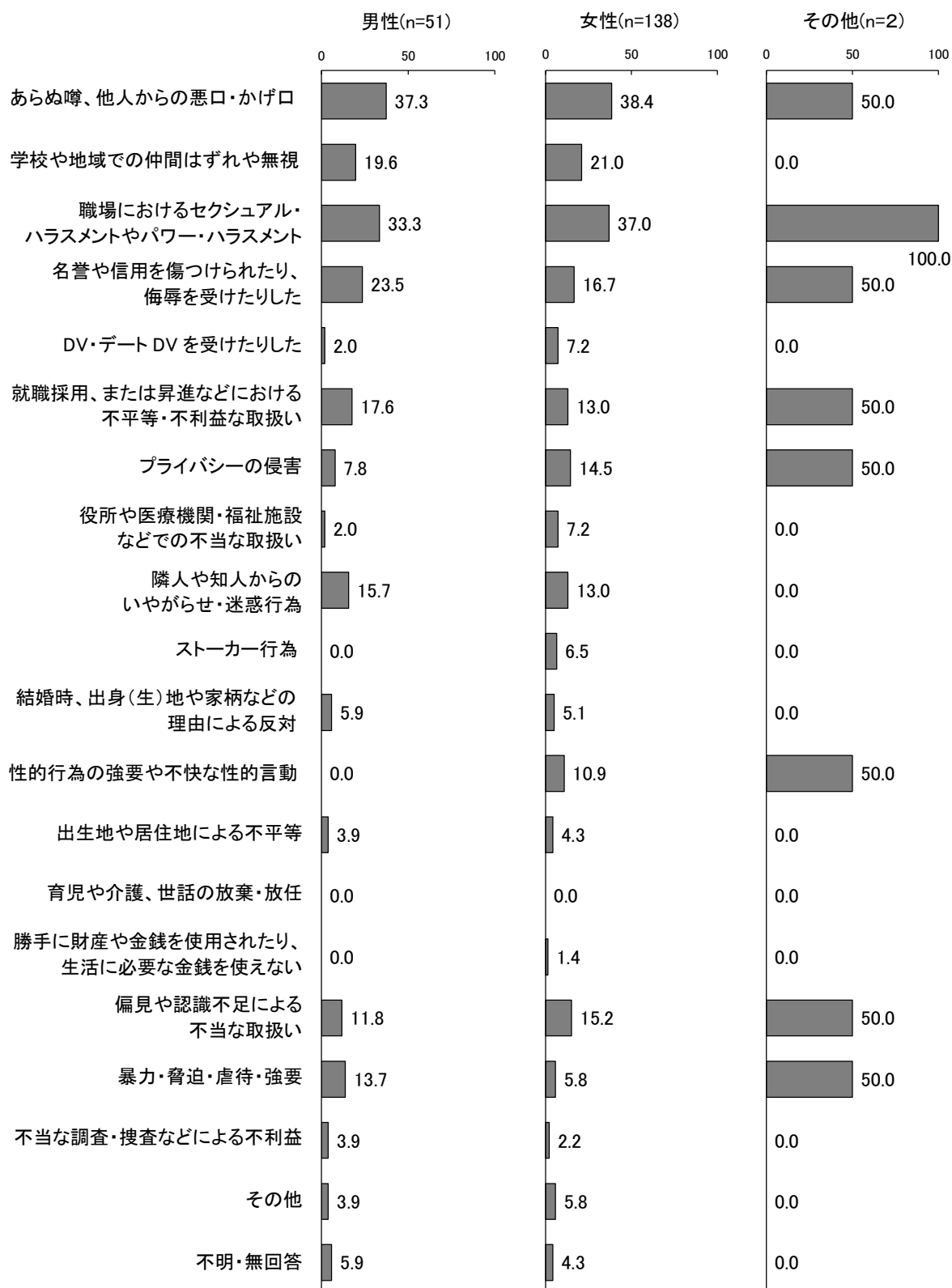
B. 差別を受けた具体的な状態

「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」が38.6%で最も多く、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」36.5%、「学校や地域での仲間はずれや無視」20.3%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」が最も多くなっています。
- 女性では「性的行為の強要や不快な性的言動」が、男性と比べて多くなっています。

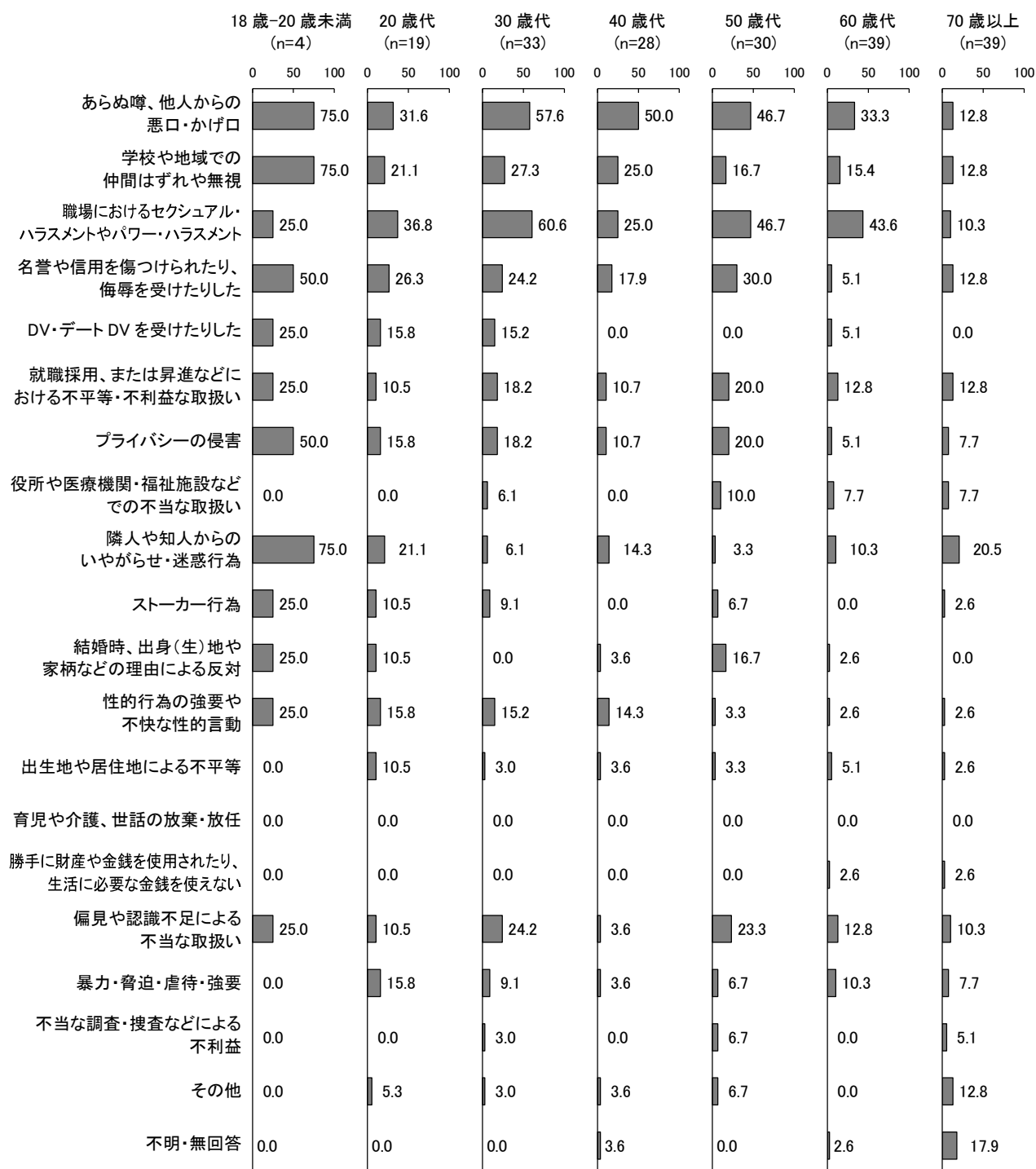


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、20 歳代、30 歳代、60 歳代では「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」、40 歳代では「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」、50 歳代では「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」、70 歳以上では「隣人や知人からのいやがらせ・迷惑行為」が最も多くなっています。

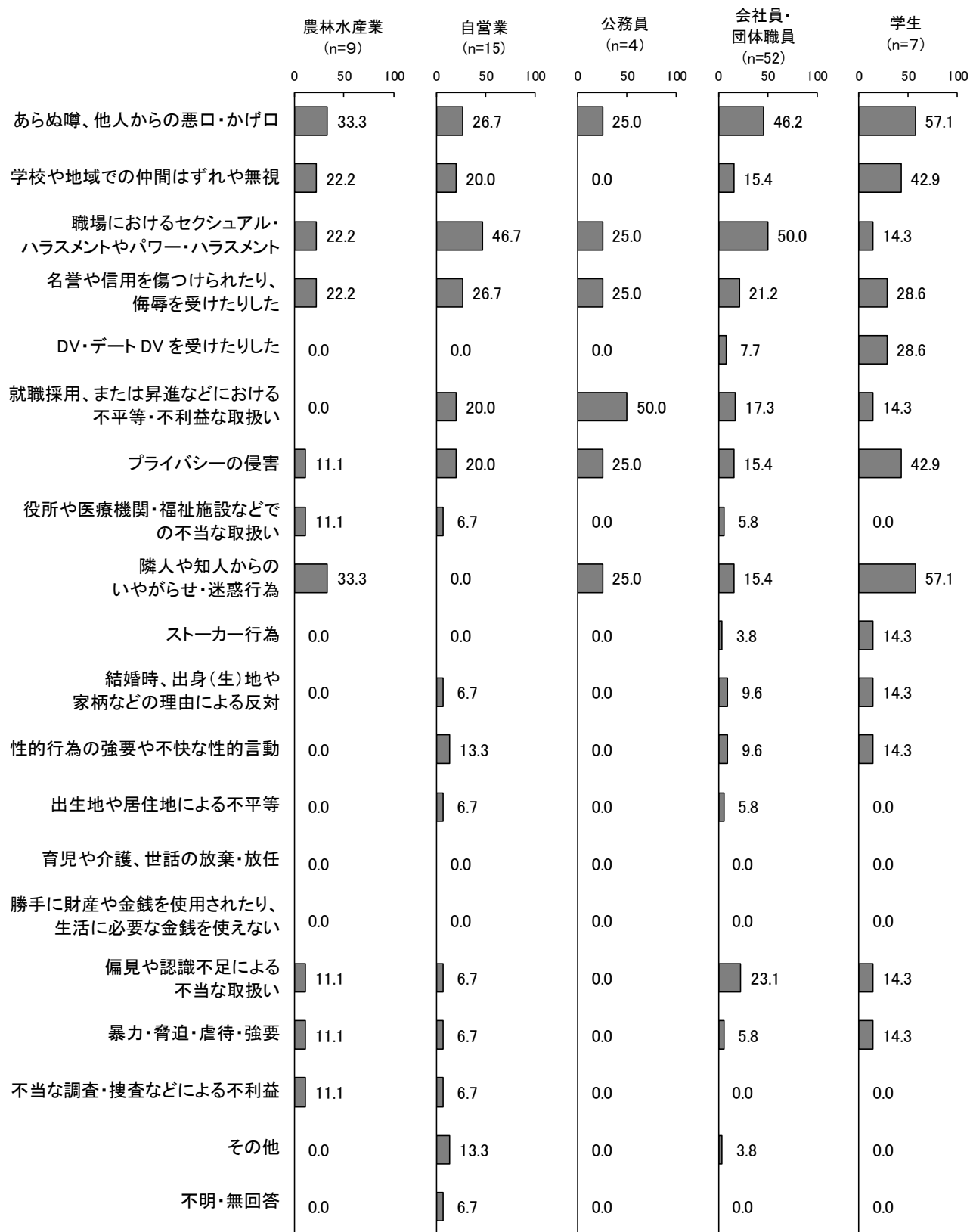
■ 「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」では 30 歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



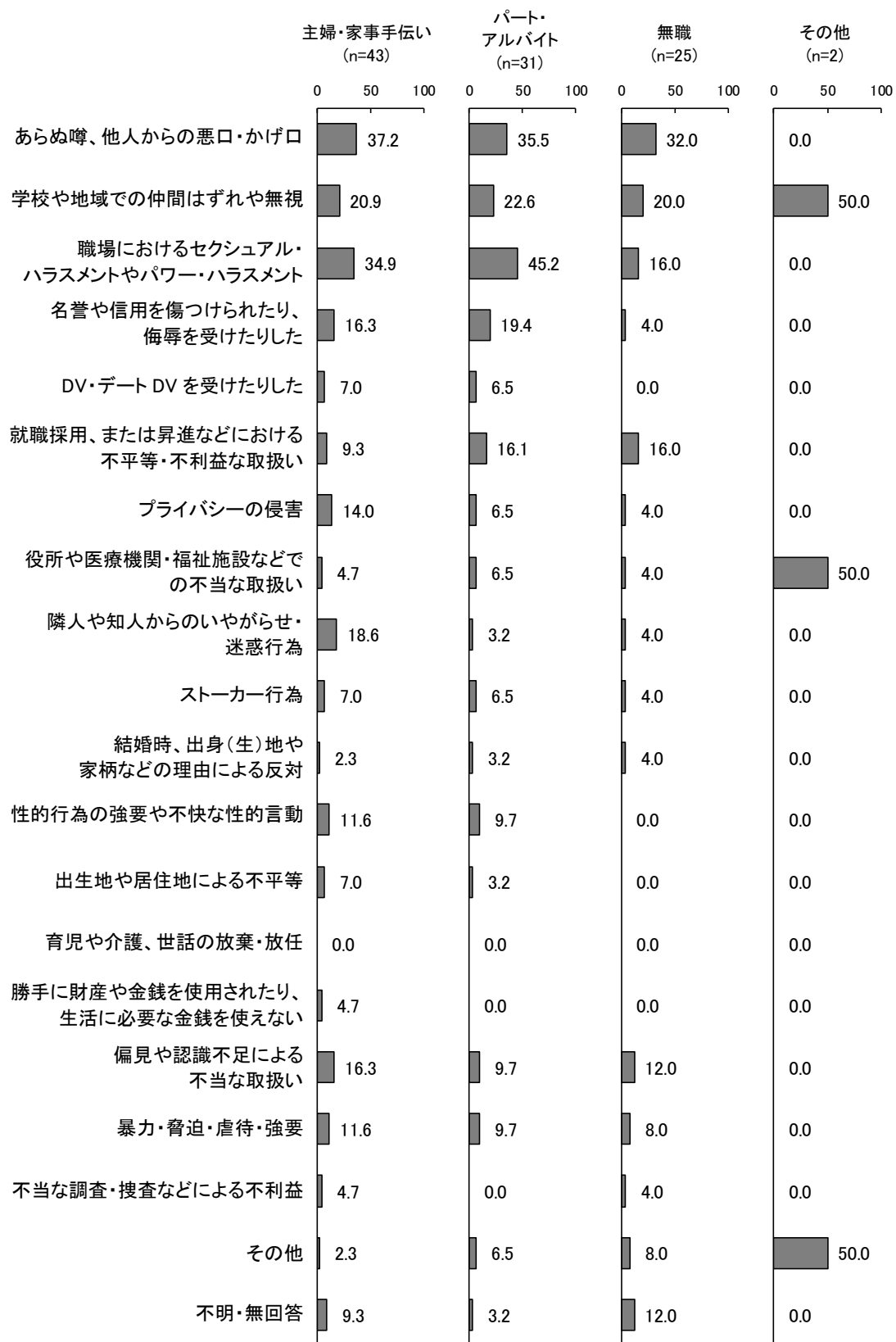
(単位: %)

【職業別】

■ 職業別でみると、自営業、会社員・団体職員、パート・アルバイトでは「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」、主婦・家事手伝い、無職では「あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口」が最も多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

< H26 年度調査との比較 >

- 前回調査（H26）と比較をすると、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント」は8.8ポイント、「偏見や認識不足による不当な取扱い」は6.8ポイントそれぞれ増加しています。

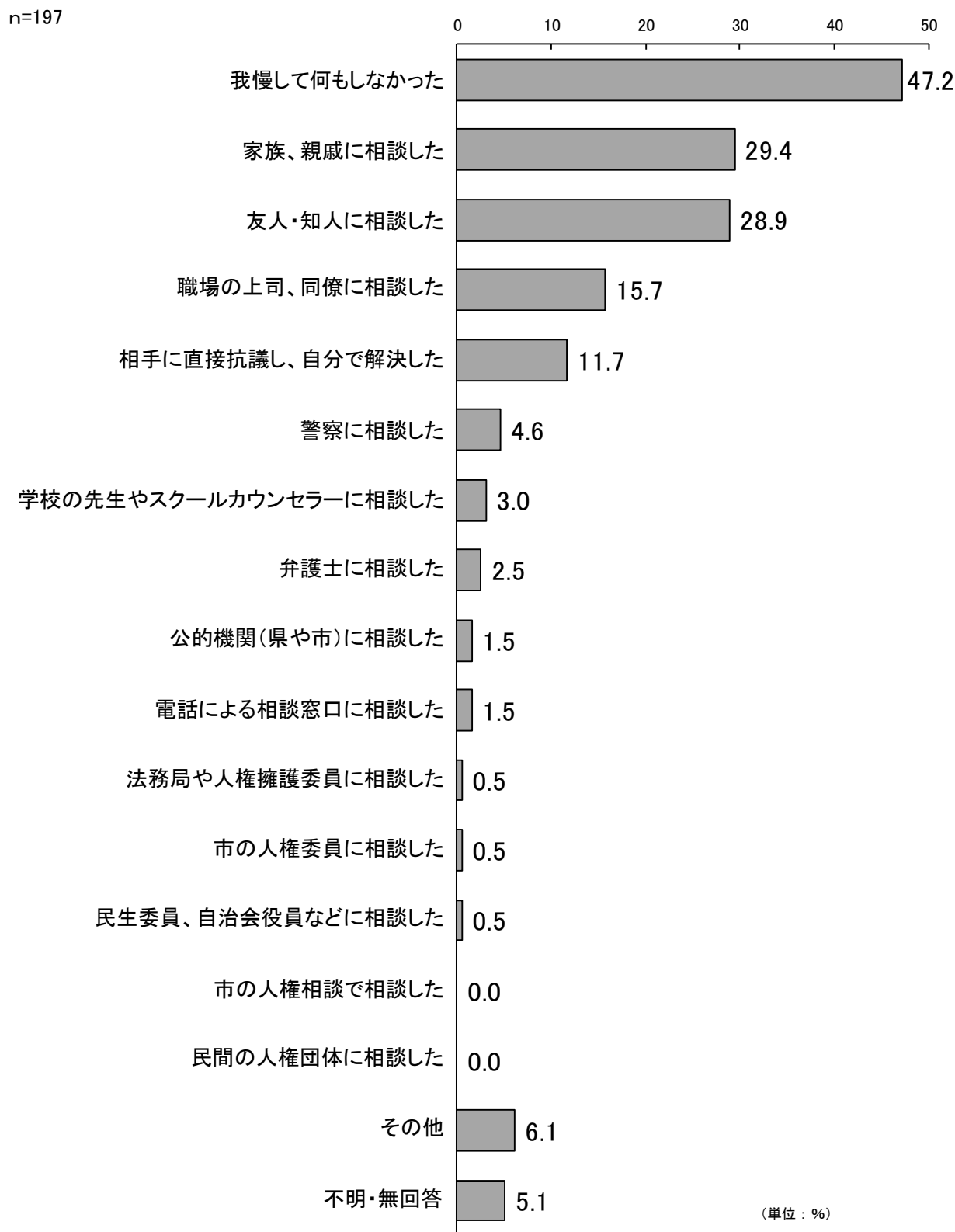
区 分	H26 (n=267)	R 1 (n=197)
あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口	37.1	38.6
職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント	27.7	36.5
学校や地域での仲間はずれや無視	21.0	20.3
名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりした	17.2	18.3
就職採用、または昇進などにおける不平等・不利益な取扱い	13.5	14.7
偏見や認識不足による不当な取扱い	7.9	14.7
隣人や知人からのいやがらせ・迷惑行為	13.9	13.7
プライバシーの侵害（他人に知られたくない個人的事項を知られた）	11.2	13.2
暴力・脅迫・虐待・強要（本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）	5.2	9.1
性的行為の強要や不快な性的言動	5.2	8.6
DV・デートDV（配偶者や恋人からの心身に与える暴力）を受けた	6.7	6.1
役所や医療機関・福祉施設などでの不当な取扱い	6.0	6.1
結婚時、出身（生）地や家柄などの理由による反対	9.4	5.6
ストーカー行為（特定の人にしつこくつきまとわれた）	4.9	4.6
出生地や居住地による不平等	4.5	4.1
不当な調査・捜査などによる不利益	2.6	3.0
勝手に財産や金銭を使用されたり、生活に必要な金銭を使えない	3.7	1.0
育児や介護、世話の放棄・放任	0.7	0.5
その他	3.0	5.1
不明・無回答	10.1	5.1

* H26 年度調査では選択肢の順番が異なる

（単位：％）

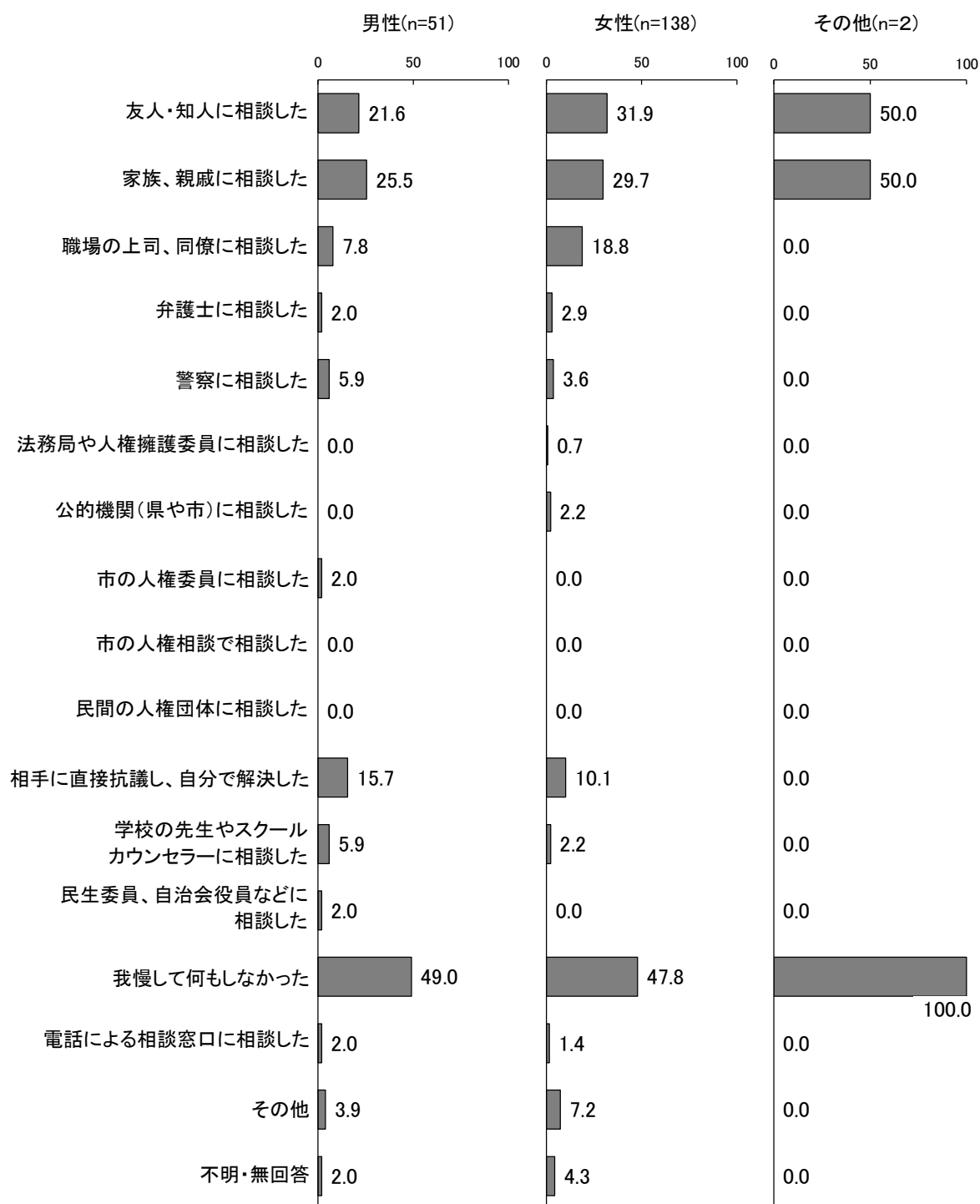
問２－２．問２で「あると思う」と答えた方で、その時どうされましたか。（〇はいくつでも）

「我慢して何もしなかった」が 47.2%で最も多く、「家族、親戚に相談した」29.4%、「友人・知人に相談した」28.9%がつづいています。



【性別】

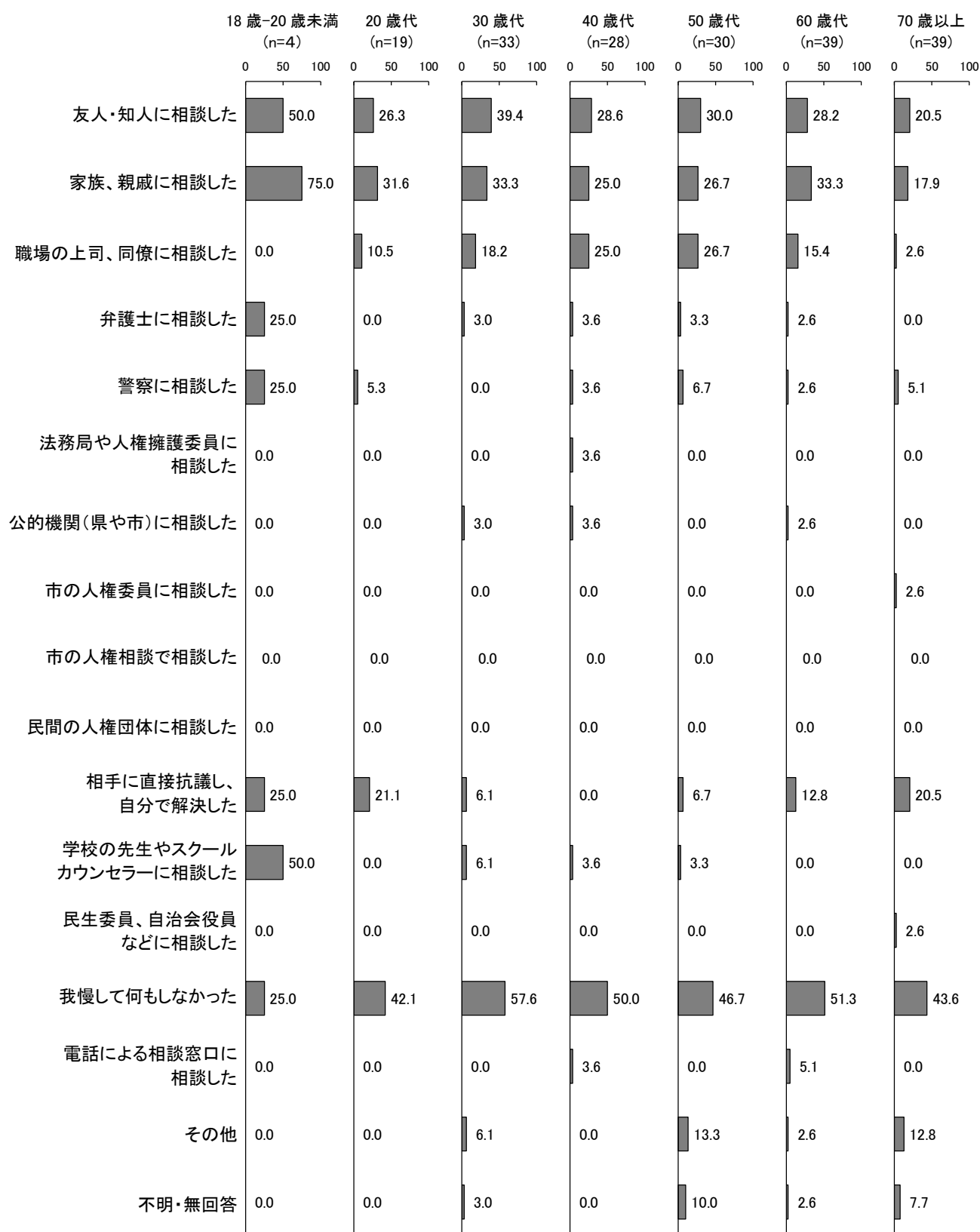
- 性別でみると、男性、女性ともに「我慢して何もしなかった」が、最も多くなっています。
- 女性では「職場の上司、同僚に相談した」が男性と比べて多くなっています。



(単位：%)

【年代別】

■ 年代別でみると、20歳代以上のすべての年代で「我慢して何もしなかった」が、最も多くなっています。

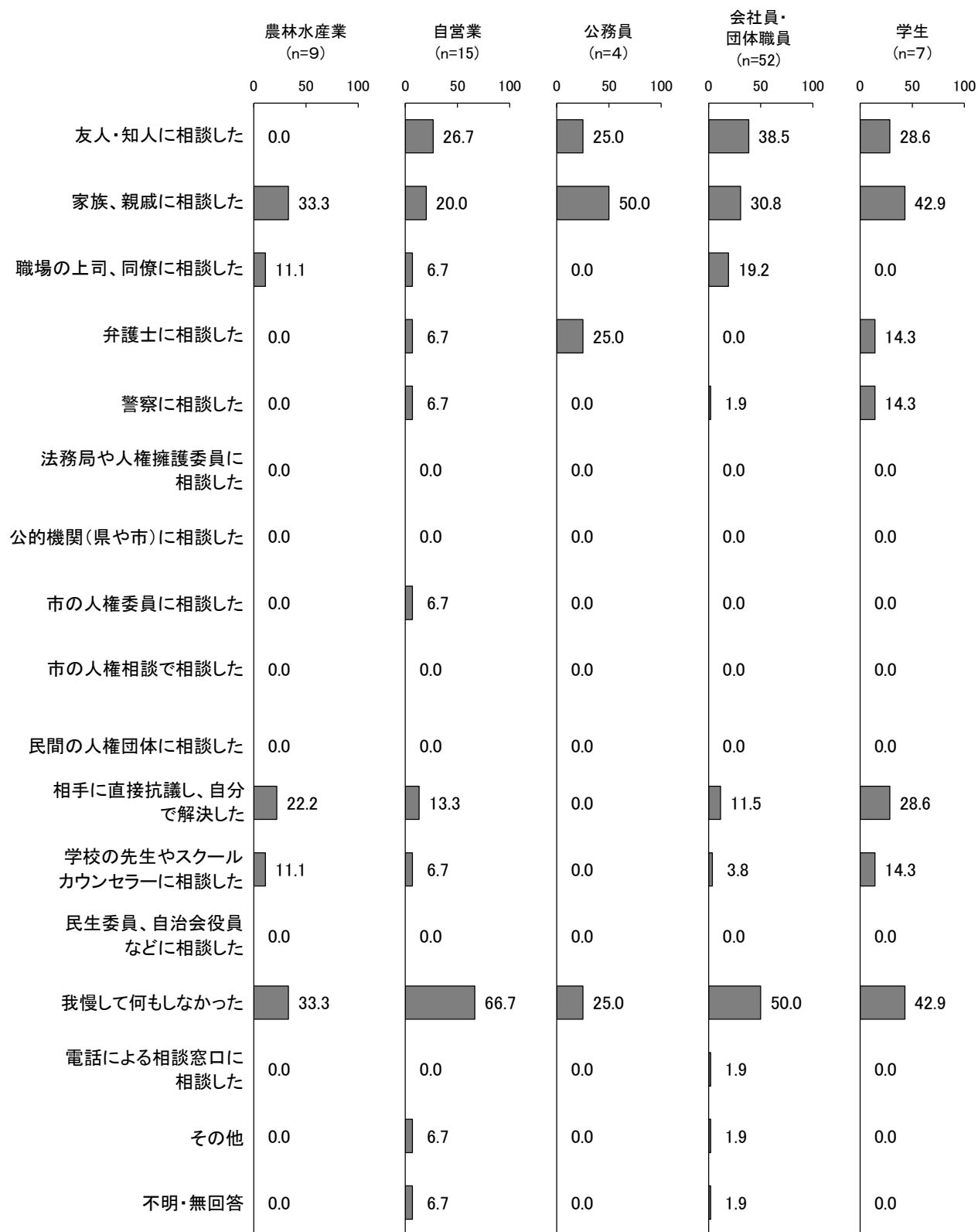


(単位: %)

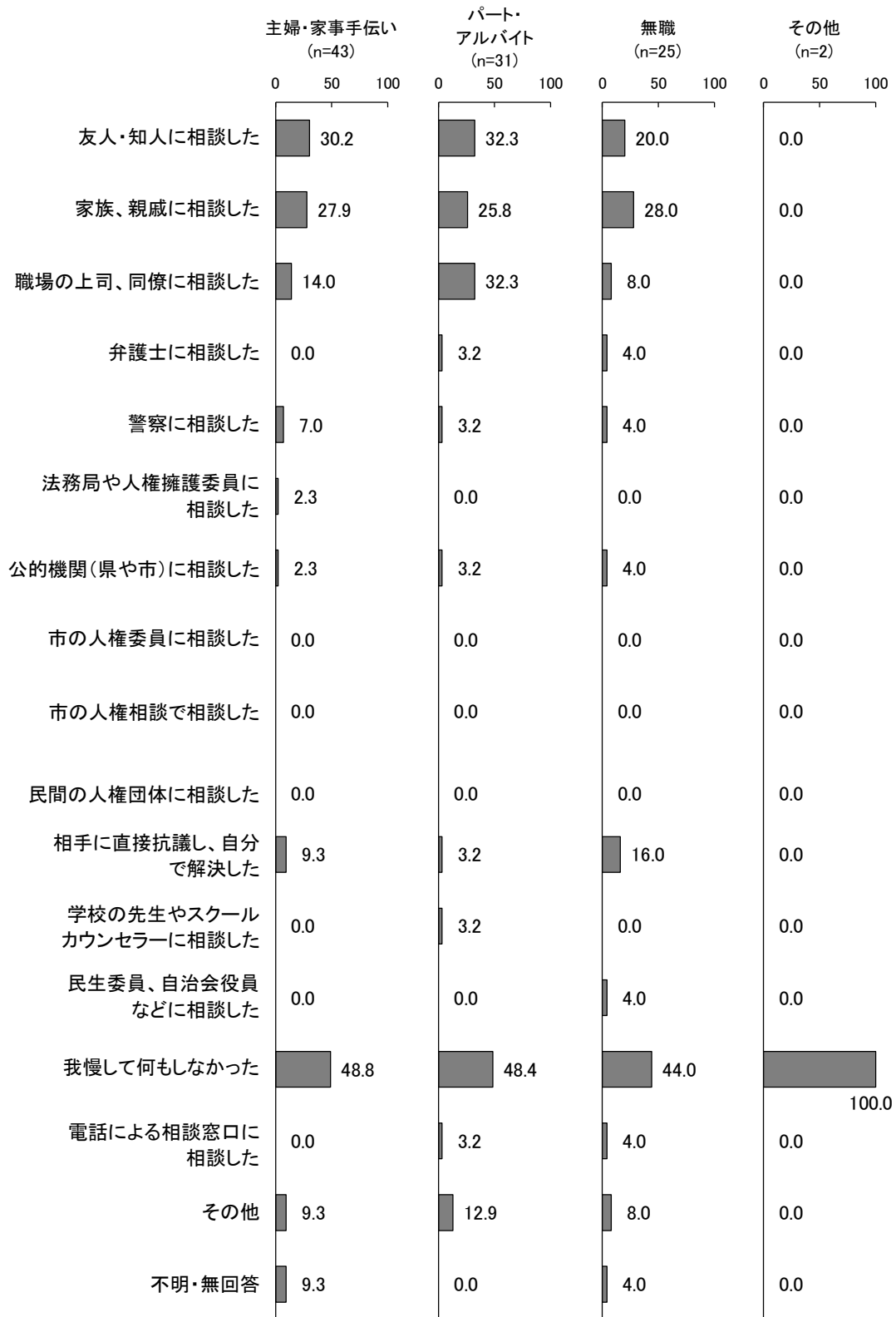
【職業別】

■ 職業別でみると、自営業、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職のすべてで「我慢して何もしなかった」が、最も多くなっています。

■ 「職場の上司、同僚に相談した」ではパート・アルバイトが、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「我慢して何もしなかった」は 12.0 ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=267)	R 1 (n=197)
我慢して何もしなかった	35.2	47.2
家族、親戚に相談した	28.8	29.4
友人・知人に相談した	26.6	28.9
職場の上司、同僚に相談した	14.6	15.7
相手に直接抗議し、自分で解決した	13.1	11.7
警察に相談した	4.9	4.6
学校の先生やスクールカウンセラーに相談した	4.5	3.0
弁護士に相談した	2.2	2.5
公的機関（県や市）に相談した	3.0	1.5
電話による相談窓口相談した* ¹	－	1.5
法務局や人権擁護委員に相談した	0.4	0.5
市の人権委員に相談した	0.7	0.5
民生委員、自治会役員などに相談した	0.4	0.5
市の人権相談で相談した	1.5	0.0
民間の人権団体に相談した	0.0	0.0
その他	5.2	6.1
不明・無回答	6.7	5.1

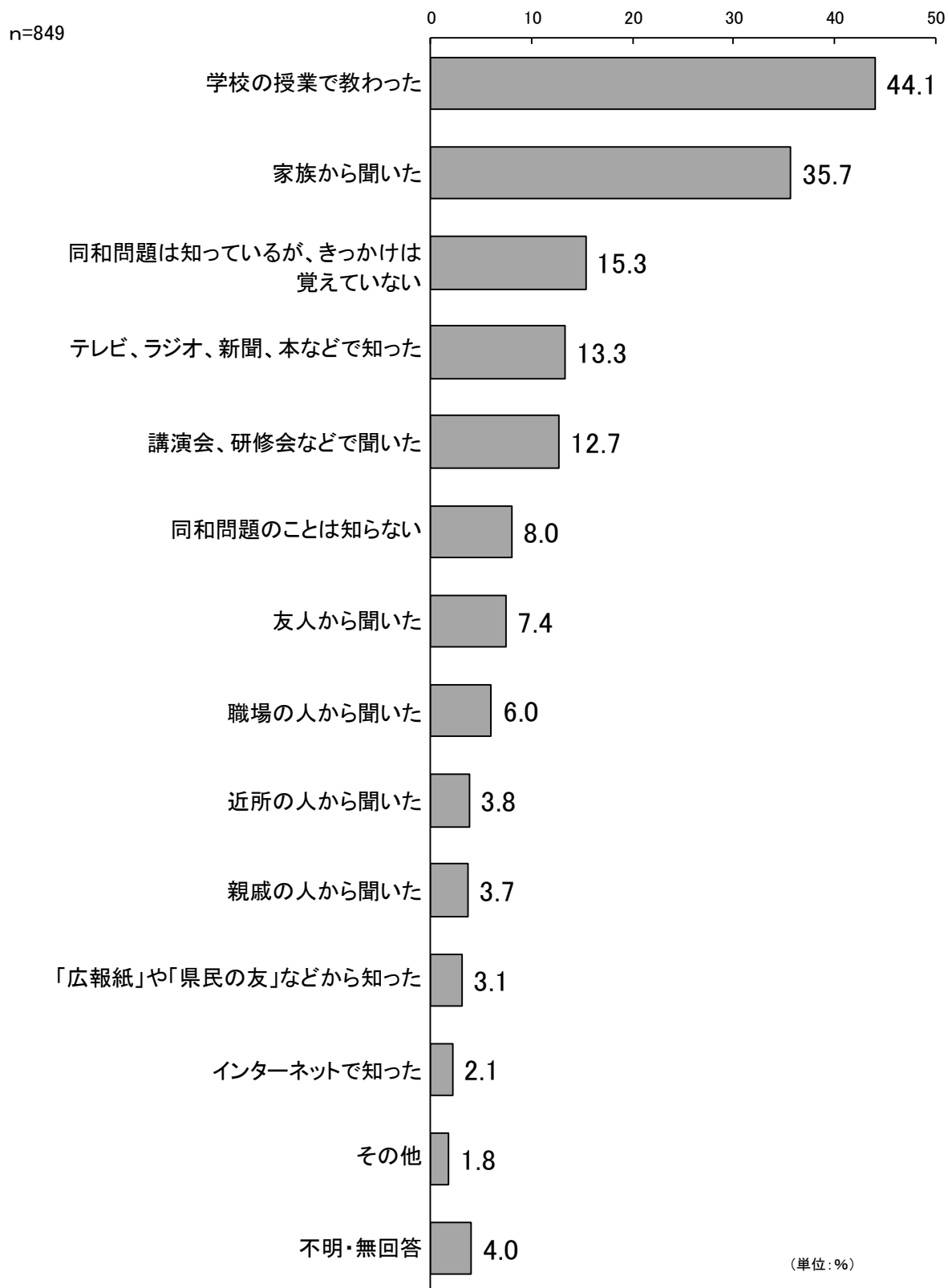
* 1 H26 年度調査には無い項目

（単位：％）

2. 同和問題について

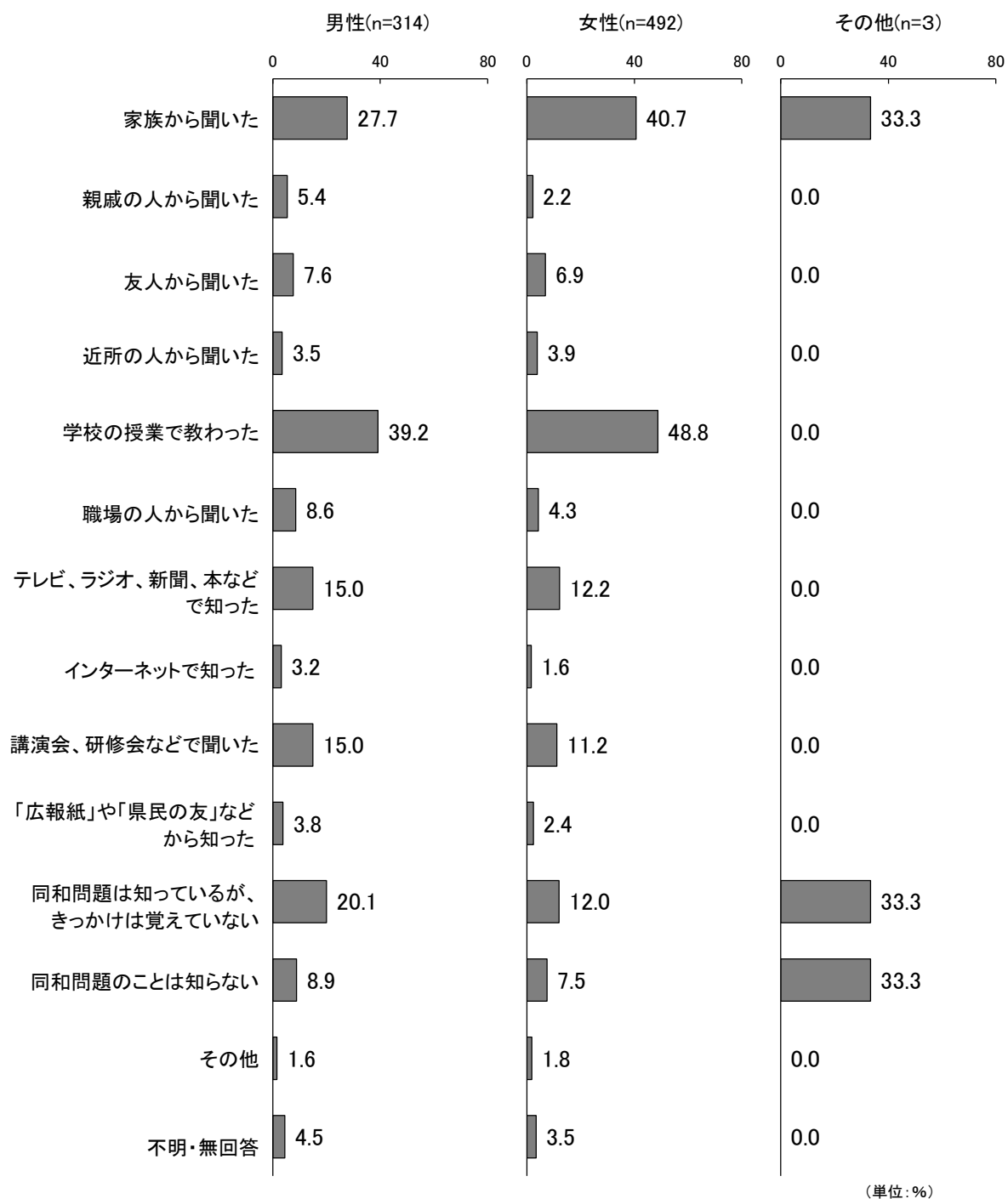
問3. 同和問題について、どういうきっかけで知りましたか。(〇は3つまで)

「学校の授業で教わった」が44.1%で最も多く、「家族から聞いた」35.7%、「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」15.3%がつづいています。



【性別】

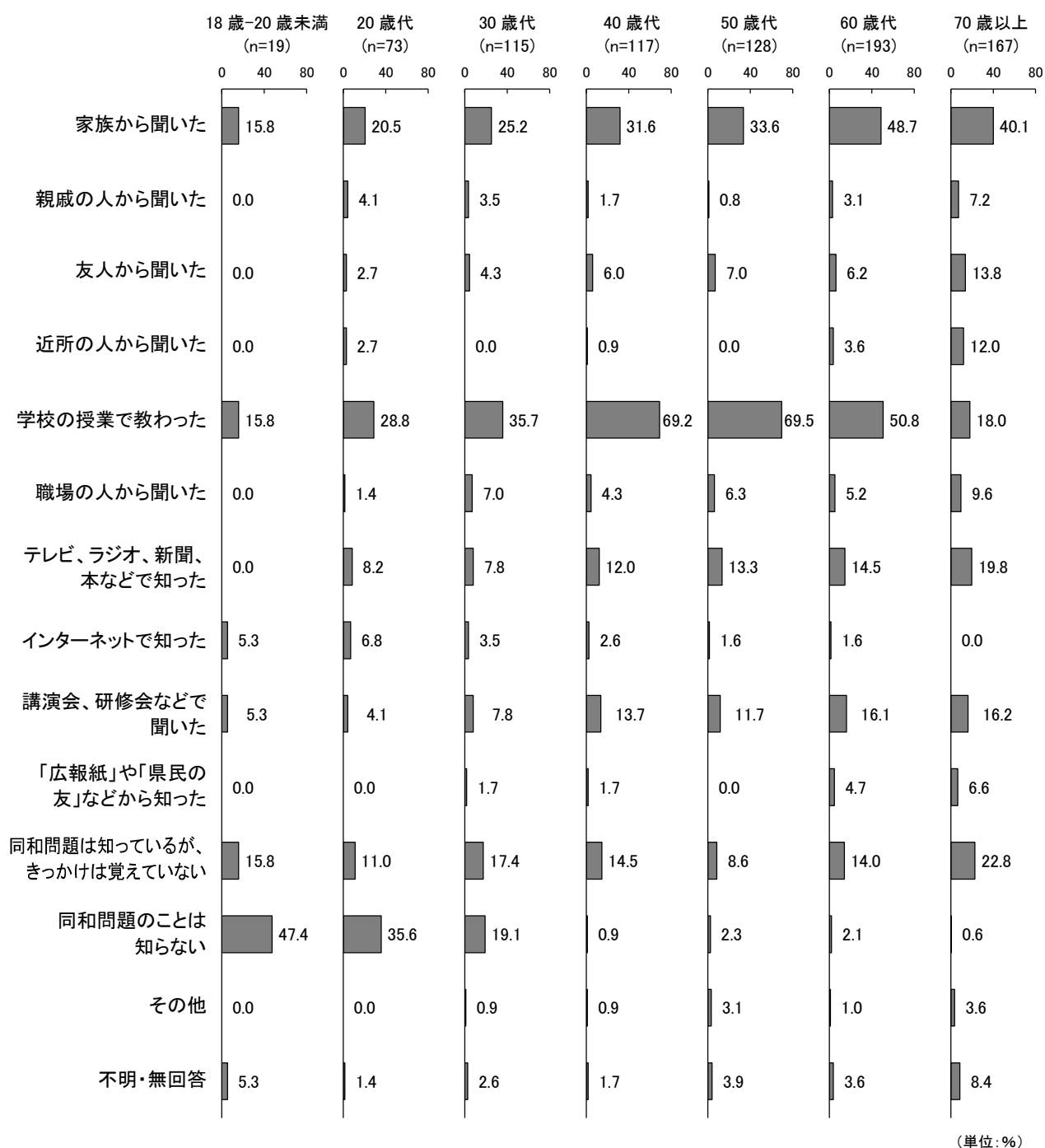
- 性別でみると、男性、女性ともに「学校の授業で教わった」が最も多くなっています。
- 男性では「親戚の人から聞いた」、「職場の人から聞いた」、「同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」が女性と比べて多く、女性では「家族から聞いた」、「学校の授業で教わった」が男性と比べて多くなっています。



【年代別】

■ 年代別でみると、18～20 歳未満、20 歳代では「同和問題のことは知らない」、30 歳代から 60 歳代では「学校の授業で教わった」、70 歳以上では「家族から聞いた」が、最も多くなっています。

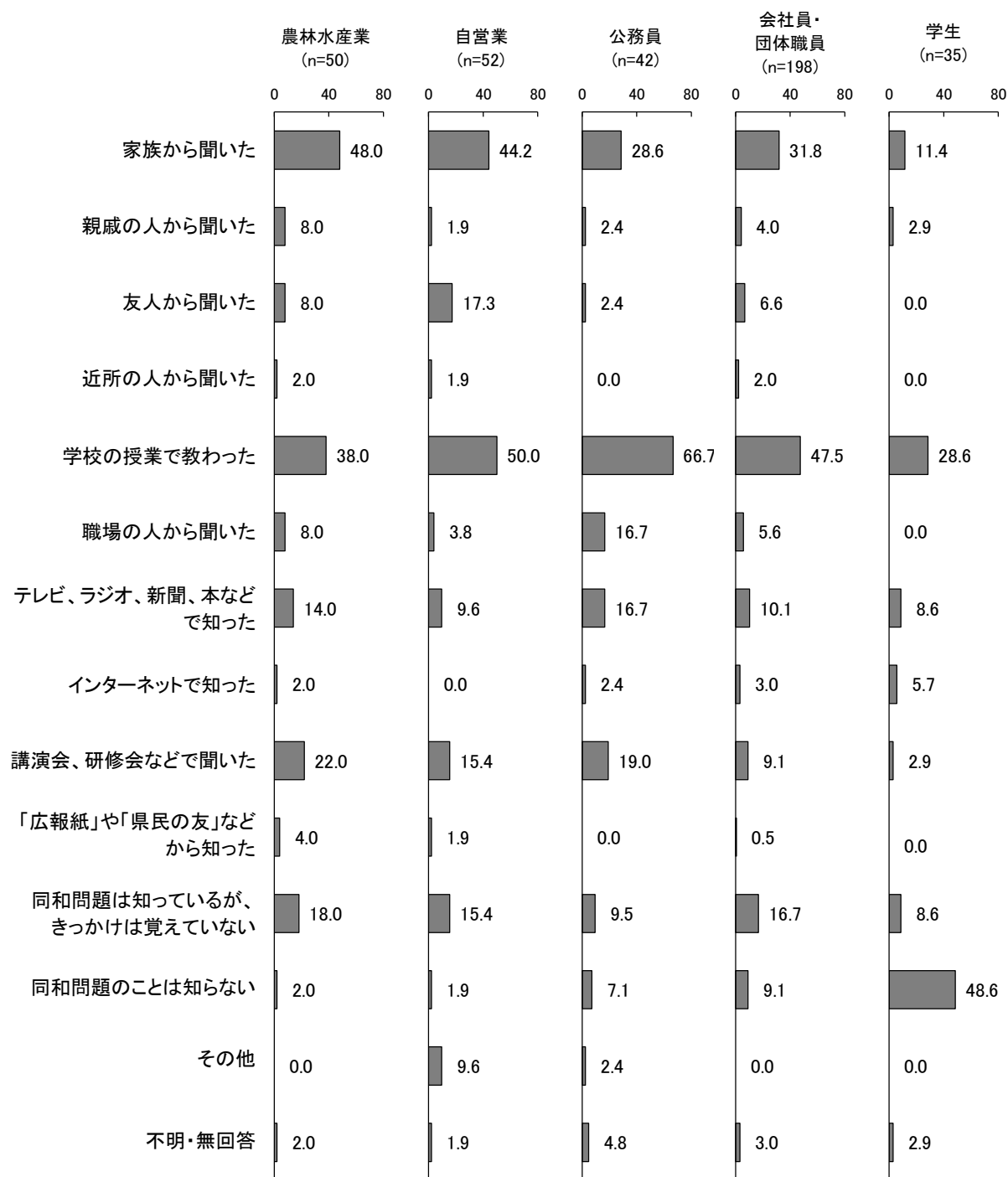
■ 「家族から聞いた」では 60 歳代、「親戚の人から聞いた」、「友人から聞いた」、「近所の人から聞いた」、「職場の人から聞いた」、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」、「『広報誌』や『県民の友』などから知った」、「同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない」では 70 歳以上、「学校の授業で教わった」では 40 歳代、50 歳代、「同和問題のことは知らない」では 18 歳～20 歳未満から 30 歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



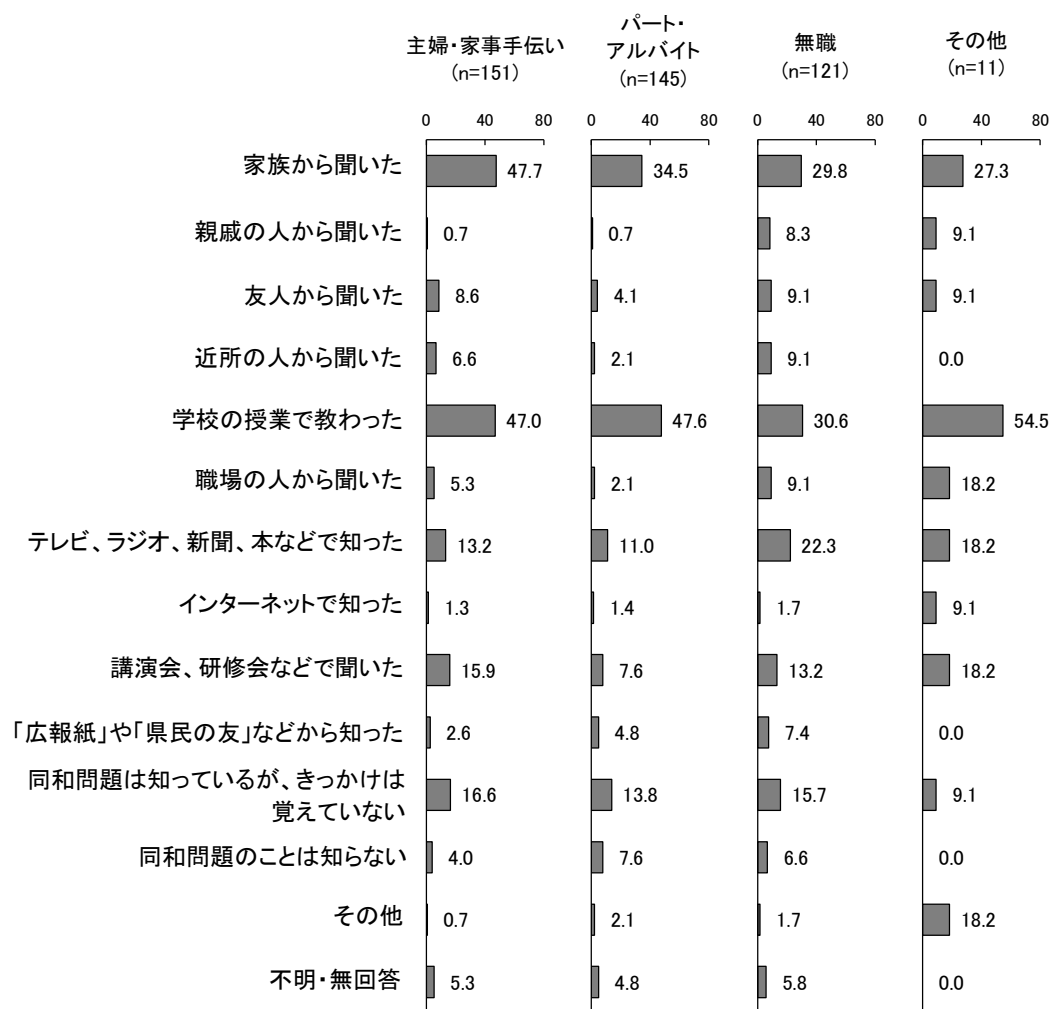
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、主婦・家事手伝いでは「家族から聞いた」、自営業、公務員、会社員・団体職員、パート・アルバイト、無職、その他では「学校の授業で教わった」、学生では「同和問題のことは知らない」が、最も多くなっています。

■ 「家族から聞いた」では主婦・家事手伝い、「親戚の人から聞いた」と「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」では無職、「近所の人から聞いた」では主婦・家事手伝いと無職、「学校の授業で教わった」では公務員、「講演会、研修会などで聞いた」では農林水産業、「同和問題のことは知らない」では学生が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」（前回調査では「インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」）は 3.7 ポイント増加しています。

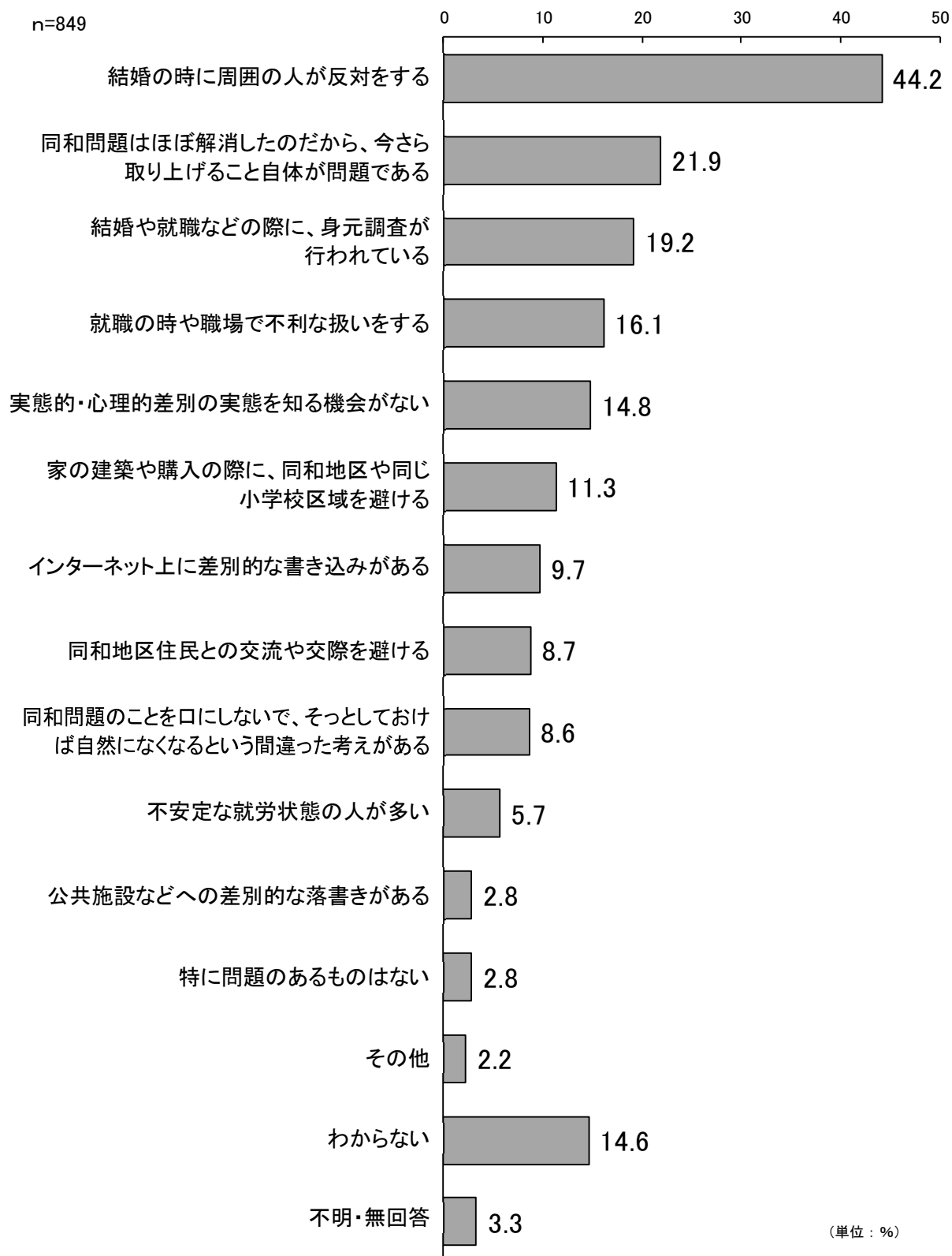
区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
学校の授業で教わった	47.2	44.1
家族から聞いた	35.9	35.7
同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない	14.7	15.3
テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った* ¹	9.6	13.3
講演会、研修会などで聞いた	12.7	12.7
同和問題のことは知らない	6.2	8.0
友人から聞いた	8.5	7.4
職場の人から聞いた	6.4	6.0
近所の人から聞いた	4.8	3.8
親戚の人から聞いた	4.0	3.7
「広報紙」や「県民の友」などから知った	2.7	3.1
インターネットで知った	—	2.1
その他	2.4	1.8
不明・無回答	3.4	4.0

* 1 H26 調査では「インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った」

(単位: %)

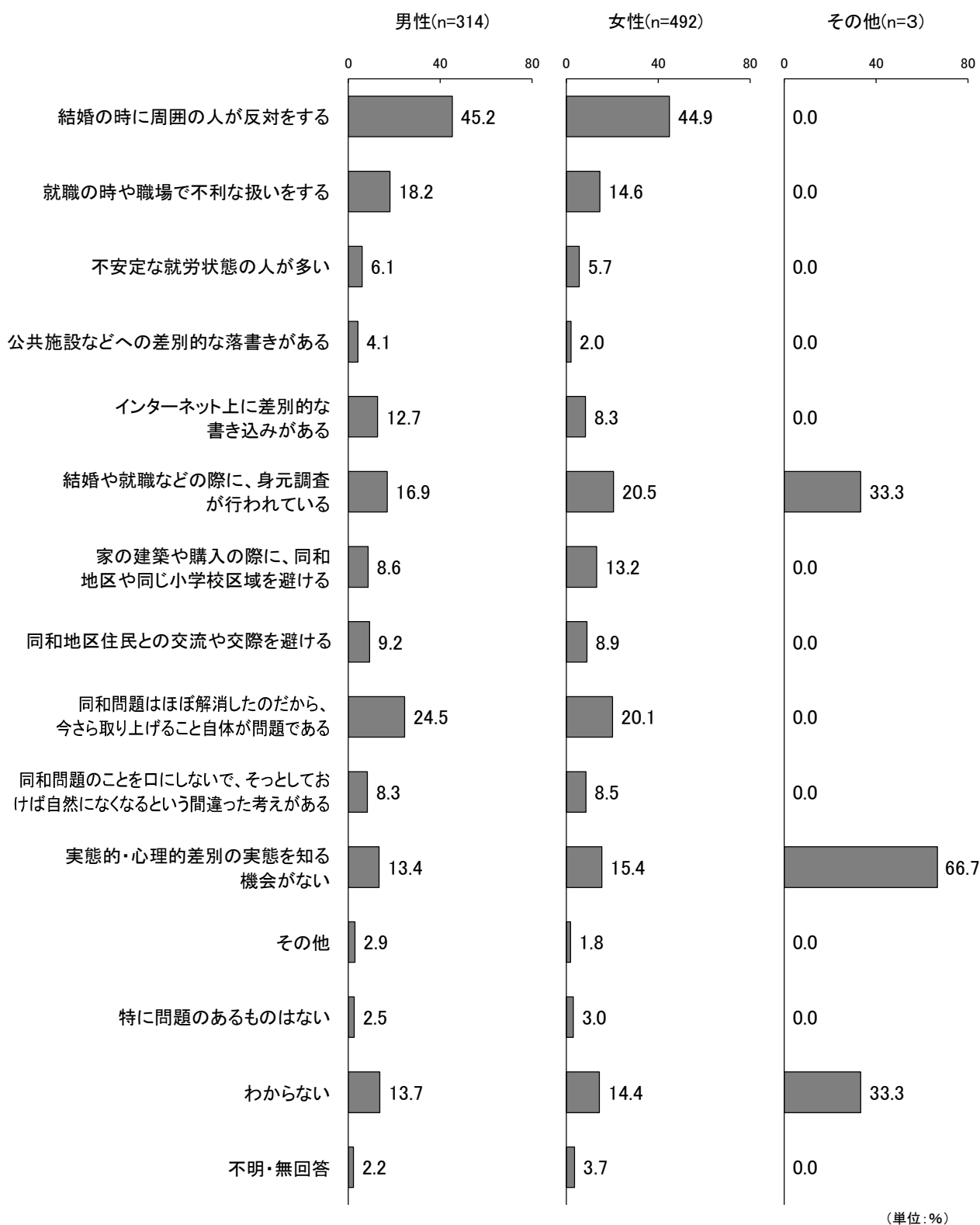
問4. 同和問題に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(○は3つまで)

「結婚の時に周囲の人が反対をする」が44.2%で最も多く、「同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げること自体が問題である」21.9%、「結婚や就職などの際に、身元調査が行われている（戸籍や住民票の不正取得等）」19.2%がつづいています。



【性別】

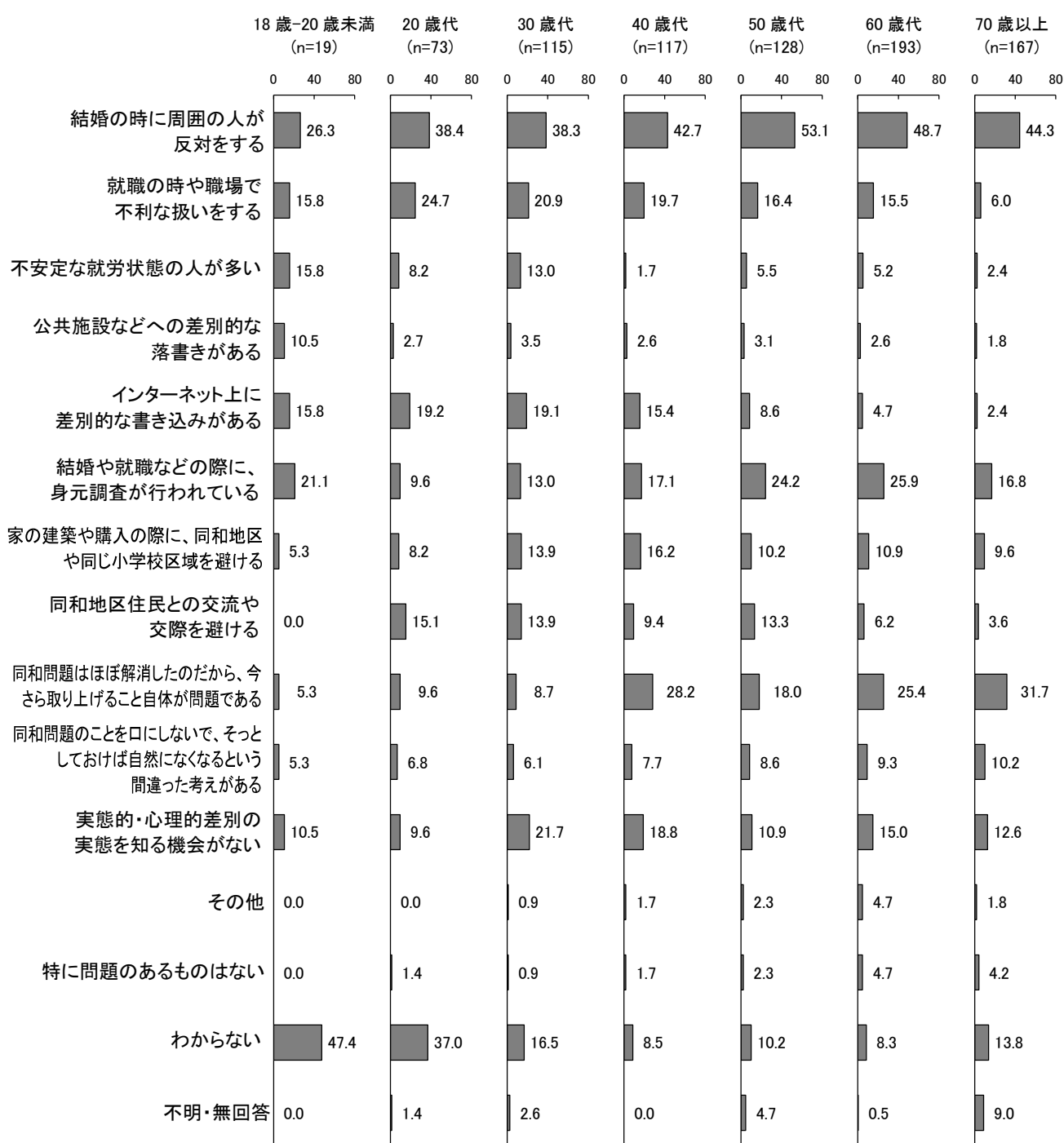
- 性別でみると、男性、女性ともに「結婚時に周囲の人が反対をする」が最も多くなっています。
- 男性では「インターネット上に差別的な書き込みがある」が女性と比べて多く、女性では「家の建築や購入の際に、同和地区や同じ小学校区域を避ける」が、男性と比べて多くなっています。



【年代別】

■ 年代別でみると、18歳～20歳未満では「わからない」、20歳代以上のすべての世代では「結婚時に周囲の人が反対をする」が最も多くなっています。

■ 「結婚の時に周囲の人が反対をする」では50歳代、「就職のときや職場で不利な扱いをする」「わからない」では20歳代、「不安定な就労状態の人が多く」、「同和地区住民との交流や交際を避ける」、「実態的・心理的差別の実態を知る機会がない」では30歳代、「インターネット上に差別的な書き込みがある」では20歳代と30歳代、「結婚や就職などの際に、身元調査が行われている」では60歳代、「同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げること自体が問題である」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

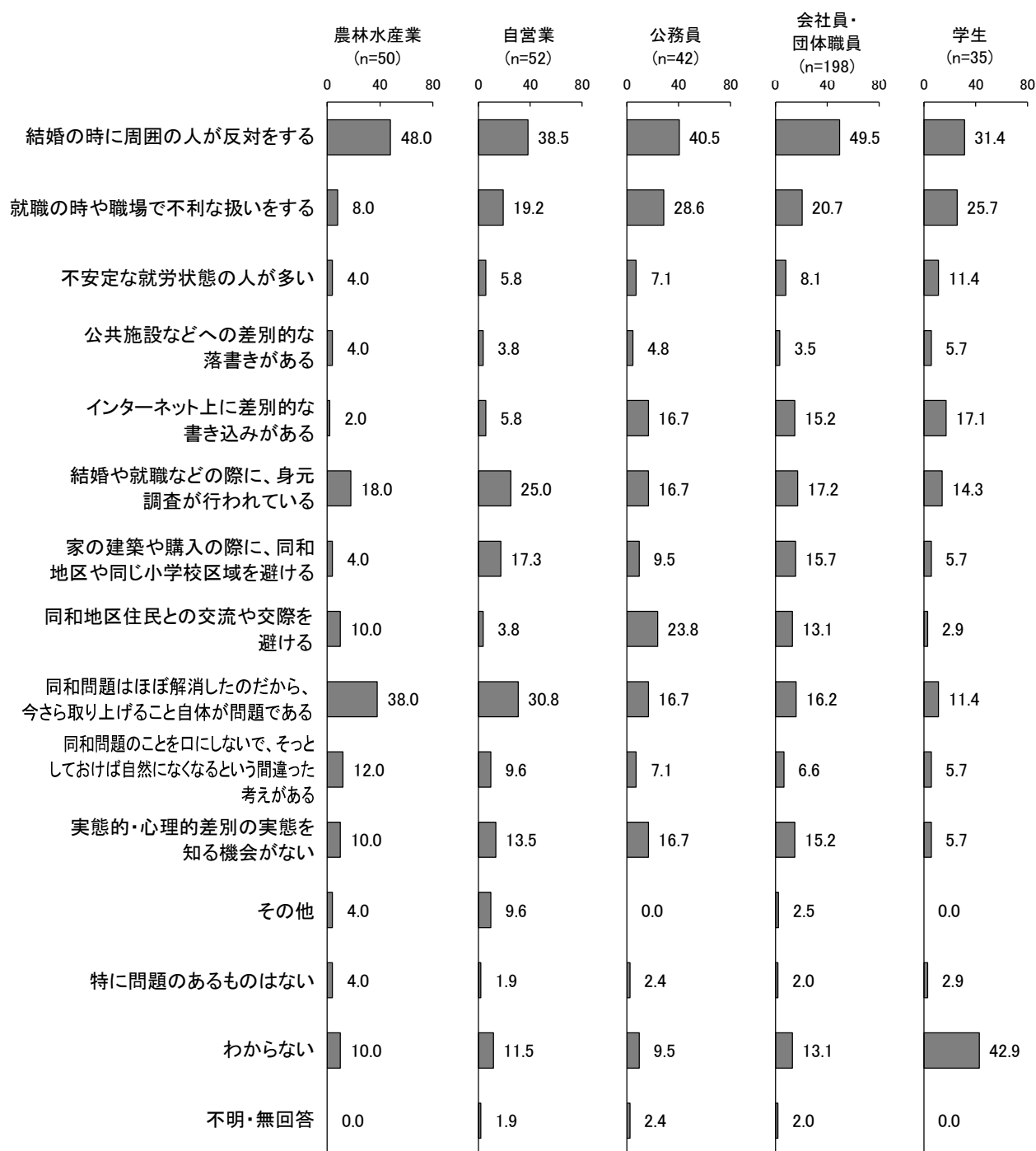


(単位: %)

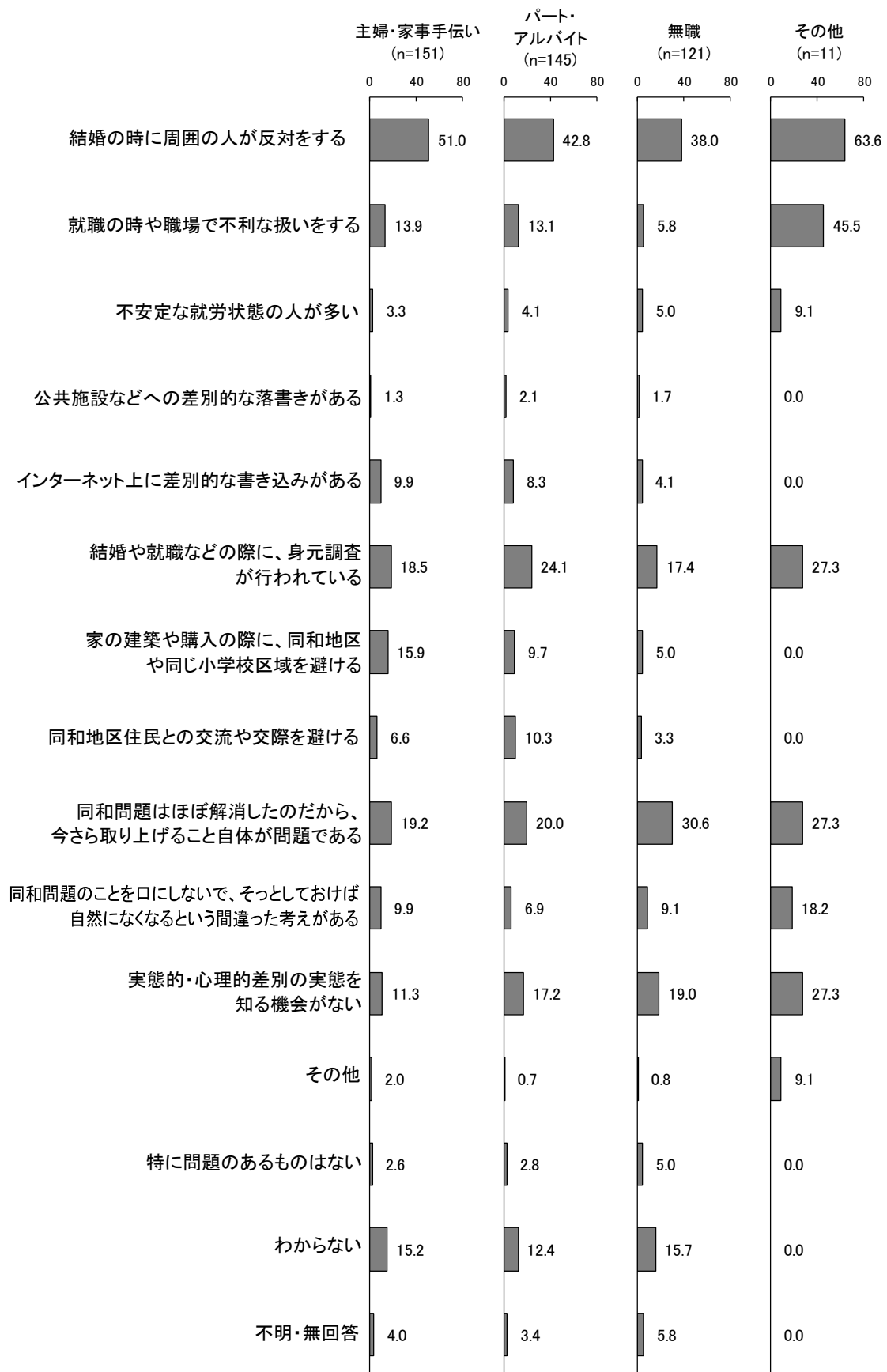
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「結婚の時に周囲の人が反対をする」が、学生では「わからない」が、最も多くなっています。

■ 「就職の時や職場で不利な扱いをする」と「同和地区住民との交流や交際を避ける」では公務員と会社員・団体職員、「インターネット上に差別的な書き込みがある」では会社員・団体職員、「家の建築や購入の際に、同和地区や同じ小学校区域を避ける」では会社員・団体職員と主婦・家事手伝い、「同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げること自体が問題である」では農林水産業、無職、「わからない」では学生が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「同和問題のことを口にしないで、そっとしておけば自然になくなるという間違った考えがある」は 11.0 ポイント減少しています。一方で、「実体的・心理的差別の実態を知る機会がない」は 3.7 ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
結婚の時に周囲の人が反対をする	46.1	44.2
同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げることで自体が問題である	24.6	21.9
結婚や就職などの際に、身元調査が行われている（戸籍や住民票の不正取得等）	20.5	19.2
就職の時や職場で不利な扱いをする	13.2	16.1
実態的・心理的差別の実態を知る機会がない	11.1	14.8
家の建築や購入の際に、同和地区や同じ小学校区域を避ける	10.6	11.3
インターネット上に差別的な書き込みがある	-	9.7
同和地区住民との交流や交際を避ける	9.1	8.7
同和問題のことを口にしないで、そっとしておけば自然になくなるという間違った考えがある	19.6	8.6
不安定な就労状態の人が多い	4.0	5.7
公共施設などへの差別的な落書きがある*1	7.1	2.8
特に問題のあるものはない	3.7	2.8
その他	1.9	2.2
わからない	12.5	14.6
不明・無回答	4.1	3.3

(単位：％)

* H26 年度調査では順番が異なる

* 1 H26 年度調査では「差別落書きやインターネット上に差別的な書き込みがある」

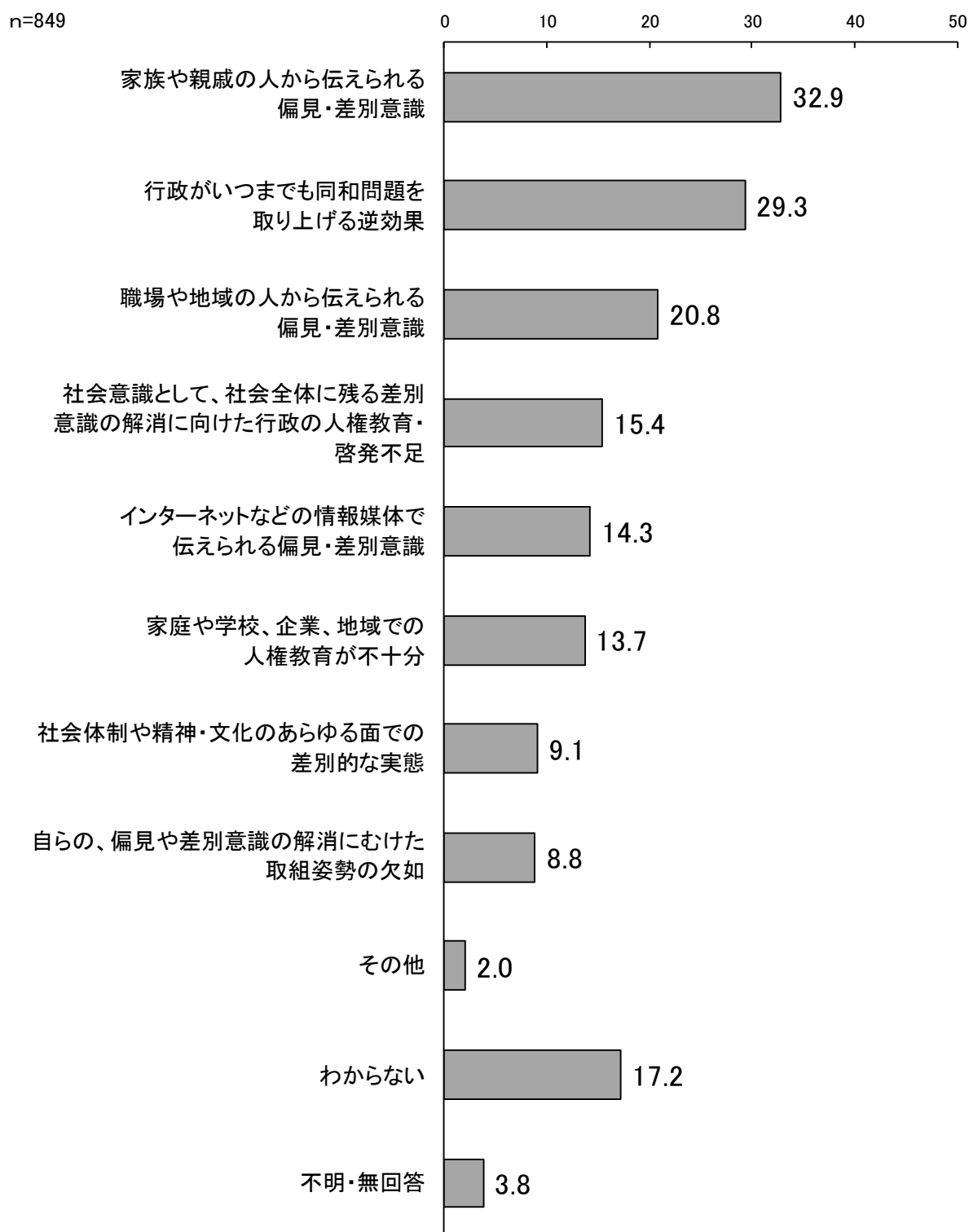
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
結婚問題で周囲が反対する	44.1
就職・職場で差別や不利な扱いを受ける	22.3
差別的な発言や落書き	15.6
インターネットを利用して差別的な情報が掲載される	12.3
結婚や就職などに際して身元調査が行われる	27.8
地域の付き合いでの差別や不利な扱いを受ける	11.1
同和問題の理解不足につけ込んで高額図書売りつけるなどの「えせ同和行為」がある	7.2
差別の実態を知る機会がない	19.0
同和問題について、地域で話しあう機会がない	6.3
同和問題について、自由に意見交換できる環境がない	10.7
同和問題のことを口にしないで、そっとしておけば自然になくなるという考えがある	18.6
住宅環境や道路などの生活環境整備が十分でない	3.4
教育上の問題	7.8
その他	3.2
特にない	8.0
不明・無回答	2.8

(単位：％)

問5. 同和問題がなお存在する原因や背景として、特にあなたが思いあたるのは次のどれですか。
(○は3つまで)

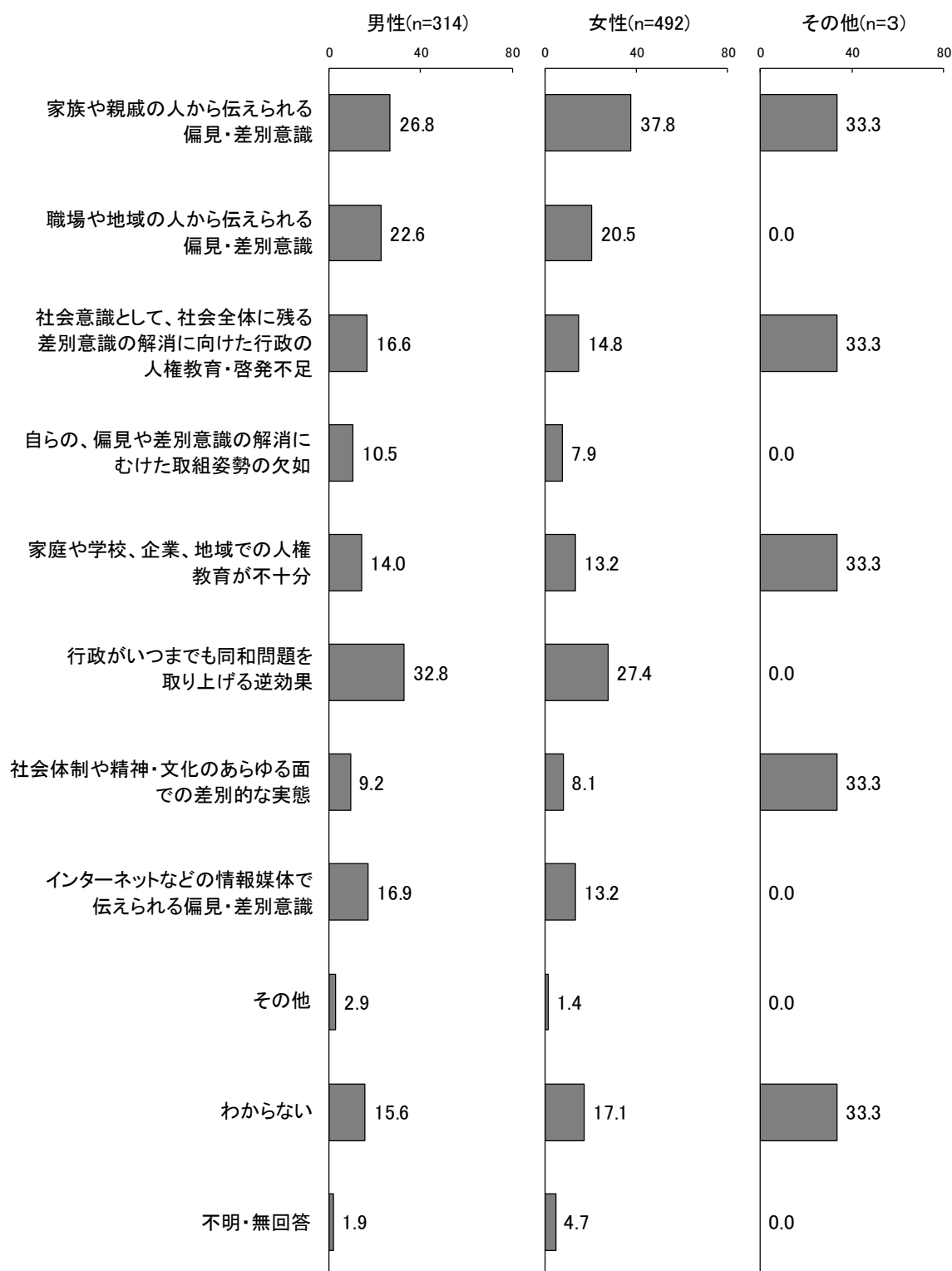
「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」が32.9%で最も多く、「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」29.3%、「職場や地域の人から伝えられる偏見・差別意識」20.8%がつづいています。



(単位：%)

【性別】

- 男性では「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」、女性では「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」が、最も多くなっています。
- 女性では「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」が、男性と比べて多くなっています。

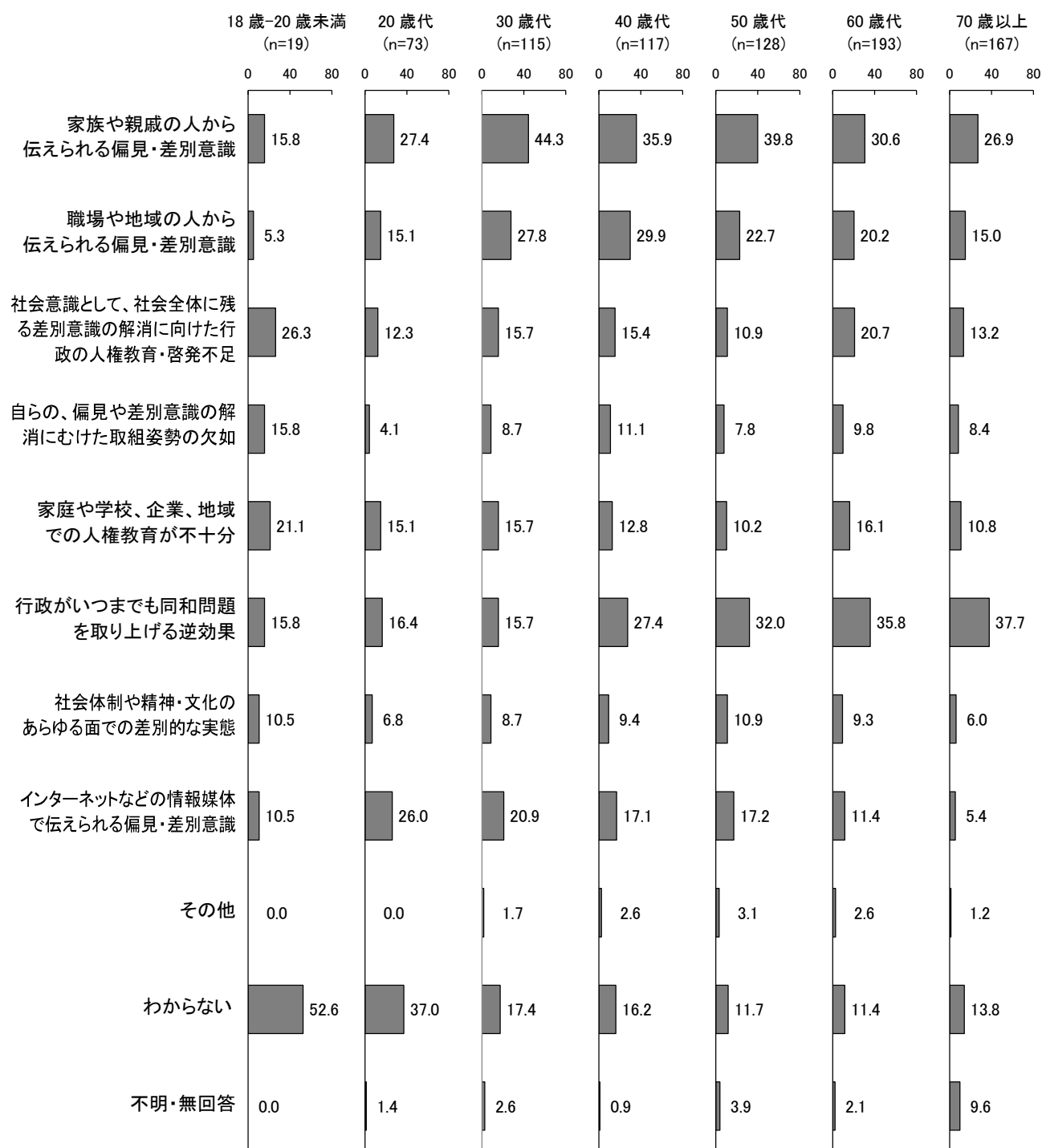


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、18歳～20歳未満、20歳代では「わからない」、30歳代から50歳代では「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」、60歳代、70歳以上では「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」が最も多くなっています。

■ 「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」では30歳代、「職場や地域の人から伝えられる偏見・差別意識」では40歳代、「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」では60歳代、70歳以上、「インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識」では18～20歳未満から30歳代、「わからない」では18歳～20歳未満、20歳代が、他の年代と比べて多くなっています。

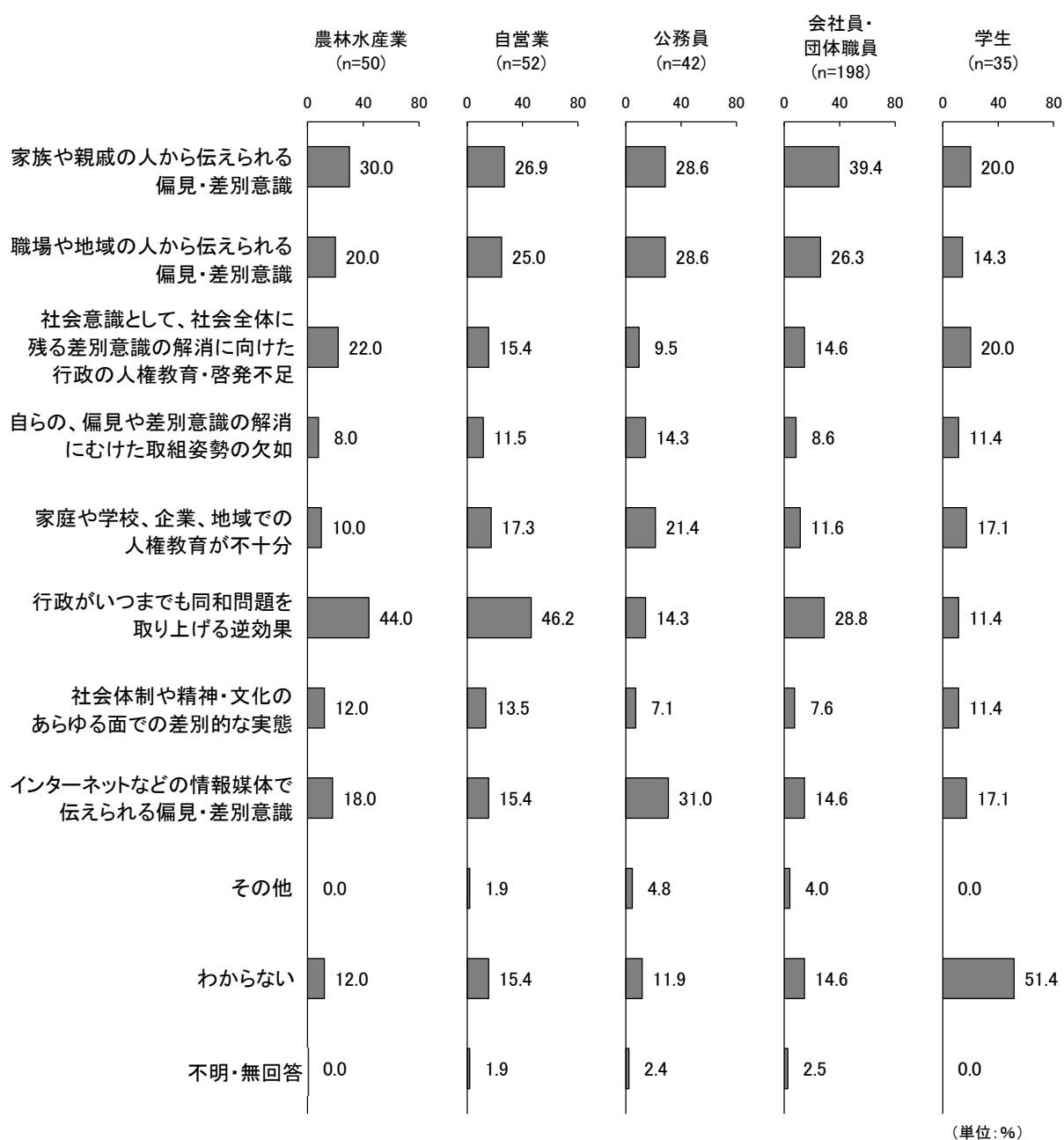


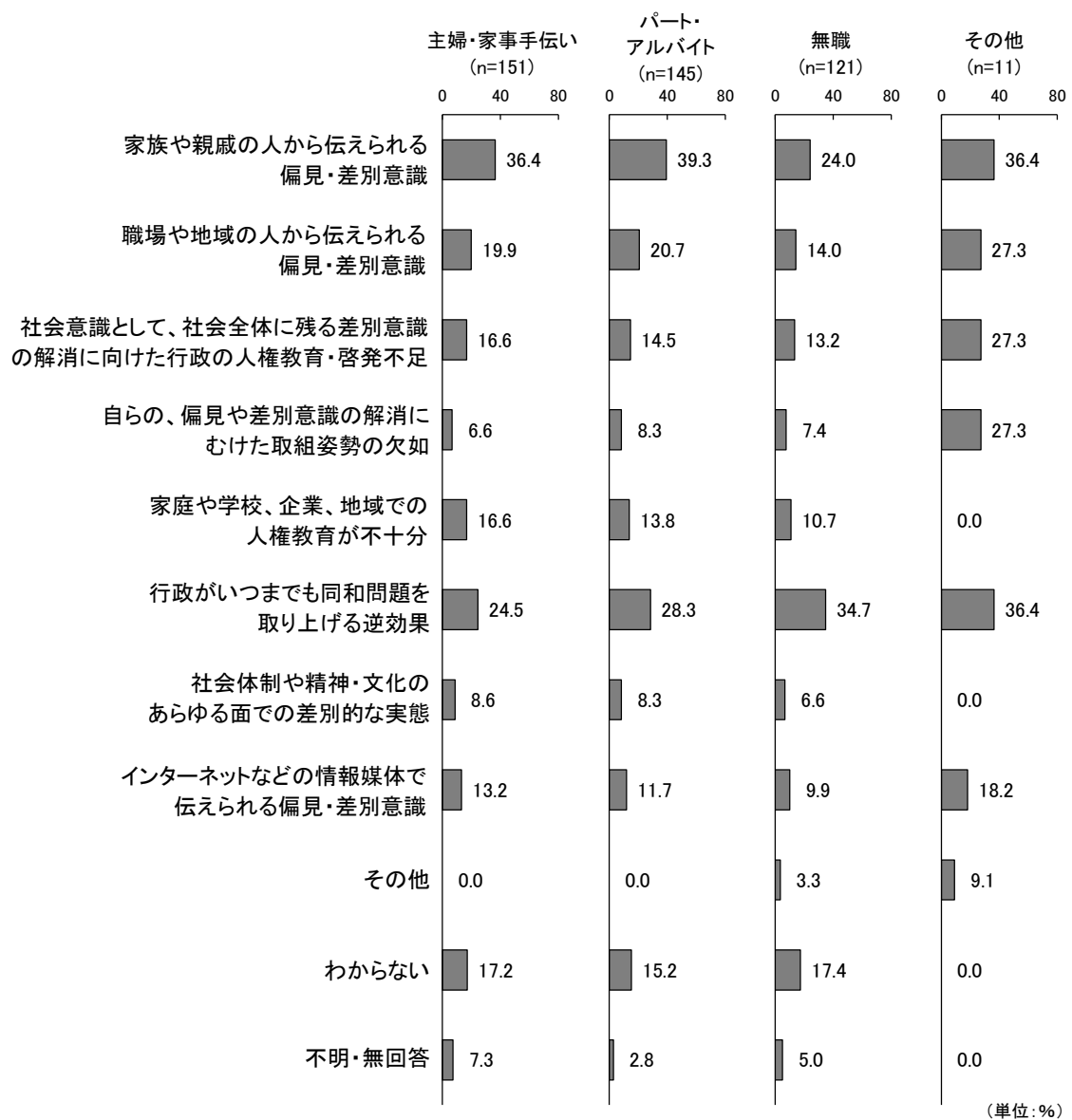
(単位: %)

【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、自営業、無職では「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」、公務員では「インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識」、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイトでは「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」、学生では「わからない」、その他では「家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識」と「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」が、最も多くなっています。

■ 「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」では農林水産業、自営業、「インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識」では公務員、「わからない」では学生が、他の職業と比べて多くなっています。





＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果」は 6.9 ポイント減少しています。一方で、「インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識」は 4.9 ポイント増加しています。

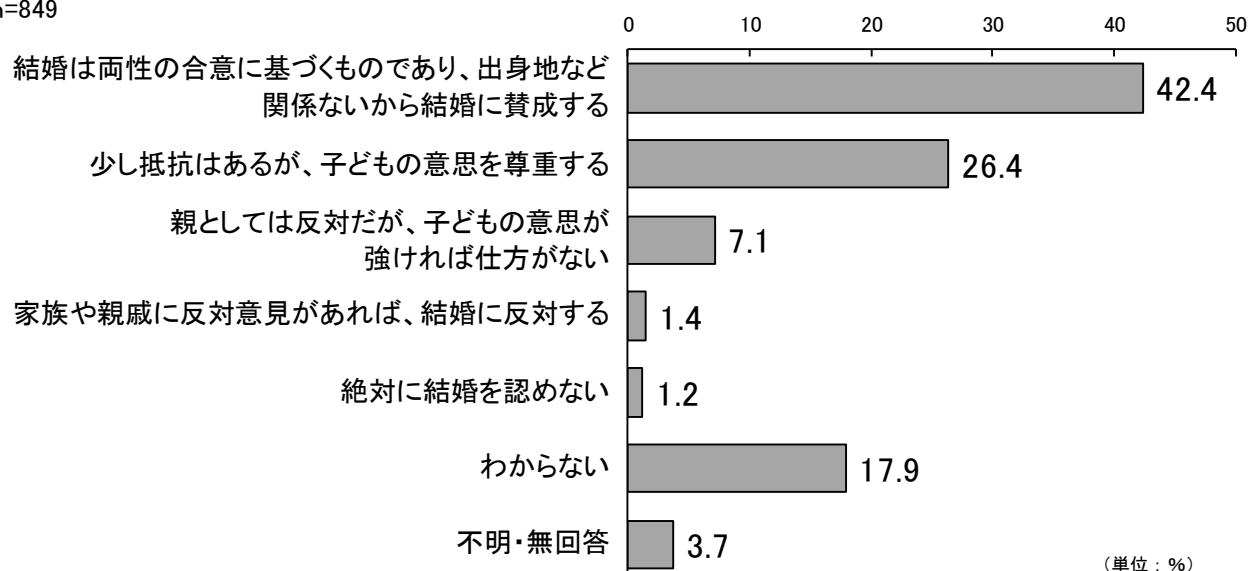
区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識	31.2	32.9
行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果	36.2	29.3
職場や地域の人から伝えられる偏見・差別意識	19.5	20.8
社会意識として、社会全体に残る差別意識の解消に向けた行政の人権教育・啓発不足	16.5	15.4
インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識	9.4	14.3
家庭や学校、企業、地域での人権教育が不十分	12.8	13.7
社会体制や精神・文化のあらゆる面での差別的な実態	7.2	9.1
自らの、偏見や差別意識の解消にむけた取組姿勢の欠如	10.7	8.8
その他	2.6	2.0
わからない	16.0	17.2
不明・無回答	4.7	3.8

(単位: %)

問6. 仮に、あなたに子どもがおり、あなたの子どもの、結婚しようとする相手の方が同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどのようにしますか。(○は1つだけ)

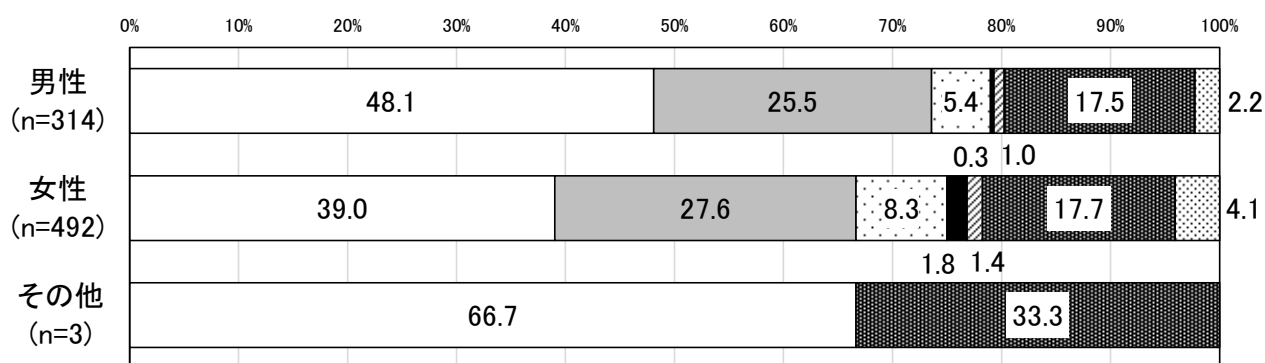
「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」が42.4%で最も多く、「少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する」26.4%、「わからない」17.9%がつづいています。

n=849



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」が、最も多くなっています。
- 男性では「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」が、女性と比べて多くなっています。



☐ 結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する

☐ 少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する

☐ 親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない

☐ 家族や親戚に反対意見があれば、結婚に反対する

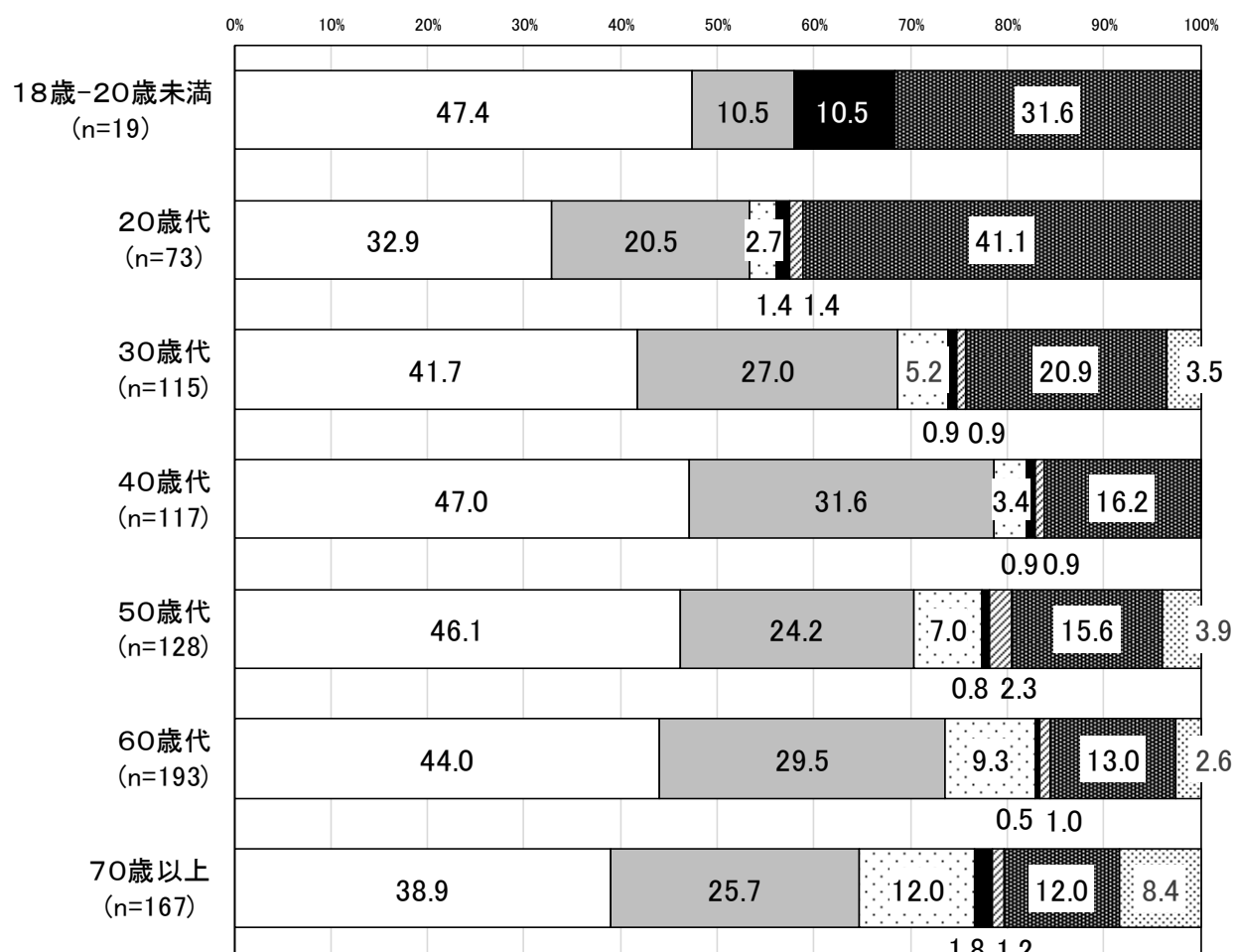
☐ 絶対に結婚を認めない

☐ わからない

☐ 不明・無回答

【年代別】

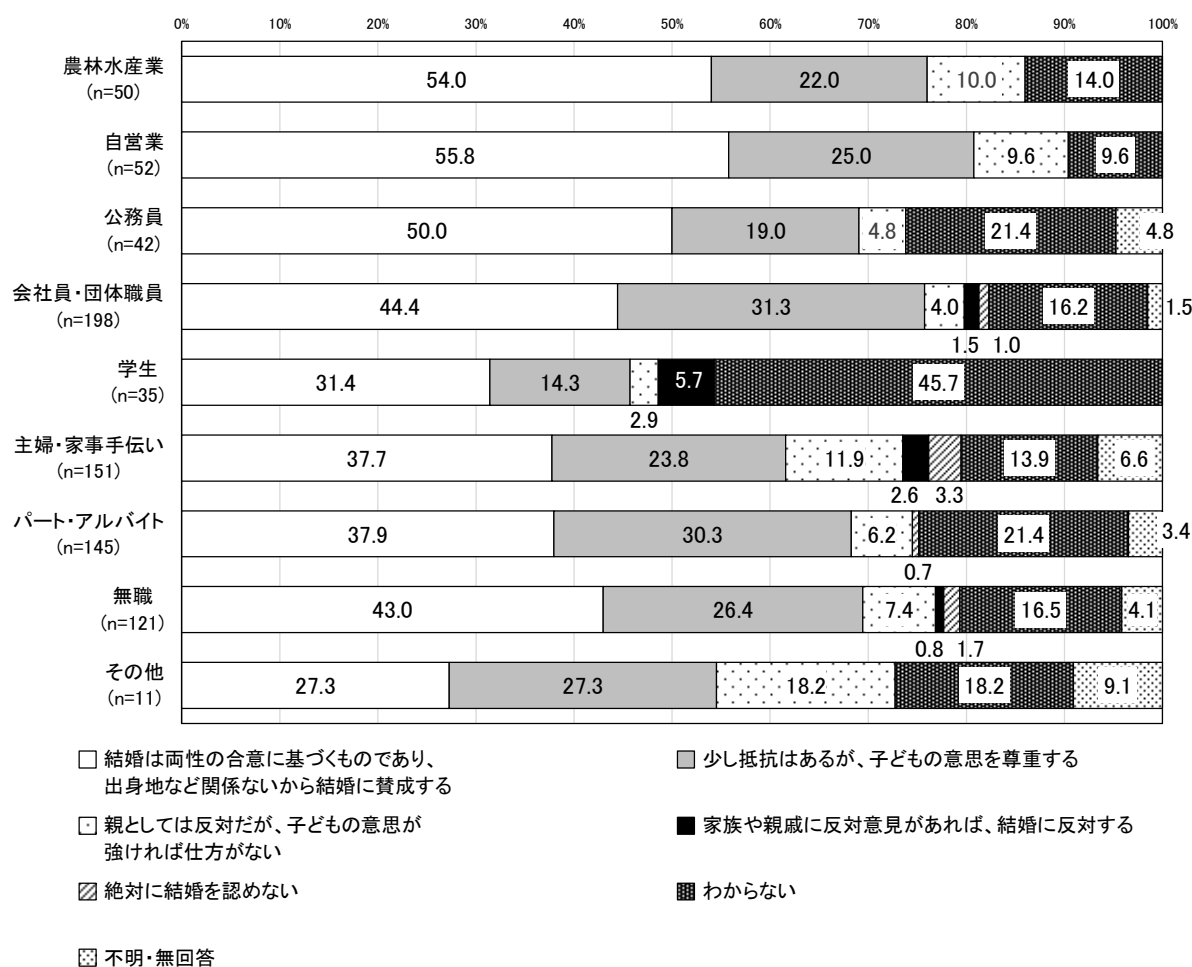
- 年代別でみると、18～20 歳未満と 30 歳代から 70 歳以上では「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」、20 歳代では「わからない」が、最も多くなっています。
- 「親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない」では 70 歳以上が、「わからない」では 20 歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



- 結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する
- 家族や親戚に反対意見があれば、結婚に反対する
- 少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する
- わからない
- ▨ 絶対に結婚を認めない
- ▨ 不明・無回答
- ▨ 親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない

【職業別】

- 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」、学生では「わからない」、その他では「結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する」と「少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する」が、最も多くなっています。
- 「親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない」では主婦・家事手伝い、「わからない」では学生が、他の職業と比べて多くなっています。



< H26 年度調査との比較 >

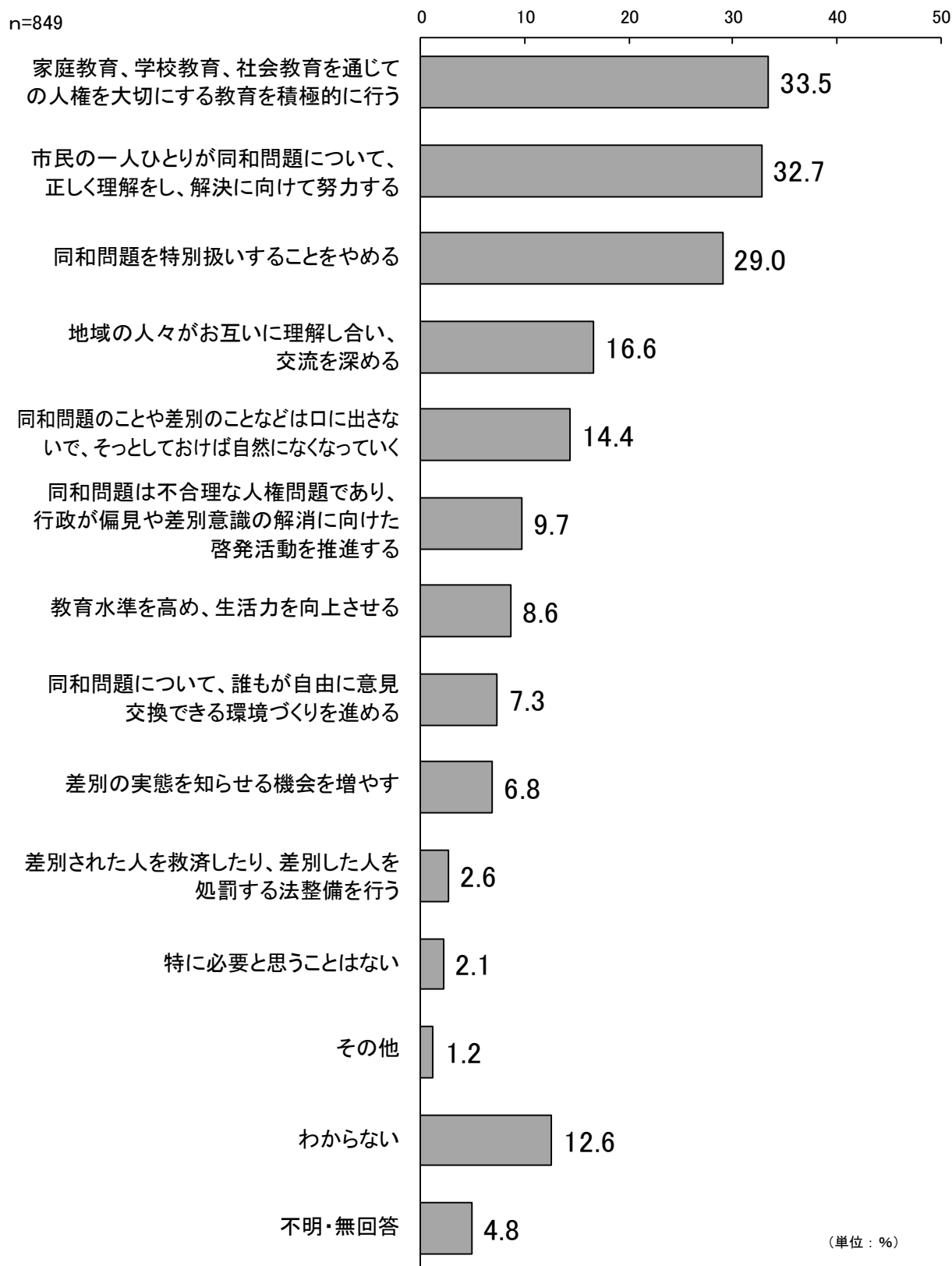
- 前回調査（H26）と比較をすると、「絶対に結婚を認めない」は 1.5 ポイント減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する	39.7	42.4
少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する	25.5	26.4
親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない	9.1	7.1
家族や親戚に反対意見があれば、結婚に反対する	1.8	1.4
絶対に結婚を認めない	2.7	1.2
わからない	17.2	17.9
不明・無回答	4.0	3.7

(単位：%)

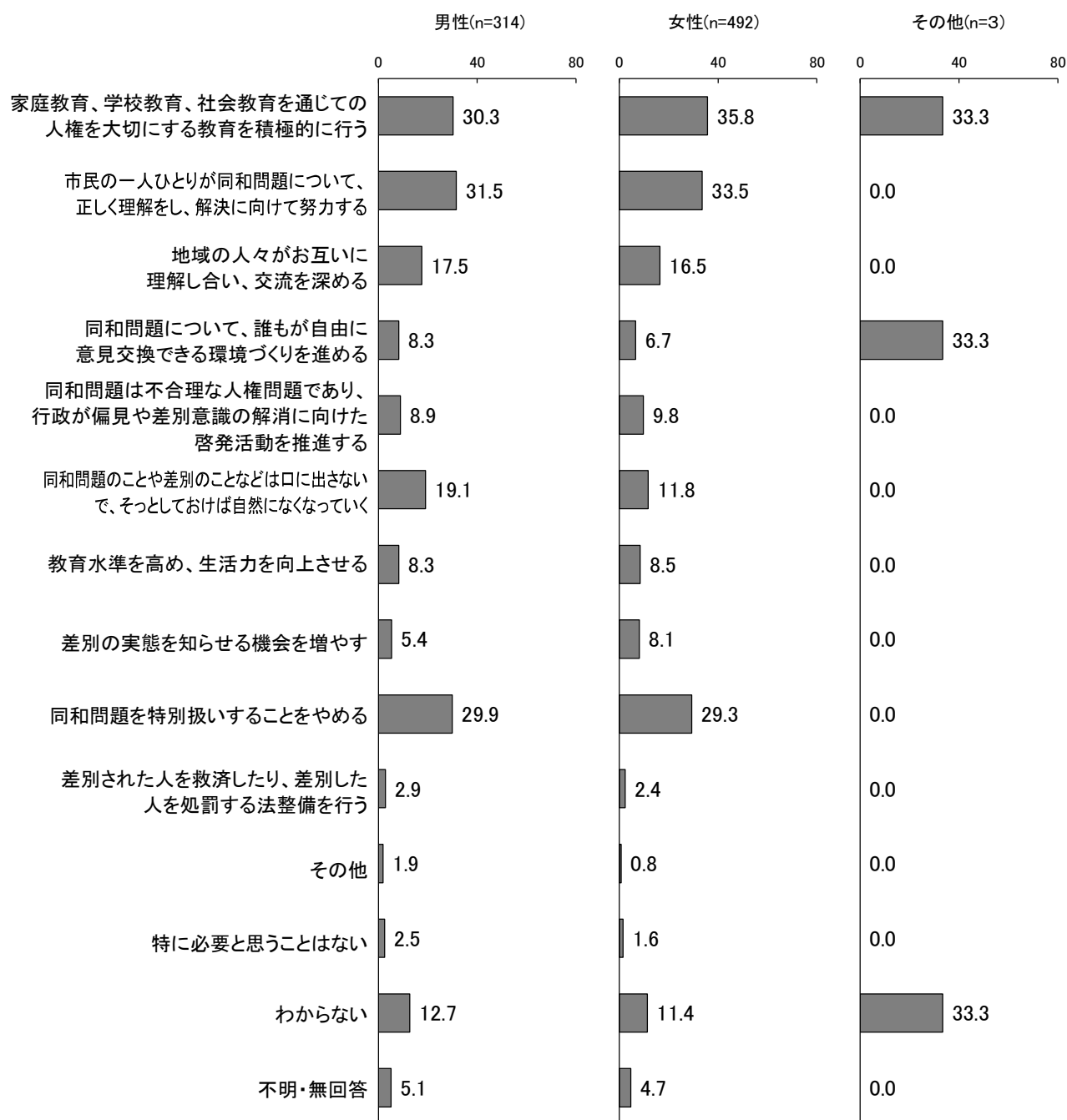
問7. 同和問題を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」が33.5%で最も多く、「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」32.7%、「同和問題を特別扱いすることをやめる」29.0%がつづいています。



【性別】

- 男性では「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」、女性では「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」が、最も多くなっています。
- 男性では「同和問題のことや差別のことなどは口に出さないで、そっとしておけば自然になくなっていく」が、女性と比べて多くなっています。

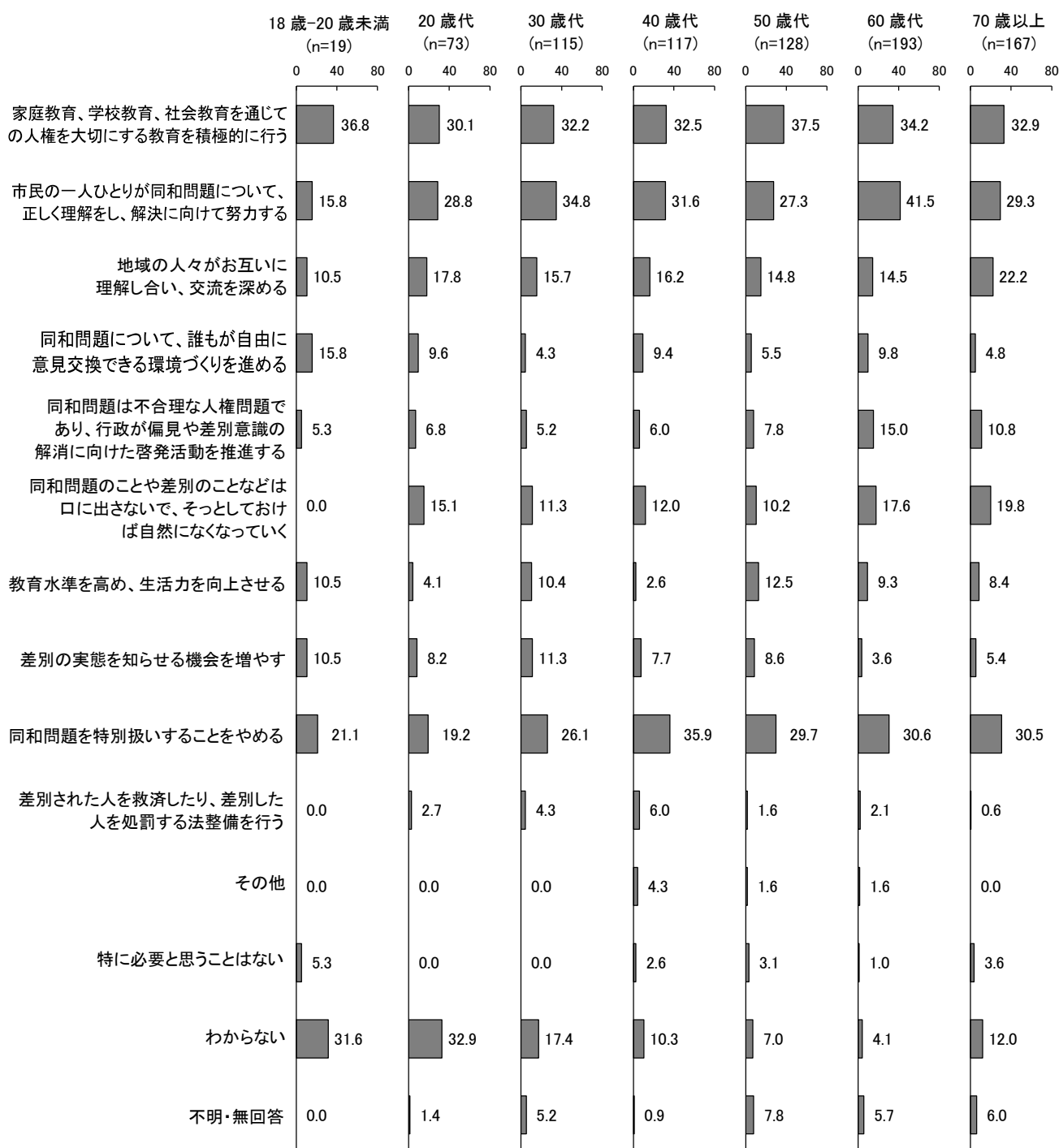


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、18 歳～20 歳未満、50 歳代、70 歳以上では「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」、20 歳代では「わからない」、30 歳代、60 歳代では「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」、40 歳代では「同和問題を特別扱いすることをやめる」が、最も多くなっています。

■ 「市民一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」と「同和問題は不合理な人権問題であり、行政が偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動を推進する」では 60 歳代、「地域の人々がお互いに理解し合い、交流を深める」と「同和問題のことや差別のすることなどは口に出さないで、そっとしておけば自然になくなっていく」では 70 歳以上、「教育水準を高め、生活力を向上させる」では 50 歳代、「差別の実態を知らせる機会を増やす」では 30 歳代、「わからない」では 20 歳代が、他の年代と比べて多くなっています。

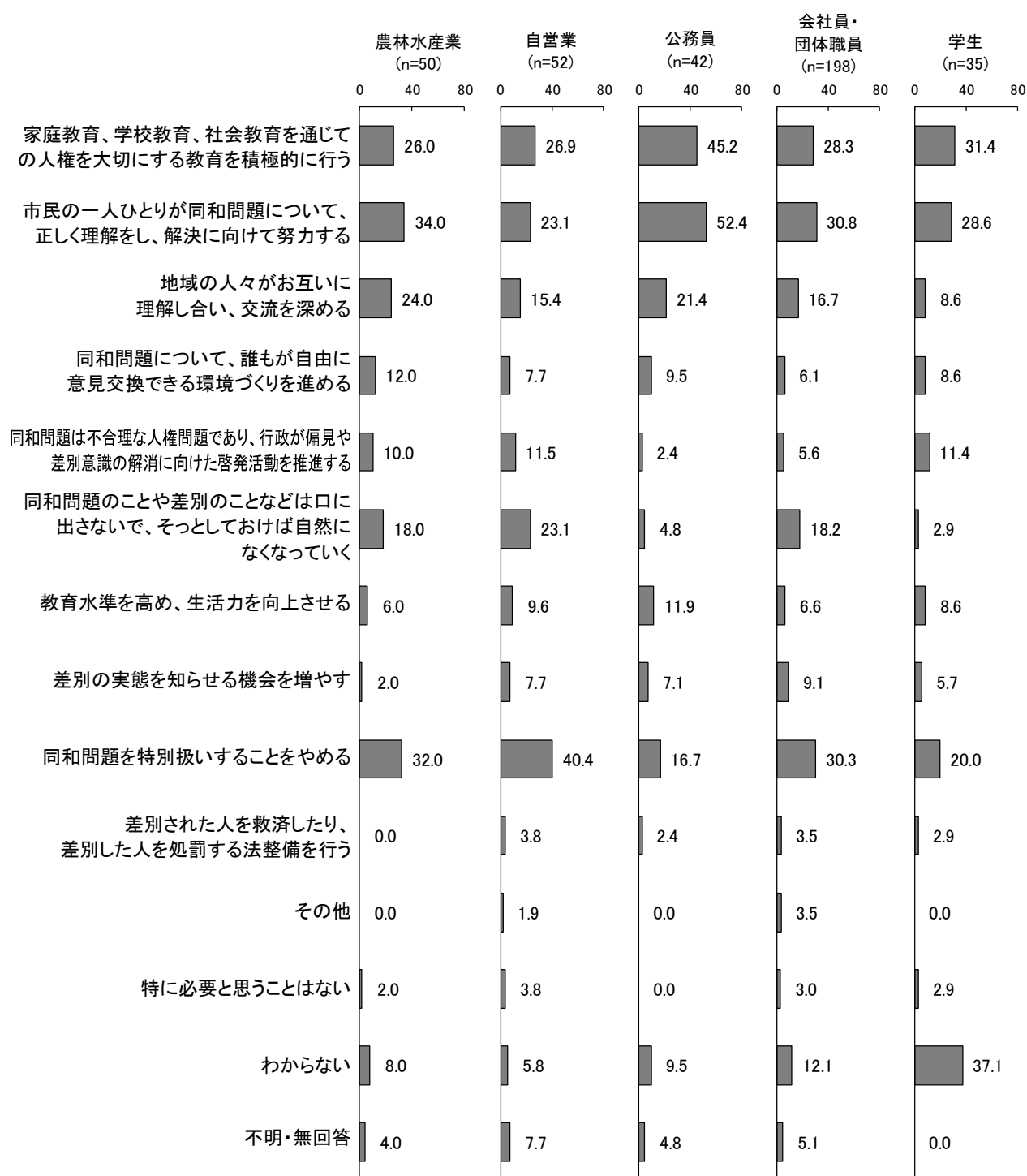


(単位: %)

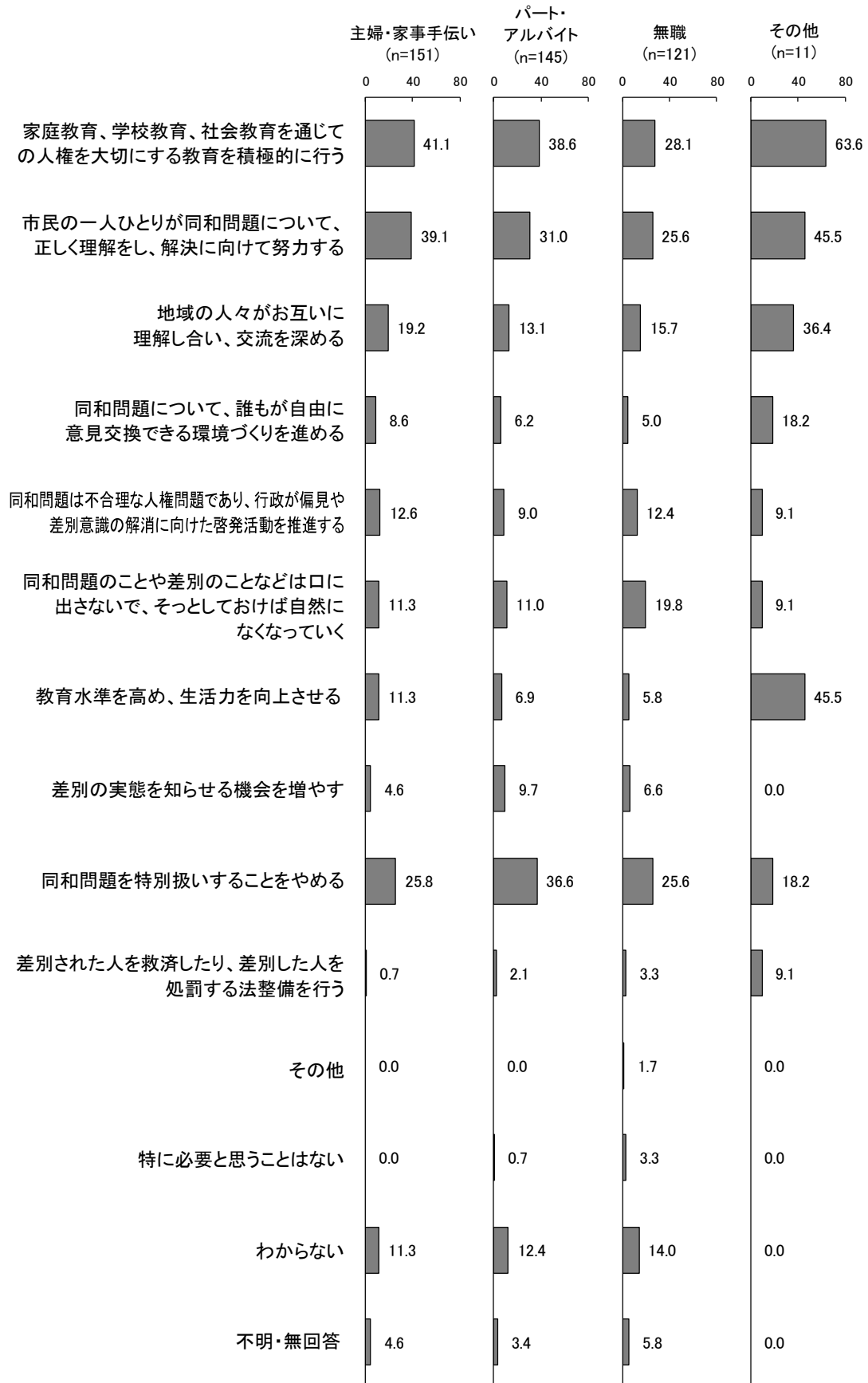
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、公務員、会社員・団体職員では「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」、自営業では「同和問題を特別扱いすることをやめる」、学生では「わからない」、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」が、最も多くなっています。

■ 「家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う」では主婦・家事手伝い、「市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する」では公務員、「同和問題を特別扱いすることをやめる」では自営業、パート・アルバイト、「わからない」では学生が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「同和問題のことや差別のことなどは口に出さないで、そっとしておけば自然になくなっていく」は4.1ポイント、「同和問題を特別扱いすることをやめる」は9.2ポイント、「特に必要と思うことはない」は2.4ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「わからない」は4.1ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
家庭教育、学校教育、社会教育を通じての人権を大切にする教育を積極的に行う	35.5	33.5
市民の一人ひとりが同和問題について、正しく理解をし、解決に向けて努力する	29.7	32.7
同和問題を特別扱いすることをやめる	38.2	29.0
地域の人々がお互いに理解し合い、交流を深める	16.0	16.6
同和問題のことや差別のことなどは口に出さないで、そっとしておけば自然になくなっていく	18.5	14.4
同和問題は不合理な人権問題であり、行政が偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動を推進する	8.7	9.7
教育水準を高め、生活力を向上させる	8.1	8.6
同和問題について、誰もが自由に意見交換できる環境づくりを進める	9.1	7.3
差別の実態を知らせる機会を増やす	6.5	6.8
差別された人を救済したり、差別した人を処罰する法整備を行う	—	2.6
特に必要と思うことはない	4.5	2.1
その他	2.3	1.2
わからない	8.5	12.6
不明・無回答	3.8	4.8

（単位：％）

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

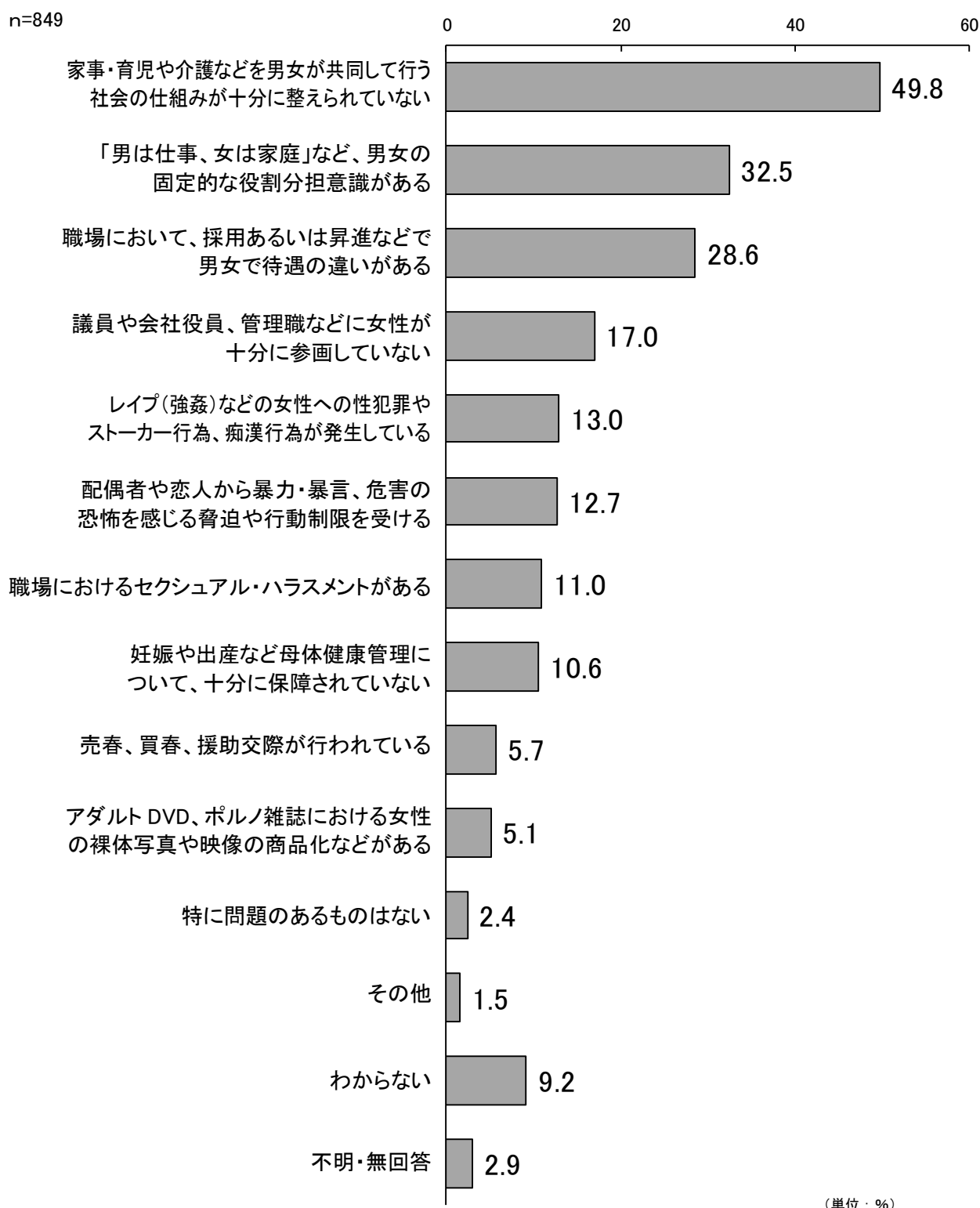
区 分	H26 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	17.9
教育・啓発活動を推進する	23.5
地域の人々がお互いに理解を深め、交流を深める	36.4
同和問題は人権問題であるとの認識のもと、解決に向けた取り組みを行う	19.8
住宅環境や生活環境をよくする	7.0
教育水準を高め、生活力を向上させる	7.7
学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にする教育を積極的に行う	36.0
同和問題のことや差別のことなどは口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる	15.5
差別の実態を知らせる機会を増やす	14.3
同和問題の理解不足につけ込んで高額図書売りつける「えせ同和行為」をなくす	6.0
同和問題について、だれもが自由に意見交換できる環境づくりをすすめる	19.2
その他	4.2
特になし	6.6
不明・無回答	3.2

（単位：％）

3. 女性の人権について

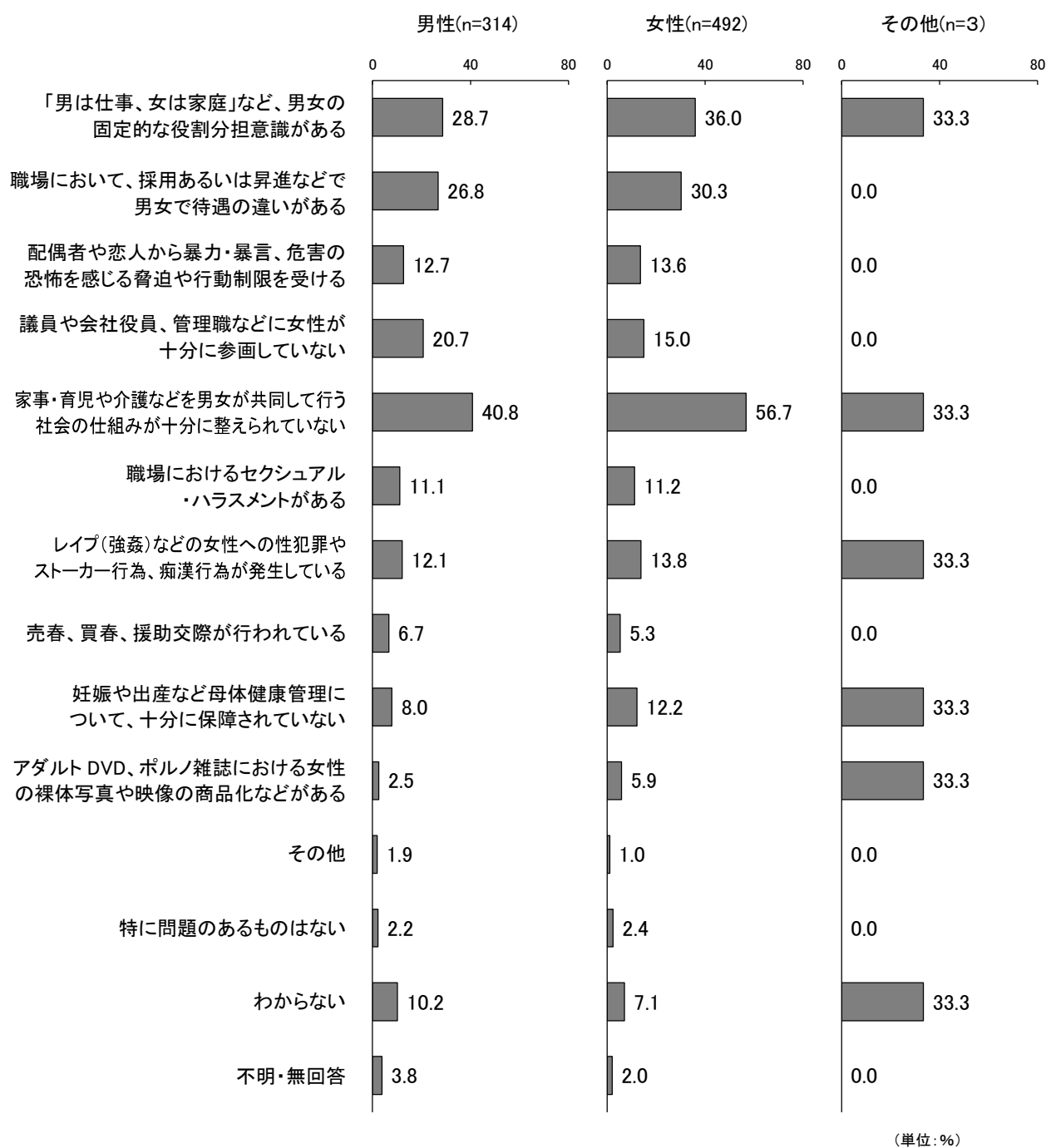
問 8. 女性に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)

「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が49.8%で最も多く、『男は仕事、女は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」32.5%、「職場において、採用あるいは昇進などで男女で待遇の違いがある」28.6%がつづいています。



【性別】

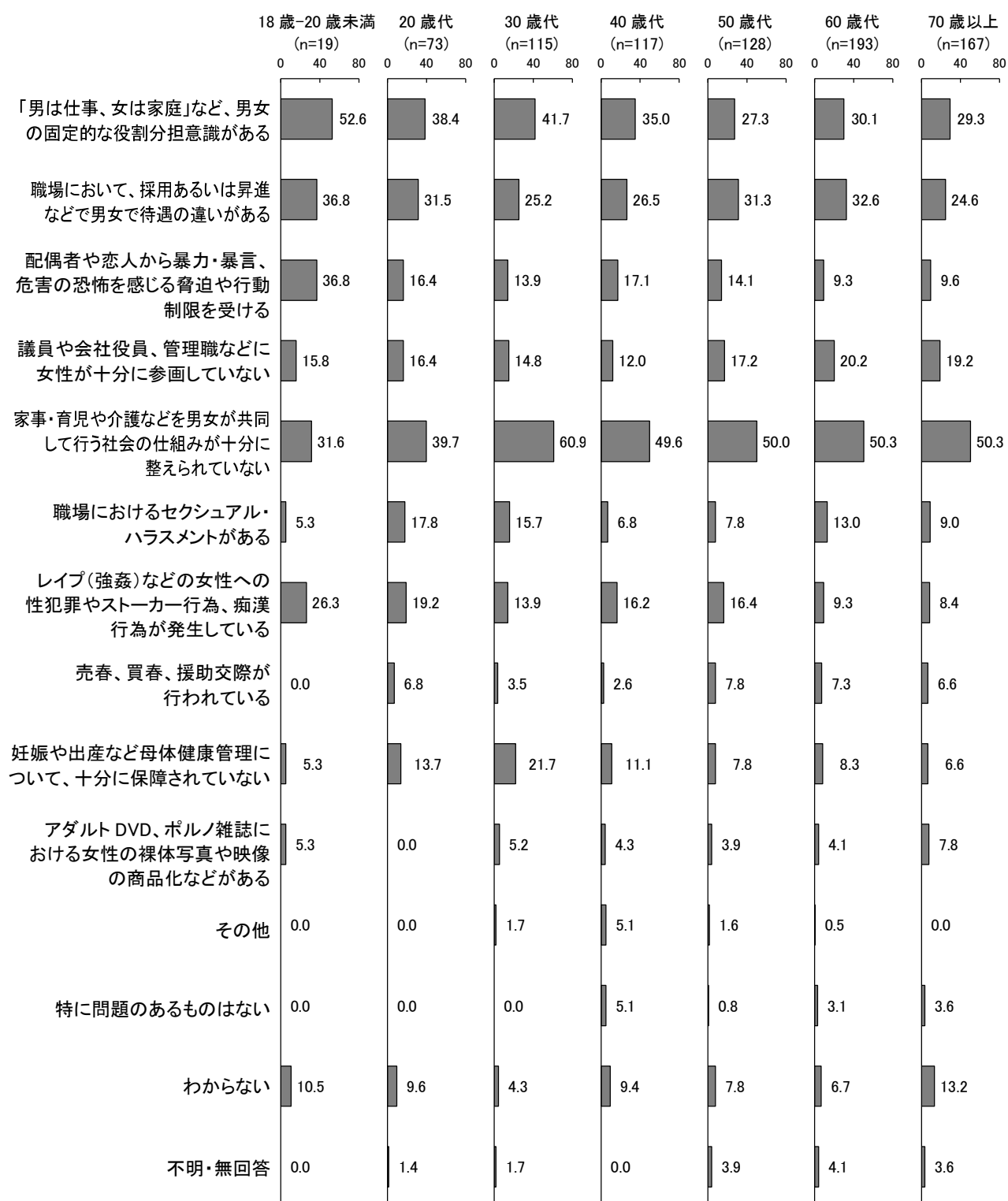
- 性別でみると、男性、女性ともに「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が、最も多くなっています。
- 男性では「議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない」が女性と比べて多く、女性では『男は仕事、女は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」と「家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が、男性と比べて多くなっています。



【年代別】

■ 年代別でみると、18歳～20歳未満では『男は仕事、女は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」、20歳代以上では「家事・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が、最も多くなっています。

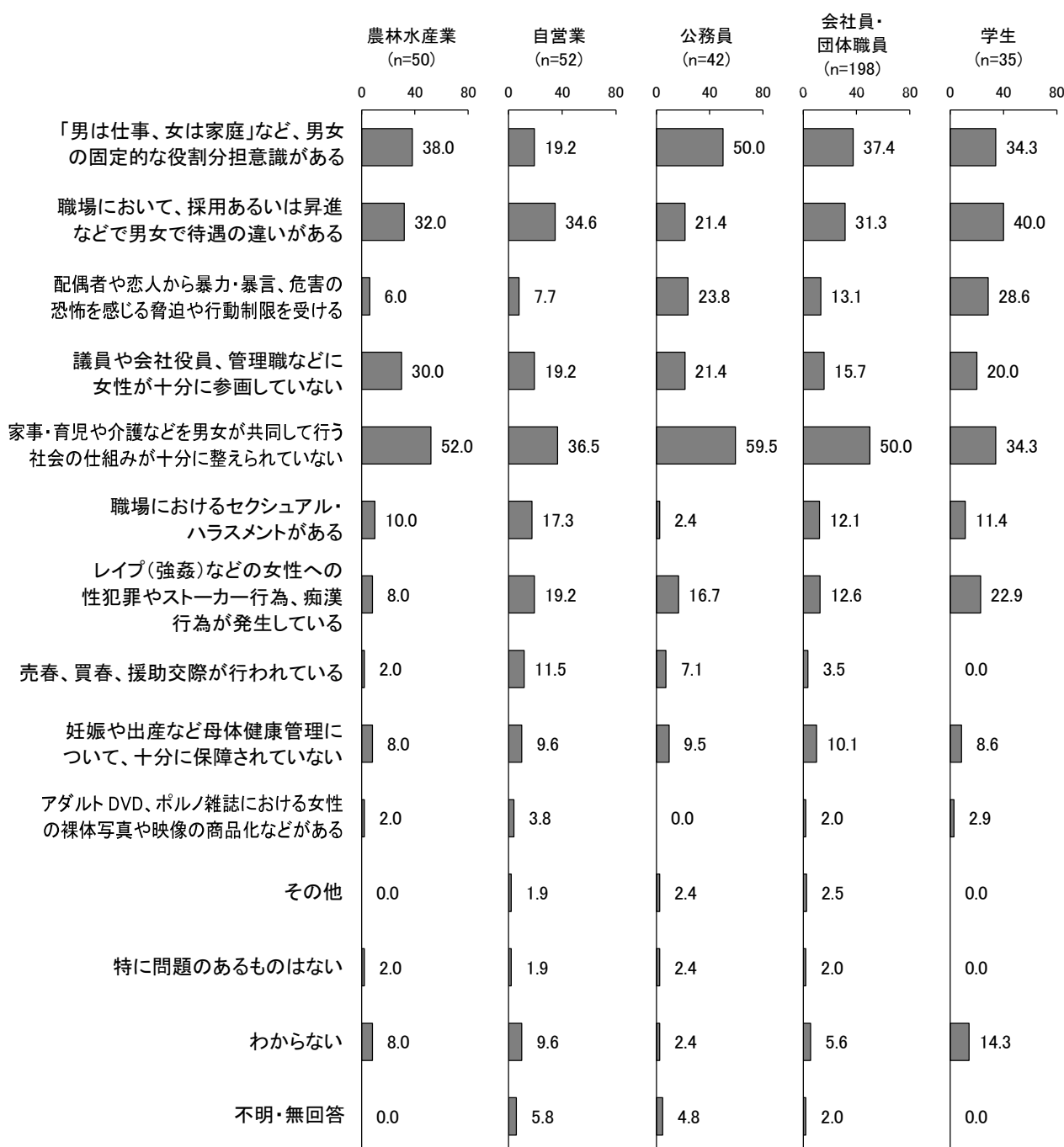
■ 『男は仕事、女は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」、「家事・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」、「妊娠や出産など母体健康管理について、十分に保障されていない」では30歳代、「わからない」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。



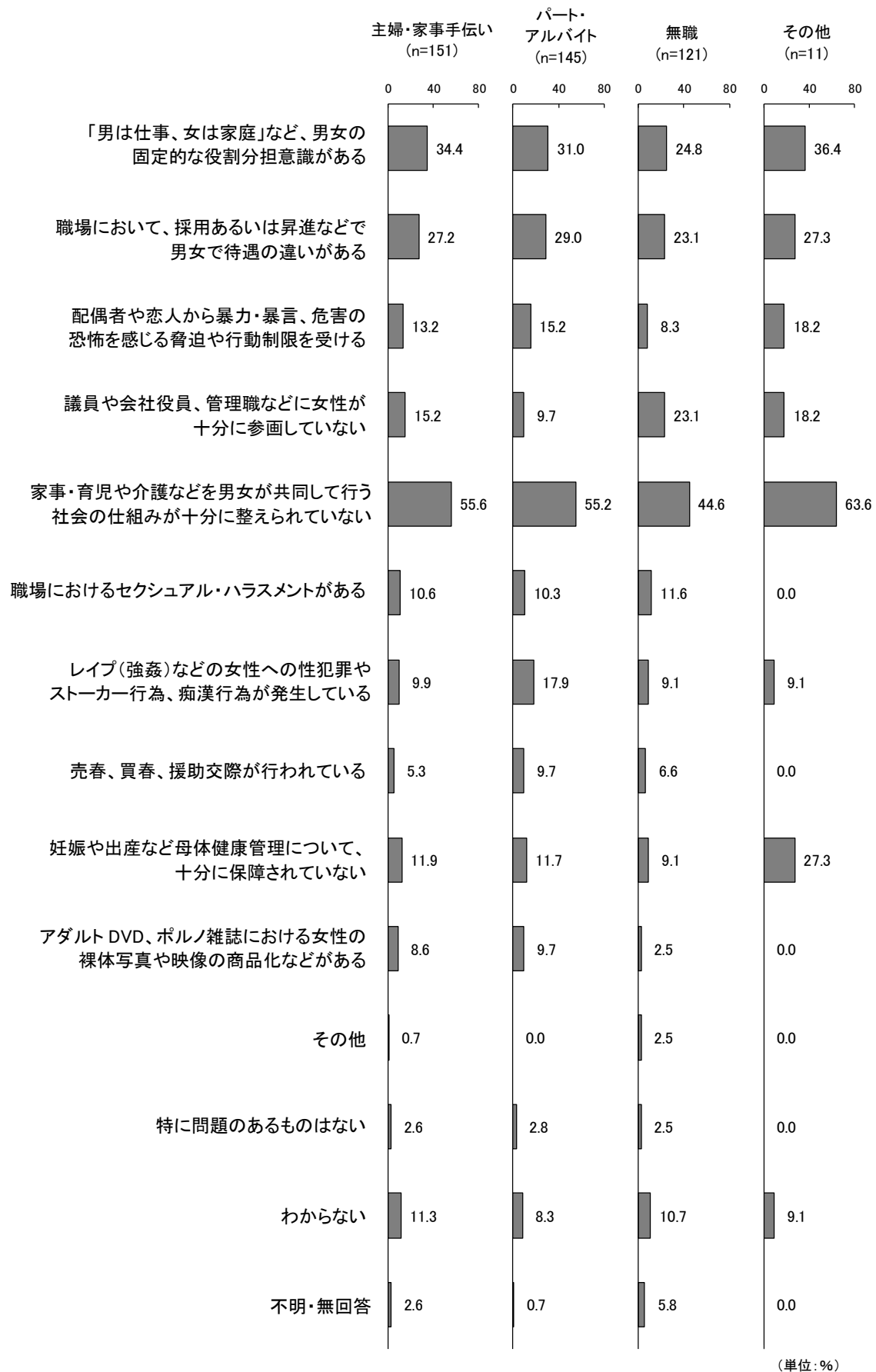
(単位: %)

【職業別】

- 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「家事や・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」、学生では「職場において、採用あるいは昇進などで男女で待遇の違いがある」が最も多くなっています。
- 「『男は仕事、女は家庭』など、男女の固定的な役割分担意識がある」では公務員、「配偶者や恋人から暴力・暴言、危害の恐怖を感じる」では公務員と学生、「議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない」では農林水産業、無職、「売春、買春、援助交際が行われている」ではパート・アルバイト、「アダルト DVD、ポルノ雑誌における女性の裸体写真や映像の商品化などがある」では主婦・家事手伝いとパート・アルバイトが、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない」は 3.3 ポイント、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントがある」は 3.7 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「レイプなどの女性への性犯罪やストーカー行為、痴漢行為が発生している」は 6.8 ポイント、「特に問題のあるものはない」は 1.8 ポイントそれぞれ減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない	49.1	49.8
「男は仕事、女は家庭」など、男女の固定的な役割分担意識がある	31.5	32.5
職場において、採用あるいは昇進などで男女で待遇の違いがある	29.6	28.6
議員や会社役員、管理職などに女性が十分に参画していない	13.7	17.0
レイプ（強姦）などの女性への性犯罪やストーカー行為、痴漢行為が発生している	19.8	13.0
配偶者や恋人から暴力・暴言、危害の恐怖を感じる脅迫や行動制限を受ける（DV やデート DV）	13.5	12.7
職場におけるセクシュアル・ハラスメントがある	7.3	11.0
妊娠や出産など母体健康管理について、十分に保障されていない	9.8	10.6
売春、買春、援助交際が行われている	6.1	5.7
アダルト DVD、ポルノ雑誌における女性の裸体写真や映像の商品化などがある	7.0	5.1
特に問題のあるものはない	4.2	2.4
その他	0.9	1.5
わからない	9.2	9.2
不明・無回答	3.0	2.9

（単位：％）

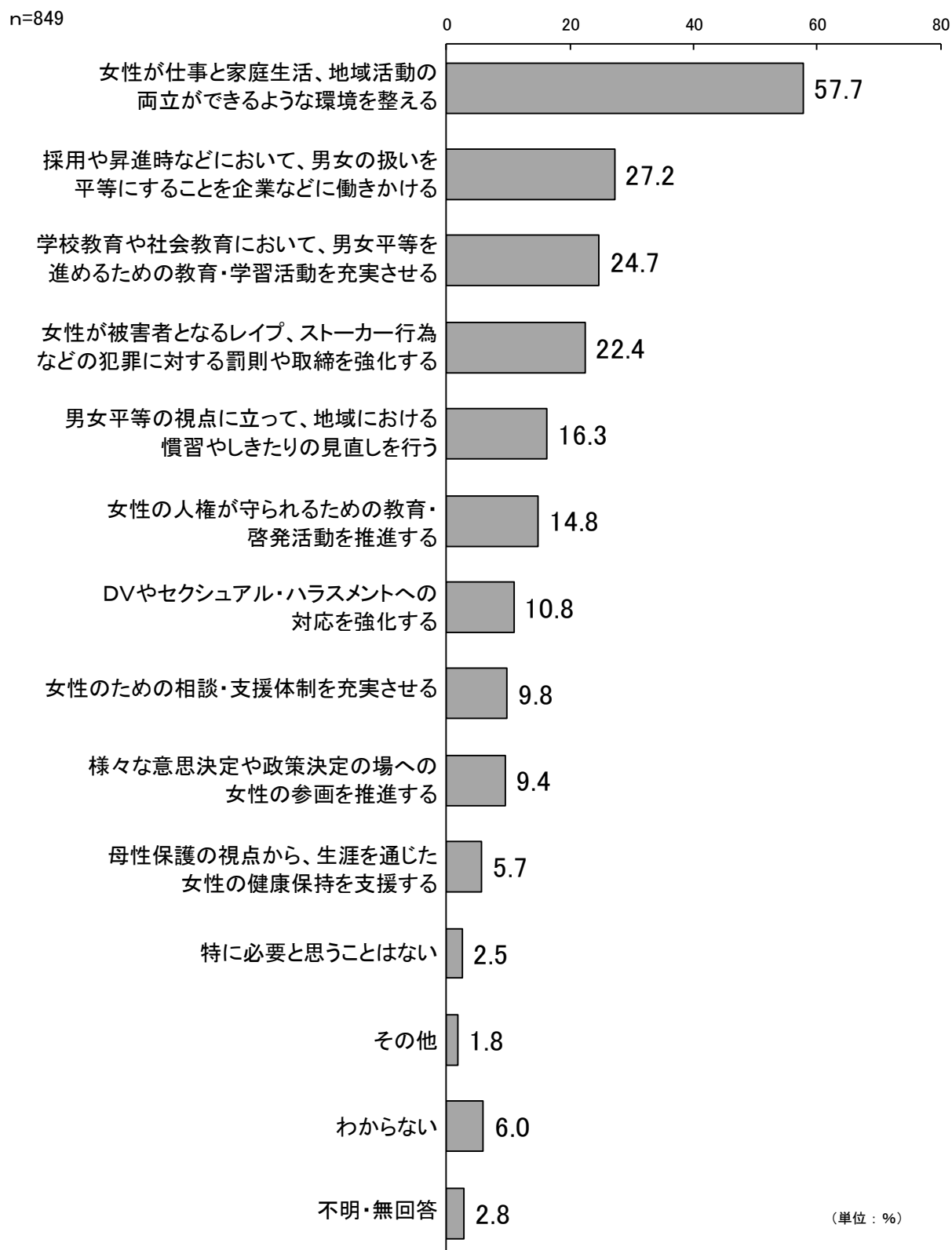
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
男女の固定的な役割分担意識	32.3
職場における採用・昇進の格差など男女の待遇の違い	30.9
夫またはパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）	15.3
職場におけるセクシャルハラスメント（性的いやがらせ）	13.4
売春、買春、援助交際	9.7
アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化など	8.8
「女のくせに」「未亡人」など女性だけに用いられる言葉	22.9
政策や方針を決定する過程に女性が参画しにくい	9.8
地域において、女性の伝統行事への参加を制限する習慣やしきたりが残っている	5.7
家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みが十分に整えられていない	32.8
レイプ（強姦）などの女性への性暴力やストーカー行為が発生している	14.4
妊娠や出産など女性の健康について、十分に保障されていない	14.0
医療の現場において、女性のプライバシーへの配慮が足りない	3.7
電車内などの公共の場における性情報のはんらん	7.3
その他	1.3
特にない	6.1
不明・無回答	3.6

（単位：％）

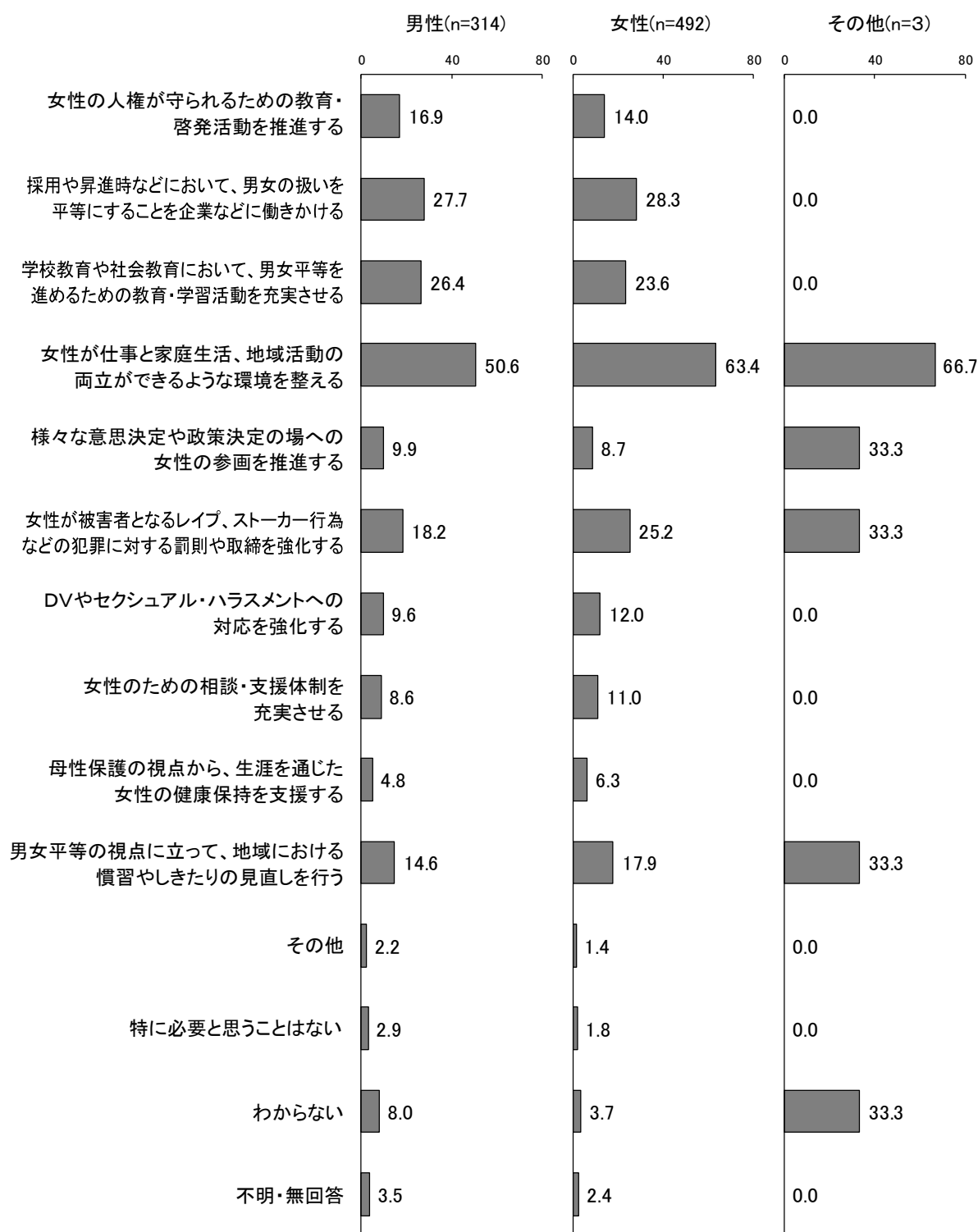
問9. 女性の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が 57.7%で最も多く、「採用や昇進時などにおいて、男女の扱いを平等にすることを企業などに働きかける」27.2%、「学校教育や社会教育において、男女平等を進めるための教育・学習活動を充実させる」24.7%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が、最も多くなっています。
- 男性では「わからない」が女性と比べて多く、女性では「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」と「女性が被害者となるレイプ、ストーカー行為などの犯罪に対する罰則や取締を強化する」が男性と比べて多くなっています。

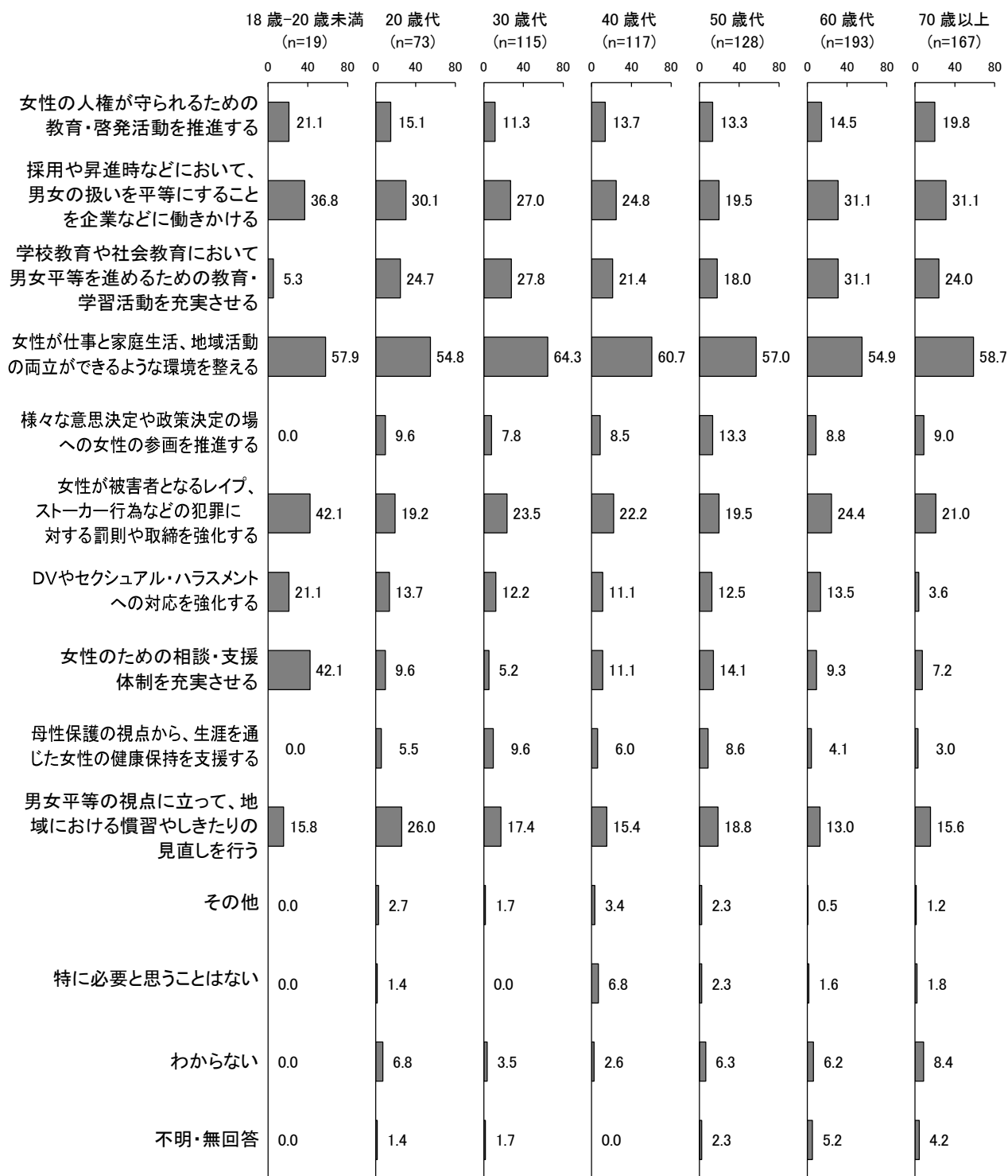


(単位：%)

【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最も多くなっています。

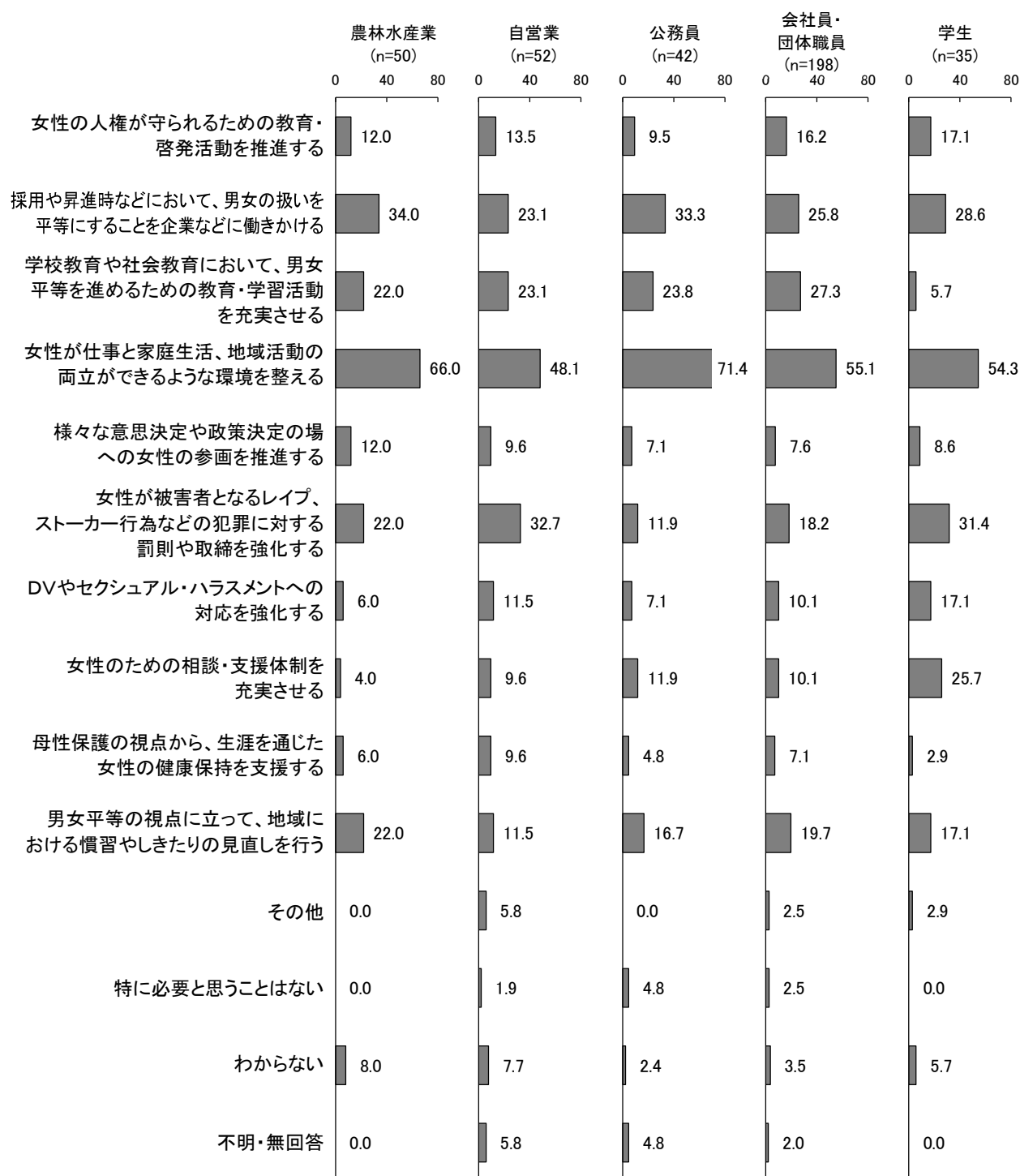
■ 「女性の人権が守られるための教育・啓発活動を推進する」では70歳以上、「学校教育や社会教育において、男女平等を進めるための教育・学習活動を充実させる」では60歳代、「男女平等の視点にたって、地域における慣習やしきたりの見直しを行う」では20歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



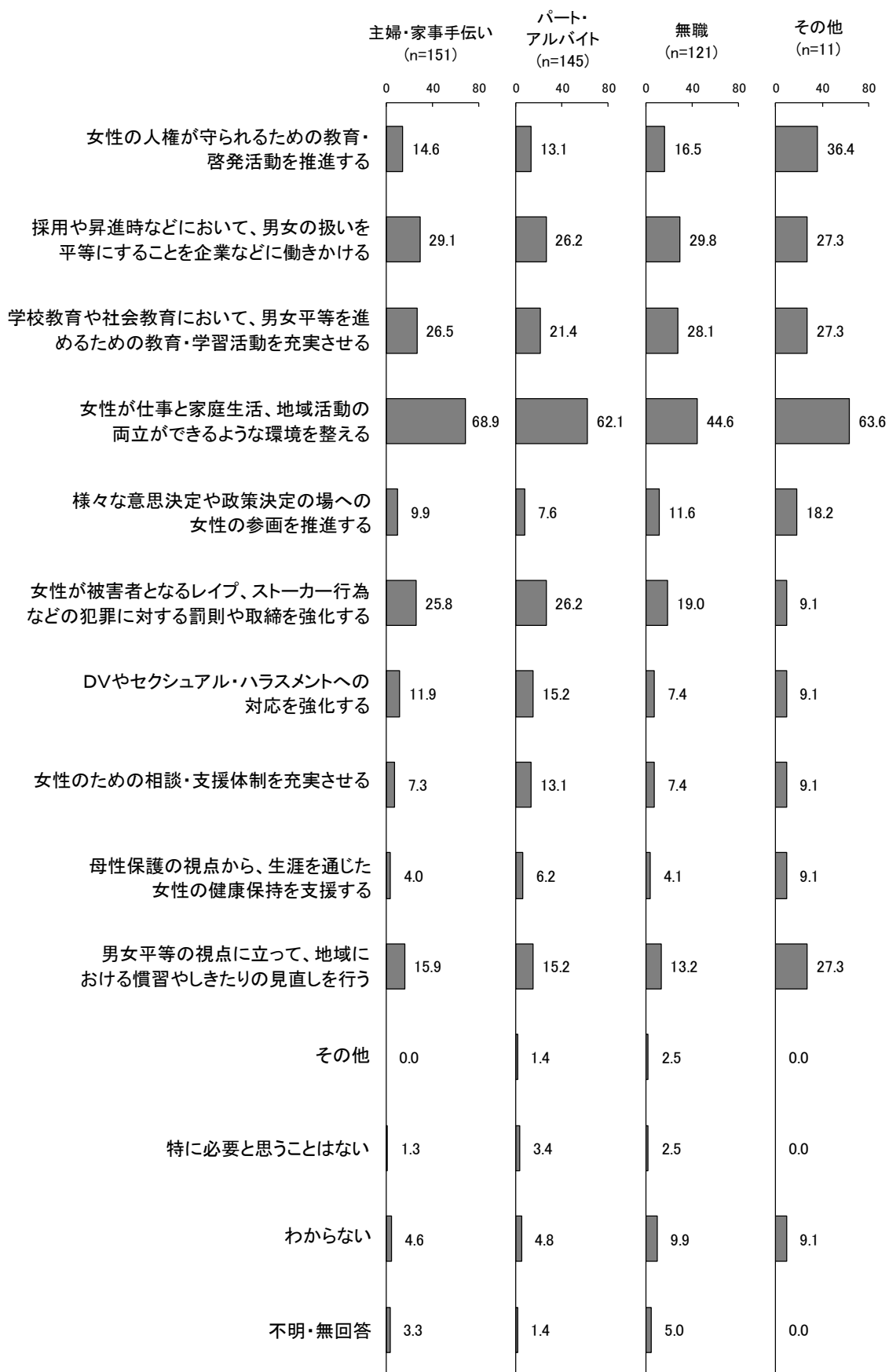
(単位：%)

【職業別】

- 職業別でみると、すべての職業において「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」が最も多くなっています。
- 「女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える」では公務員、主婦・家事手伝い、「女性が被害者となるレイプ、ストーカー行為などの犯罪に対する罰則や取締を強化する」では自営業が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

< H26 年度調査との比較 >

- 前回調査（H26）と比較をすると、「特に必要と思うことはない」は2.0ポイント減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
女性が仕事と家庭生活、地域活動の両立ができるような環境を整える	55.9	57.7
採用や昇進時などにおいて、男女の扱いを平等にすることを企業などに働きかける	24.2	27.2
学校教育や社会教育において、男女平等を進めるための教育・学習活動を充実させる	21.7	24.7
女性が被害者となるレイプ、ストーカー行為などの犯罪に対する罰則や取締を強化する	26.3	22.4
男女平等の視点に立って、地域における慣習やしきたりの見直しを行う	18.0	16.3
女性の人権が守られるための教育・啓発活動を推進する	17.2	14.8
DVやセクシュアル・ハラスメントへの対応を強化する	10.3	10.8
女性のための相談・支援体制を充実させる	11.3	9.8
様々な意思決定や政策決定の場への女性の参画を推進する	9.2	9.4
母性保護の視点から、生涯を通じた女性の健康保持を支援する	6.4	5.7
特に必要と思うことはない	4.5	2.5
その他	1.4	1.8
わからない	5.7	6.0
不明・無回答	2.6	2.8

(単位：%)

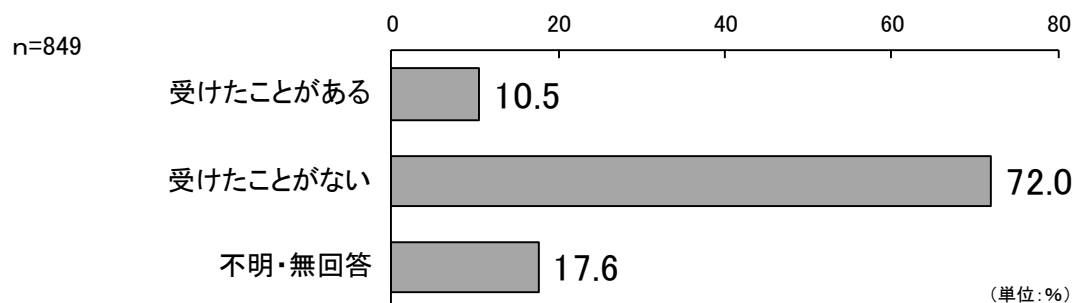
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	26.3
女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	17.6
採用・昇進などにおいて、男女の扱いを平等にすることを職場に働きかける	19.2
女性が仕事を続けるうえで、結婚・出産・育児・介護などが障害とならないような環境を整備する	62.3
議会、審議会委員など政策・方針決定の場への女性の参画を推進する	10.7
女性が被害者となる犯罪の取締りを強化する	18.5
男女平等をすすめるための教育・啓発活動を充実させる	14.3
テレビ、新聞、雑誌などの内容を配慮する	6.5
男女平等の視点に立って、地域における慣習やしきたりの見直しを行う	14.4
捜査や裁判で、女性の担当者を増やし、被害女性が届けを出しやすいようにする	11.0
夫または、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対応を強化する	7.9
母性保護の視点から、生涯を通じた女性の健康保持を支援する	11.4
その他	2.4
特にない	3.8
不明・無回答	3.6

(単位：%)

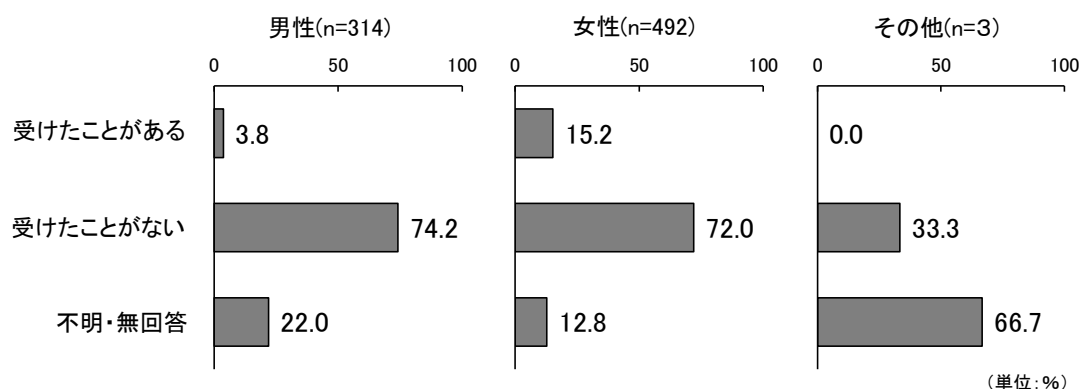
問 10. 現在、既婚者（事実婚も含む）または以前に結婚されていた方、現在、交際中（結婚前）の方にお聞きします。過去にあなたの配偶者（事実婚や別居中を含む）から心身への暴力（DV）や恋人間での心身への暴力（デートDV）を受けたことがありますか。
（○は1つだけ）

「受けたことがない」が 72.0%、「受けたことがある」が 10.5%となっています。



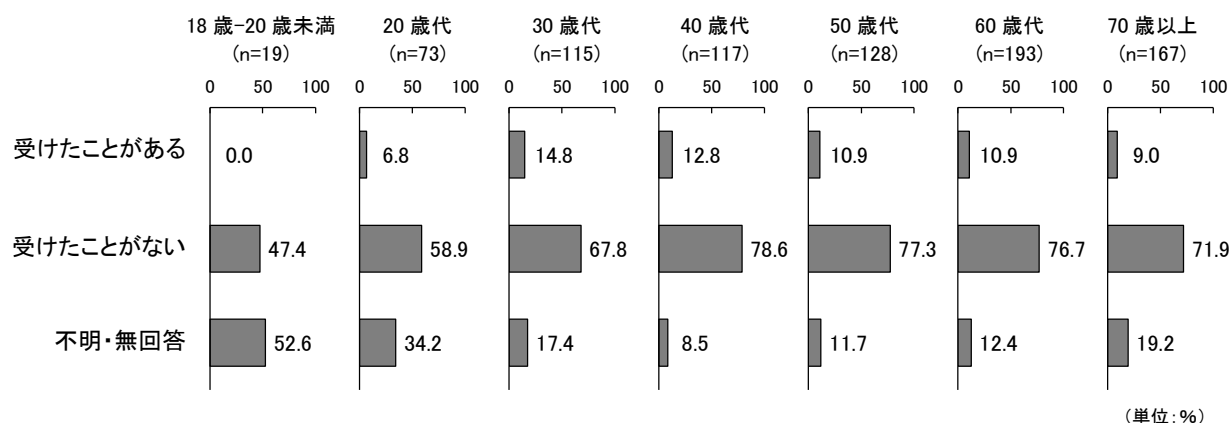
【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「受けたことがない」が最も多くなっています。
- 女性では「受けたことがある」が、男性と比べて多くなっています。



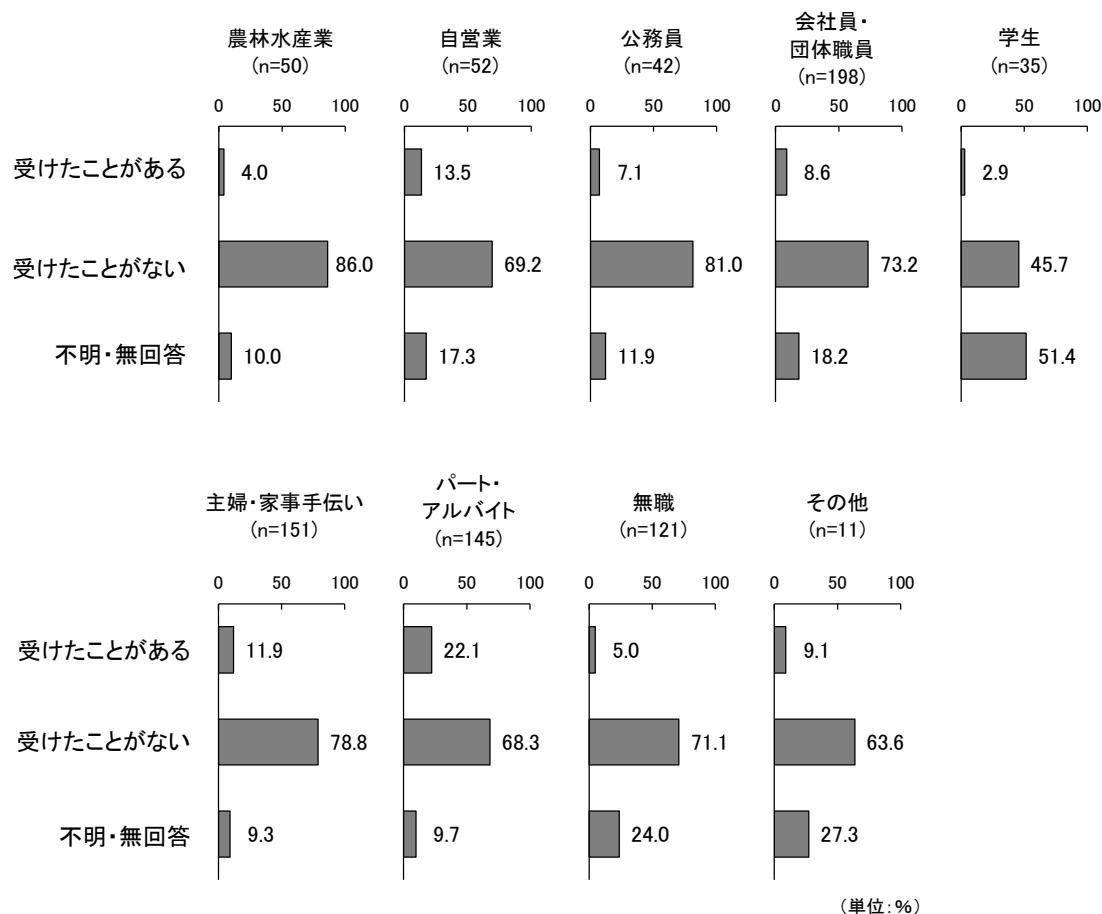
【年代別】

- 年代別でみると、すべての年代において「受けたことがない」が最も多くなっています。



【職業別】

- 職業別でみると、すべての職業において「受けたことがない」が最も多くなっています。
- 「受けたことがある」ではパート・アルバイトが、他の職業と比べて多くなっています。



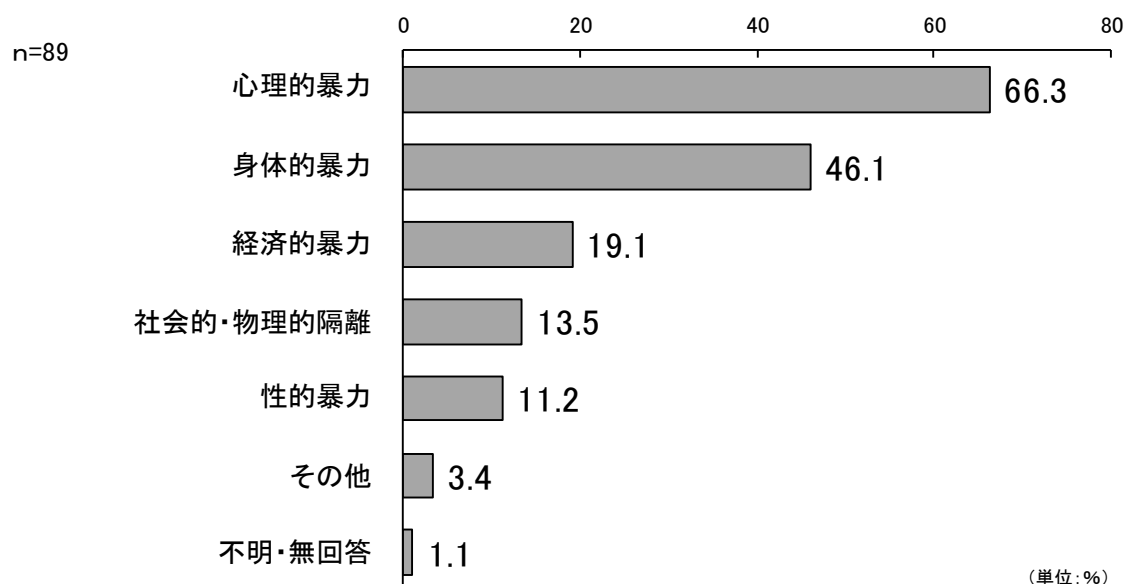
＜H26 年度調査との比較＞

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
受けたことがある	8.5	10.5
受けたことがない	71.4	72.0
不明・無回答	20.2	17.6

(単位: %)

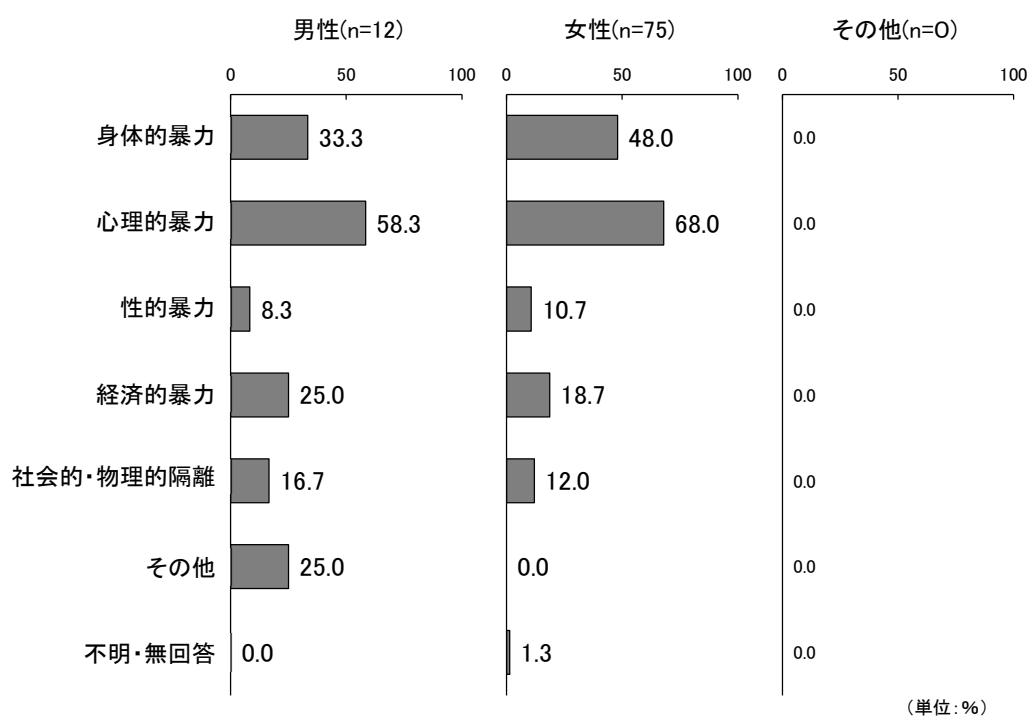
問 10-1. 問 10 で「受けたことがある」と答えた方で、その事柄はどのようなことですか。
(○はいくつでも)

「心理的暴力（脅迫、威嚇行為、暴言、無視をするなど）」が 66.3%で最も多く、「身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞めるなど）」46.1%、「経済的暴力（お金を取り上げる、生活費を渡さないなど）」19.1%がつづいています。



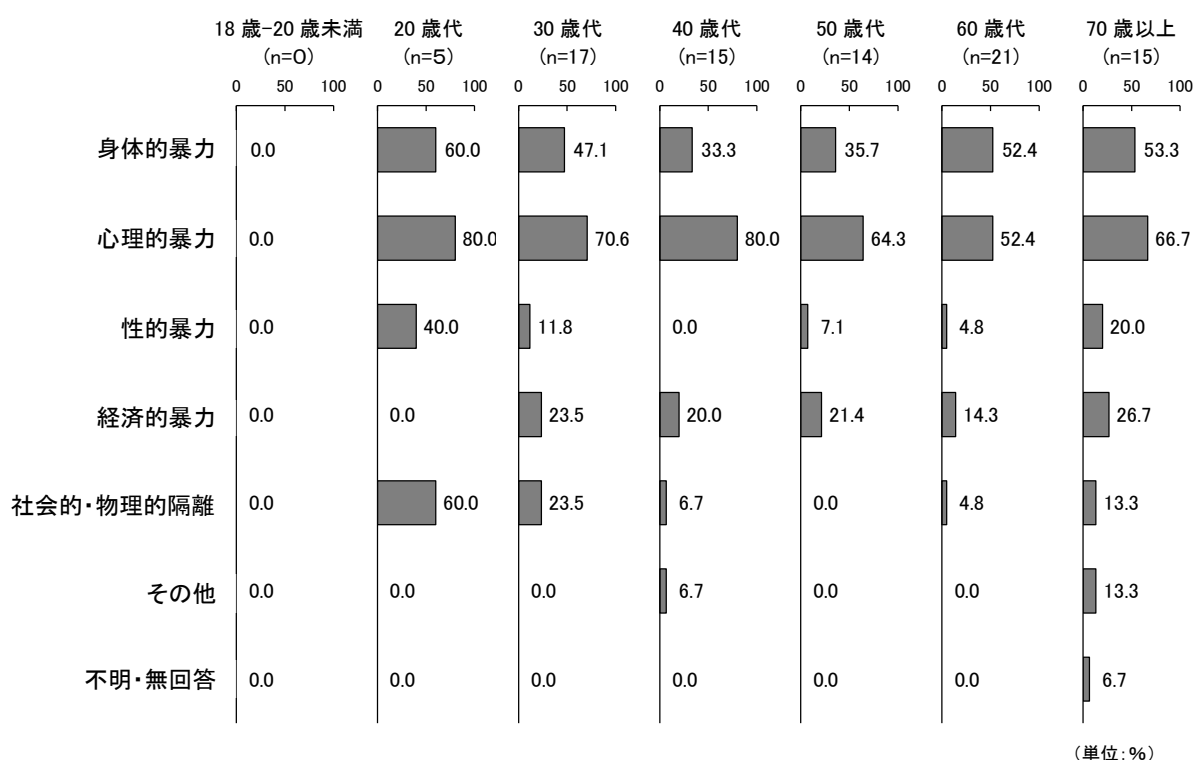
【性別】

■ 性別でみると、男性、女性ともに「心理的暴力」が最も多くなっています。



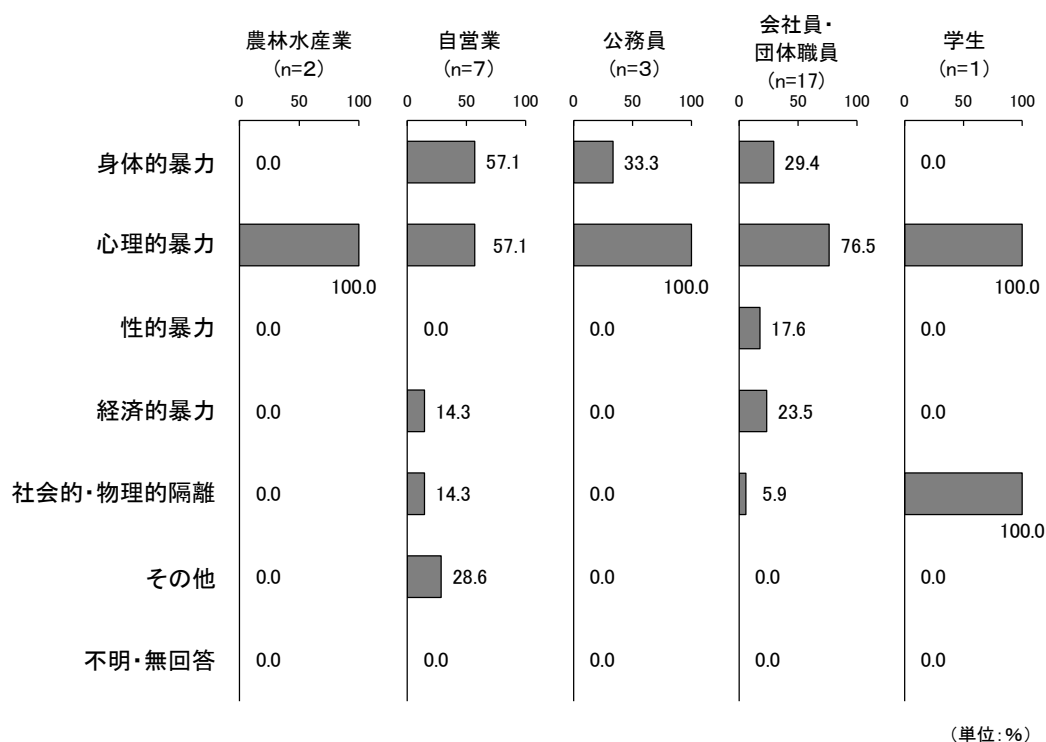
【年代別】

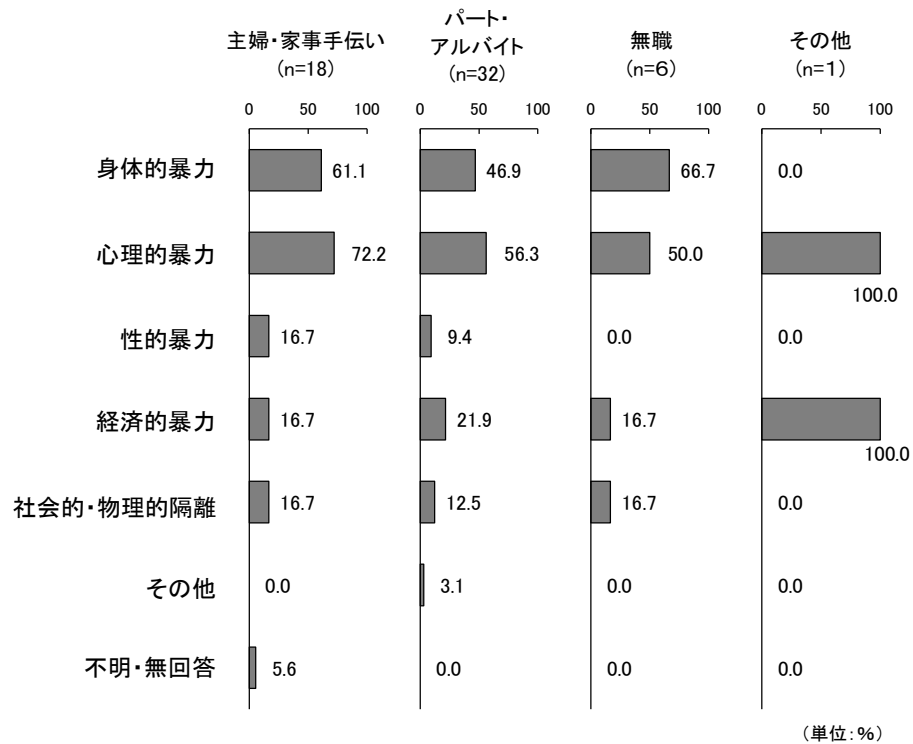
■ 年代別でみると、30 歳代から 50 歳代と 70 歳以上では「心理的暴力」、60 歳代では「身体的暴力」と「心理的暴力」が最も多くなっています。



【職業別】

■ 職業別でみると、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイトでは「心理的暴力」が最も多くなっています。





< H26 年度調査との比較 >

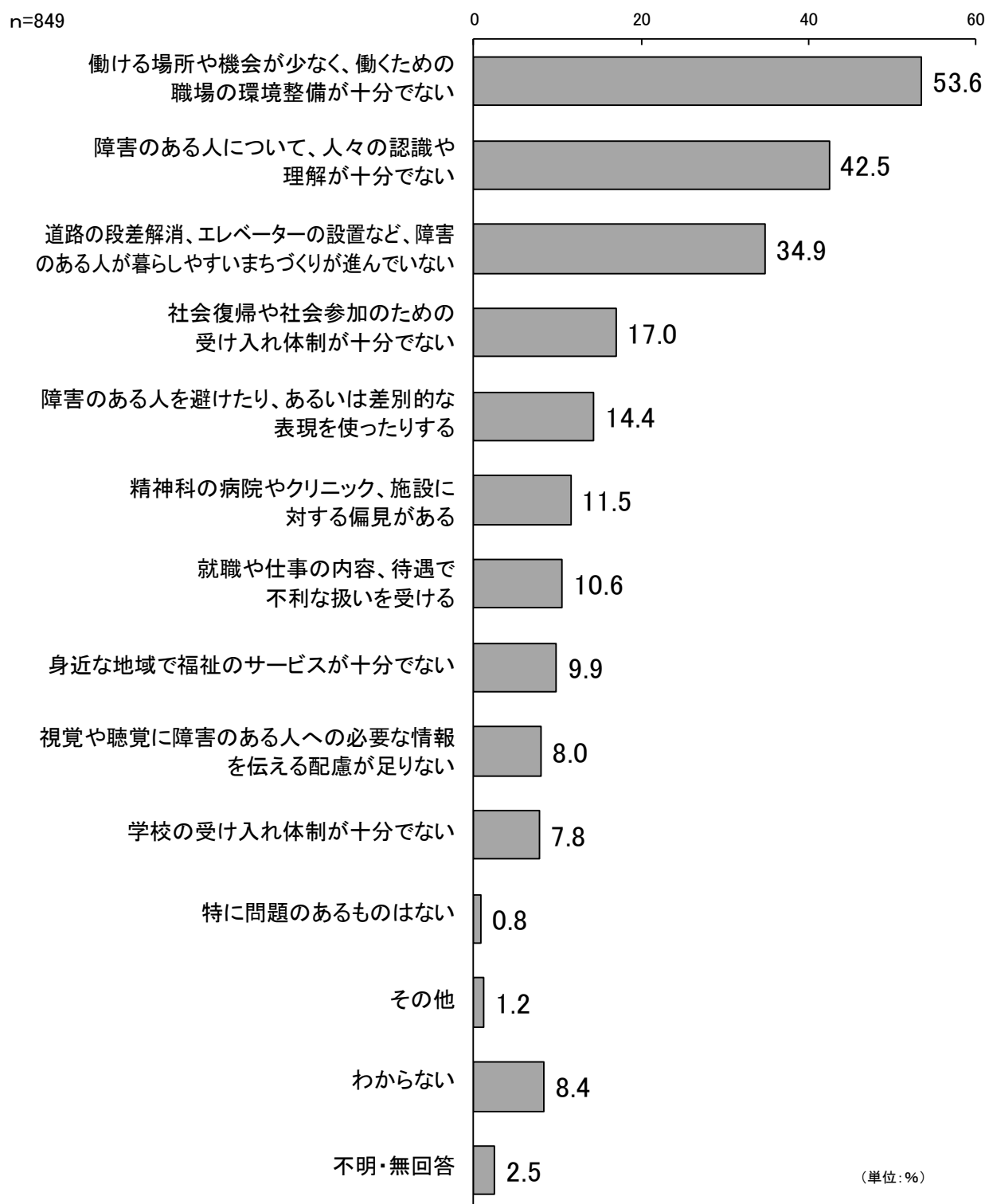
区 分	H26 (n = 8 6)	R 1 (n = 8 9)
心理的暴力（脅迫、威嚇行為、暴言、無視をするなど）	57.0	66.3
身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞めるなど）	57.0	46.1
経済的暴力（お金を取り上げる、生活費を渡さないなど）	19.8	19.1
社会的・物理的隔離（人との付き合いを制限、または、禁止することや電話・メールのチェックなど、行動の一つひとつを管理し制限する）	18.6	13.5
性的暴力（性的な行為の強要や避妊への非協力など）	20.9	11.2
その他	3.5	3.4
不明・無回答	4.7	1.1

(単位: %)

4. 障害のある人の人権について

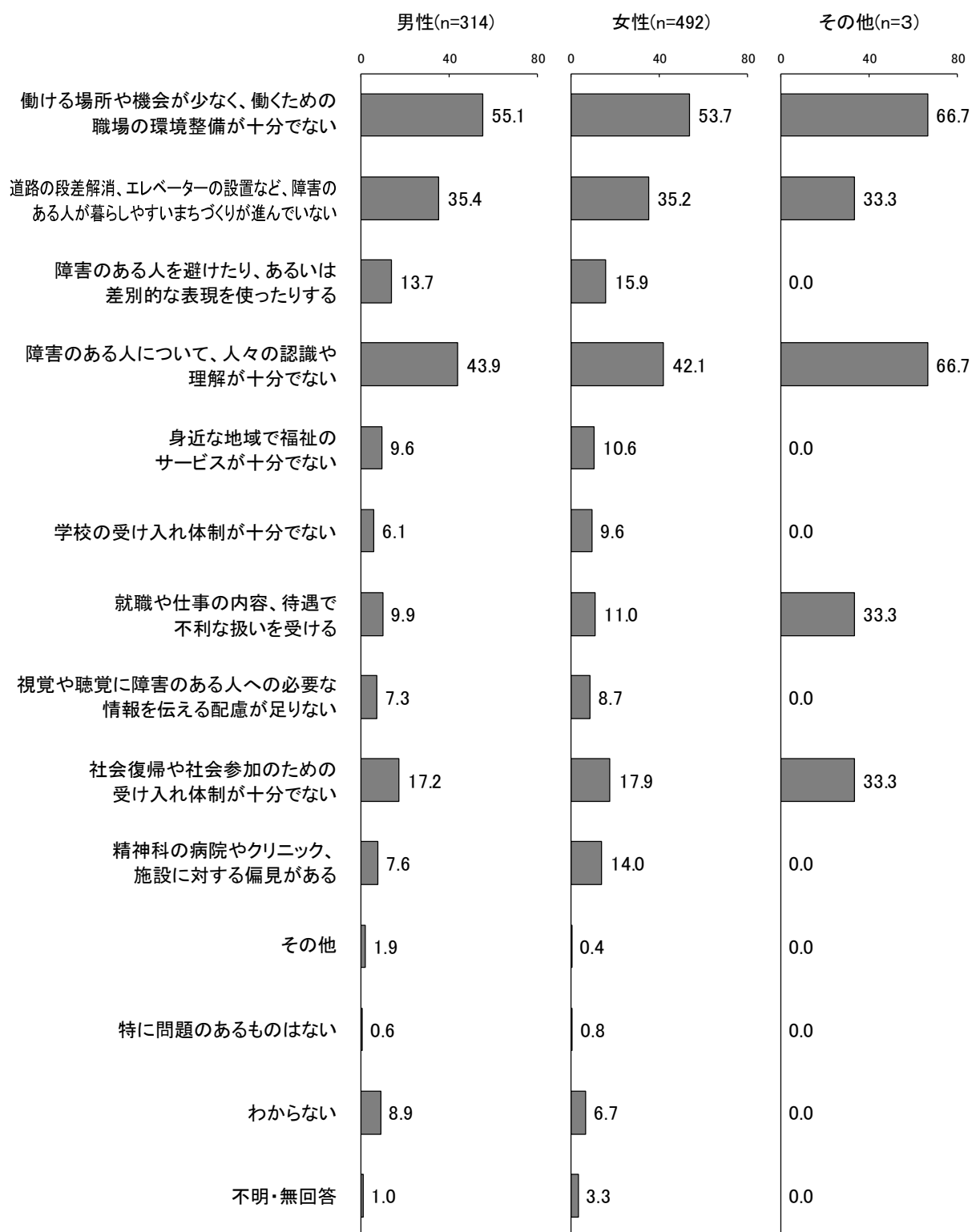
問 11. 障害（身体・知的・精神・発達・高次脳機能など）のある人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。（○は3つまで）

「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分でない」が 53.6%で最も多く、「障害のある人について、人々の認識や理解が十分でない」42.5%、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」34.9%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分ではない」が最も多くなっています。
- 女性では「精神科の病院やクリニック、施設に対する偏見がある」が男性と比べて多くなっています。

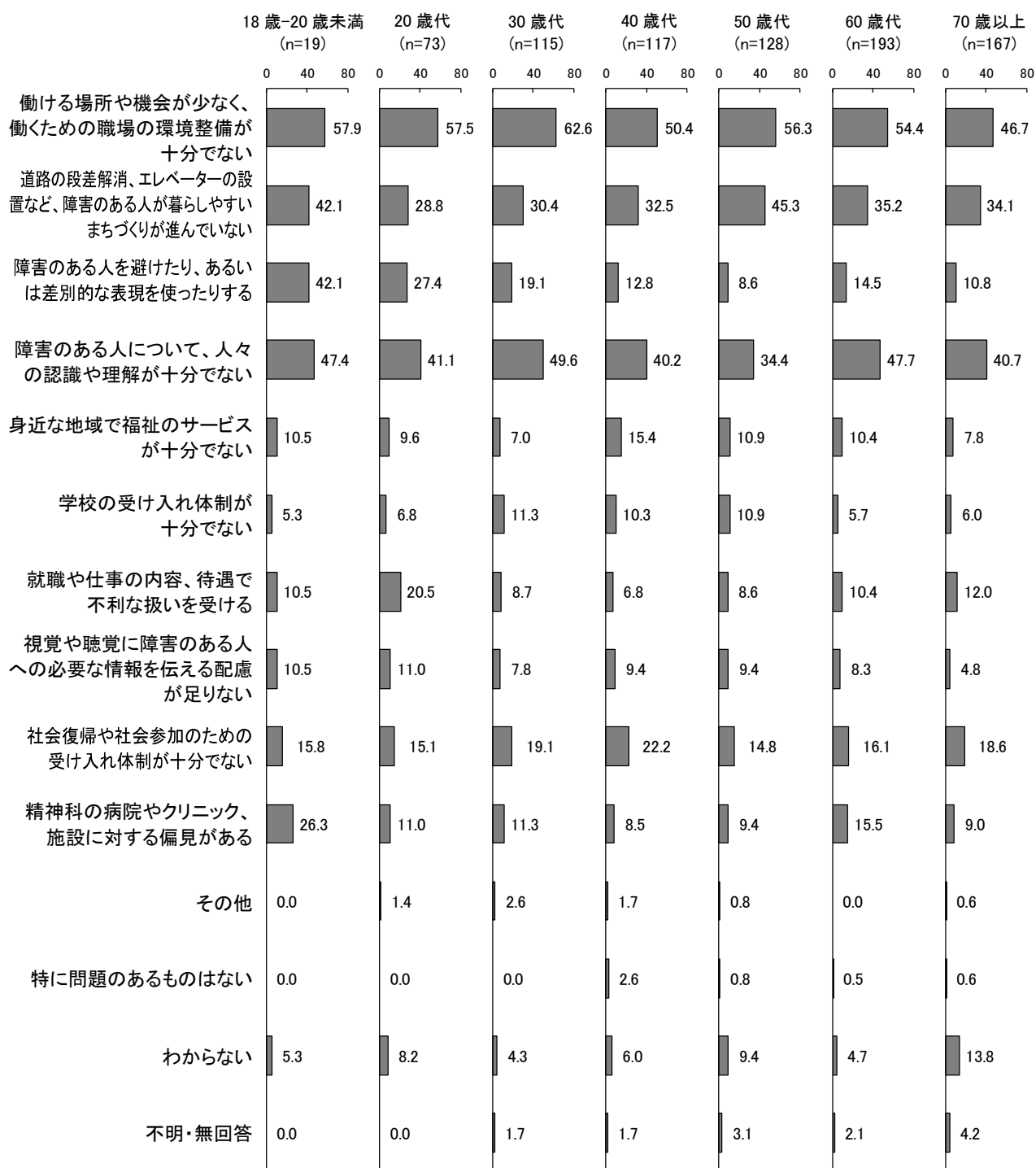


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分ではない」が最も多くなっています。

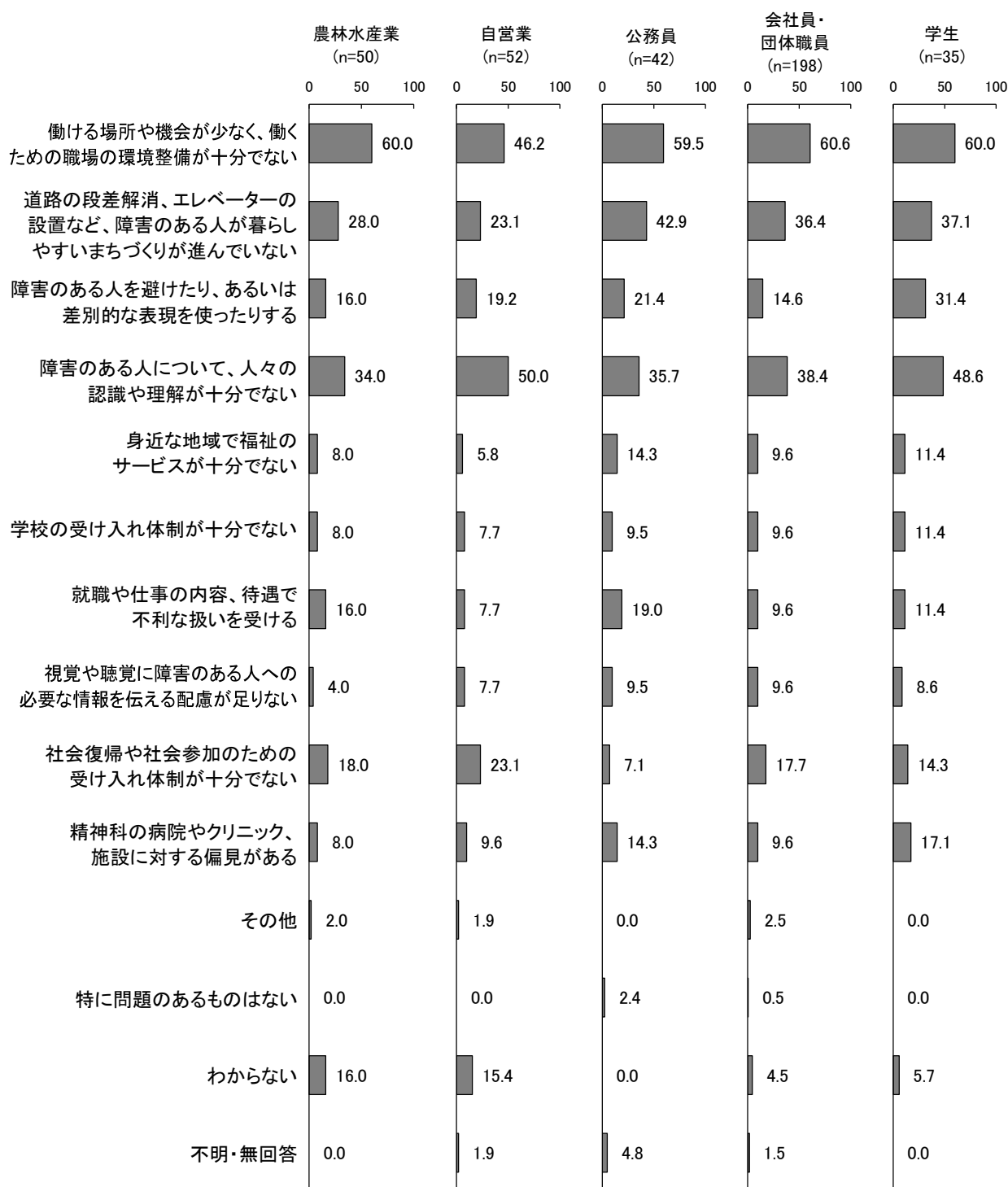
■ 「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい街づくりが進んでいない」では50歳代、「障害のある人を避けたり、あるいは差別的な表現を使ったりする」では20歳代、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける」では20歳代、「身近な地域で福祉のサービスが十分でない」では40歳代、「精神科の病院やクリニック、施設に対する偏見がある」では60歳代、「わからない」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。



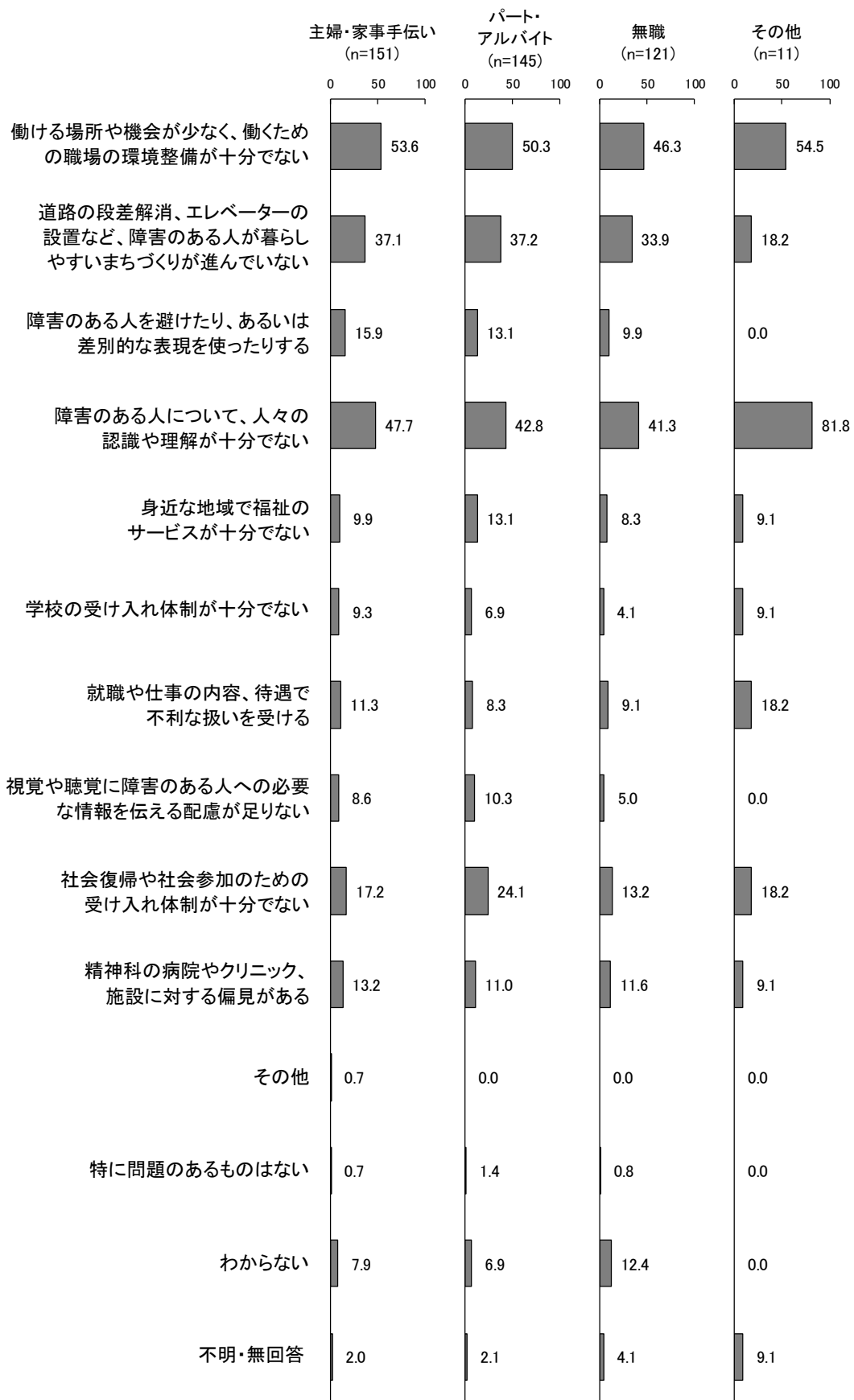
(単位: %)

【職業別】

- 職業別でみると、農林水産業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分ではない」、自営業、その他では「障害のある人について、人々の認識や理解が十分でない」が、最も多くなっています。
- 「働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分ではない」では会社員・団体職員、「障害のある人を避けたり、あるいは差別的な表現を使ったりする」では学生、「社会復帰や社会参加のための受け入れ体制が十分でない」ではパート・アルバイト、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「精神科の病院やクリニック、施設に対する偏見がある」は 2.7 ポイント増加、「特に問題のあるものはない」は 1.2 ポイント減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分でない	50.5	53.6
障害のある人について、人々の認識や理解が十分でない	41.0	42.5
道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいない	31.6	34.9
社会復帰や社会参加のための受け入れ体制が十分でない	19.1	17.0
障害のある人を避けたり、あるいは差別的な表現を使ったりする	14.7	14.4
精神科の病院やクリニック、施設に対する偏見がある	8.8	11.5
就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける	8.7	10.6
身近な地域で福祉のサービスが十分でない	11.3	9.9
視覚や聴覚に障害のある人への必要な情報を伝える配慮が足りない	8.0	8.0
学校の受け入れ体制が十分でない	9.5	7.8
特に問題のあるものはない	2.0	0.8
その他	0.9	1.2
わからない	7.8	8.4
不明・無回答	5.2	2.5

(単位：%)

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

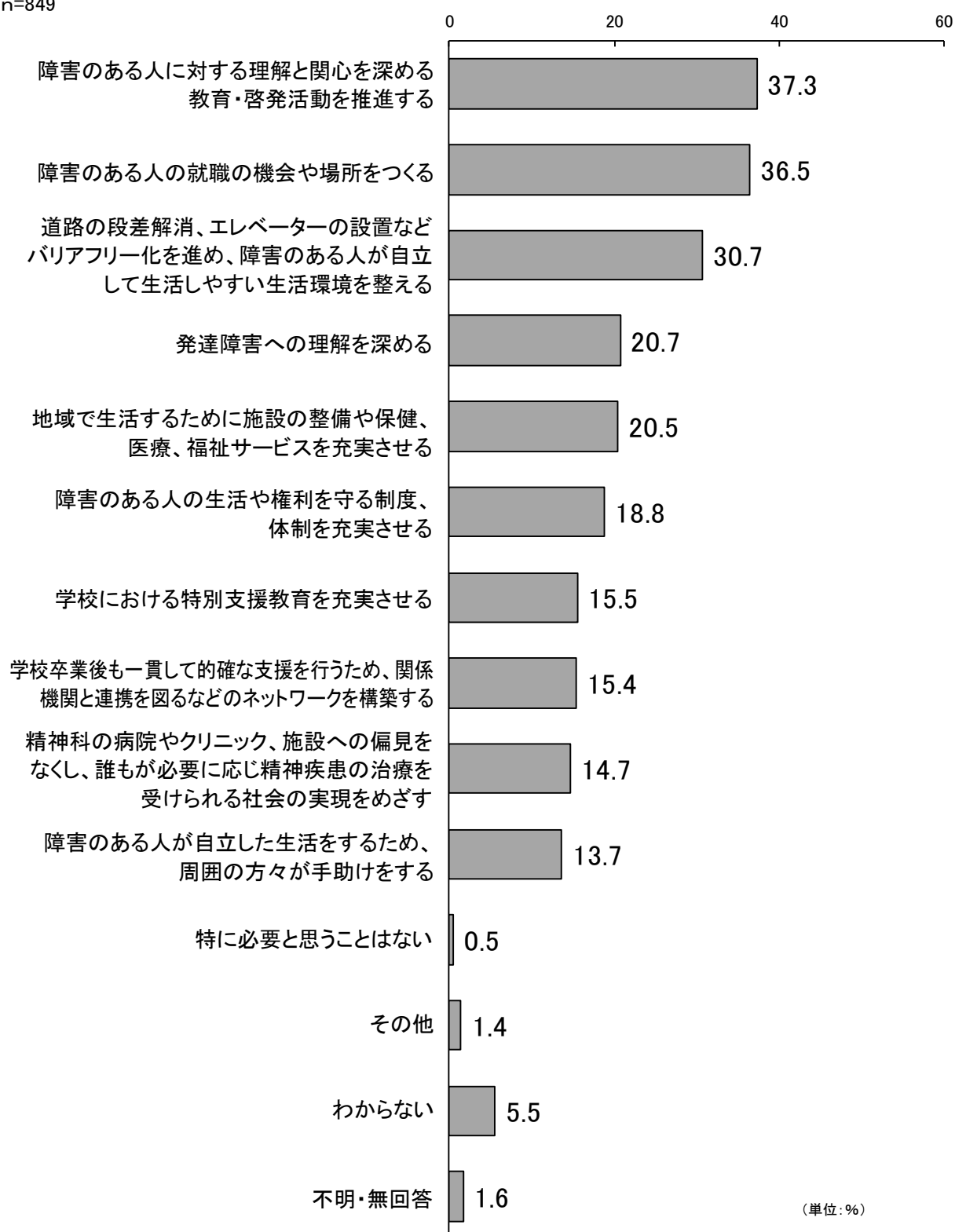
区 分	H20 (n=783)
道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいない	35.9
スポーツ活動や文化活動などへの参加に配慮がされていない	4.6
結婚問題で周囲が反対する	6.0
学校や職場で不利な扱いを受ける	10.3
働ける場所や機会が少ない	46.0
障害のある人を避けたり、あるいは差別的な表現を使う	16.7
聴覚や資格に障害のある人への必要な情報を伝える配慮が足りない	8.7
障害のある人に対する人々の認識が足りない	38.4
障害のある人に向けた住宅が不足している	3.8
病院や施設で障がいのある人に対して拘束や虐待がある	2.8
身近な地域での福祉サービスが十分でない	9.8
学校の受け入れ体制が十分でない	6.8
障害があることを理由に、乗り物への乗車や店・施設の利用を断られる	5.1
社会復帰や社会参加のための受け入れ態勢が十分でない	22.1
障害のある人の意見や行動が尊重されていない	6.8
詐欺や悪徳商法の被害が多い	4.6
その他	1.1
特になし	4.2
不明・無回答	3.3

(単位：%)

問 12. 障害のある人の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

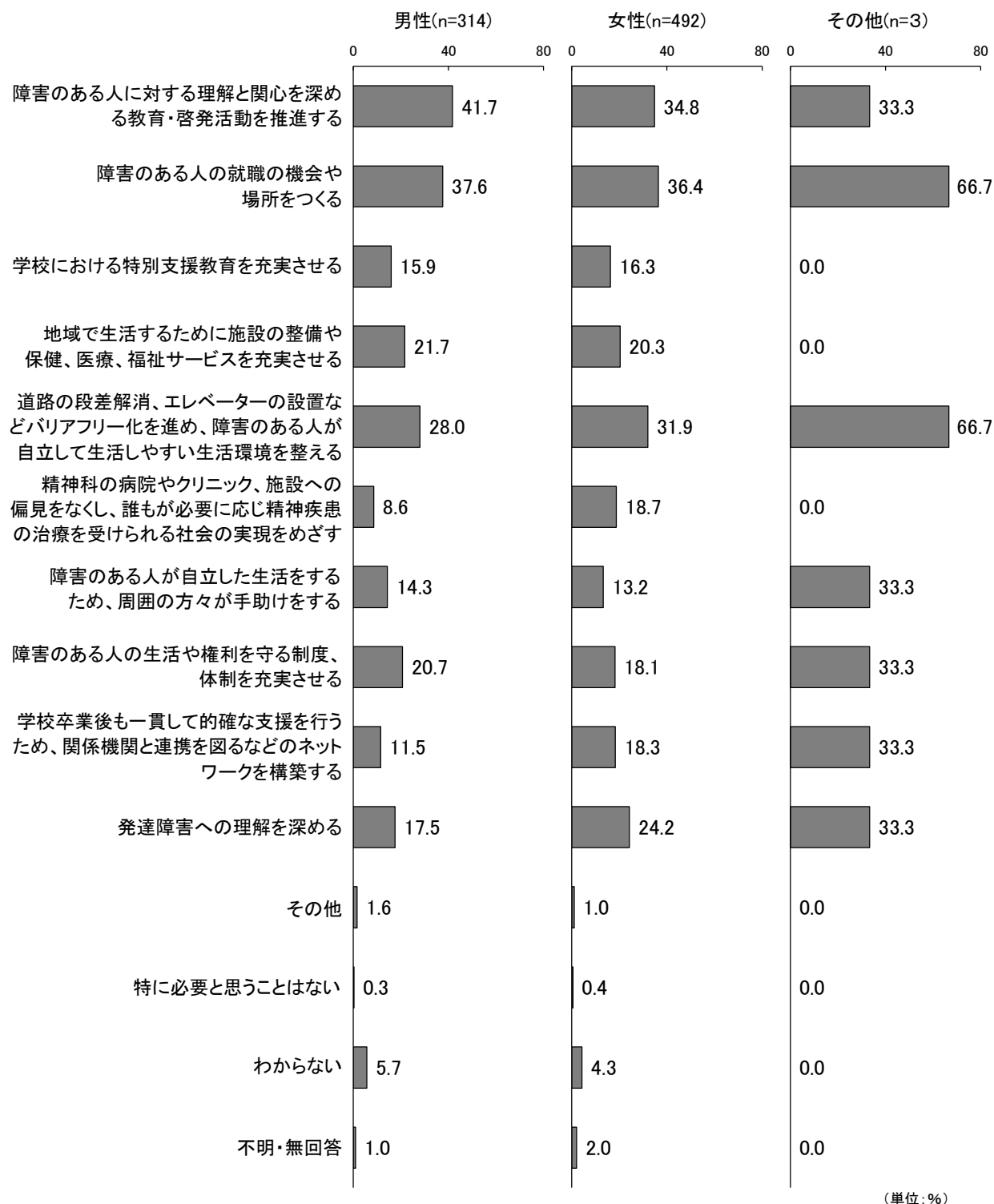
「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」が 37.3%で最も多く、「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」36.5%、「道路の段差解消、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える」30.7%がつづいています。

n=849



【性別】

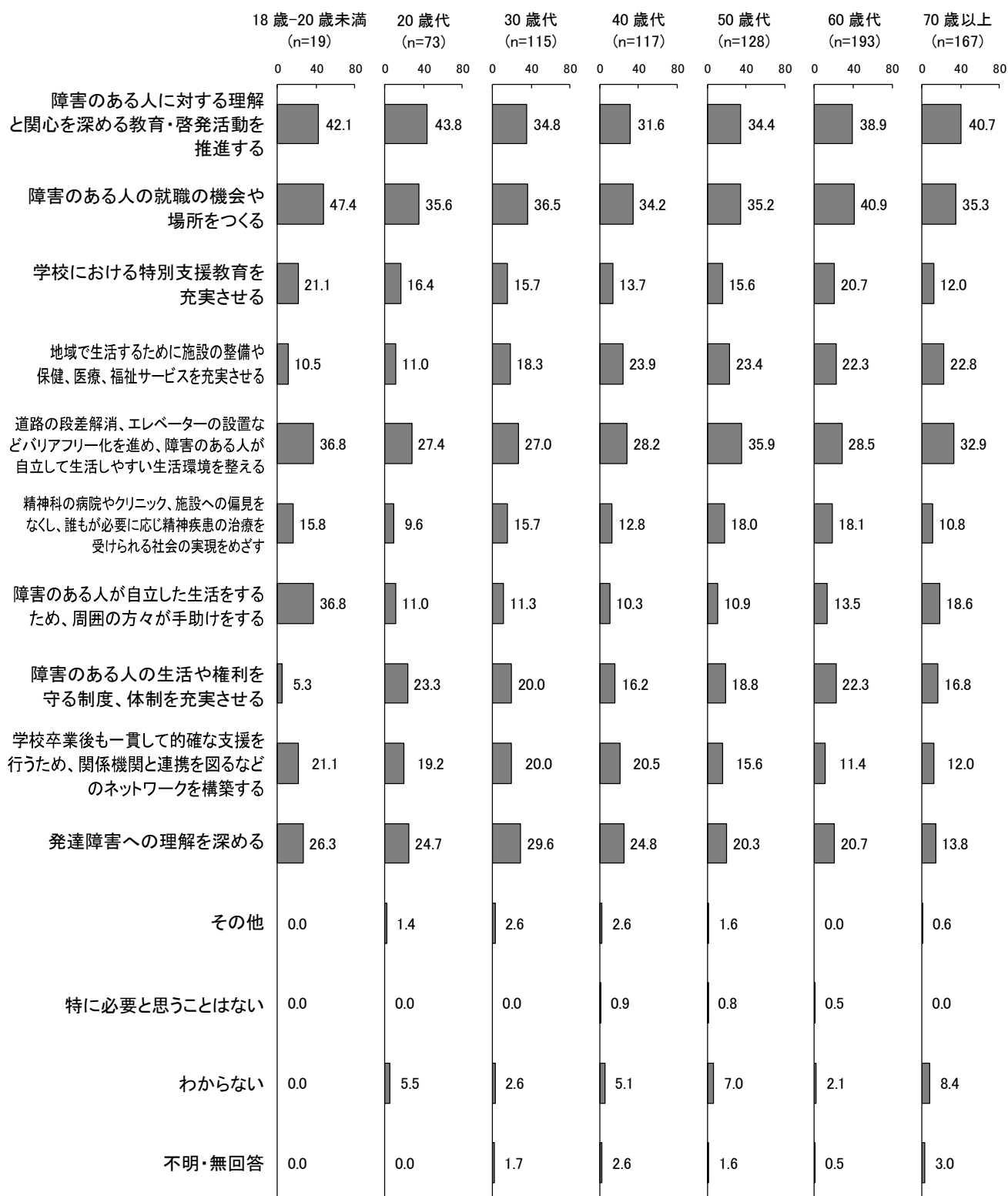
- 性別でみると、男性では「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」、女性では「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」が、最も多くなっています。
- 女性では「精神科の病院やクリニック、施設への偏見をなくし、誰もが必要に応じ精神疾患の治療を受けられる社会の実現をめざす」、「学校卒業後も一貫して的確な支援を行うため、関係機関と連携を図るなどのネットワークを構築する」、「発達障害への理解を深める」が、男性と比べて多くなっています。



【年代別】

■ 年代別でみると、18歳～20歳未満、30歳代、40歳代、60歳代では「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」、20歳代、70歳以上では「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」、50歳代では「道路の段差解消、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える」が、最も多くなっています。

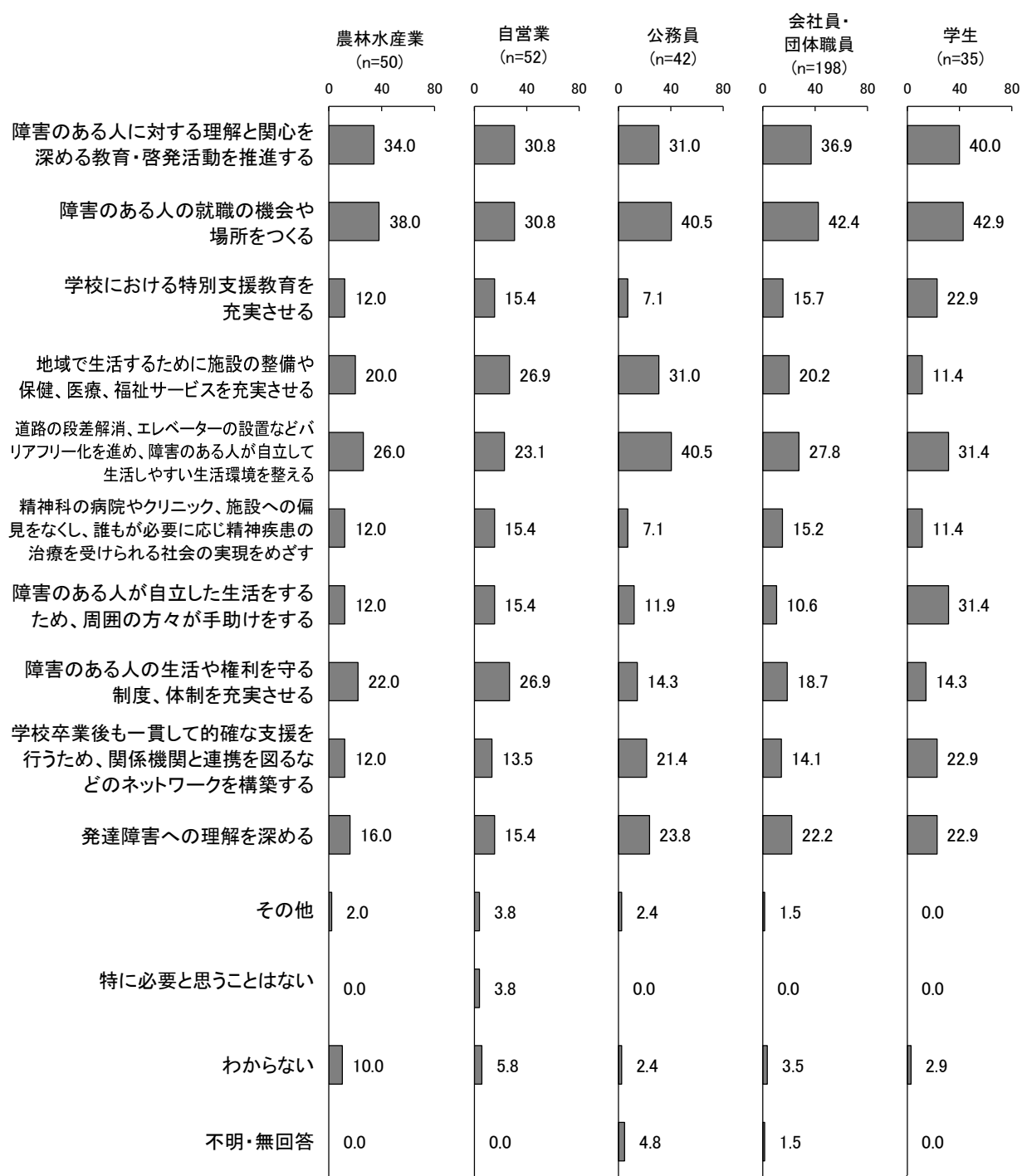
■ 「学校における特別支援教育を充実させる」では60歳代、「障害のある人が自立した生活をするため、周囲の方々が手助けをする」と「わからない」では70歳以上、「発達障害への理解を深める」では30歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



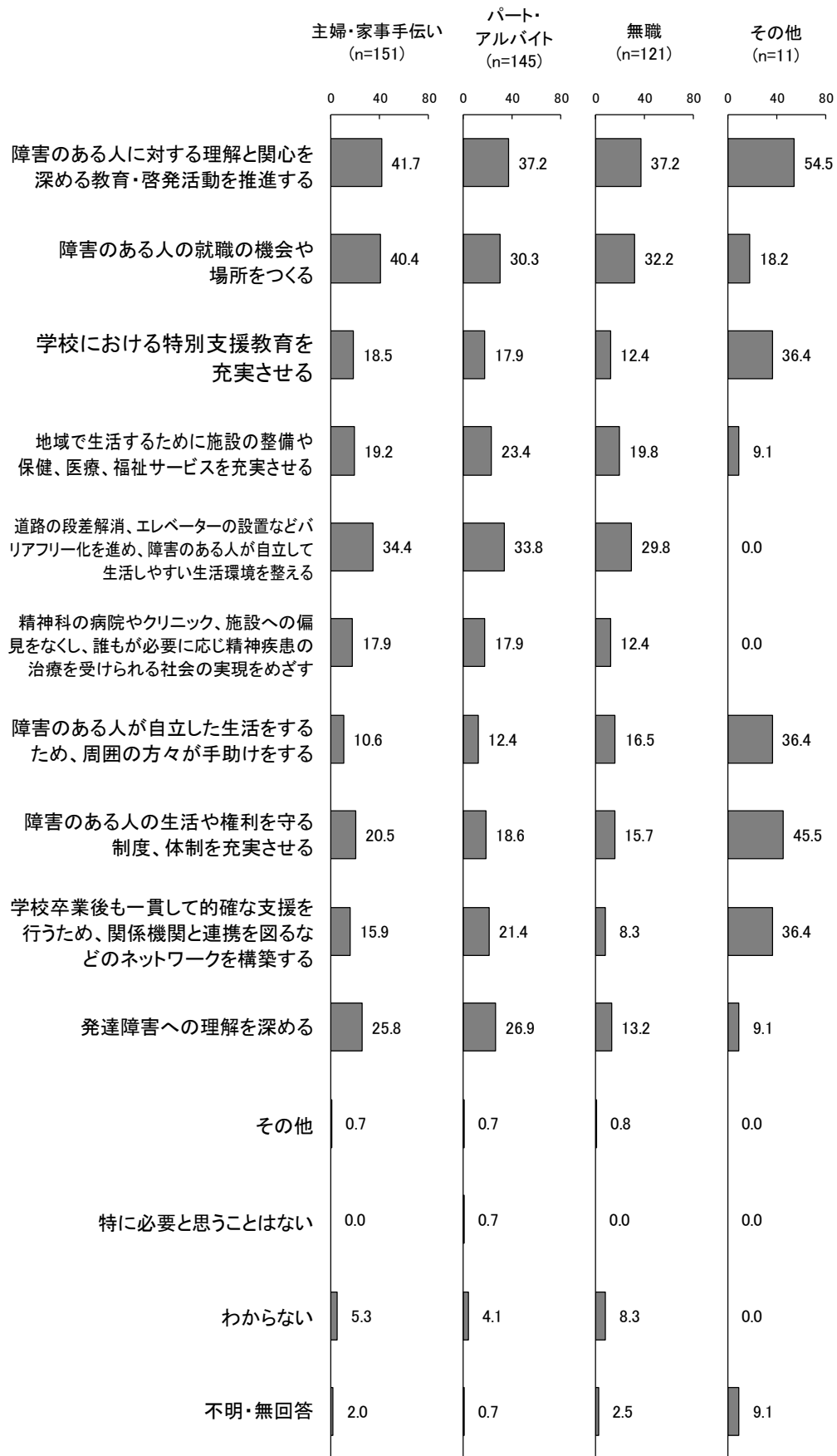
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、会社員・団体職員、学生では「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」、自営業では「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」と「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」、公務員では「障害のある人の就職の機会や場所をつくる」と「道路の段差解消、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える」、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」が、最も多くなっています。

■ 「障害のある人が自立した生活をするため、周囲の方々が手助けをする」では学生が、「学校卒業後も一貫して的確な支援を行うため、関係機関と連携を図るなどのネットワークを構築する」ではパート・アルバイトが、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

< H26 年度調査との比較 >

- 前回調査（H26）と比較をすると、「障害のある人が自立した生活をするため、周囲の方々が手助けをする」は 3.9 ポイント減少しています。一方で、「発達障害への理解を深める」は 6.4 ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する	37.0	37.3
障害のある人の就職の機会や場所をつくる	36.3	36.5
道路の段差解消、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える	29.4	30.7
発達障害への理解を深める	14.3	20.7
地域で生活するために施設の整備や保健、医療、福祉サービスを充実させる	20.7	20.5
障害のある人の生活や権利を守る制度、体制を充実させる	20.0	18.8
学校における特別支援教育を充実させる	17.4	15.5
学校卒業後も一貫して的確な支援を行うため、関係機関と連携を図るなどのネットワークを構築する	15.8	15.4
精神科の病院やクリニック、施設への偏見をなくし、誰もが必要に応じ精神疾患の治療を受けられる社会の実現をめざす	13.1	14.7
障害のある人が自立した生活をするため、周囲の方々が手助けをする	17.6	13.7
特に必要と思うことはない	0.8	0.5
その他	1.6	1.4
わからない	5.3	5.5
不明・無回答	3.3	1.6

(単位：％)

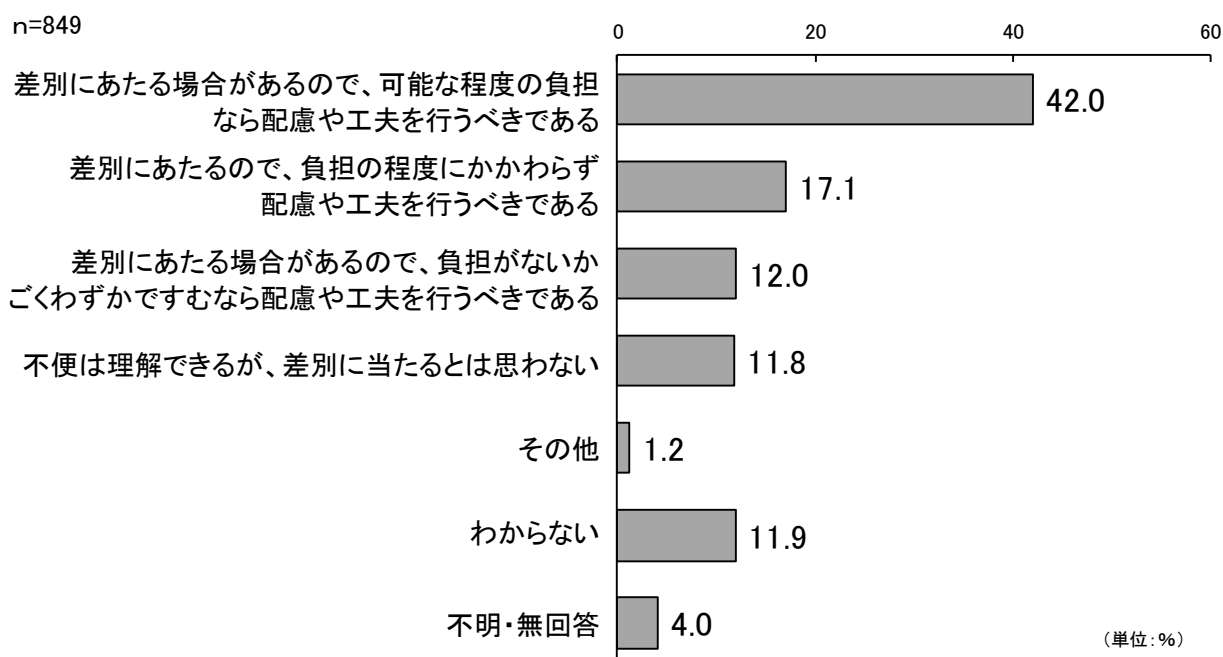
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	25.8
教育・啓発活動を推進する	8.4
障がいのある人が自立して生活しやすい環境を整える	58.7
施設の整備や保健・医療・福祉サービスを充実する	27.3
障がいのある人の就職の機会をつくる	29.9
障がいのある人が被害者となる犯罪の取締りを強化する	4.9
障がいのある人と障がいのない人との交流をすすめる	17.6
学校教育の中で、障がいのある人への理解を深めるための教育を充実させる	22.1
スポーツ活動や文化活動に参加しやすくする	5.1
障がいのある人には、周囲の者が手助けをする	17.1
生活や権利を守る制度を充実させる	12.8
障がいのある児童・生徒一人ひとりに対して適切な教育的支援をする	10.3
その他	1.0
特になし	2.6
不明・無回答	3.4

(単位：％)

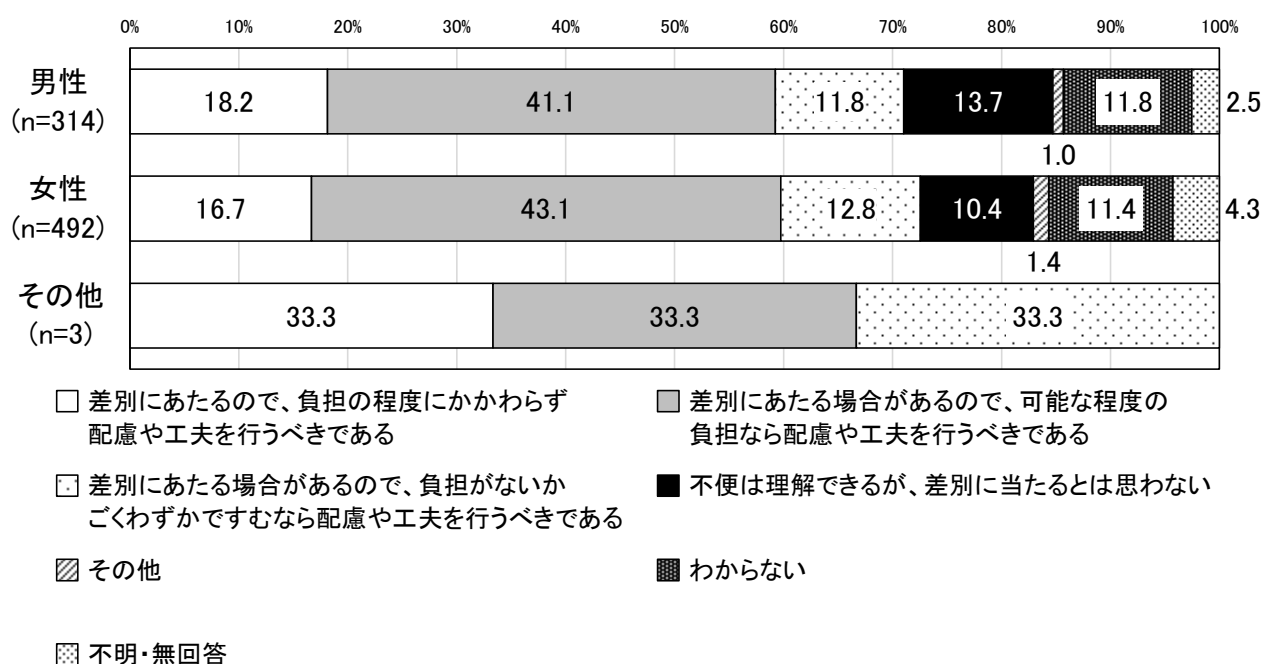
問 13. 障害のある人となない人が共に生活するためには、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたると思いますか。また、こうした配慮や工夫は経済的な負担（行政または事業所などによる費用負担）を伴うこともあります。どうすべきだと思いますか。（○は1つだけ）

「差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」が42.0%で最も多く、「差別にあたるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべきである」17.1%、「差別にあたる場合があるので、負担がないかごくわずかで済むなら配慮や工夫を行うべきである」12.0%がつづいています。



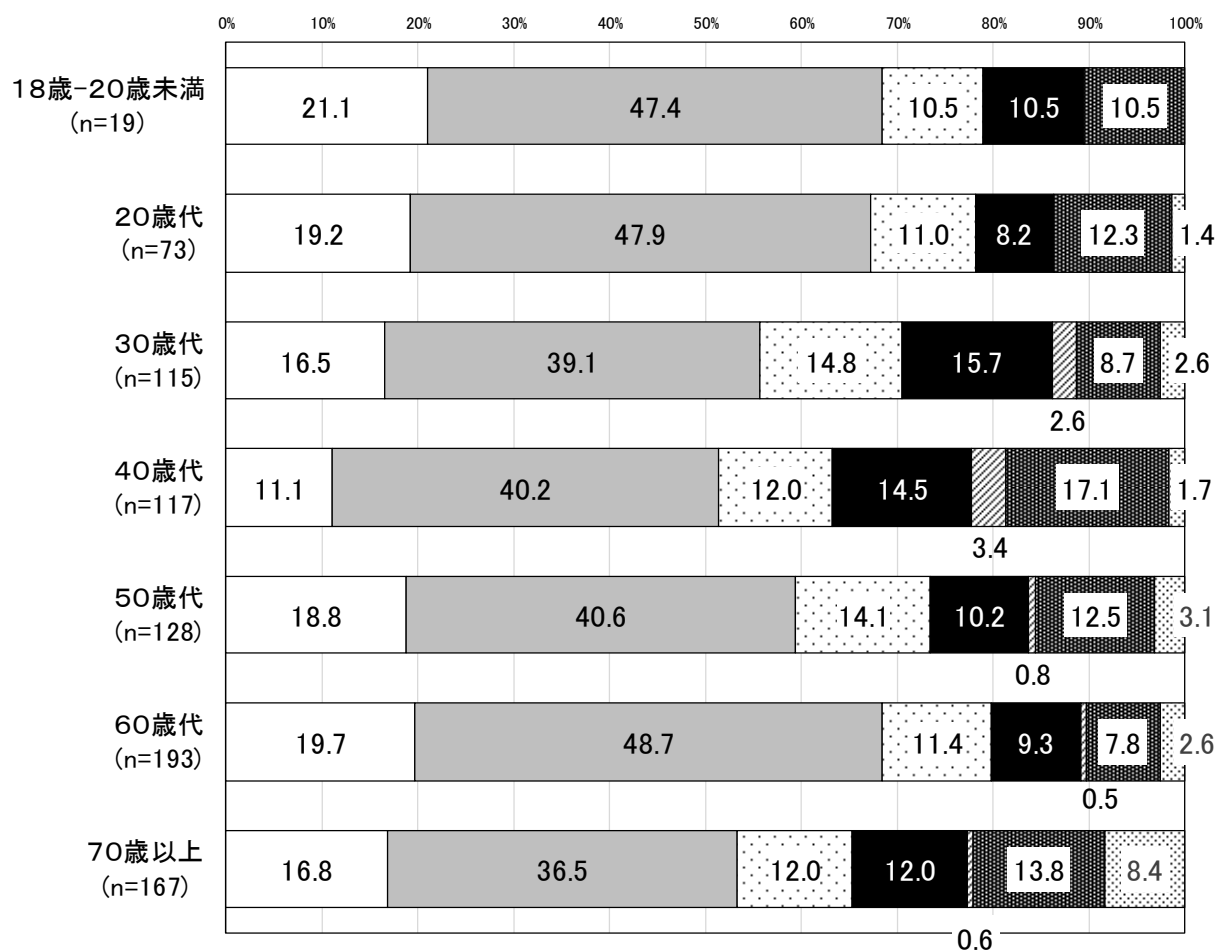
【性別】

■ 性別でみると、男性、女性ともに「差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」が、最も多くなっています。



【年代別】

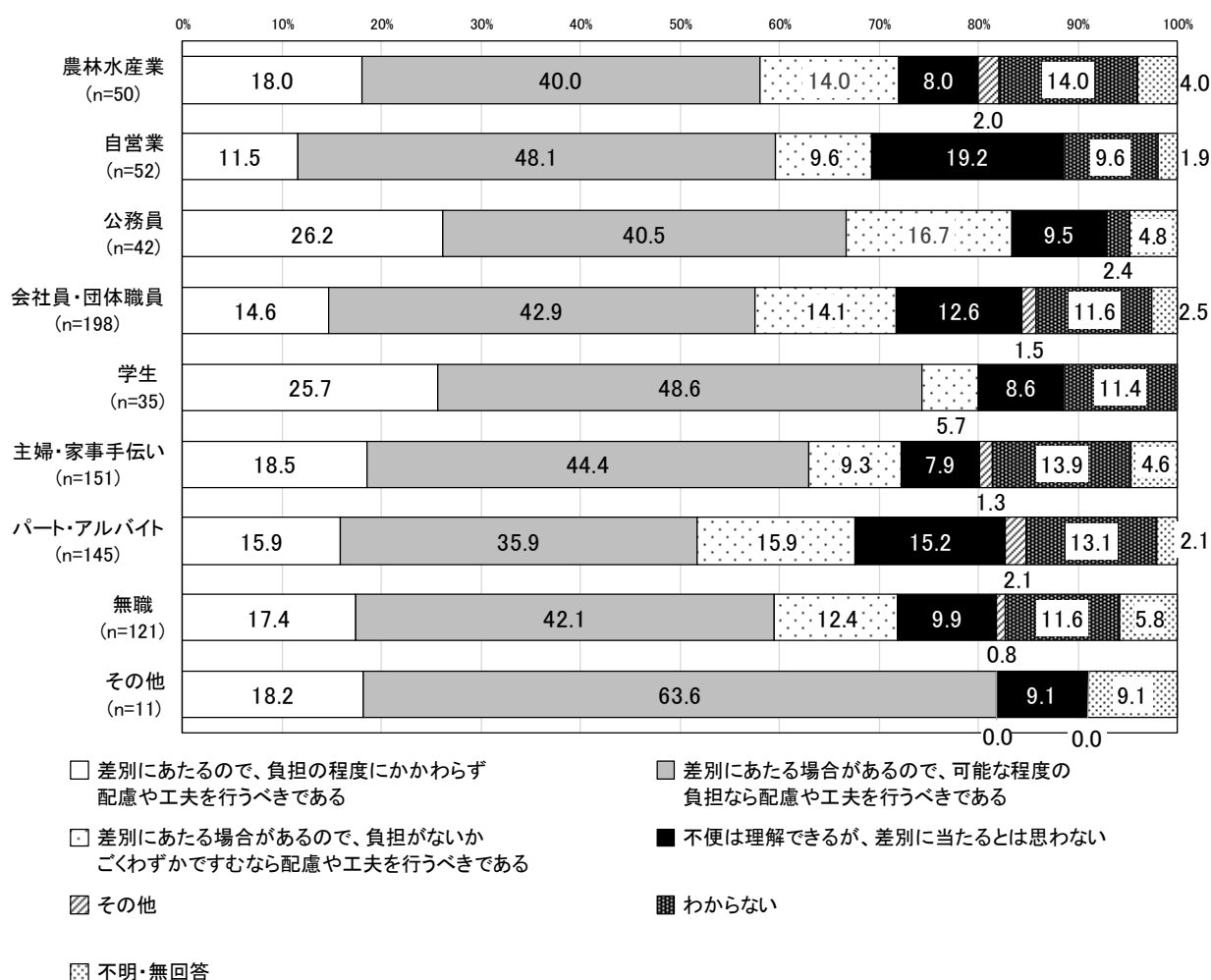
- 年代別でみると、すべての世代において「差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」が、最も多くなっています。
- 「差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」では60歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



- 差別にあたるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべきである
- 差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである
- 差別にあたる場合があるので、負担がないかごくわずかで済むなら配慮や工夫を行うべきである
- 不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない
- ▨ その他
- わからない
- ▨ 不明・無回答

【職業別】

■ 職業別でみると、すべての職業において「差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである」が、最も多くなっています。



< H26 年度調査との比較 >

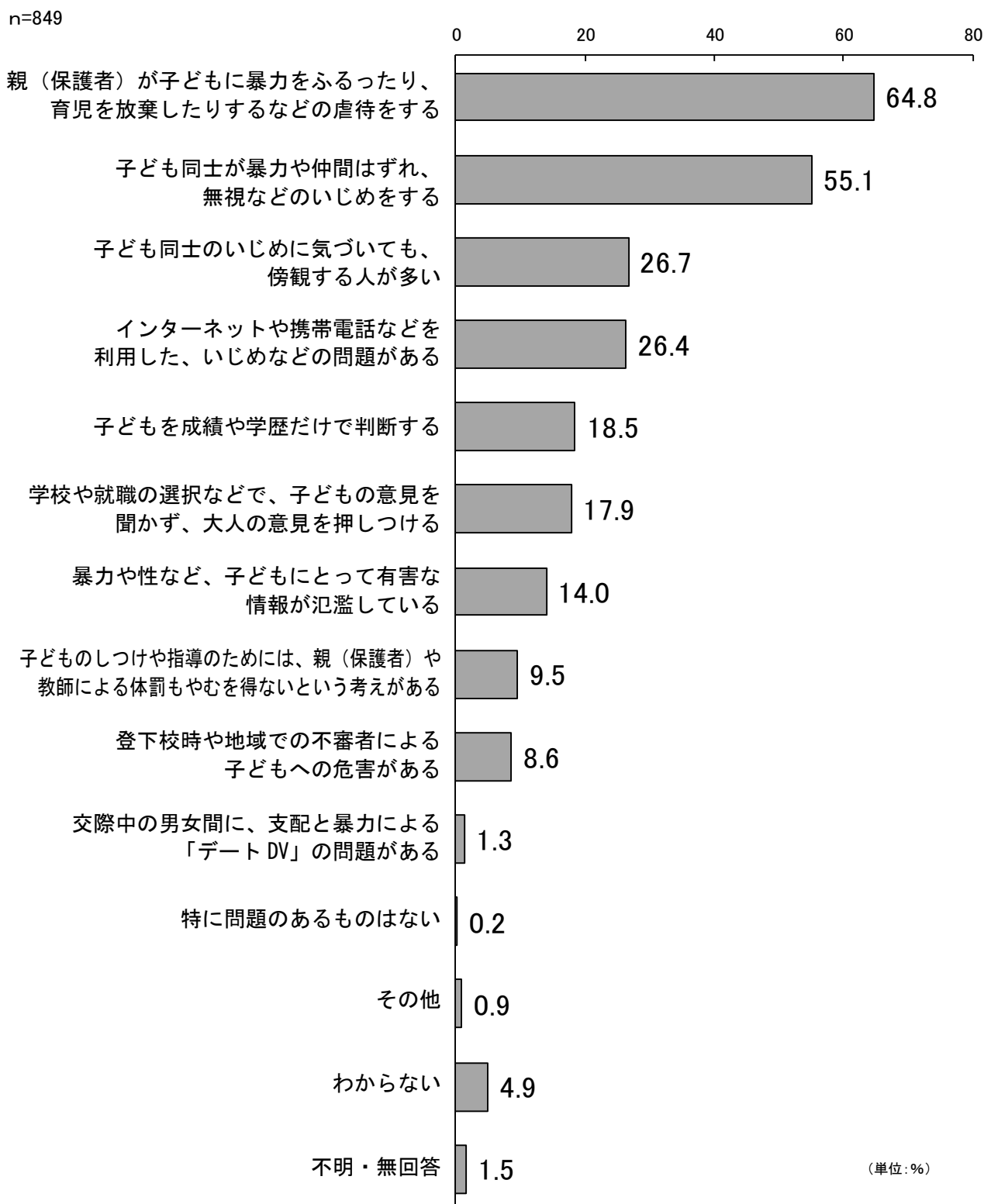
区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである	38.9	42.0
差別にあたるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべきである	17.6	17.1
差別にあたる場合があるので、負担がないかごくわずかで済むなら配慮や工夫を行うべきである	11.6	12.0
不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない	14.4	11.8
その他	1.5	1.2
わからない	10.8	11.9
不明・無回答	5.2	4.0

(単位：%)

5. 子どもの人権について

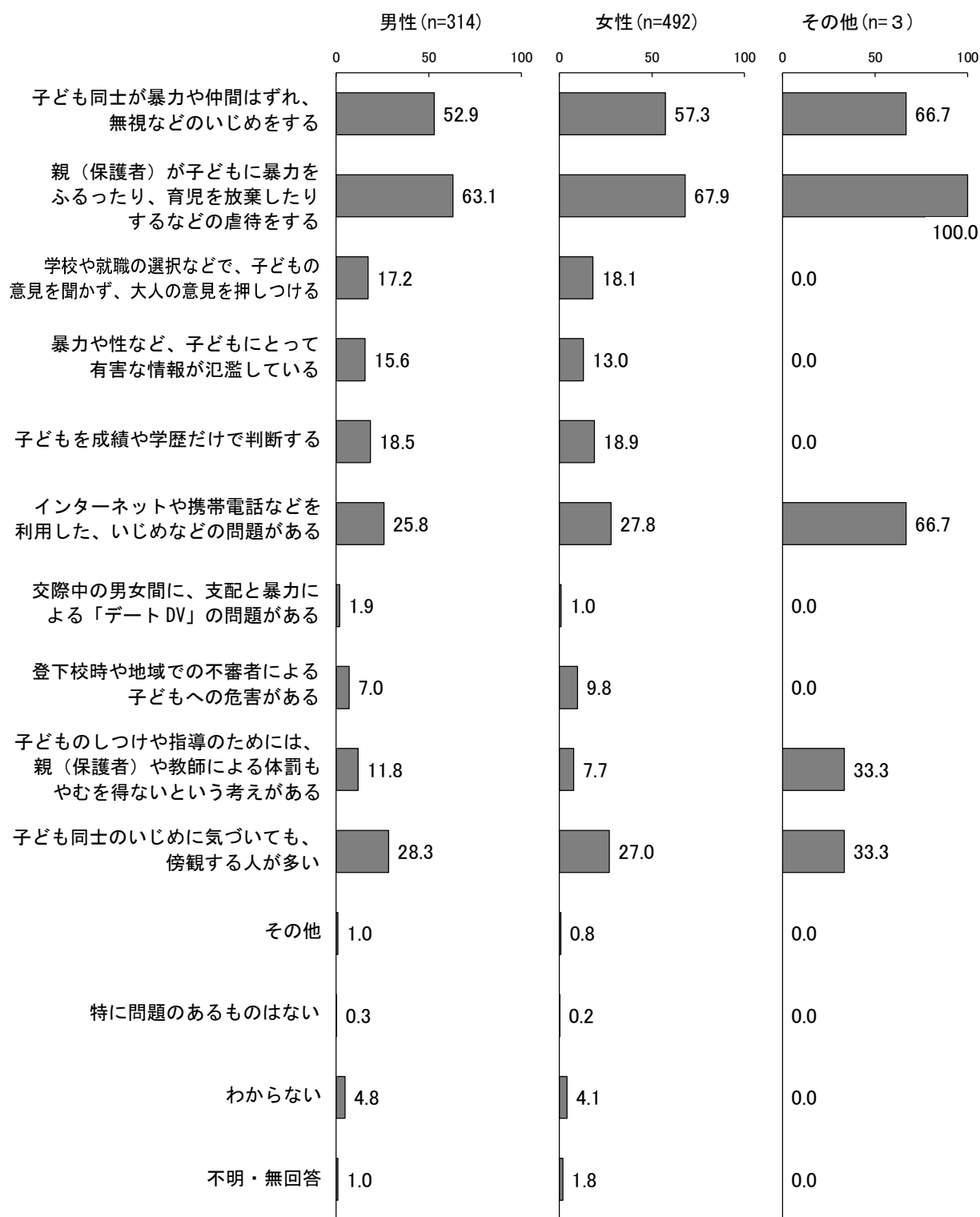
問 14. 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(〇は3つまで)

「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」が64.8%で最も多く、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」55.1%、「子ども同士のいじめに気づいても、傍観する人が多い」26.7%がつづいています。



【性別】

■ 性別でみると、男性、女性ともに「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」が、最も多くなっています。

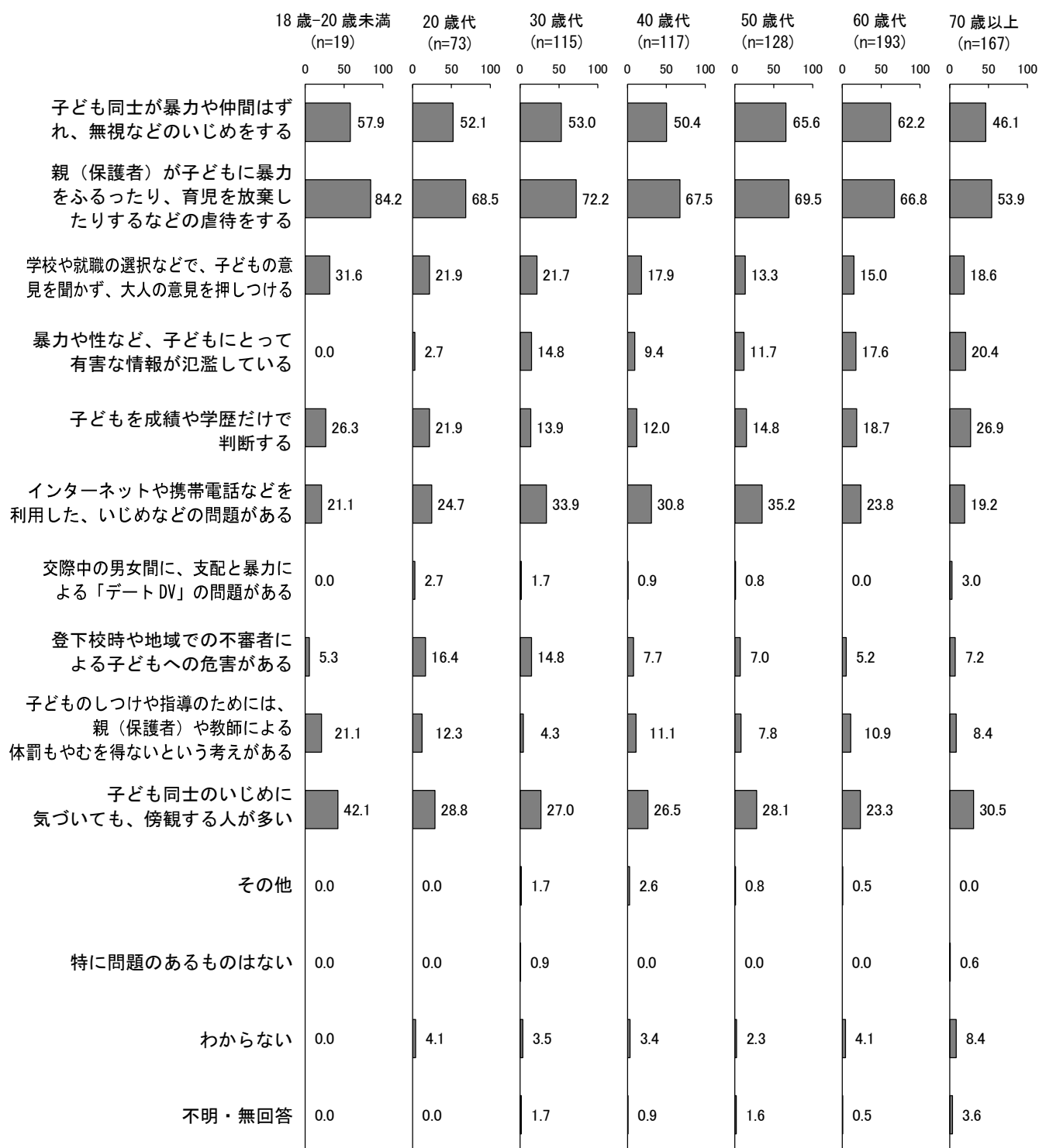


(単位：%)

【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」が、最も多くなっています。

■ 「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」では50歳代と60歳代、「暴力や性など、子どもにとって有害な情報が氾濫している」、「子どもを成績や学歴だけで判断する」では70歳以上、「インターネットや携帯電話などを利用した、いじめなどの問題がある」では50歳代、「登下校時や地域での不審者による子どもへの危害がある」では20歳代と30歳代が、他の年代と比べて多くなっています。

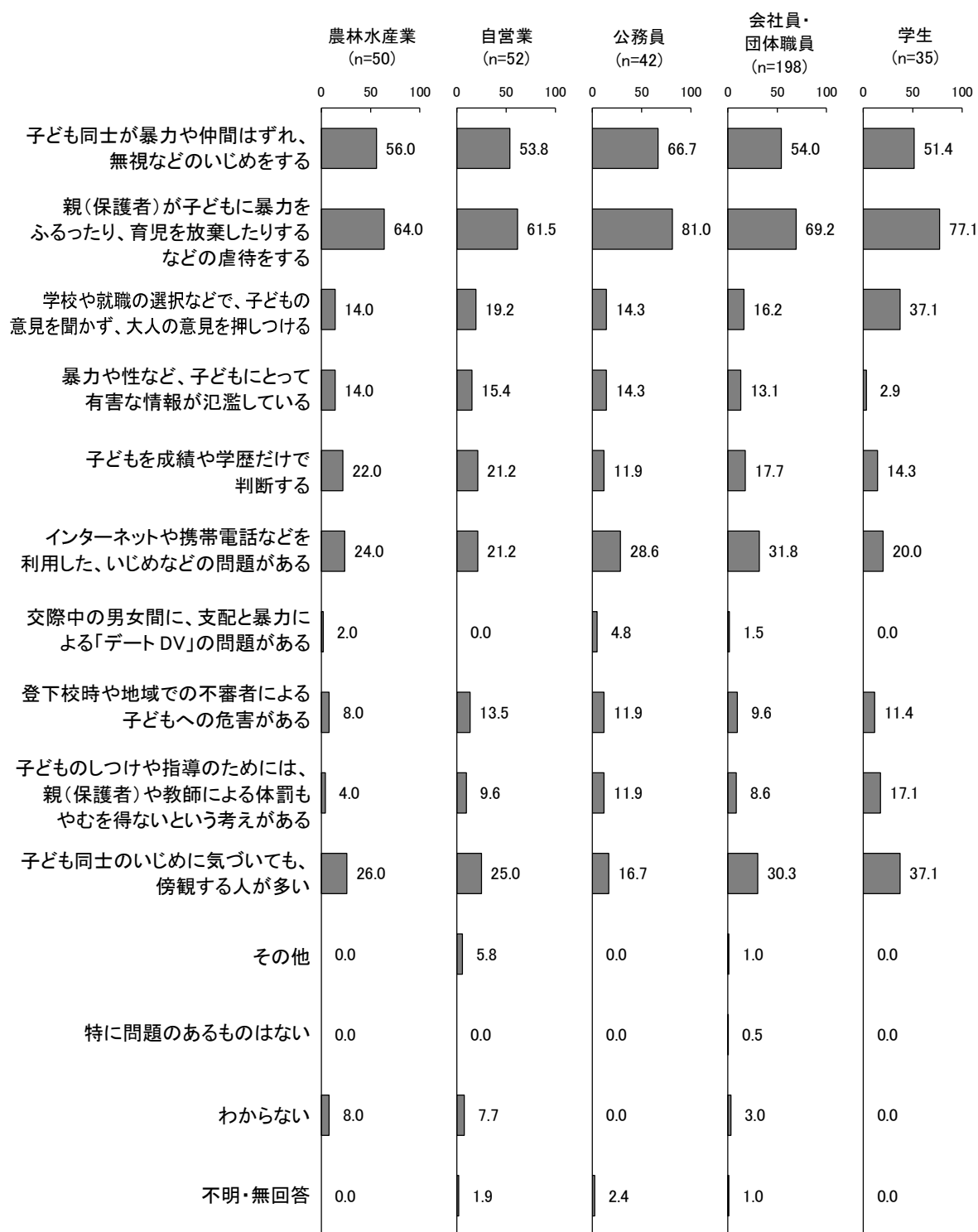


（単位：％）

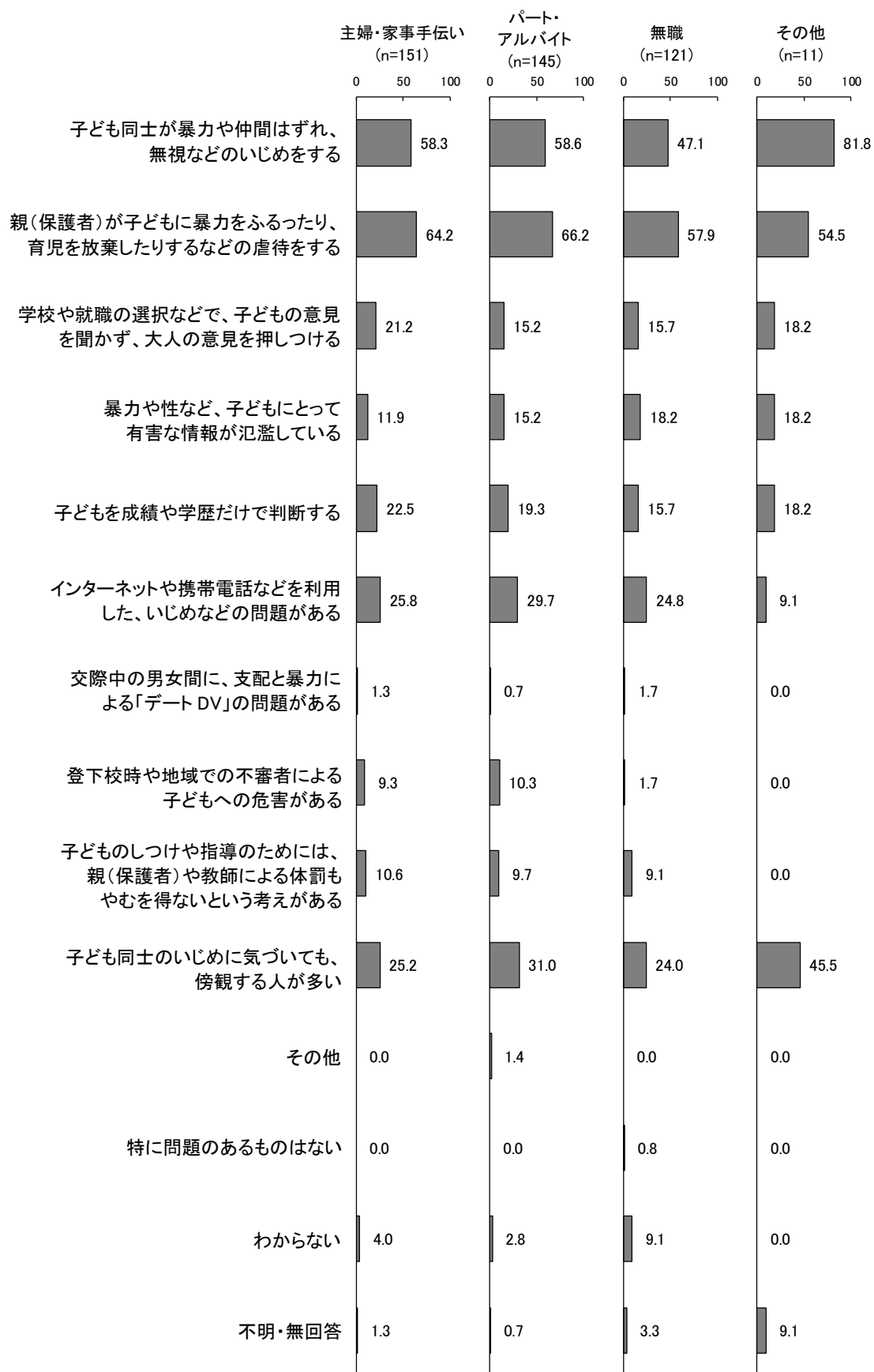
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」、その他では「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」が、最も多くなっています。

■ 「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」では公務員、「学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見押しつける」では学生、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



（単位：％）



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする」は 4.7 ポイント、「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする」は 8.9 ポイント、「学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見を押しつける」は 5.2 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「暴力や性など、子どもにとって有害な情報が氾濫している」は 4.9 ポイント、「登下校時や地域での不審者による子どもへの危害がある」は 6.8 ポイント、「特に問題のあるものはない」は 1.1 ポイントそれぞれ減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする	55.9	64.8
子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする	50.4	55.1
子ども同士のいじめに気づいても、傍観する人が多い	25.4	26.7
インターネットや携帯電話などを利用した、いじめなどの問題がある	24.6	26.4
子どもを成績や学歴だけで判断する	17.9	18.5
学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見を押しつける	12.7	17.9
暴力や性など、子どもにとって有害な情報が氾濫している	18.9	14.0
子どものしつけや指導のためには、親（保護者）や教師による体罰もやむを得ないという考えがある	8.8	9.5
登下校時や地域での不審者による子どもへの危害がある	15.4	8.6
交際中の男女間に、支配と暴力による「デート DV」の問題がある	1.3	1.3
特に問題のあるものはない	1.3	0.2
その他	1.3	0.9
わからない	4.9	4.9
不明・無回答	3.6	1.5

（単位：％）

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

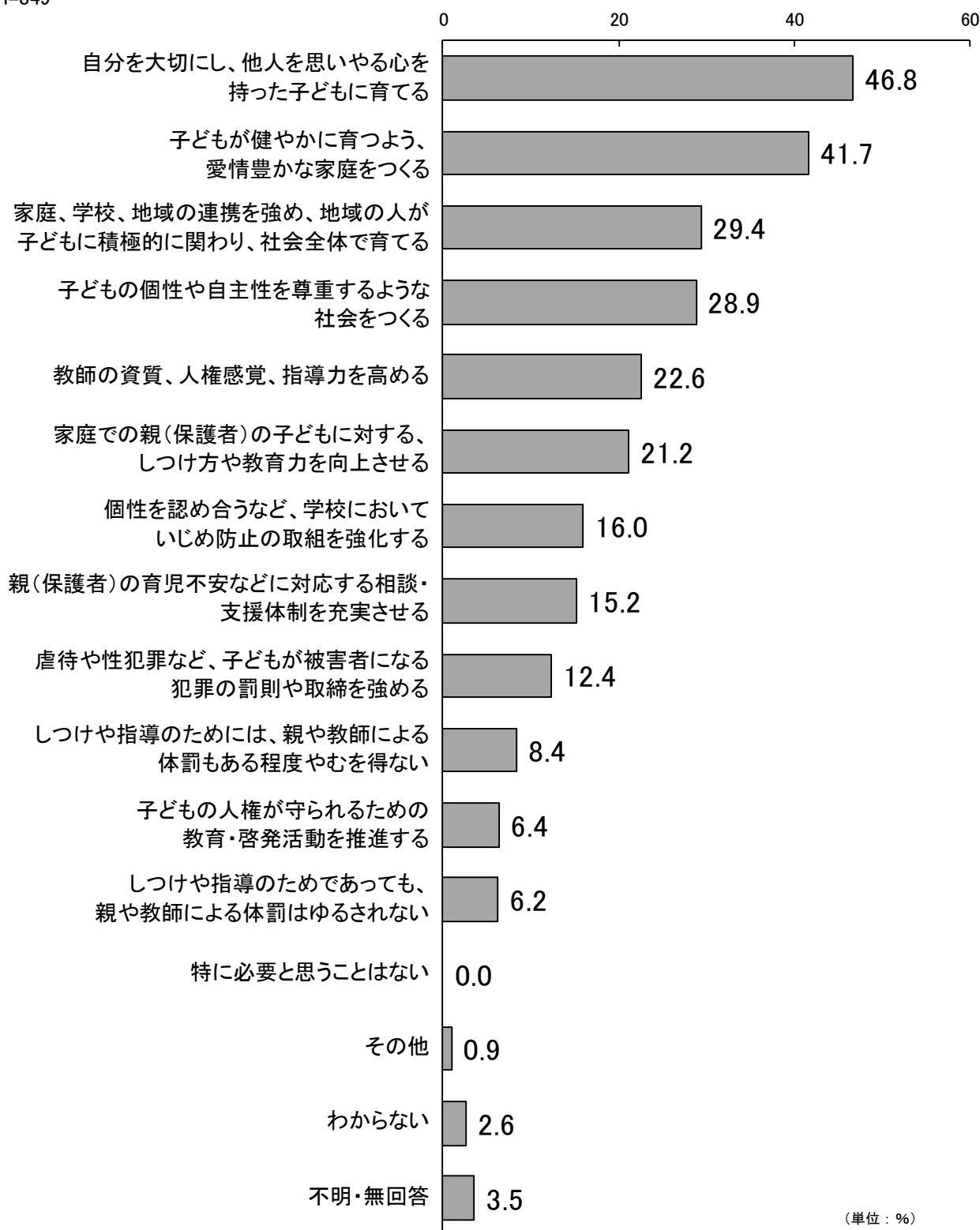
区 分	H20 (n=783)
子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする	53.5
教師による児童や生徒に対する言葉の暴力や体罰	17.5
保護者が子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する	44.1
学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見を押しつける	17.8
いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする	32.6
暴力や性など子どもにとって有害な情報がたくさんある	21.2
売春、買春、援助交際が行われている	8.2
児童福祉施設などにおいて処遇に不十分な面がある	3.2
校則で髪型や服装が細かく決められている	1.3
成績や学歴だけで判断する	22.7
親が子どもの部屋に勝手に入ったり、電子メールを見たりする	2.2
学校や地域での不審者による子どもへの危害	10.1
子どもの虐待に気づいても見て見ぬふりをする	14.8
その他	1.0
特にない	2.6
不明・無回答	2.6

（単位：％）

問 15. 子どもの人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

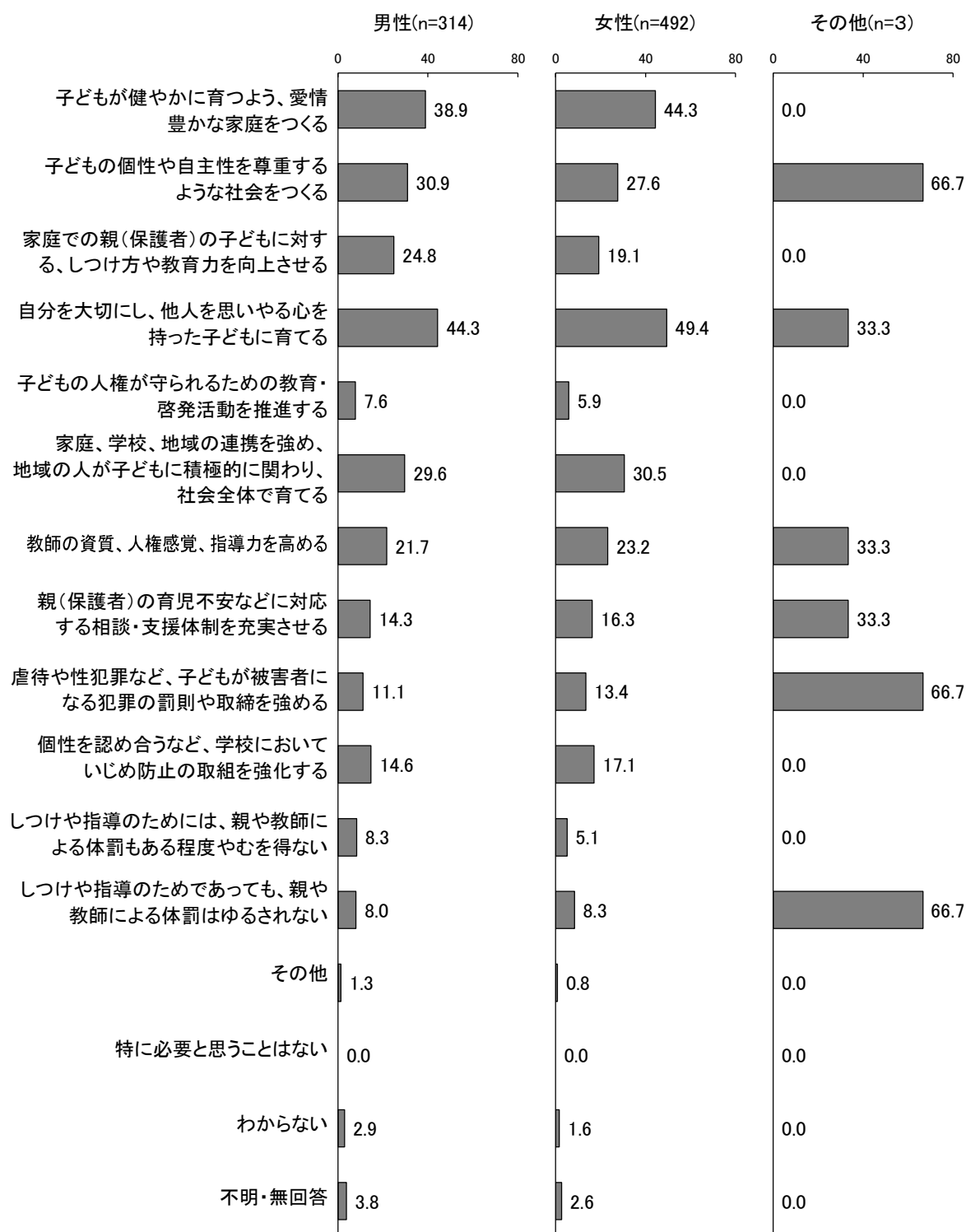
「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」が 46.8%で最も多く、「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」41.7%、「家庭、学校、地域の連携を強め、地域の人子どもに積極的にに関わり、社会全体で育てる」29.4%がつづいています。

n=849



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」が、最も多くなっています。
- 男性では、「家庭での親（保護者）の子どもに対する、しつけ方や教育力を向上させる」が、女性と比べて多くなっています。

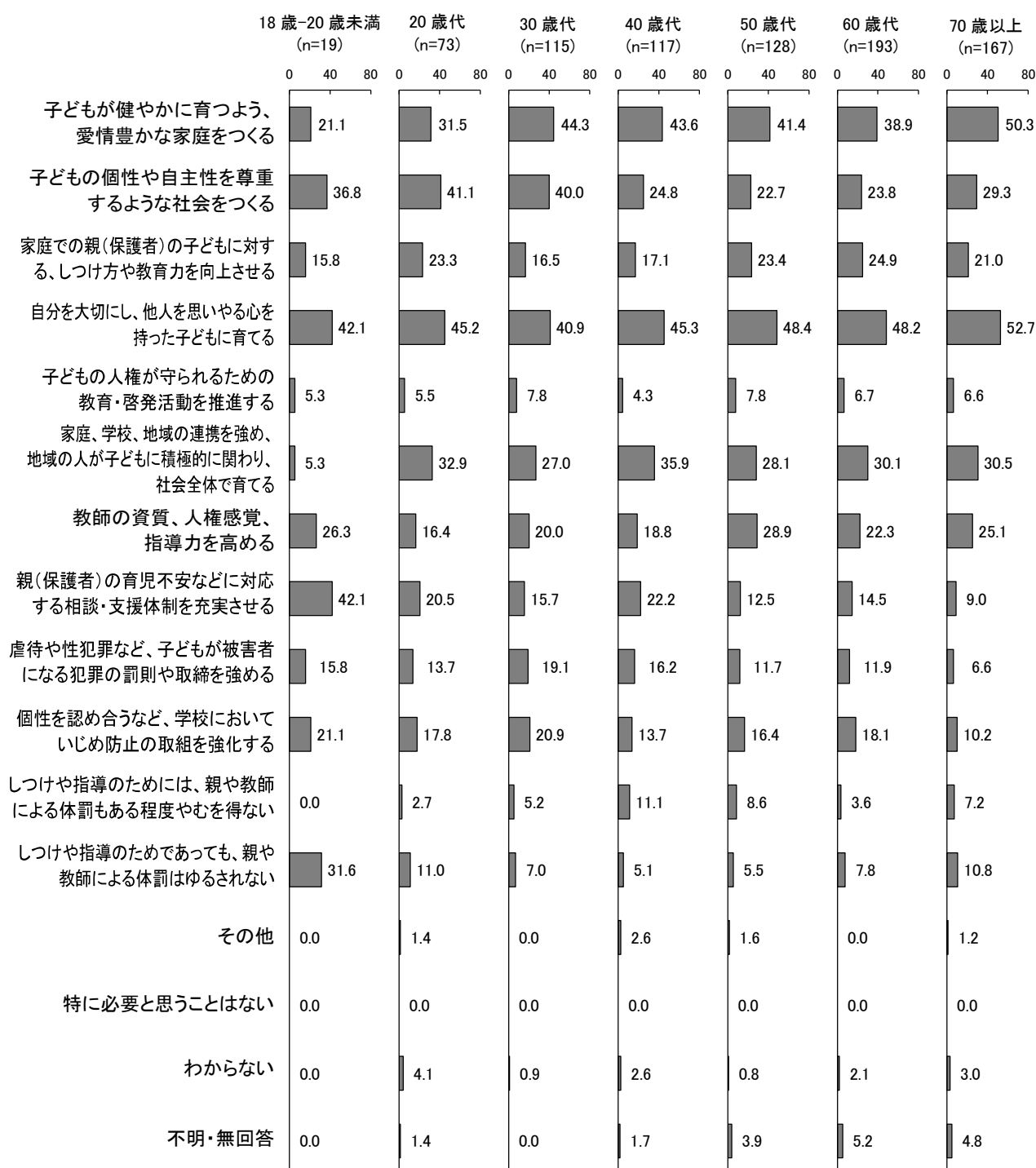


（単位：％）

【年代別】

■ 年代別でみると、18歳～20歳未満では「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」と「親（保護者）の育児不安などに対応する相談・支援体制を充実させる」、20歳代と40歳代から70歳以上では「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」、30歳代では「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」が、最も多くなっています。

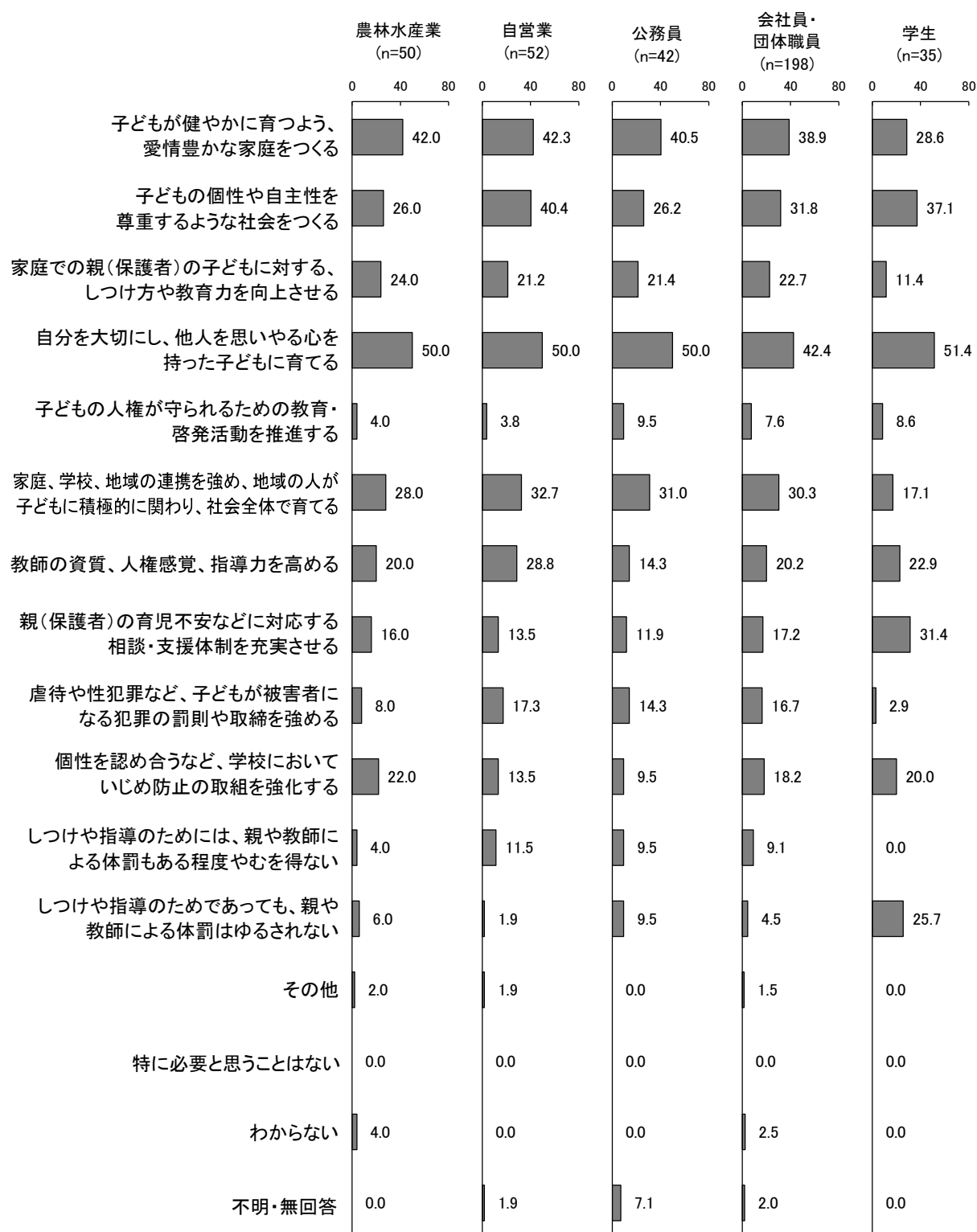
■ 「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」では70歳以上、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」では20歳代と30歳代、「親（保護者）の育児不安などに対応する相談・支援体制を充実させる」と「しつけや指導のためには、親や教師による体罰もある程度やむを得ない」では40歳代、「虐待や性犯罪など、子どもが被害者になる犯罪の罰則や取締を強める」では30歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



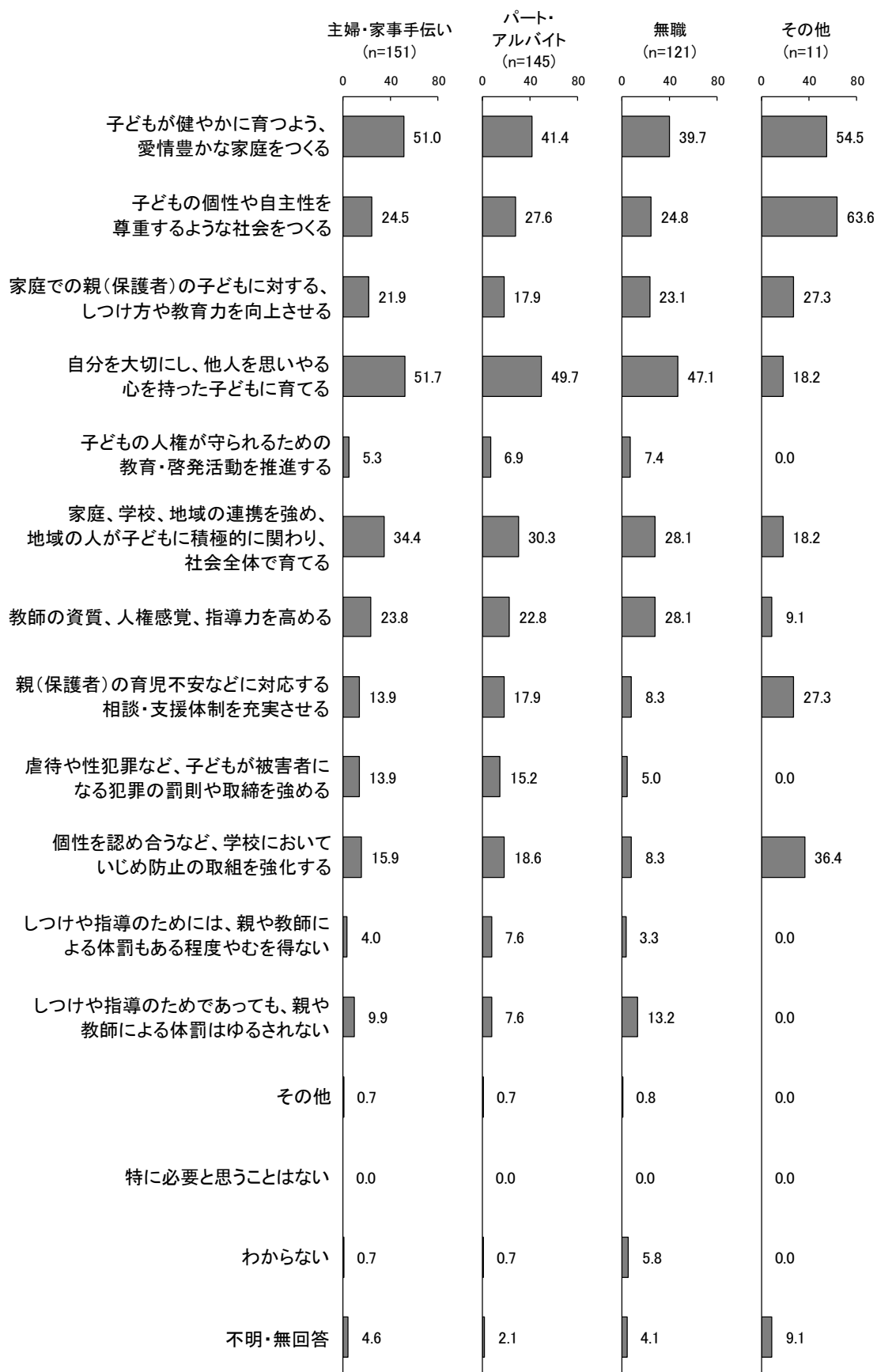
（単位：％）

【職業別】

- 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる」、その他では「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」が、最も多くなっています。
- 「子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる」では主婦・家事手伝い、「親（保護者）の育児不安などに対応する相談・支援体制を充実させる」では学生、「しつけや指導のためであっても、親や教師による体罰はゆるされない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



（単位：％）



(単位: %)

<H26 年度調査との比較>

- 前回調査(H26)と比較をすると、「子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる」は 6.2 ポイント、「教師の資質、人権感覚、指導力を高める」は 6.5 ポイント、「個性を認め合うなど、学校においていじめ防止の取組を強化する」は 3.9 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「家庭での親（保護者）の子どもに対する、しつけ方や教育力を向上させる」は 7.6 ポイント、「しつけの指導のためには、親や教師による体罰もある程度やむを得ない」は 2.7 ポイントそれぞれ減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる	50.9	46.8
子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる	45.9	41.7
家庭、学校、地域の連携を強め、地域の人々が子どもに積極的に関わり、社会全体で育てる	29.0	29.4
子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる	22.7	28.9
教師の資質、人権感覚、指導力を高める	16.1	22.6
家庭での親（保護者）の子どもに対する、しつけ方や教育力を向上させる	28.8	21.2
個性を認め合うなど、学校においていじめ防止の取組を強化する	12.1	16.0
親（保護者）の育児不安などに対応する相談・支援体制を充実させる	14.4	15.2
虐待や性犯罪など、子どもが被害者になる犯罪の罰則や取締を強める	14.0	12.4
しつけや指導のためであっても、親や教師による体罰はゆるされない	-	8.4
子どもの人権が守られるための教育・啓発活動を推進する	7.2	6.4
しつけや指導のためには、親や教師による体罰もある程度やむを得ない	8.9	6.2
特に必要と思うことはない	0.3	0.0
その他	1.0	0.9
わからない	2.8	2.6
不明・無回答	3.2	3.5

* 「しつけや指導のためであっても、親や教師による体罰はゆるされない」は H26 調査にはない項目 (単位：%)

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	21.6
教育・啓発活動を推進する	10.7
教師の資質、指導力を高める	34.0
子どもに他人を大切にする思いやりを教える	53.0
地域の人々が子どもに積極的に関心を持って接する	23.4
子どもが被害者となる犯罪の取締りを強化する	13.9
家庭での、親の子どもに対するしつけ方や教育力を向上させる	32.2
社会性や生きる力をつけるために、子どもたちの地域活動を充実する	12.3
しつけや指導のためには、親や教師による体罰もある程度はやむを得ない	12.5
規制などを強化し、子どもにとって有害な情報提供などを禁止できるようにする	7.8
家庭内の人間関係を安定させ、あたたかい家庭をつくる	33.6
子どもの個性を尊重するよう大人の意識を変える	10.7
その他	1.3
特になし	1.1
不明・無回答	2.2

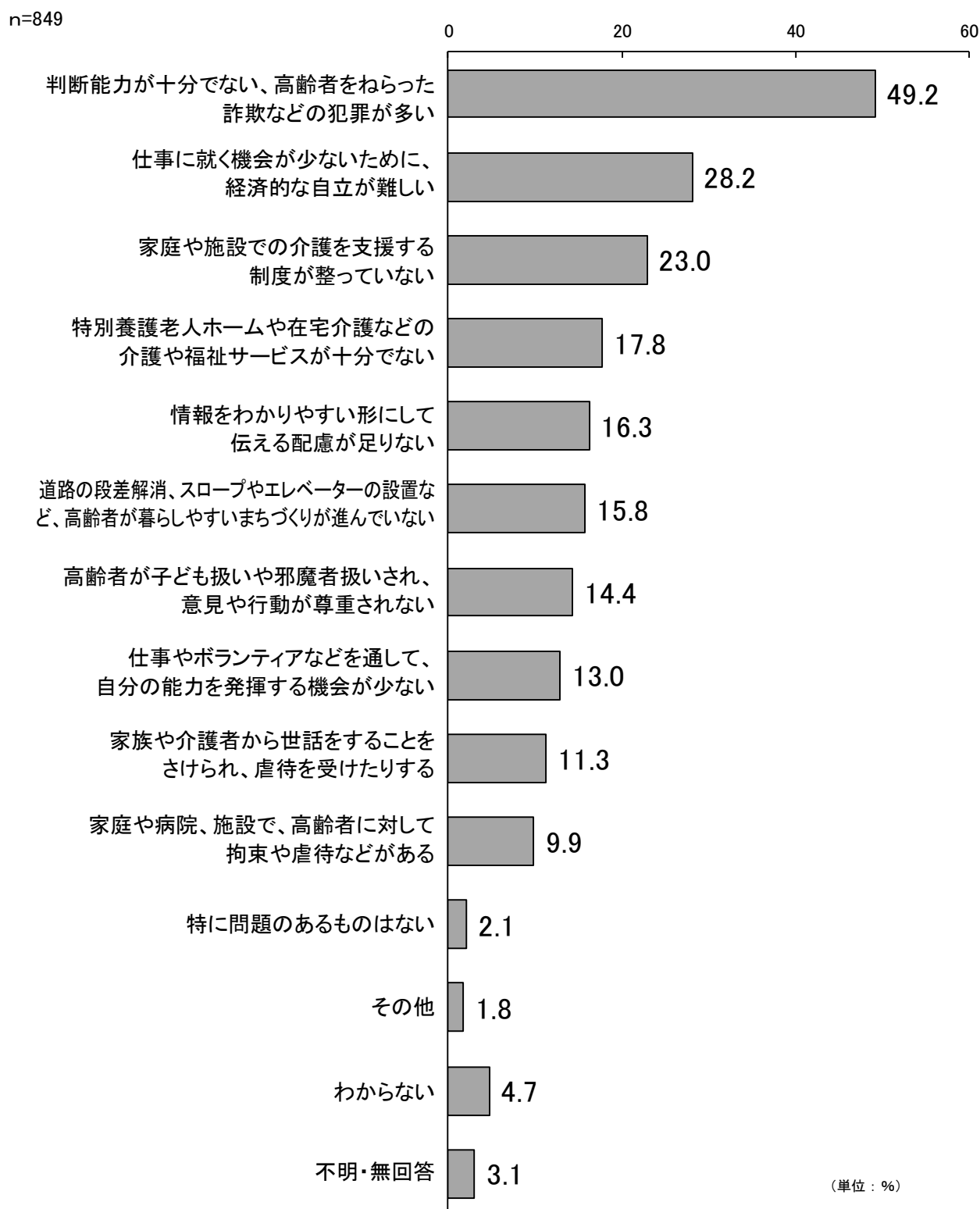
(単位：%)

6. 高齢者の人権について

問 16. 高齢者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。

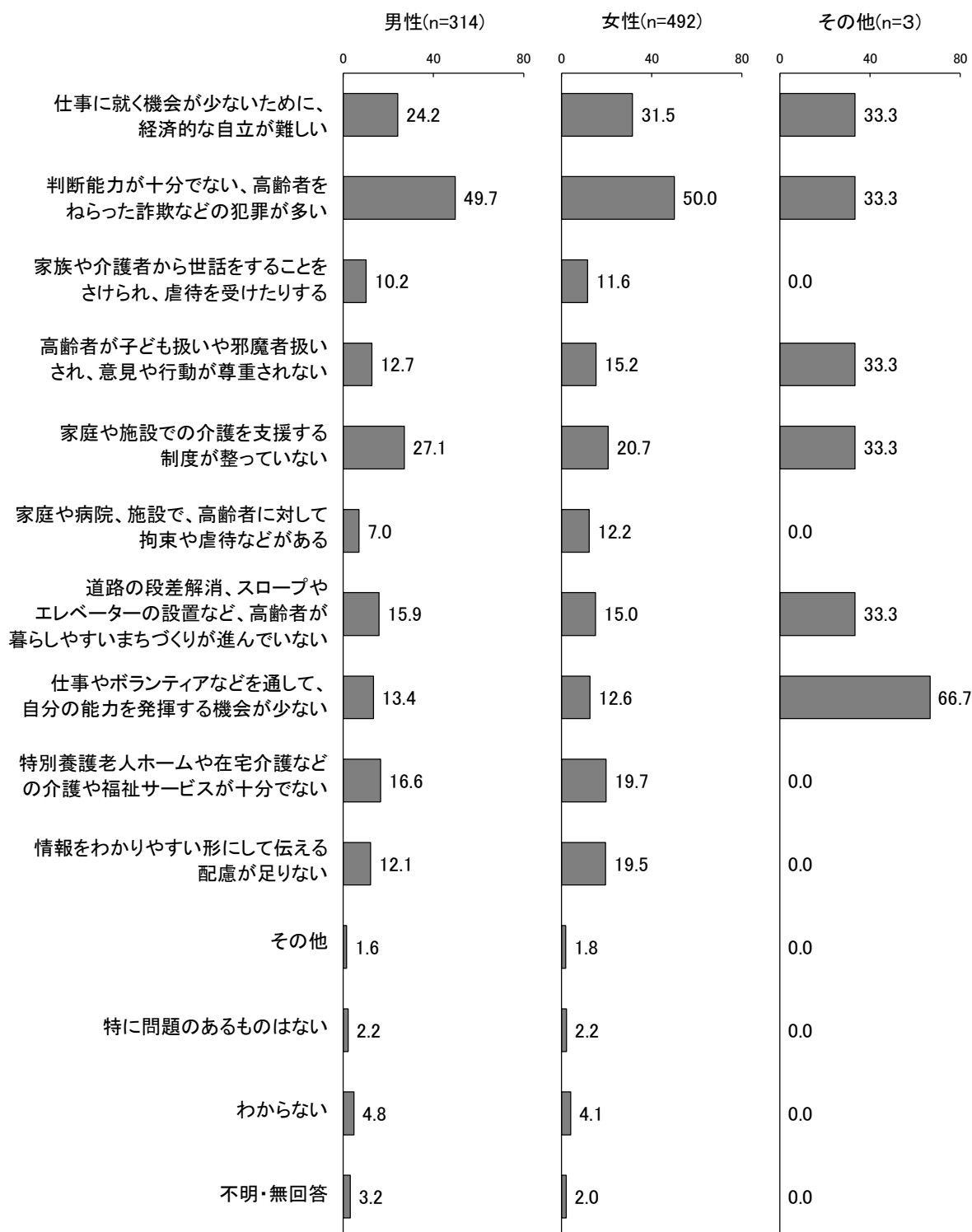
(○は3つまで)

「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」が 49.2%で最も多く、「仕事に就く機会が少ないために、経済的な自立が難しい」28.2%、「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」23.0%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」が、最も多くなっています。
- 男性では「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」が女性と比べて多く、女性では「仕事に就く機会が少ないために、経済的な自立が難しい」、「家庭や病院、施設で、高齢者に対して拘束や虐待などがある」、「情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りない」が男性と比べて多くなっています。

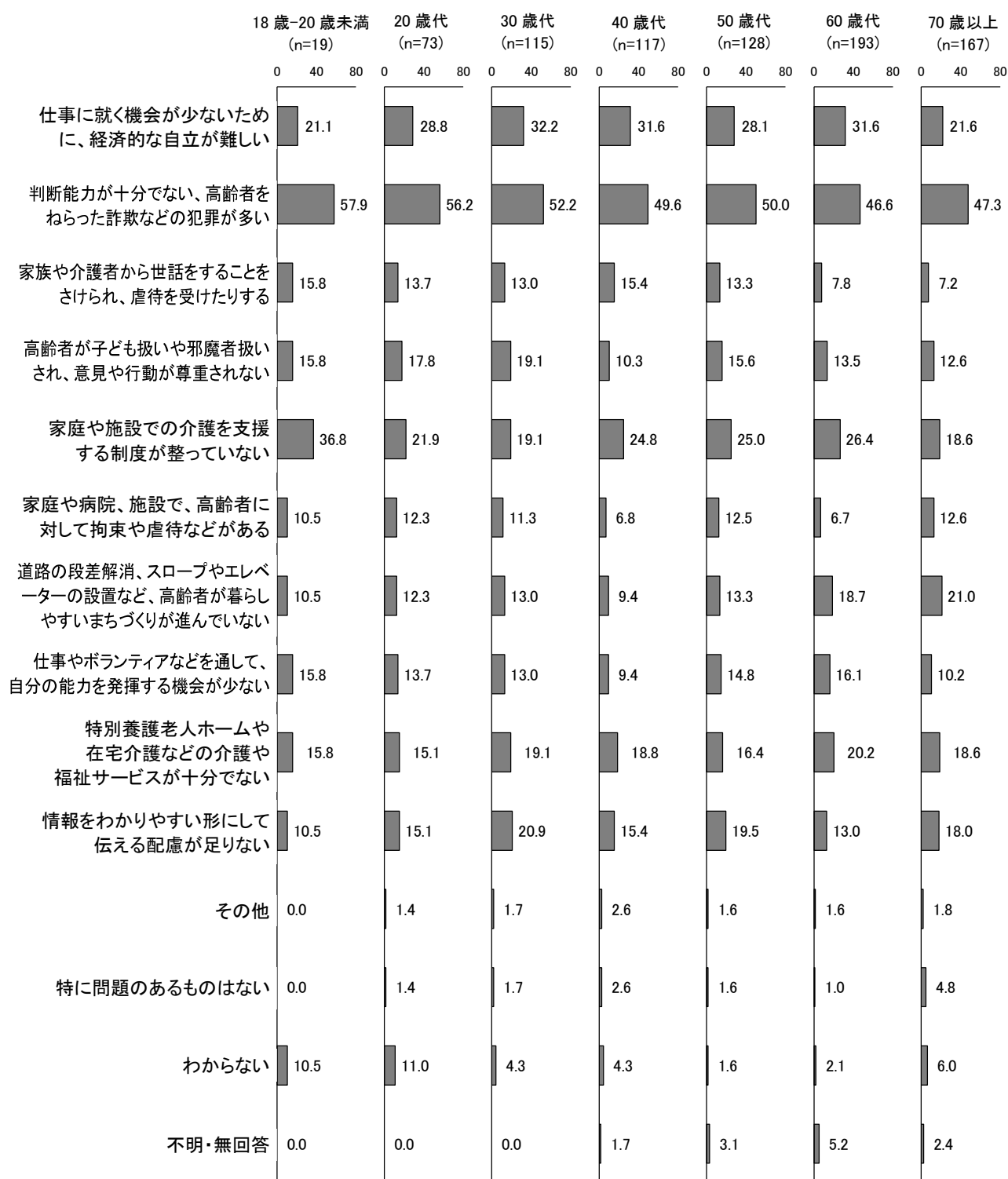


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」が、最も多くなっています。

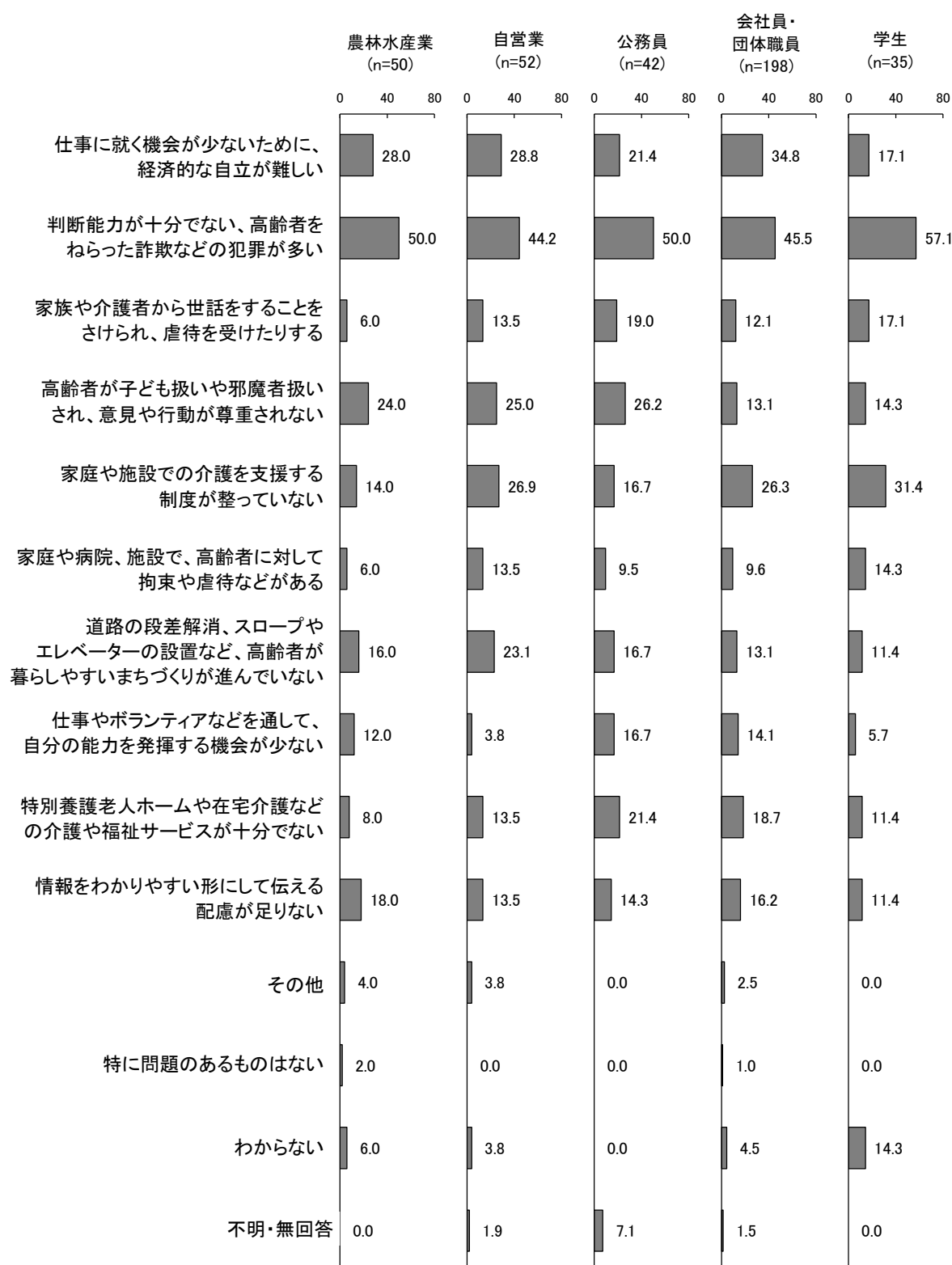
■ 「道路の段差解消、スロープやエレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。



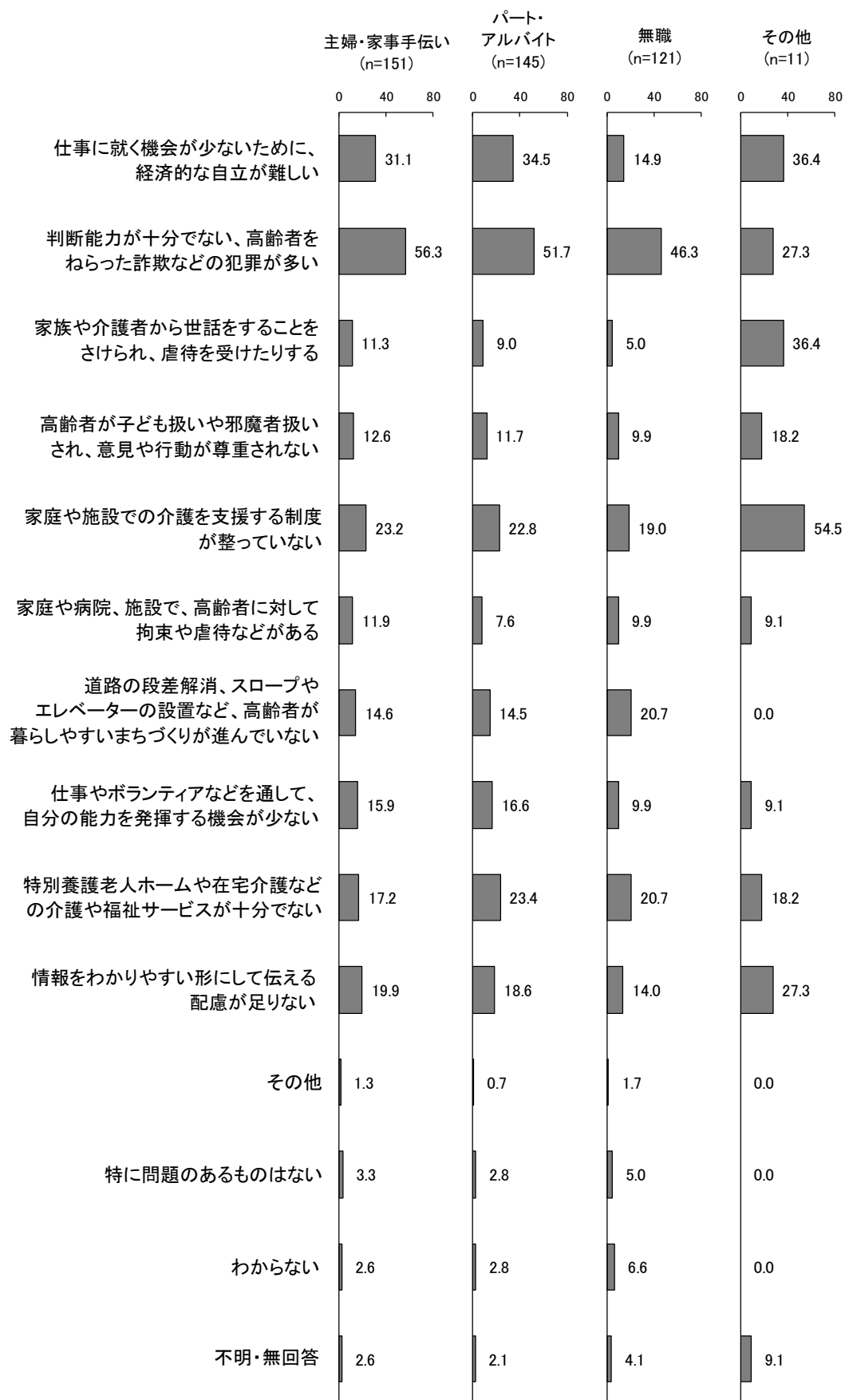
(単位: %)

【職業別】

- 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」、その他では「家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない」が、最も多くなっています。
- 「仕事に就く機会が少ないために、経済的な自立が難しい」では会社員・団体職員、「高齢者が子ども扱いや邪魔者扱いされ、意見や行動が尊重されない」では自営業、公務員が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い」は 4.7 ポイント、「家庭や病院、施設で、高齢者に対して拘束や虐待などがある」は 3.5 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「道路の段差解消、スロープやエレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」は 4.4 ポイント減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い	44.5	49.2
仕事に就く機会が少ないために、経済的な自立が難しい	30.2	28.2
家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない	26.5	23.0
特別養護老人ホームや在宅介護などの介護や福祉サービスが十分でない	17.8	17.8
情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	14.3	16.3
道路の段差解消、スロープやエレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりが進んでいない	20.2	15.8
高齢者が子ども扱いや邪魔者扱いされ、意見や行動が尊重されない	16.7	14.4
仕事やボランティアなどを通して、自分の能力を発揮する機会が少ない	13.7	13.0
家族や介護者から世話をすることをさけられ、虐待を受けたりする	13.0	11.3
家庭や病院、施設で、高齢者に対して拘束や虐待などがある	6.4	9.9
特に問題のあるものはない	2.4	2.1
その他	0.8	1.8
わからない	5.0	4.7
不明・無回答	3.0	3.1

（単位：％）

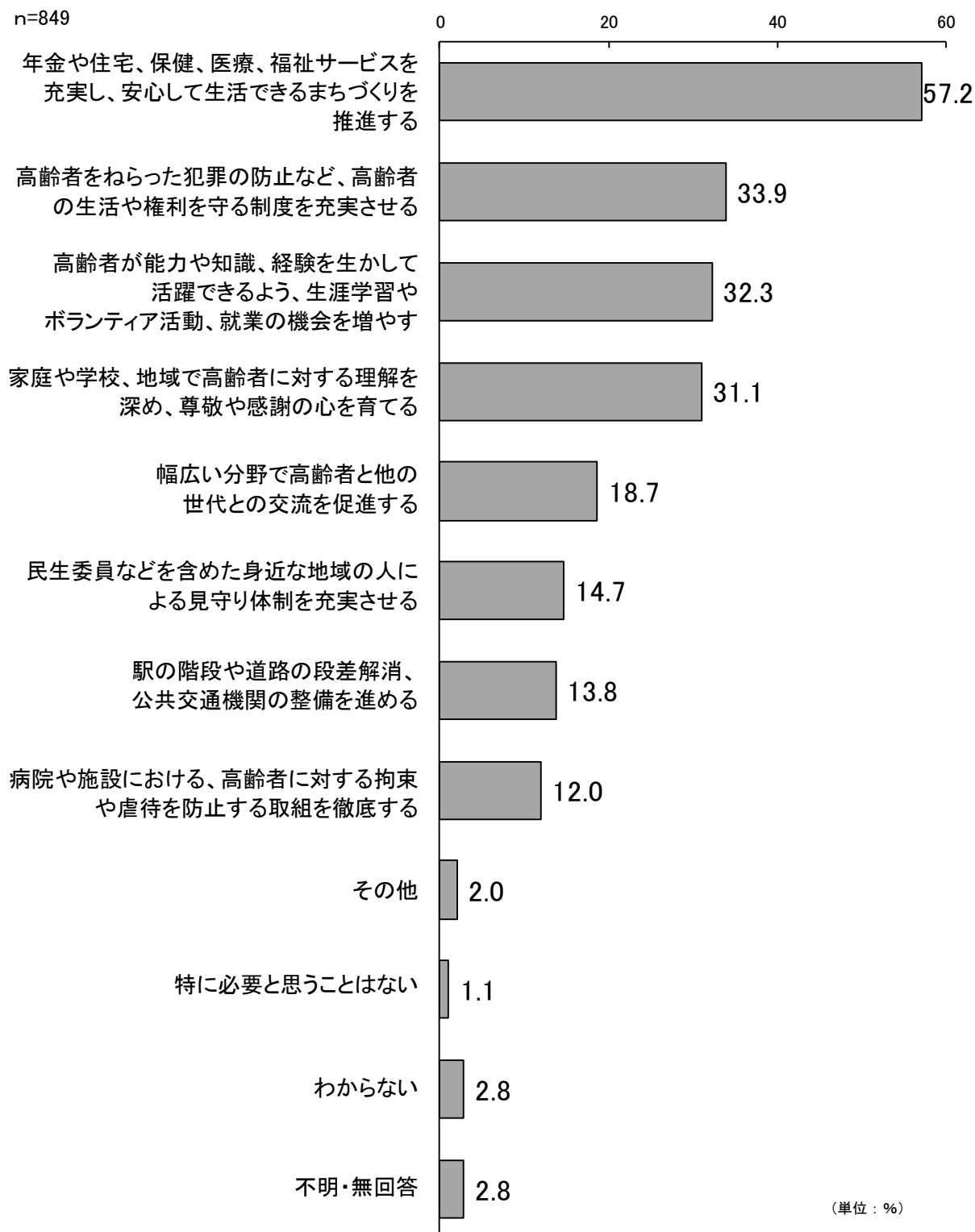
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
働ける能力を発揮する機会が少ない	31.3
詐欺や悪徳商法による被害が多い	29.9
高齢者を邪魔者扱いし、意見や行動が尊重されない	22.7
経済的に自立が困難なこと	28.7
病院や福祉施設で、高齢者に対して拘束や虐待などがある	8.3
病院や福祉施設での介護や福祉サービスが十分でない	13.4
道路の段差解消、エレベーターの設置など、暮らしやすいまちづくりが進んでいない	18.0
判断能力が十分でない高齢者の経済生活をめぐる権利侵害がある	9.8
スポーツや文化活動などへの参加に配慮されていない	1.5
さまざまな施設や器具が、利用しやすいようにつくられていない	5.2
高齢者向け住宅が不足している	6.9
家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない	27.7
情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	16.6
家族が世話をすることをさけたり、家族から虐待を受ける	11.7
その他	1.0
特にない	4.1
不明・無回答	2.7

（単位：％）

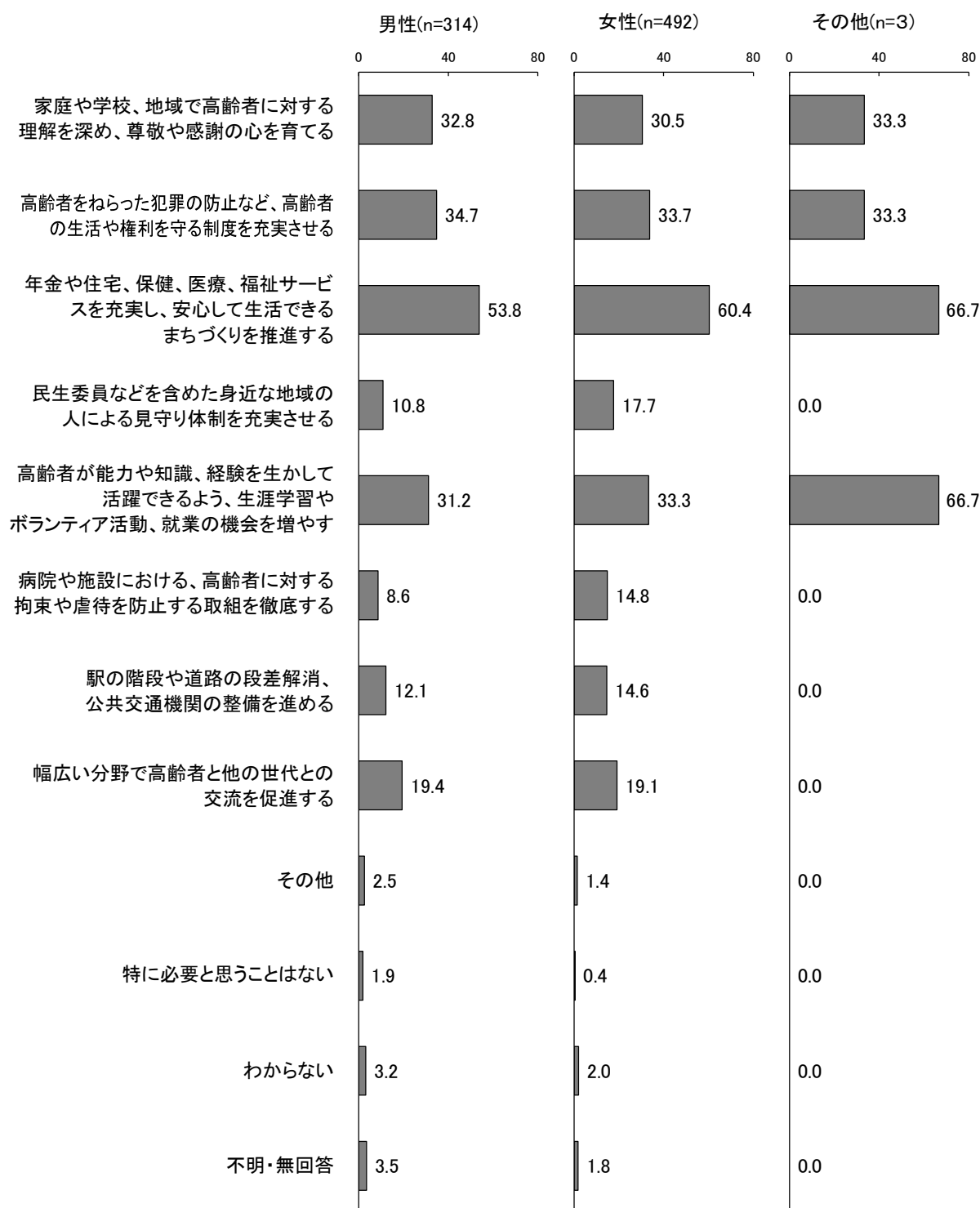
問 17. 高齢者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」が 57.2%で最も多く、「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」33.9%、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」32.3%がつづいています。



【性別】

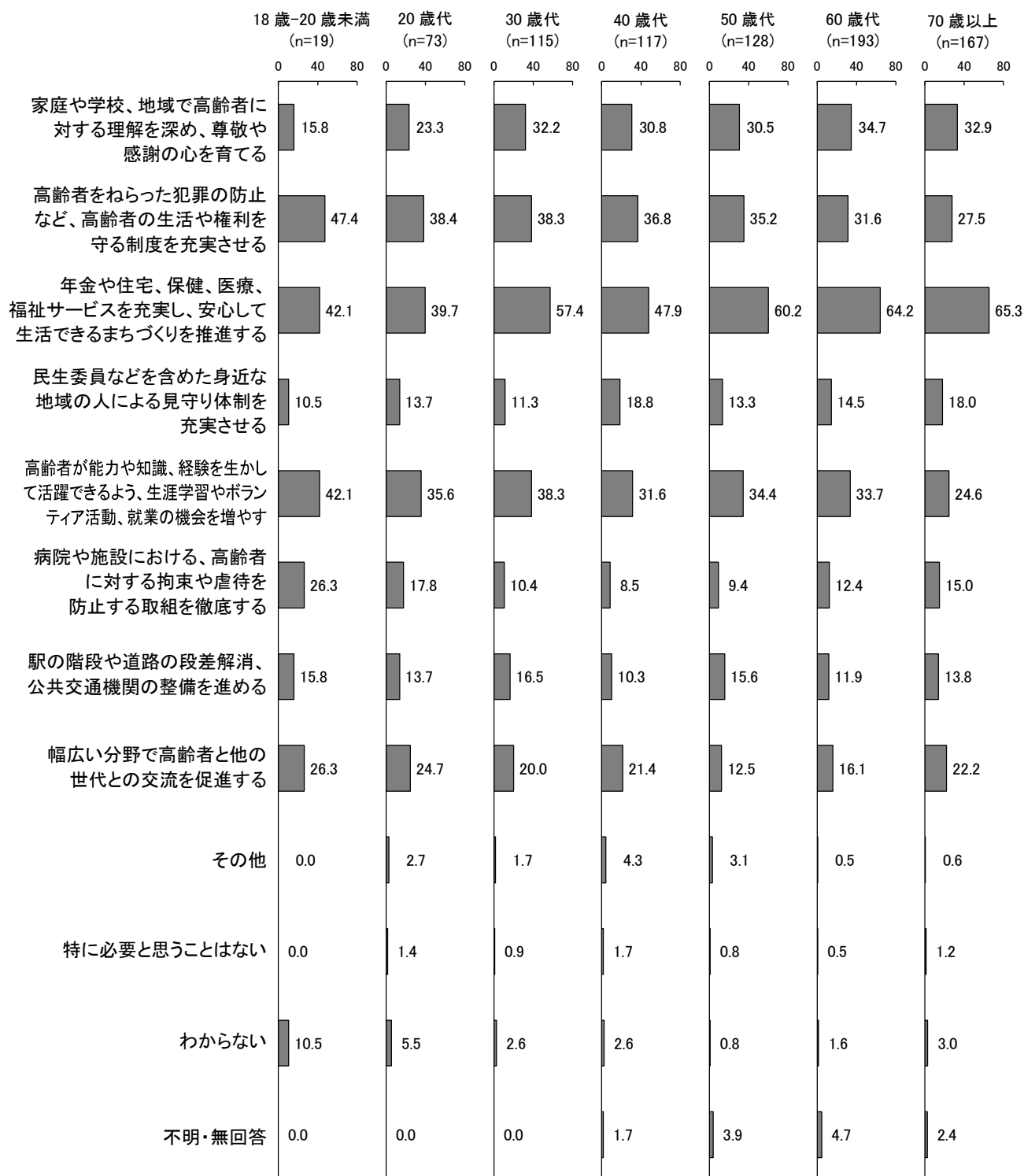
- 性別でみると、男性、女性ともに「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」が、最も多くなっています。
- 女性では「民生委員などを含めた身近な地域の人による見守り体制を充実させる」と「病院や施設における、高齢者に対する拘束や虐待を防止する取組を徹底する」が男性と比べて多くなっています。



(単位: %)

【年代別】

- 年代別でみると18歳～20歳未満では「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」、20歳代以上では「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」が、最も多くなっています。
- 「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」では60歳代と70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

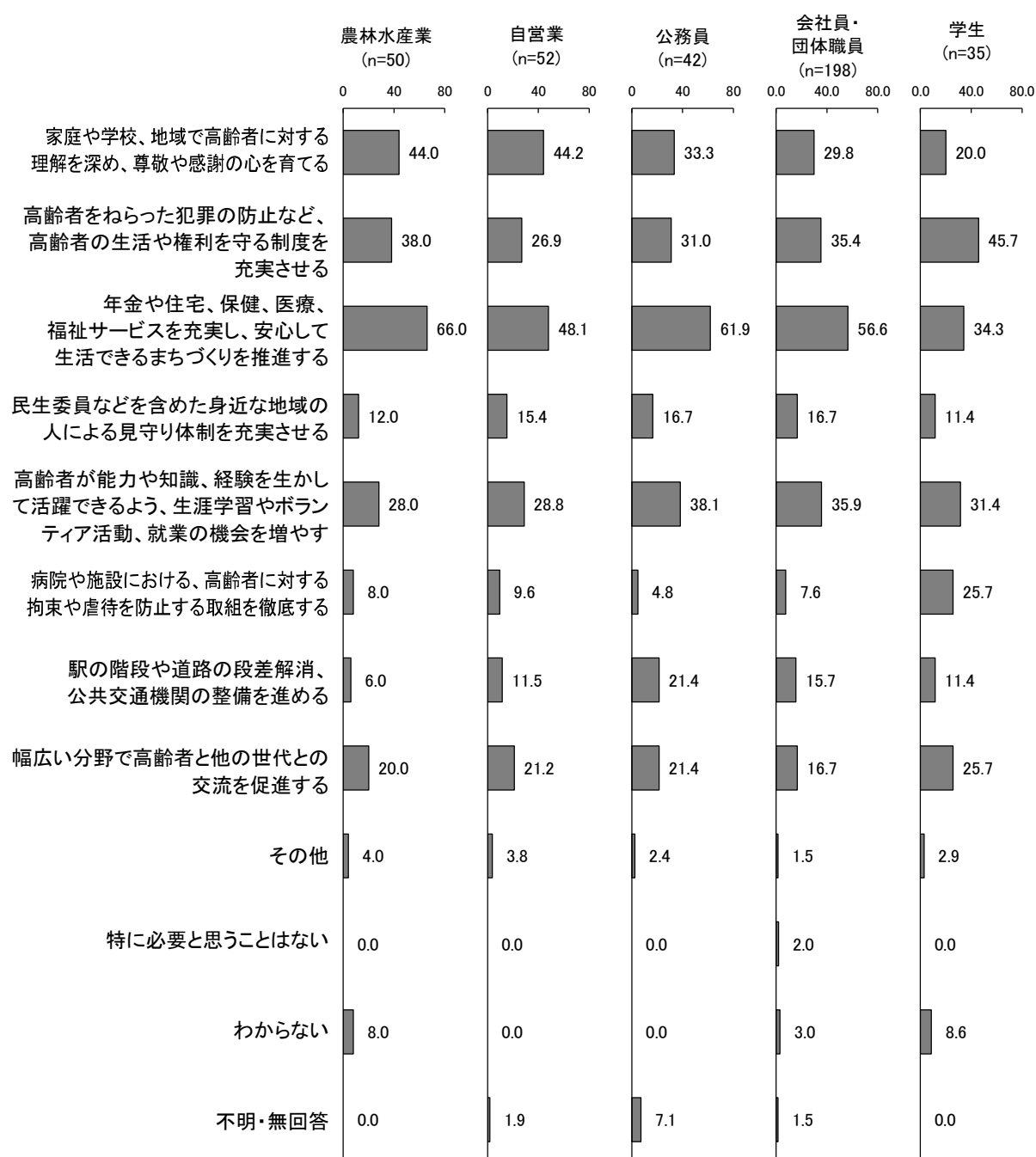


(単位: %)

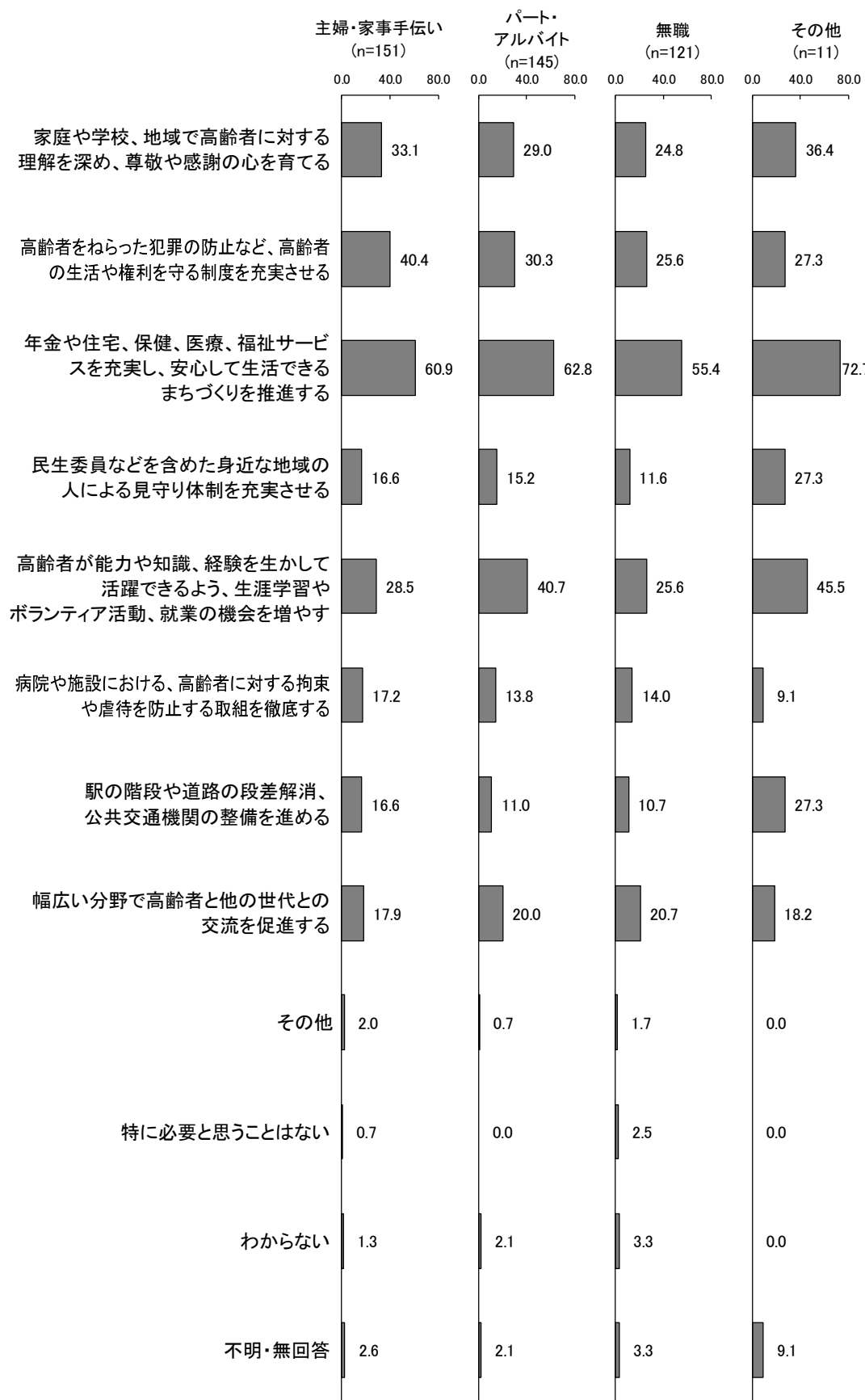
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職、その他では「年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する」、学生では「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」が、最も多くなっています。

■ 「家庭や学校、地域で高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる」では自営業、「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」と「病院や施設における、高齢者に対する拘束や虐待を防止する取組を徹底する」では主婦・家事手伝い、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」ではパート・アルバイトが、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「家庭や学校、地域で高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる」は4.4ポイント、「民生委員などを含めた身近な地域の人による見守り体制を充実させる」は7.3ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる」は5.0ポイント、「病院や施設における、高齢者に対する拘束や虐待を防止する取組を徹底する」は6.1ポイントそれぞれ増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する	56.0	57.2
高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる	28.9	33.9
高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす	32.4	32.3
家庭や学校、地域で高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる	35.5	31.1
幅広い分野で高齢者和其他の世代との交流を促進する	19.5	18.7
民生委員などを含めた身近な地域の人による見守り体制を充実させる	22.0	14.7
駅の階段や道路の段差解消、公共交通機関の整備を進める	14.5	13.8
病院や施設における、高齢者に対する拘束や虐待を防止する取組を徹底する	5.9	12.0
特に必要と思うことはない	0.8	1.1
その他	0.7	2.0
わからない	4.2	2.8
不明・無回答	3.0	2.8

（単位：％）

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

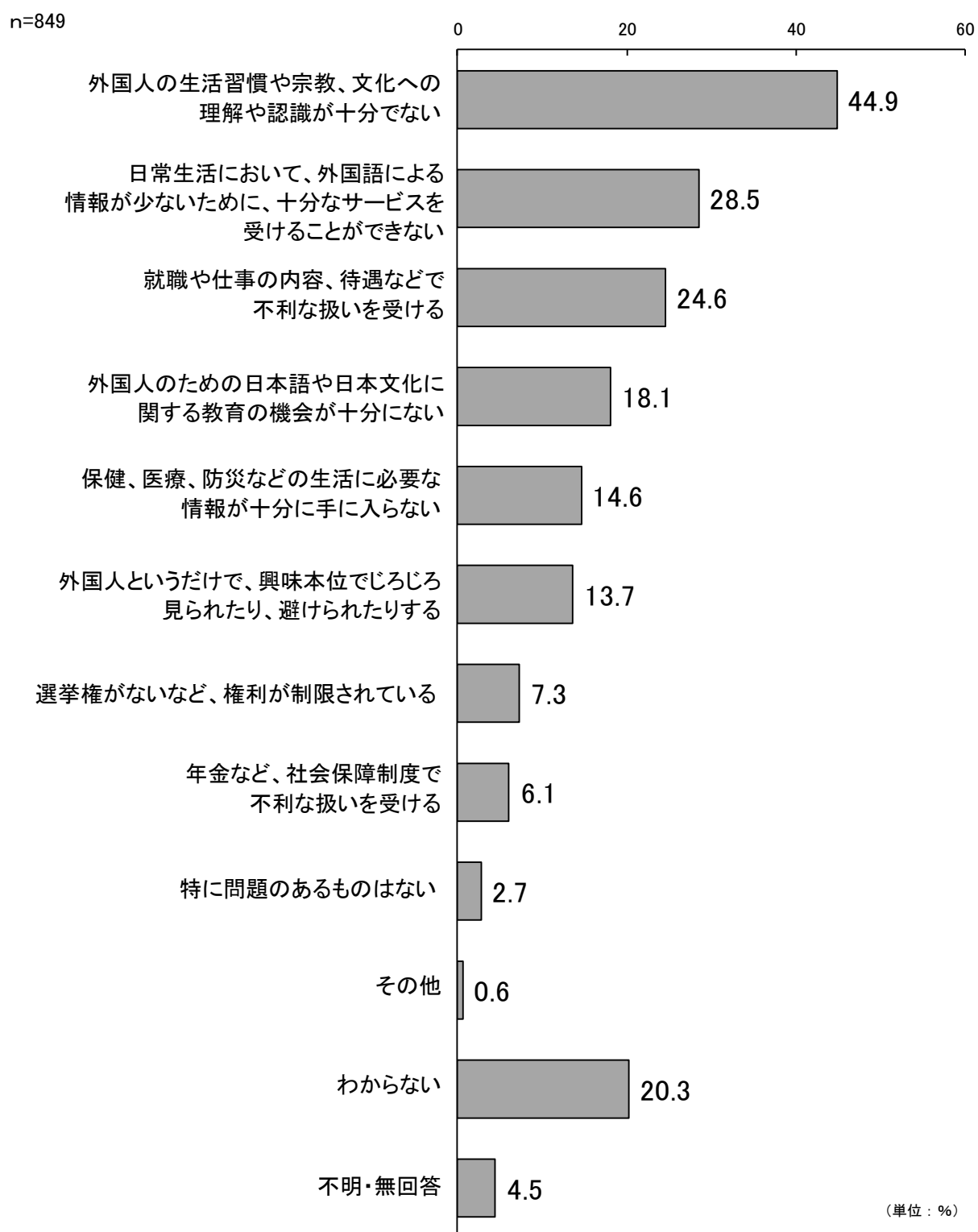
区 分	H20 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	24.4
教育・啓発活動を推進する	4.0
高齢者が自立して生活しやすい環境を整える	50.7
保健・医療・福祉サービスを充実し生活を安定させる	47.5
高齢者が被害者となる犯罪の取締りを強化する	18.6
高齢者和其他の世代との交流をすすめる	19.8
学校や家庭、地域で高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる	32.1
病院や施設における高齢者に対する拘束や虐待に対する対応を徹底する	7.0
駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備をすすめる	16.3
能力や知識、経験を活かして活躍できるよう生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす	28.4
その他	0.9
特にない	2.0
不明・無回答	1.9

（単位：％）

7. 外国人の人権について

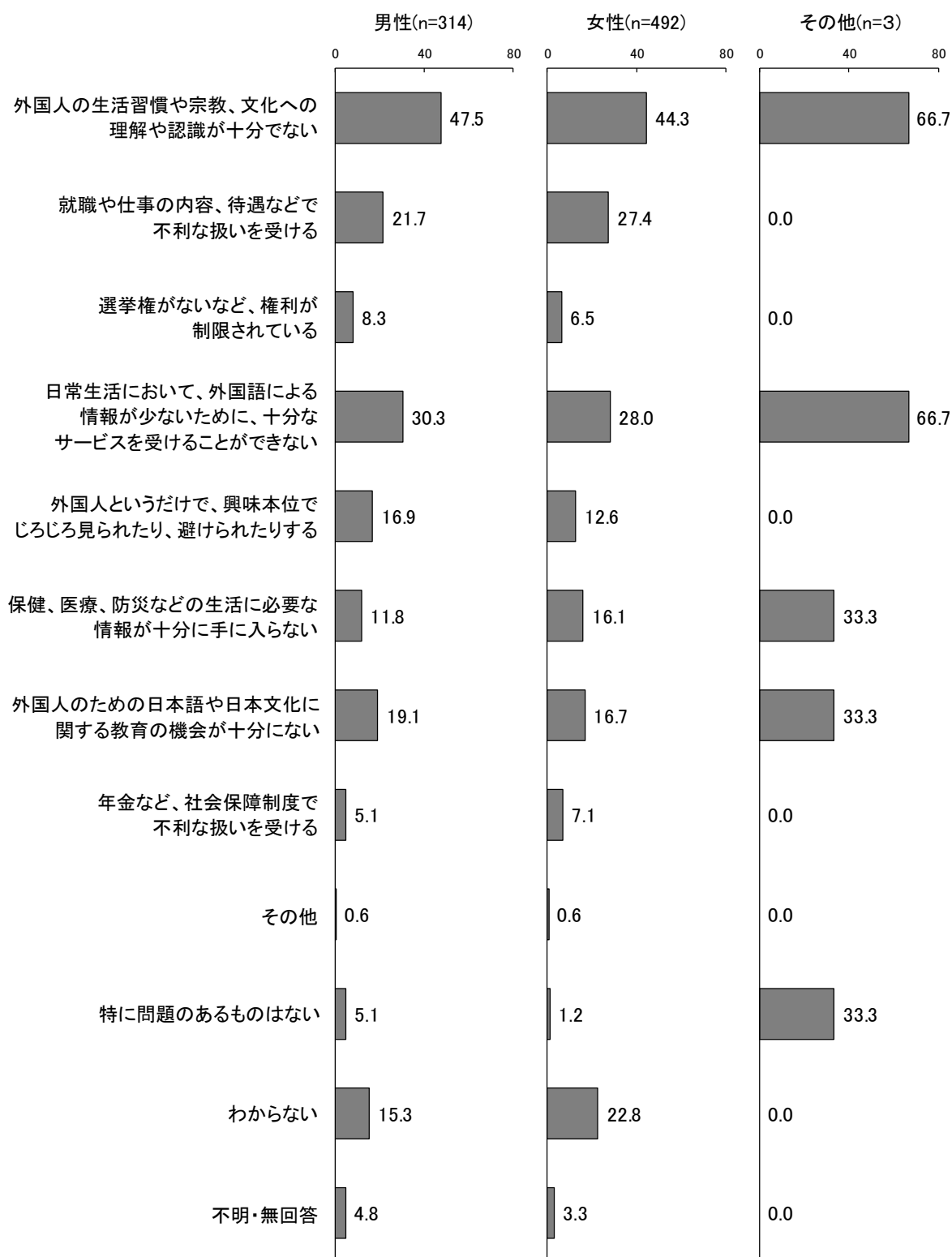
問 18. 日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(〇は3つまで)

「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」が 44.9%で最も多く、「日常生活において、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない」28.5%、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」24.6%がつづいています。



【性別】

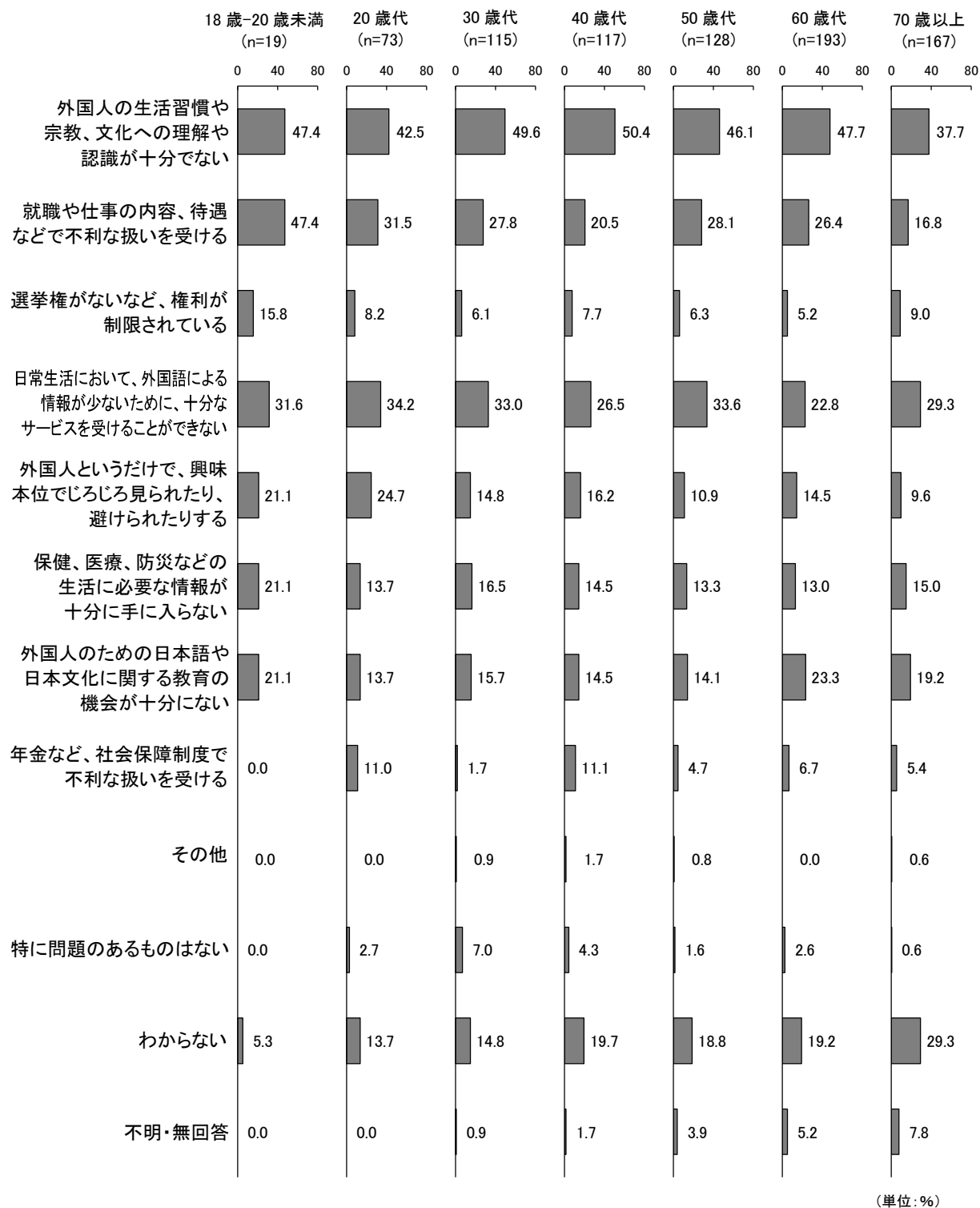
- 性別でみると、男性、女性ともに「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」が最も多くなっています。
- 男性では「特に問題のあるものはない」が女性と比べて多く、女性では「わからない」が男性と比べて多くなっています。



(単位: %)

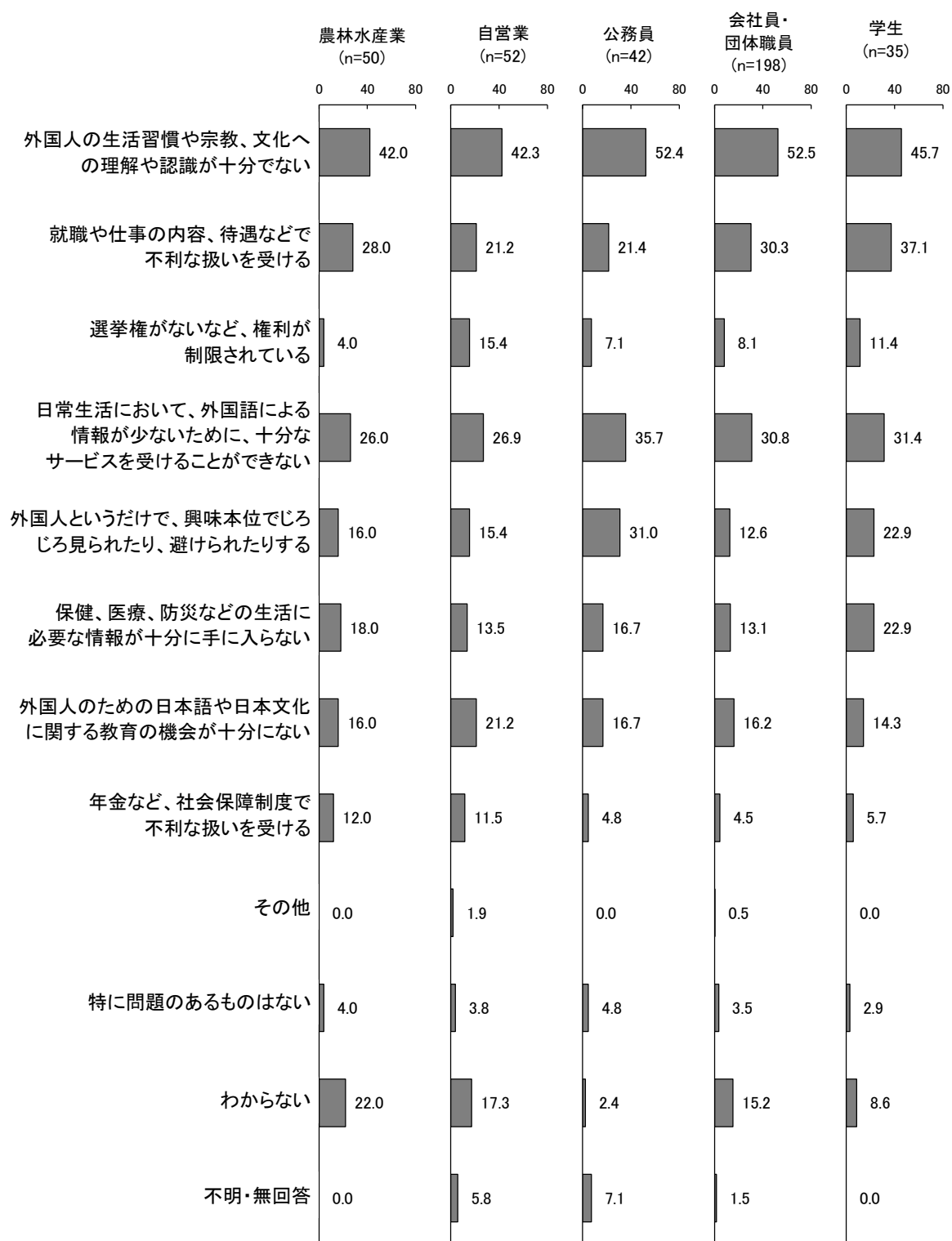
【年代別】

- 年代別でみると、18歳～20歳未満では「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」と「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」、20歳代以上では「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」が、最も多くなっています。
- 「外国人というだけで、興味本位でじろじろ見られたり、避けられたりする」では20歳代が、「外国人のための日本語や日本文化に関する教育の機会が十分でない」では60歳代、「年金など、社会保障制度で不利な扱いを受ける」では40歳代、「わからない」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

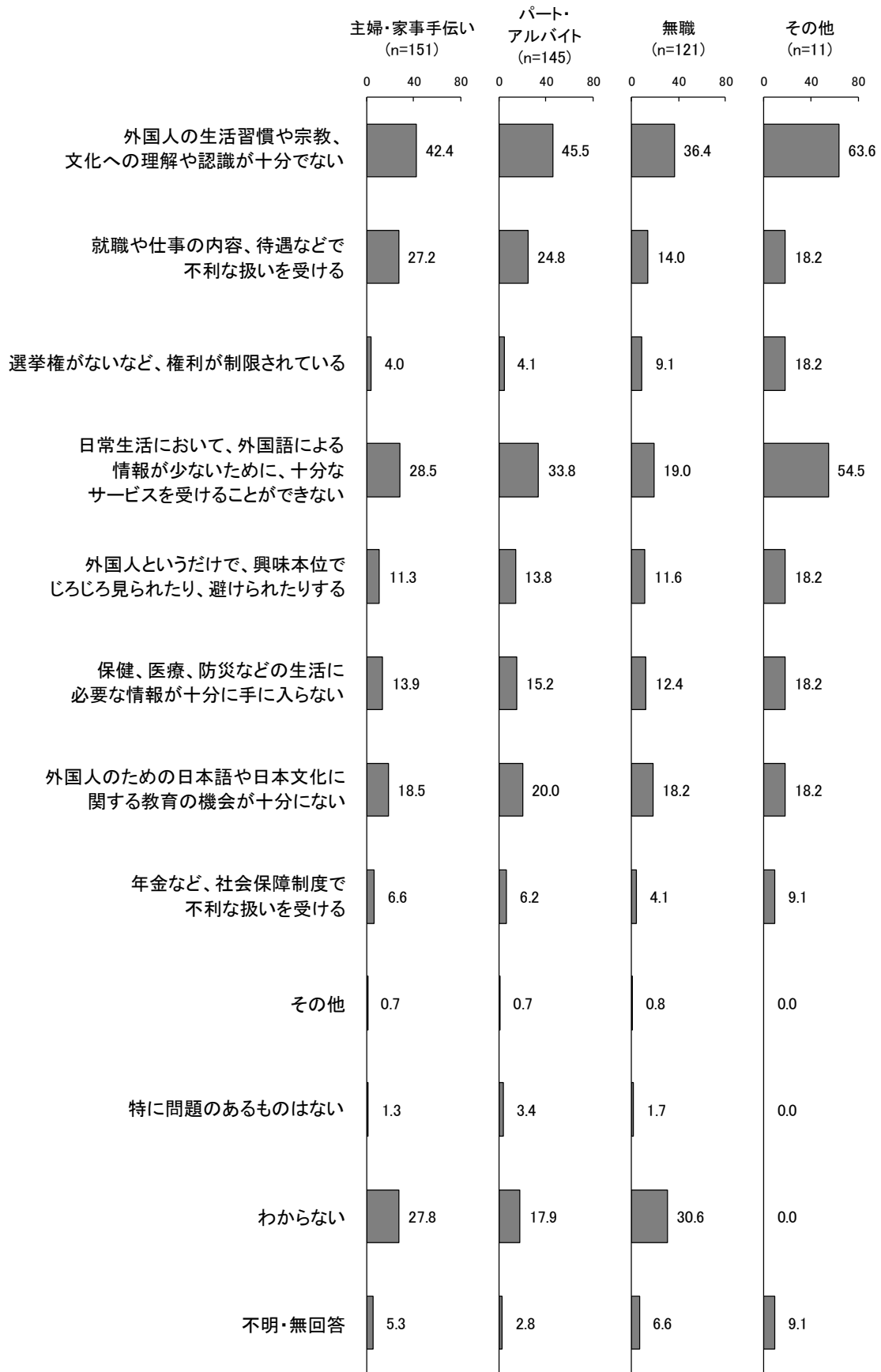


【職業別】

- 職業別でみると、すべての職業において「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」が最も多くなっています。
- 「外国人というだけで、興味本位でじろじろ見られたり、避けられたりする」では公務員、「外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない」では会社員・団体職員、「わからない」では主婦・家事手伝い、無職が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける」は 9.5 ポイント、「日常生活において、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない」は 7.3 ポイント、「外国人のための日本語や日本文化に関する教育の機会が十分でない」は 3.5 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「選挙権がないなど、権利が制限されている」は 3.0 ポイント、「特に問題のあるものはない」は 2.7 ポイント、「わからない」は 5.7 ポイントそれぞれ減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない	43.3	44.9
日常生活において、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない	21.2	28.5
就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける	15.1	24.6
外国人のための日本語や日本文化に関する教育の機会が十分でない	14.6	18.1
保健、医療、防災などの生活に必要な情報が十分に手に入らない	12.0	14.6
外国人というだけで、興味本位でじろじろ見られたり、避けられたりする	12.7	13.7
選挙権がないなど、権利が制限されている	10.3	7.3
年金など、社会保障制度で不利な扱いを受ける	6.2	6.1
特に問題のあるものはない	5.4	2.7
その他	0.7	0.6
わからない	26.0	20.3
不明・無回答	5.4	4.5

(単位：％)

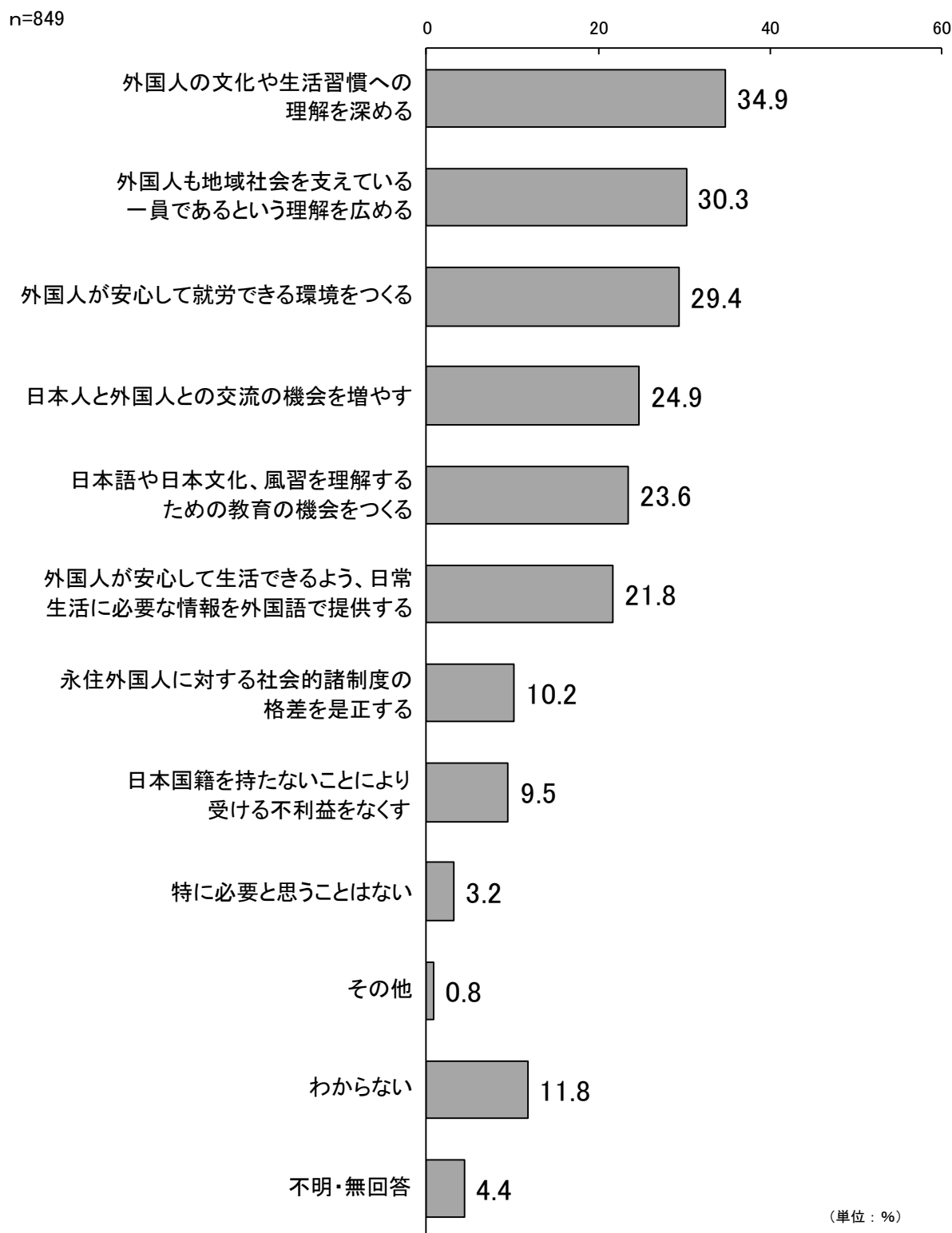
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
生活習慣の違いが受け入れられなかったり、宗教・文化への理解や認識が十分でない	46.4
住宅を容易に借りることができない	8.8
就職や職場で不利な扱いを受ける	19.0
日常生活の中で、外国語表記が少ないために、十分なサービスを受けることができない	25.7
結婚問題で周囲から反対を受ける	7.8
選挙権がないなど権利が制限されている	16.0
子どもに対して、自国の宗教や生活習慣にあった教育が行いにくい	5.6
入店を断られる店や施設がある	2.4
外国人というだけで犯罪者のように見られる	6.9
入学や学校で不利な扱いを受ける	3.1
年金など社会保障制度で不利な扱いを受ける	10.7
保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分に手に入らない	17.6
その他	2.7
特になし	14.3
不明・無回答	8.8

(単位：％)

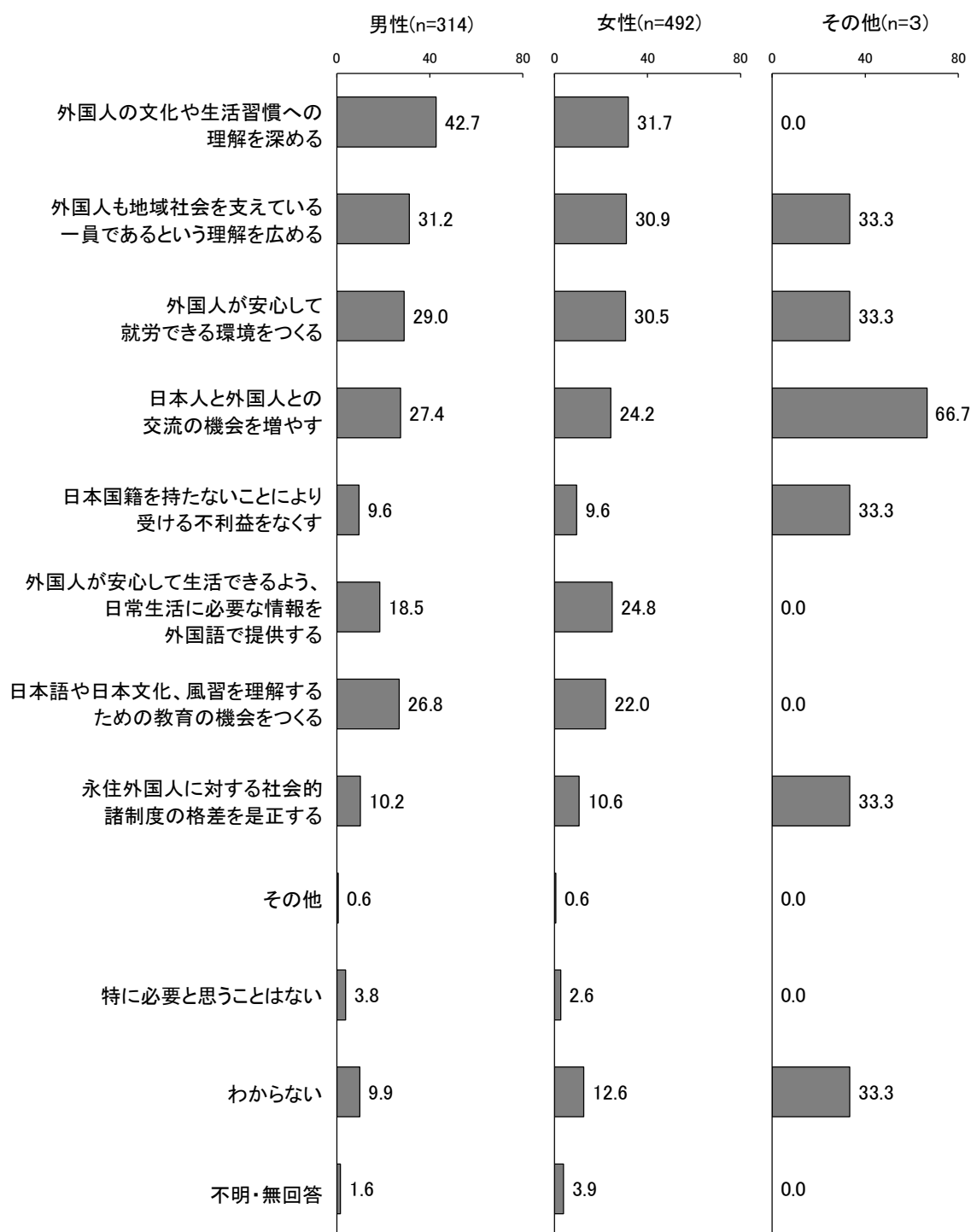
問 19. 日本に居住する外国人の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」が 34.9%で最も多く、「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」30.3%、「外国人が安心して就労できる環境をつくる」29.4%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」が、最も多くなっています。
- 男性では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」が女性と比べて多く、女性では「外国人が安心して生活できるよう、日常生活に必要な情報を外国語で提供する」が男性と比べて多くなっています。

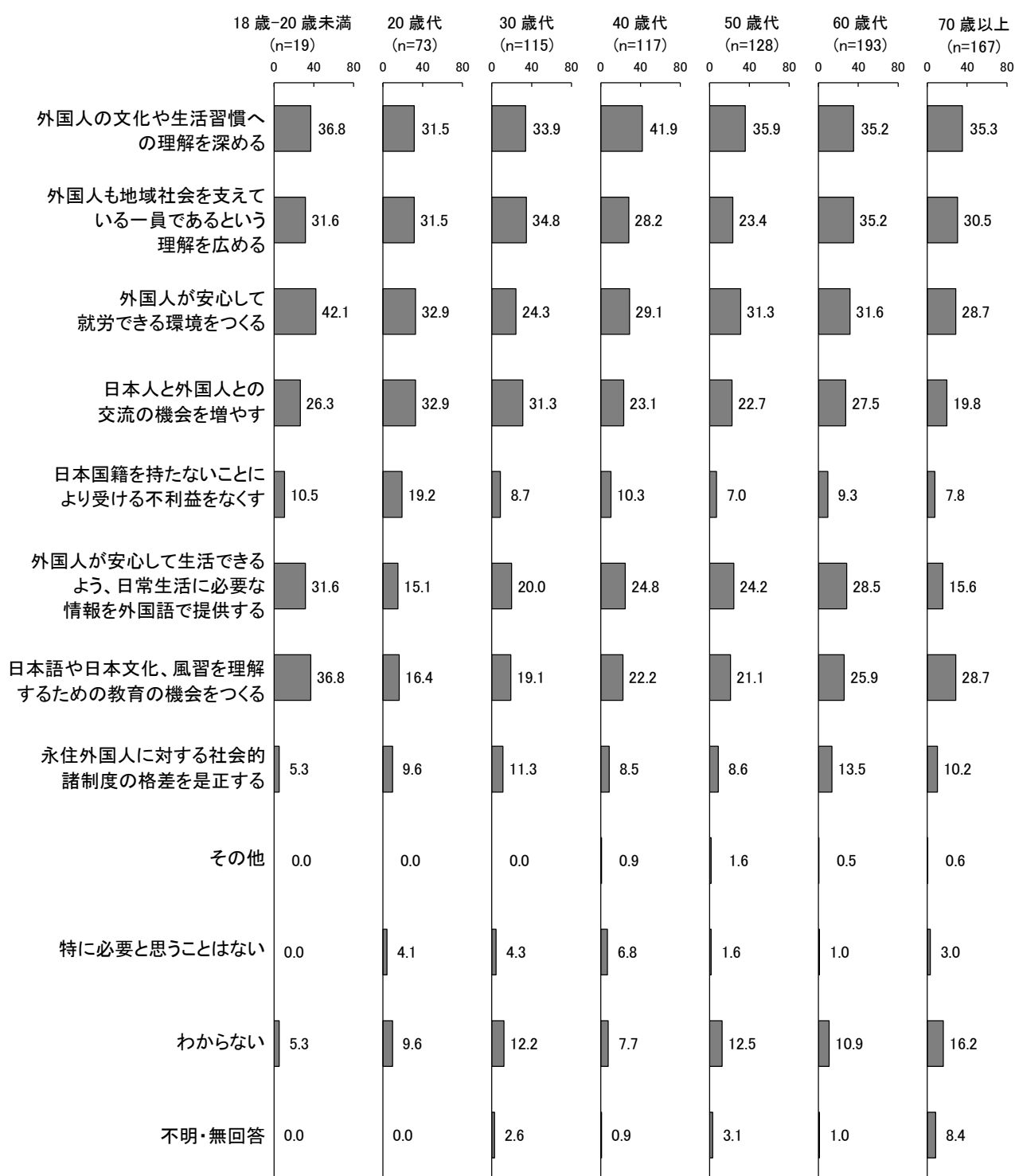


(単位: %)

【年代別】

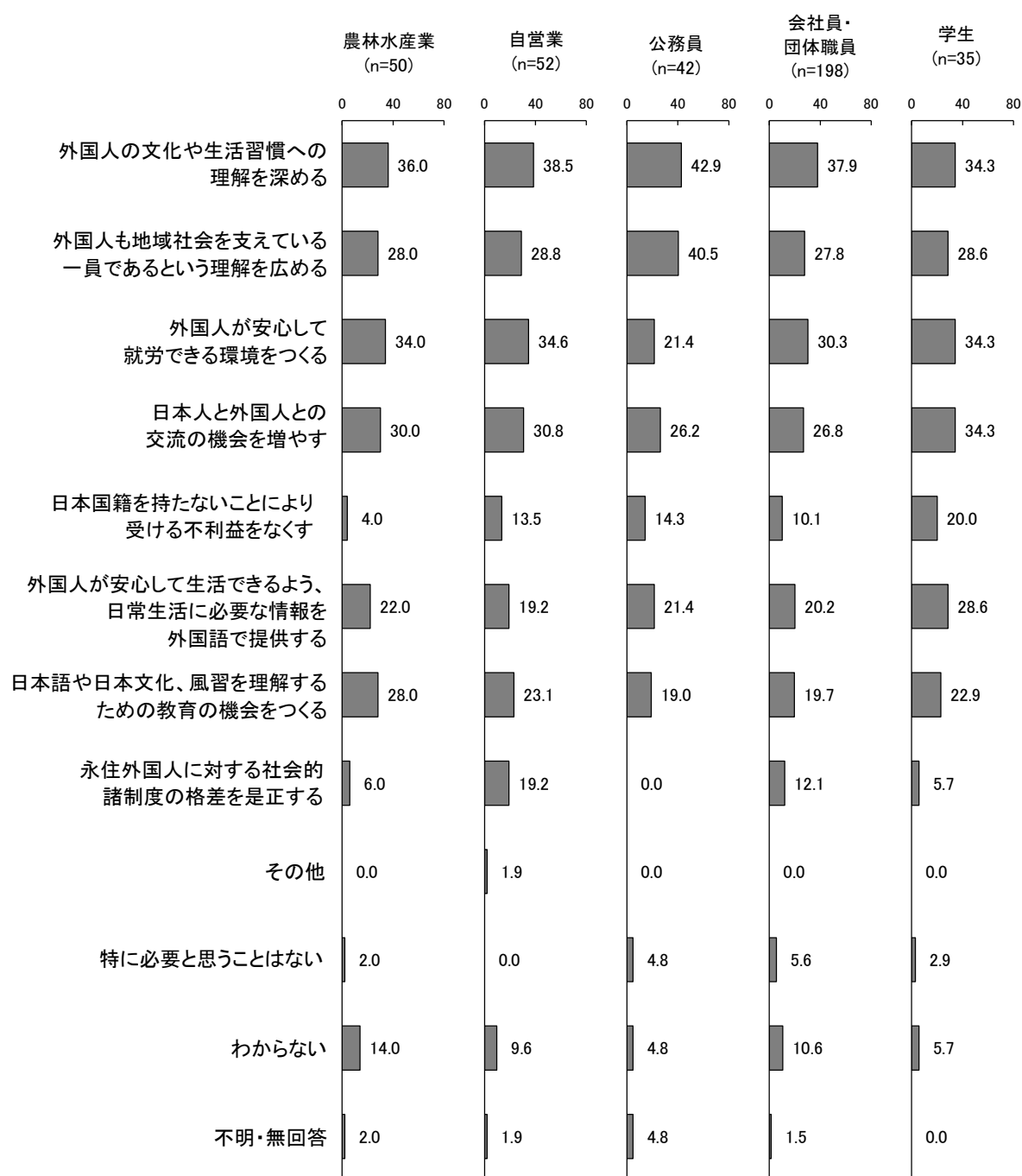
■ 年代別でみると、18 歳～20 歳未満では「外国人が安心して就労できる環境をつくる」、20 歳代では「外国人が安心して就労できる環境をつくる」と「日本人と外国人との交流の機会を増やす」、30 歳代では「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」、40 歳代、50 歳代、70 歳以上では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」、60 歳代では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」と「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」が、最も多くなっています。

■ 「外国人が安心して生活できるよう、日常生活に必要な情報を外国語で提供する」では 60 歳代、「日本国籍を持たないことにより受ける不利益をなくす」では 20 歳代、「日本語や日本文化、風習を理解するための教育の機会をつくる」と「わからない」では 70 歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

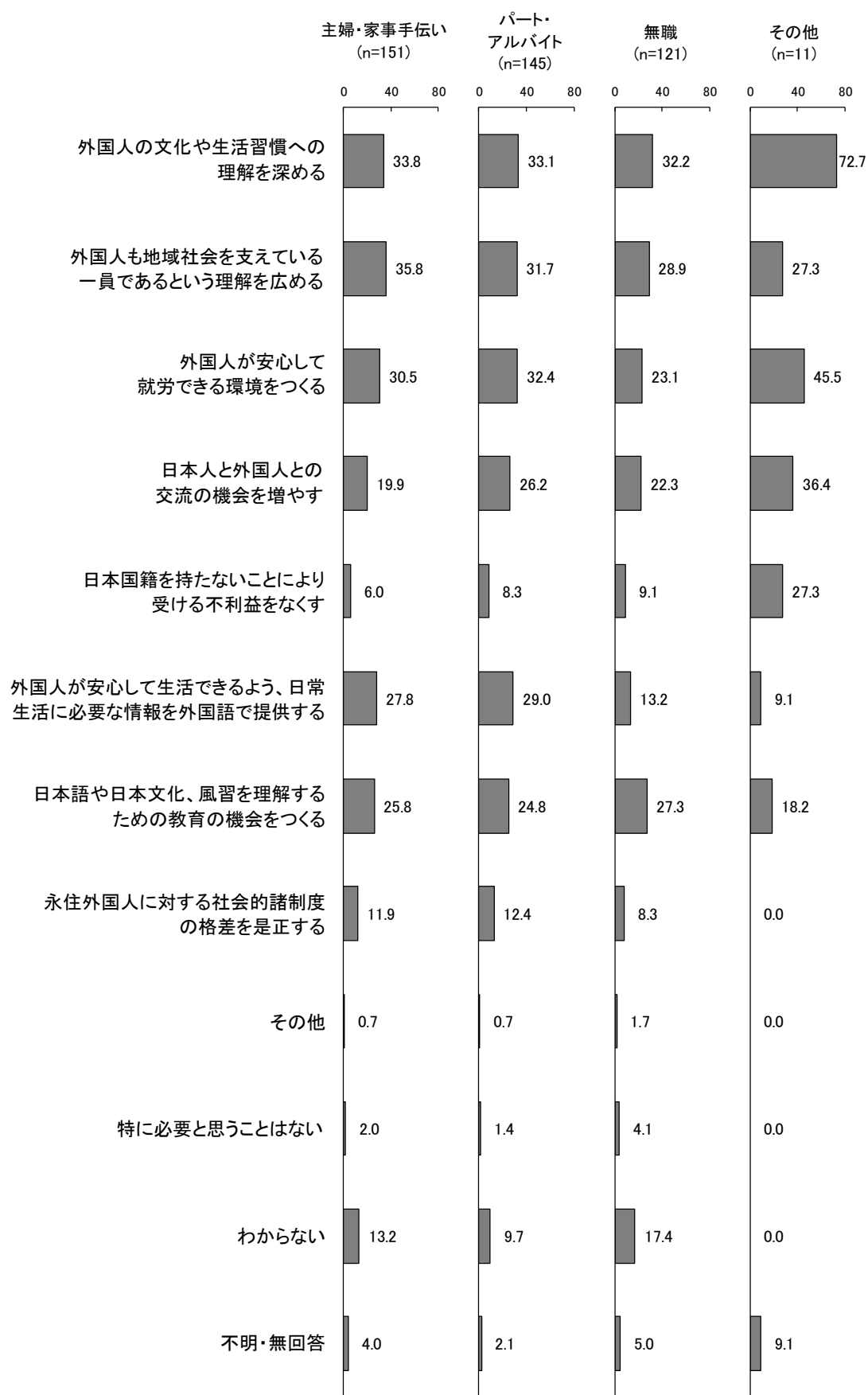


【職業別】

- 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、パート・アルバイト、無職、その他では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」、学生では「外国人の文化や生活習慣への理解を深める」、「外国人が安心して就労できる環境をつくる」、「日本人と外国人との交流の機会を増やす」、主婦・家事手伝いでは「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」が、最も多くなっています。
- 「外国人が安心して生活できるよう、日常生活に必要な情報を外国語で提供する」ではパート・アルバイト、「永住外国人に対する社会的諸制度の格差を是正する」では自営業、「特に必要と思うことはない」では会社員・団体職員、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める」は 6.8 ポイント、「外国人が安心して就労できる環境をつくる」は 8.9 ポイント、「外国人が安心して生活できるよう、日常生活に必要な情報を外国語で提供する」は 4.3 ポイント、「日本語や日本文化、風習を理解するための教育の機会をつくる」は 6.2 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「わからない」は 4.6 ポイント減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
外国人の文化や生活習慣への理解を深める	37.1	34.9
外国人も地域社会を支えている一員であるという理解を広める	23.5	30.3
外国人が安心して就労できる環境をつくる	20.5	29.4
日本人と外国人との交流の機会を増やす	26.0	24.9
日本語や日本文化、風習を理解するための教育の機会をつくる	17.4	23.6
外国人が安心して生活できるよう、日常生活に必要な情報を外国語で提供する	17.5	21.8
永住外国人に対する社会的諸制度の格差を是正する	10.6	10.2
日本国籍を持たないことにより受ける不利益をなくす	9.1	9.5
特に必要と思うことはない	4.5	3.2
その他	0.8	0.8
わからない	16.4	11.8
不明・無回答	5.7	4.4

(単位：%)

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

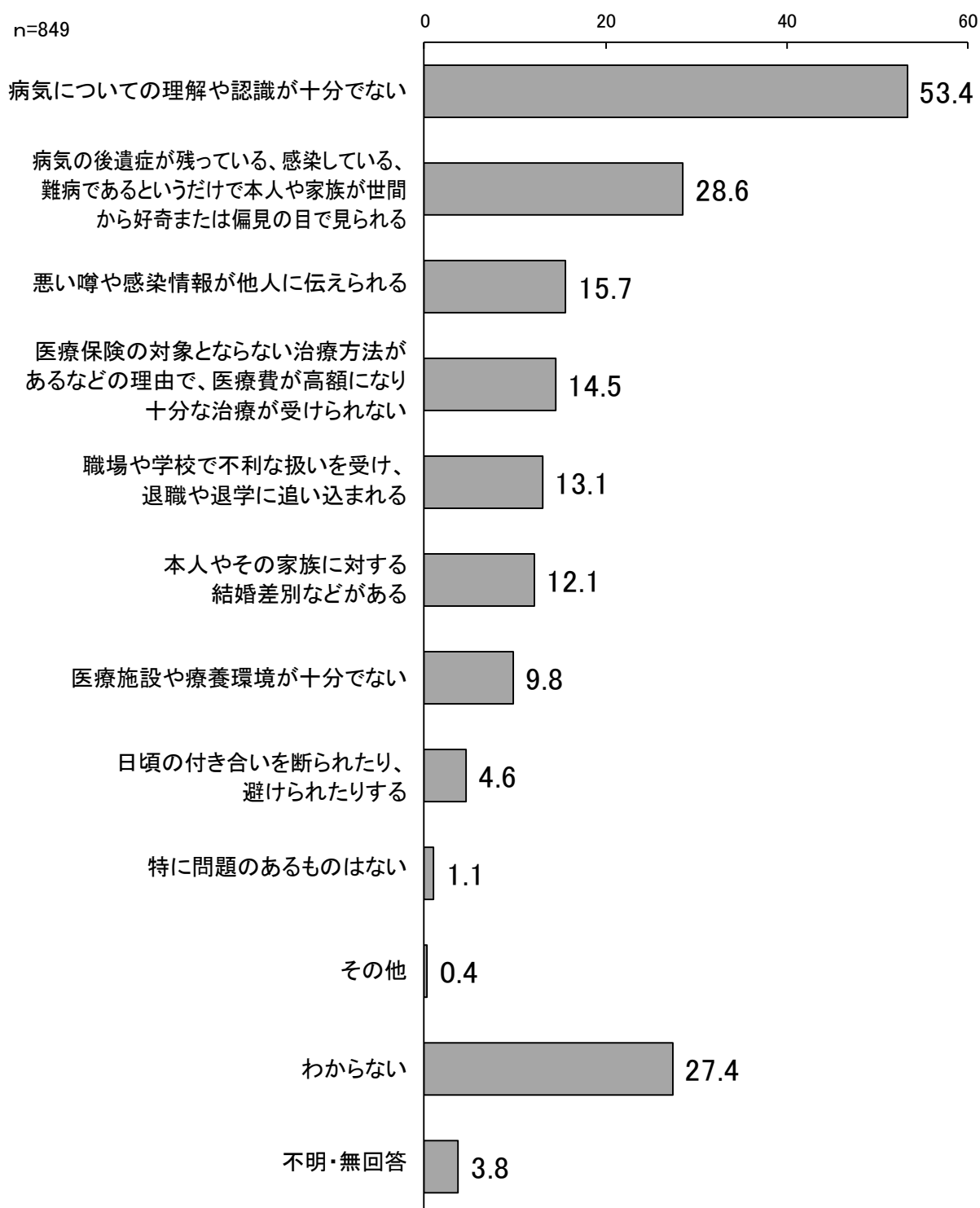
区 分	H20 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	29.9
教育・啓発活動を推進する	8.4
講座、交流イベントの開催など国際理解の機会を提供する	22.9
安心して就労できる環境をつくる	27.8
外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める	29.1
外国人の人権を守るための啓発活動をすすめる	5.6
日本国籍を持たないことによる不利益をなくす	16.1
日本の文化や風習を理解するための教育の機会をつくる	21.1
国籍がない以上、人権がある程度制限されても仕方がない	2.9
外国人の子どもの就学を支援する	6.4
日常生活に必要な情報を外国語で提供する	12.6
永住外国人に対する社会的諸制度の格差を是正する	15.3
その他	1.7
特にない	10.3
不明・無回答	6.0

(単位：%)

8. ハンセン病回復者、難病などの患者の人権について

問 20. ハンセン病回復者、難病などの患者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)

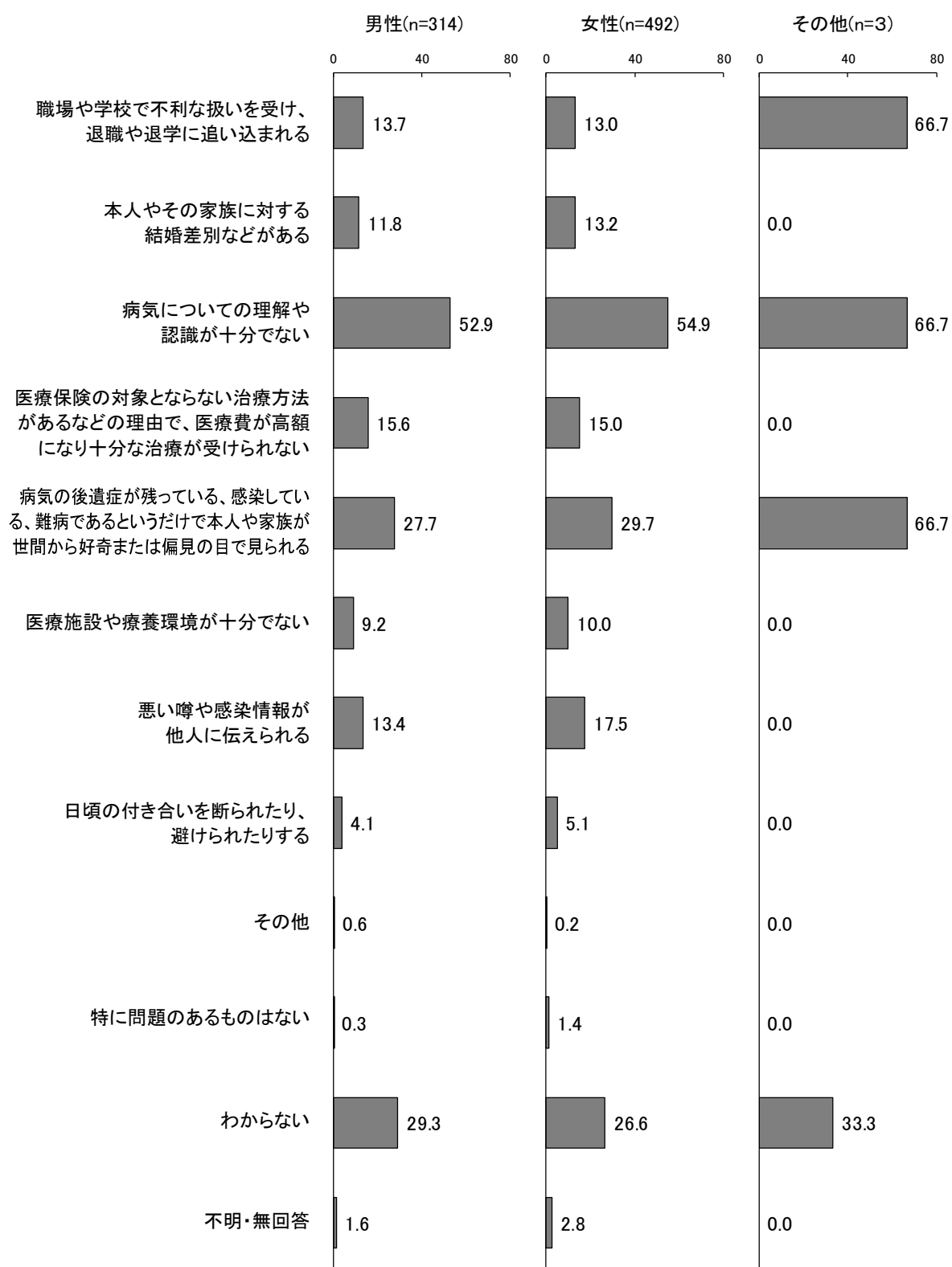
「病気についての理解や認識が十分でない」が 53.4%で最も多く、「病気の後遺症が残っている、感染している、難病であるというだけで本人や家族が世間から好奇または偏見の目で見られる」28.6%、「わからない」27.4%がつづいています。



(単位 : %)

【性別】

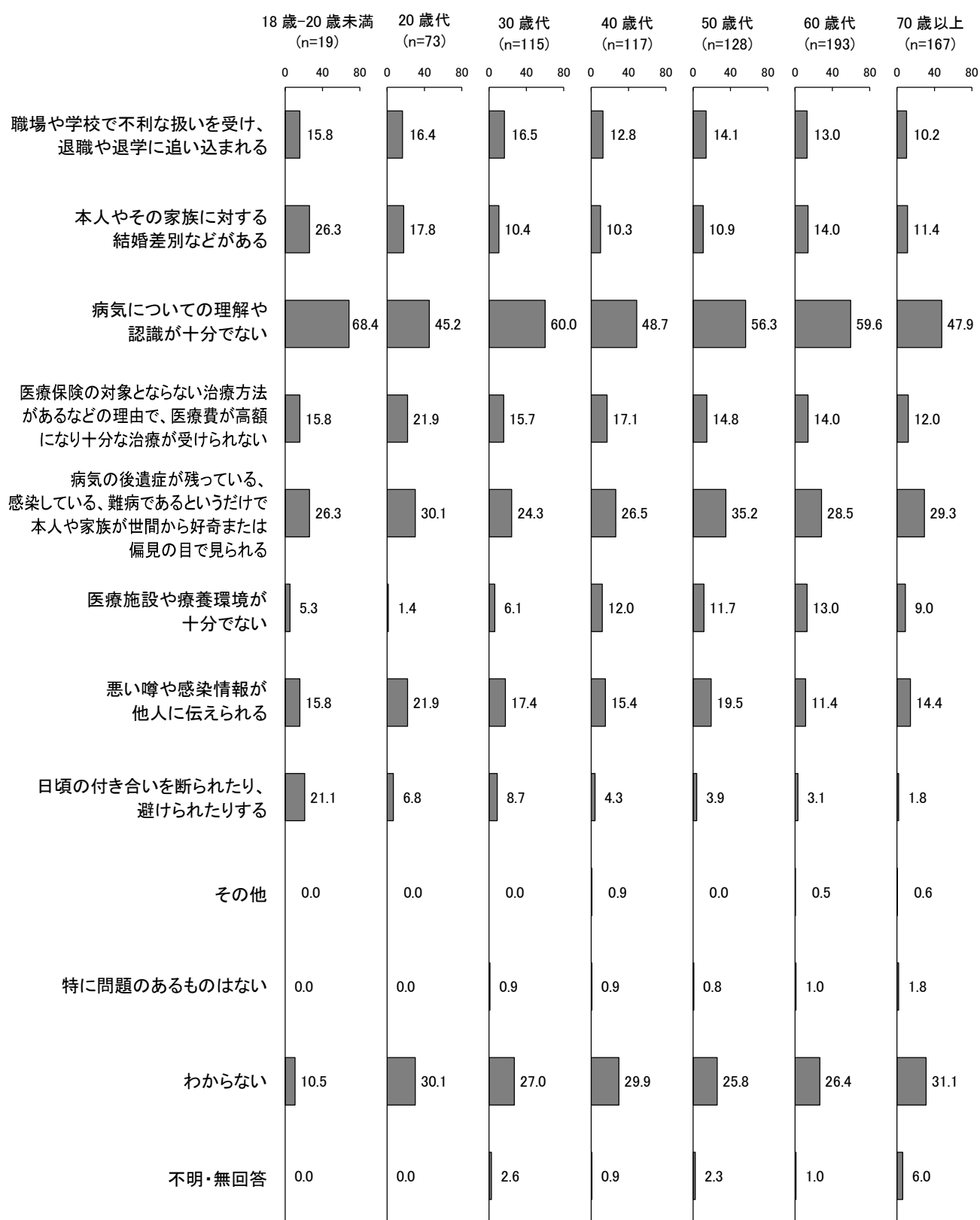
■ 性別でみると、男性、女性ともに「病気についての理解や認識が十分でない」が最も多くなっています。



(単位: %)

【年代別】

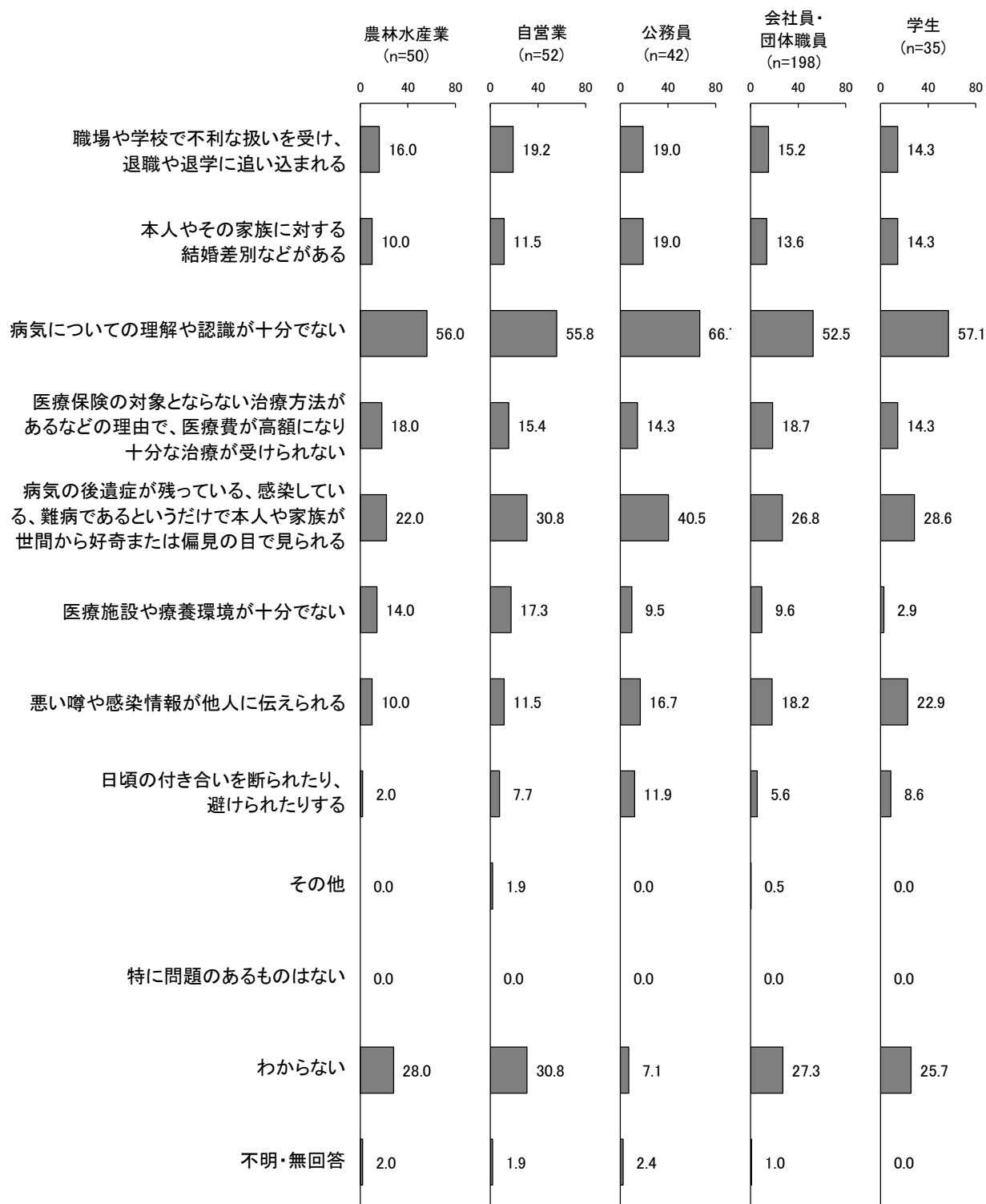
■ 年代別でみると、すべての年代において「病気についての理解や認識が十分でない」が最も多くなっています。



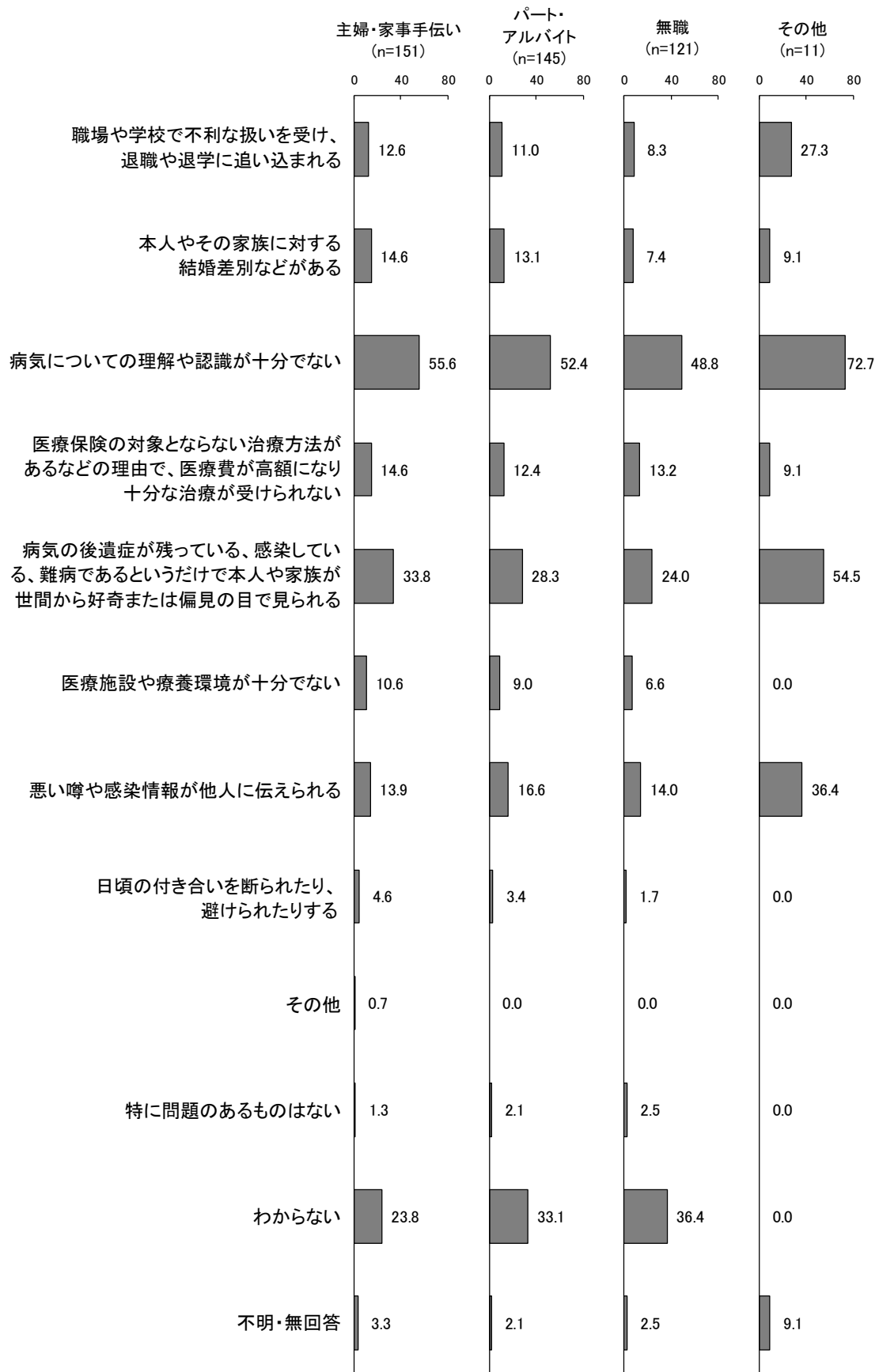
(単位: %)

【職業別】

- 職業別でみると、すべての職業において「病気についての理解や認識が十分でない」が最も多くなっています。
- 無職では「わからない」が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「医療保険の対象とならない治療方法があるなどの理由で、医療費が高額になり十分な治療が受けられない」は7.0ポイント、「医療施設や療養環境が十分でない」は3.5ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「わからない」は6.5ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
病気についての理解や認識が十分でない	54.7	53.4
病気の後遺症が残っている、感染している、難病であるというだけで本人や家族が世間から好奇または偏見の目で見られる	25.1	28.6
悪い噂や感染情報が他人に伝えられる	17.3	15.7
医療保険の対象とならない治療方法があるなどの理由で、医療費が高額になり十分な治療が受けられない	21.5	14.5
職場や学校で不利な扱いを受け、退職や退学に追い込まれる	14.2	13.1
本人やその家族に対する結婚差別などがある	13.1	12.1
医療施設や療養環境が十分でない	13.3	9.8
日頃の付き合いを断られたり、避けられたりする	5.4	4.6
特に問題のあるものはない	1.8	1.1
その他	0.1	0.4
わからない	20.9	27.4
不明・無回答	4.9	3.8

* H26 年度調査は設問に「H I V感染者」の記載あり

(単位：%)

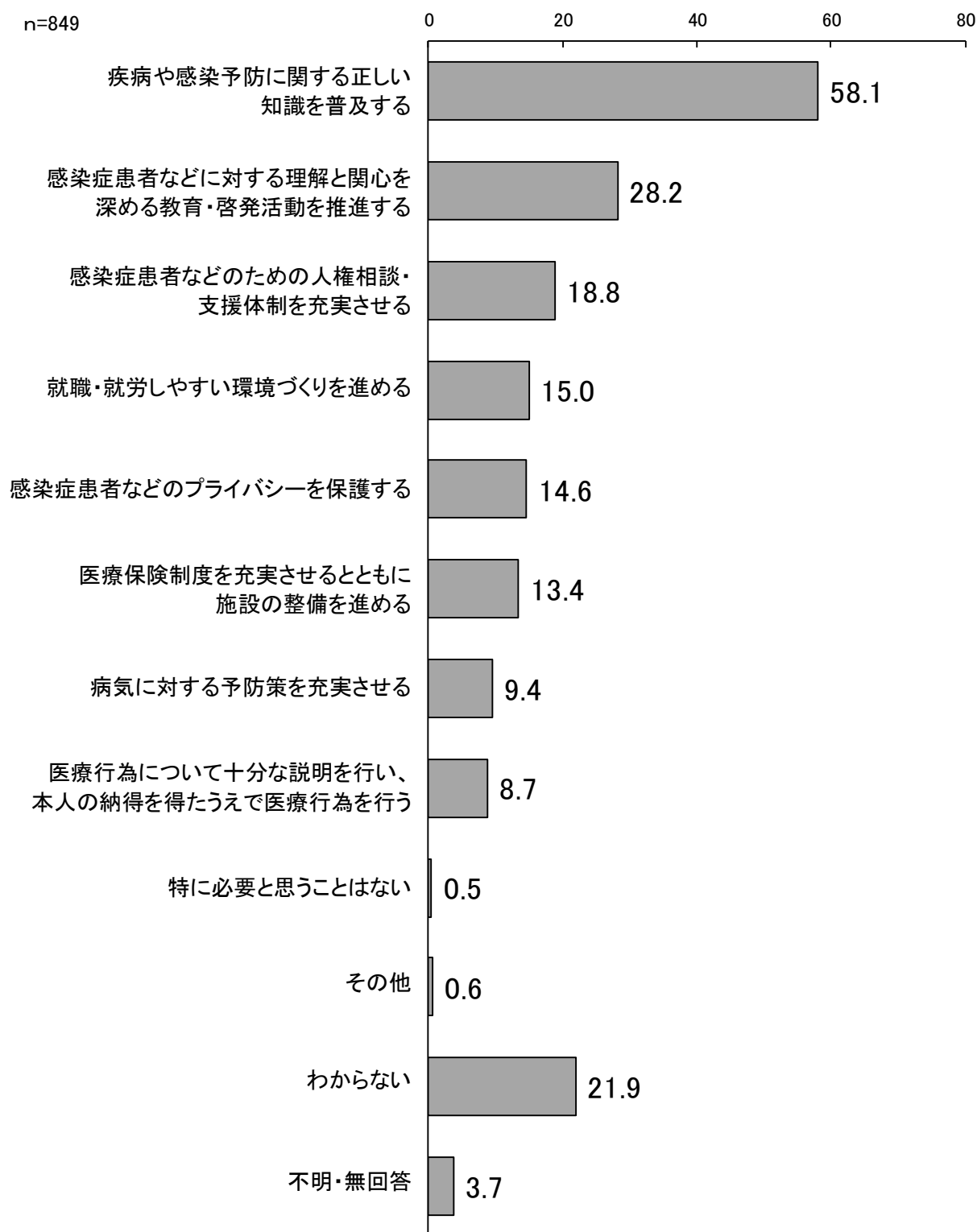
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
入学や学校で、あるいは就職や職場での不利な扱いを受ける	20.1
本人やその家族に対する結婚差別がある	14.4
治療や入院を断られる	6.5
じろじろ見られたり、避けられたり、または差別的な言動を受ける	19.7
悪いうわさや観戦情報が他人に伝えられる	18.5
本人に十分な説明もないままに、隔離など一方的な医療行為が行われる	6.5
医療施設や療養環境が十分でない	8.6
病気についての理解や認識が十分でない	43.9
患者の社会復帰が困難である	8.4
医療保険の対象外の治療方法などで医療費が高額になり、十分な治療が受けられない	16.2
感染している、難病であるというだけで本人や家族が世間から偏見の目で見られる	28.5
興味本位の報道がされる	8.8
施設などの利用で、不利な扱いを受ける	1.7
家族や親戚から付き合いを拒絶される	2.8
住宅を容易に借りることができない	0.5
その他	2.7
特になし	7.4
不明・無回答	7.8

(単位：%)

問 21. ハンセン病回復者、難病などの患者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

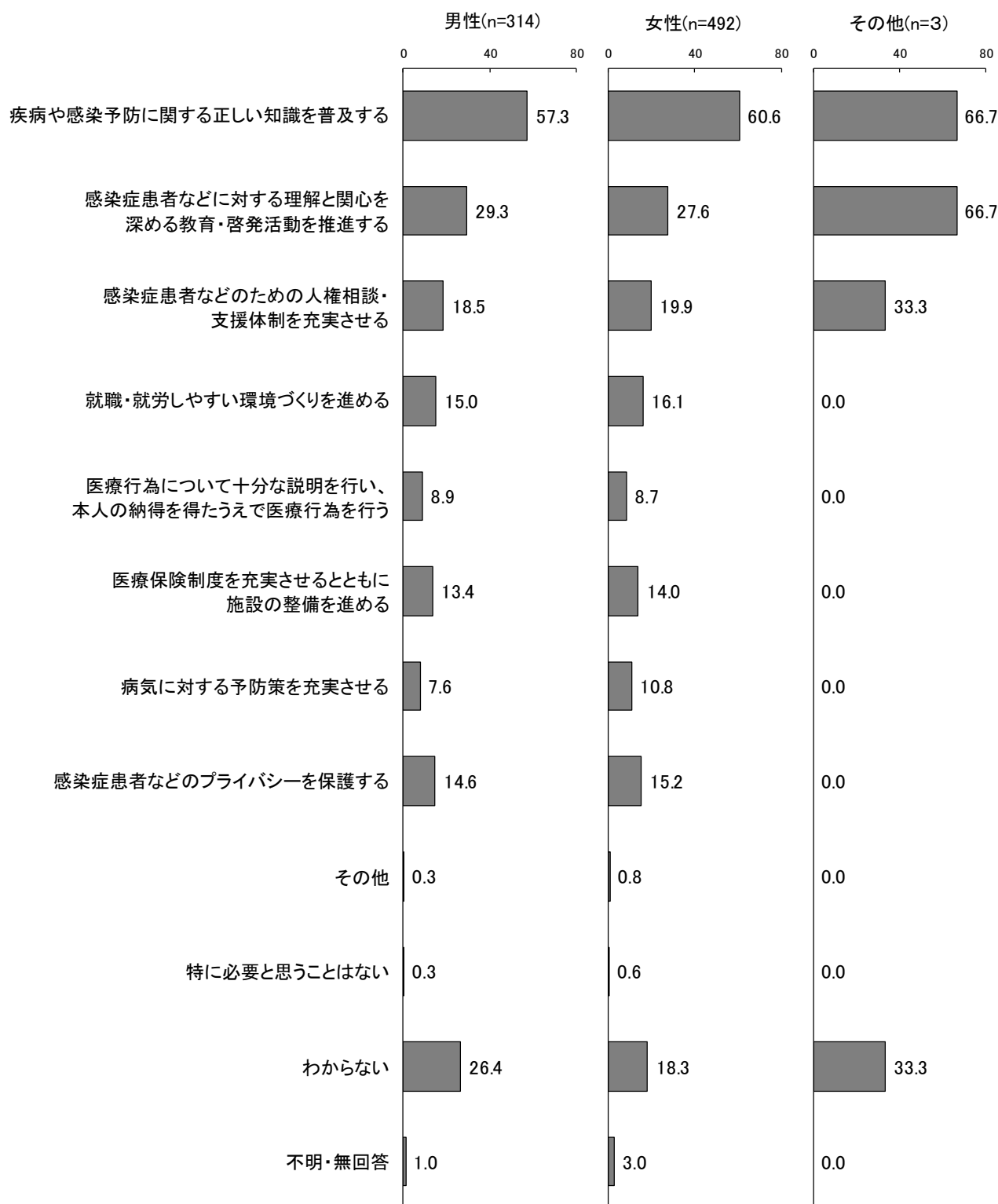
「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」が 58.1%で最も多く、「感染症患者などに対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」28.2%、「わからない」21.9%がつづいています。



(単位 : %)

【性別】

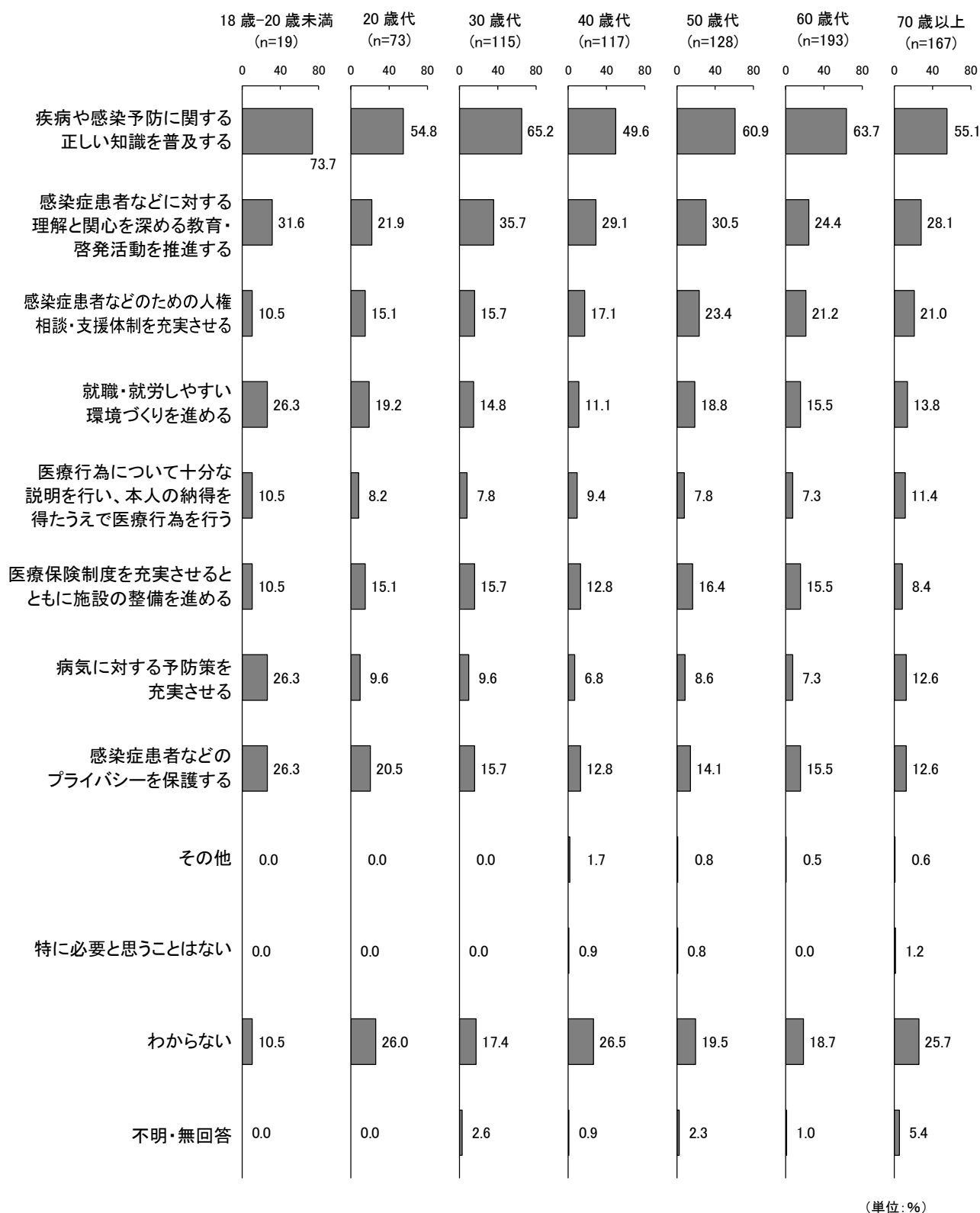
- 性別でみると、男性、女性ともに「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」が、最も多くなっています。
- 男性では「わからない」が、女性と比べて多くなっています。



(単位: %)

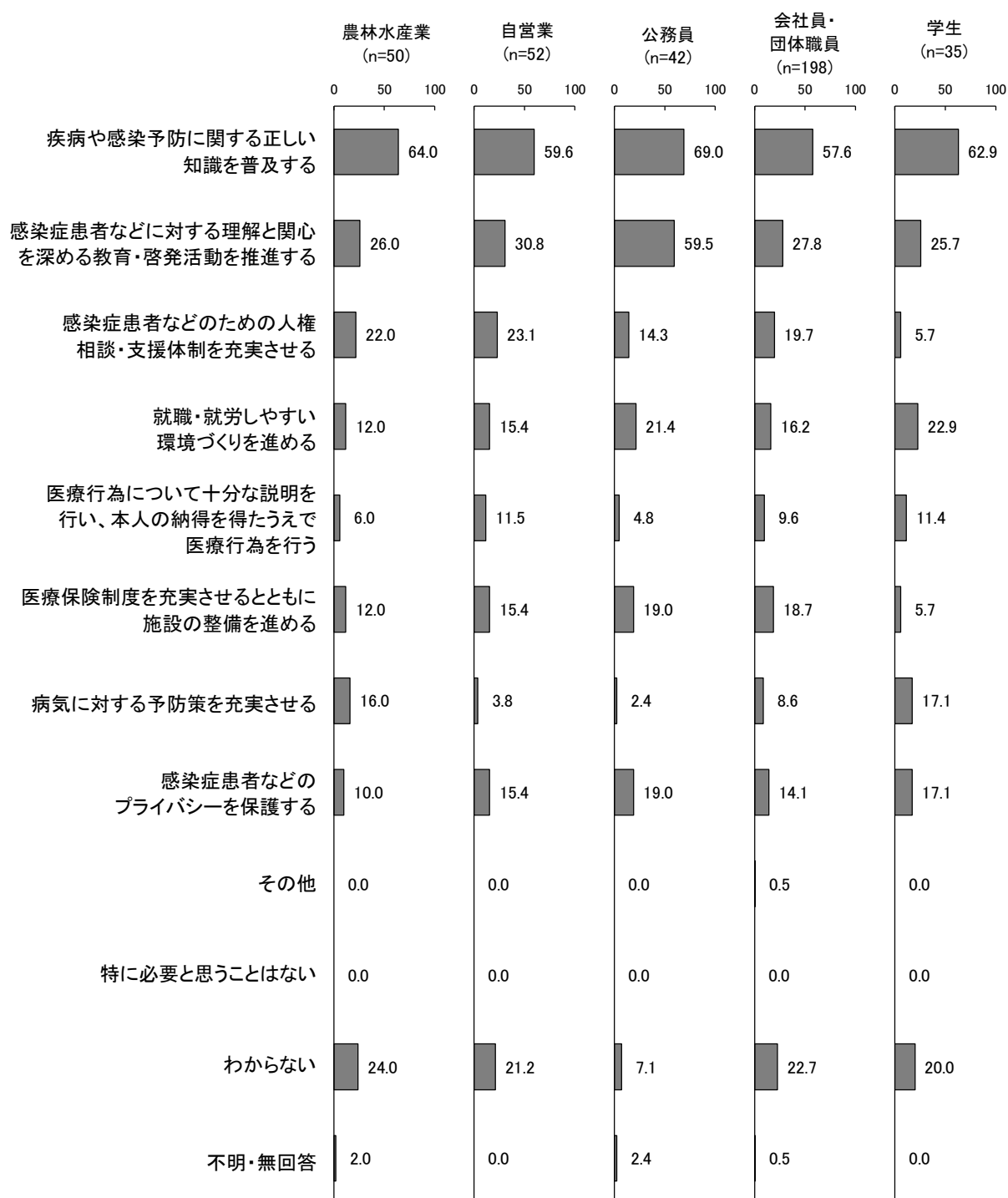
【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」が、最も多くなっています。

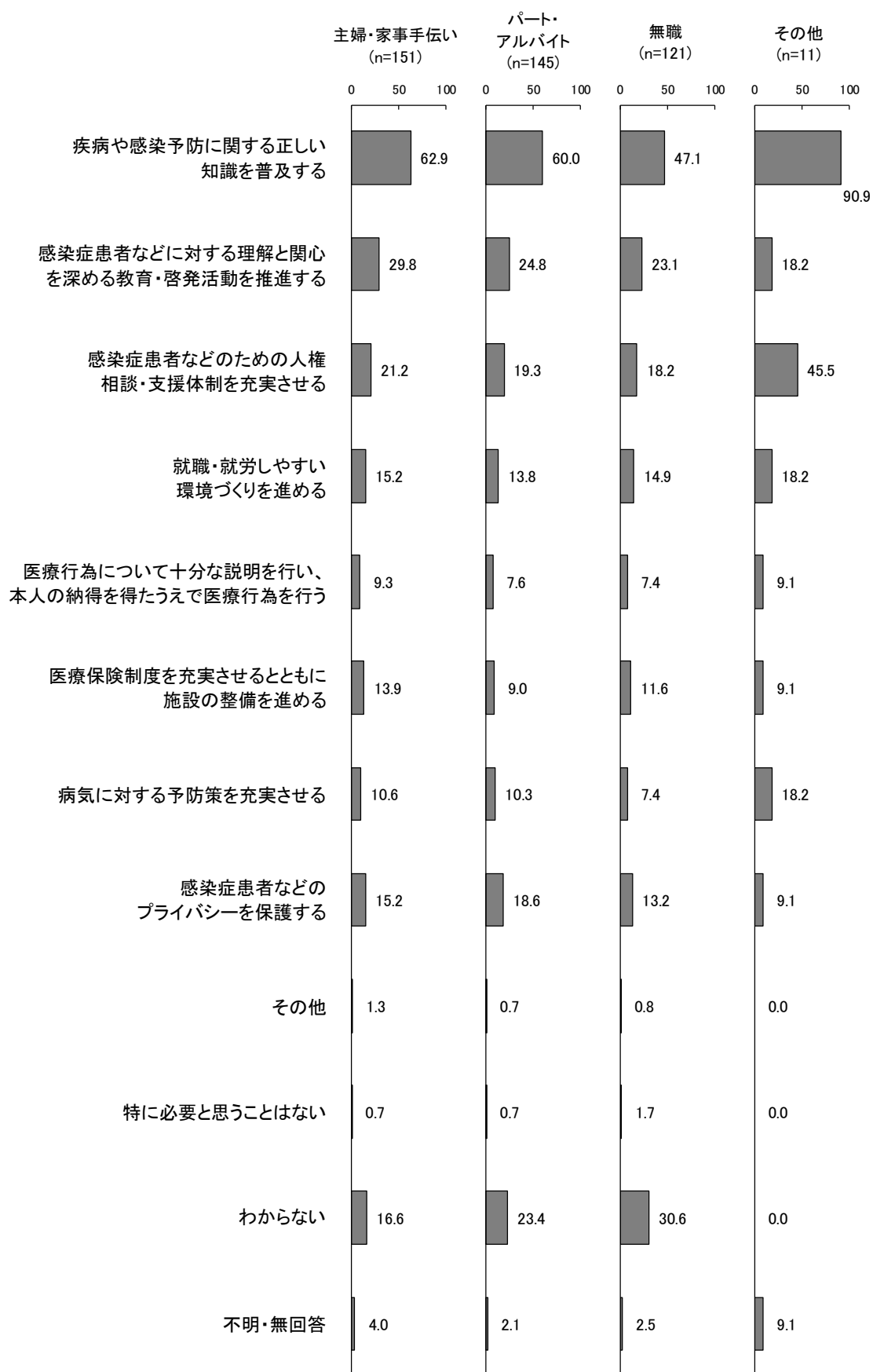


【職業別】

- 職業別でみると、すべての職業において「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」が、最も多くなっています。
- 「疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する」ではその他、「感染症患者などに対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する」では公務員、「医療保険制度を充実させるとともに施設の整備を進める」では会社員・団体職員、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「就職・就労しやすい環境づくりを進める」は 5.1 ポイント、「わからない」は 7.3 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「医療行為について十分な説明を行い、本人の納得を得たうえで医療行為を行う」は 4.3 ポイント、「病気に対する予防策を充実させる」は 7.5 ポイントそれぞれ減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する	60.4	58.1
感染症患者などに対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する	27.3	28.2
感染症患者などのための人権相談・支援体制を充実させる	21.0	18.8
就職・就労しやすい環境づくりを進める	9.9	15.0
感染症患者などのプライバシーを保護する	17.8	14.6
医療保険制度を充実させるとともに施設の整備を進める	15.9	13.4
病気に対する予防策を充実させる	16.9	9.4
医療行為について十分な説明を行い、本人の納得を得たうえで医療行為を行う	13.0	8.7
特に必要と思うことはない	1.0	0.5
その他	0.1	0.6
わからない	14.6	21.9
不明・無回答	4.9	3.7

（単位：％）

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

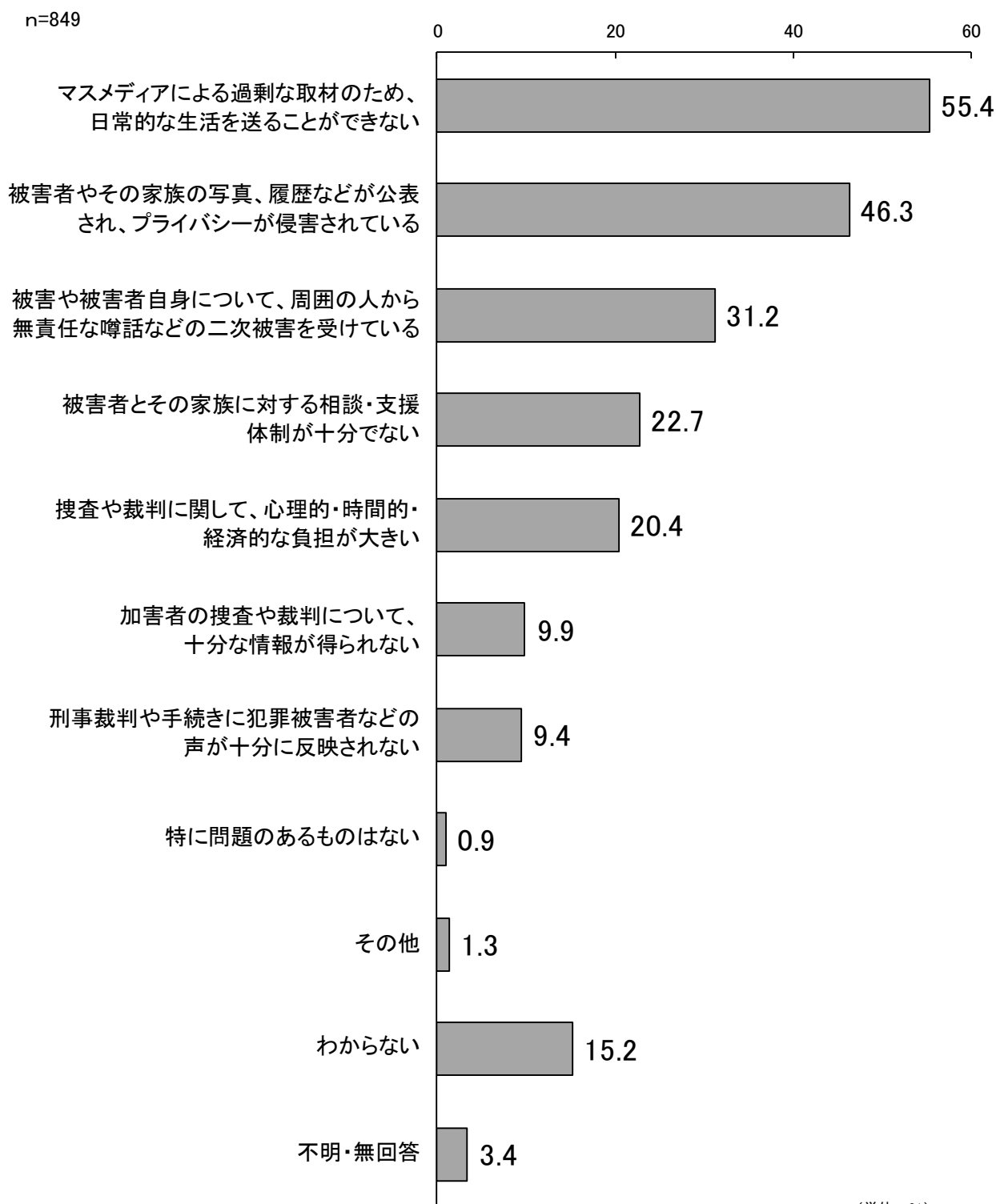
区 分	H20 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	30.1
教育・啓発活動を推進する	19.4
安心して働ける環境づくりをすすめる	25.7
医療行為について十分な説明を行い、本人の承諾を得た上で医療行為を行う	23.2
医療保険制度を充実させる	25.7
保健・医療に対する各種相談・情報提供を行う	17.8
病院の施設や設備の整備をする	10.0
医師や看護師など医療従事者に対する人権研修をすすめる	11.6
患者同士または患者の家族同士の交流の機会を増やす	9.3
病気に対する予防策を充実する	23.1
プライバシーを保護する	18.5
その他	1.7
特にない	5.4
不明・無回答	6.1

（単位：％）

9. 犯罪被害者とその家族の人権について

問 22. 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(○は3つまで)

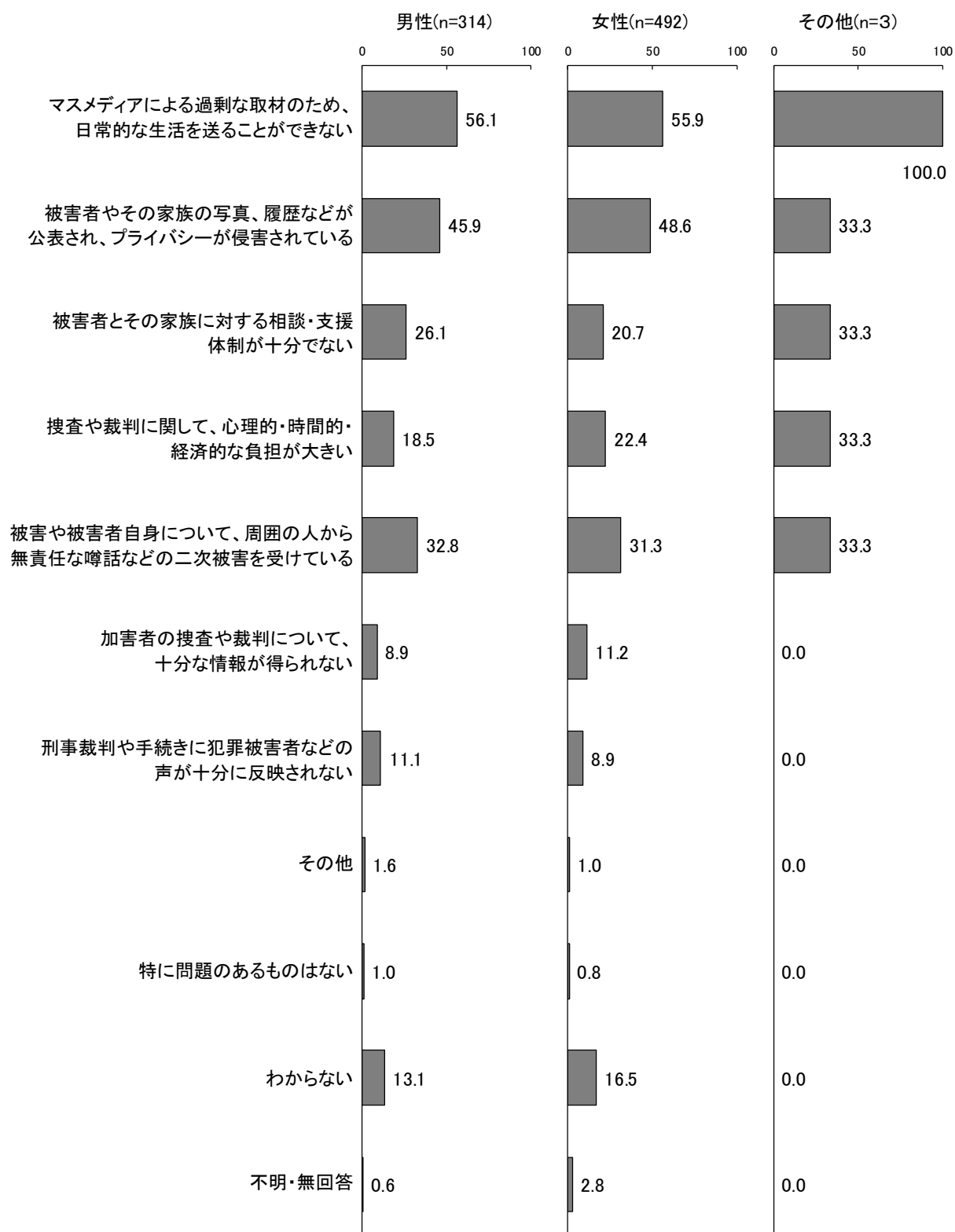
「マスメディアによる過剰な取材のため、日常的な生活を送ることができない」が55.4%で最も多く、「被害者やその家族の写真、履歴などが公表され、プライバシーが侵害されている」46.3%、「被害や被害者自身について、周囲の人から無責任な噂話などの二次被害を受けている」31.2%がみつづいています。



(単位: %)

【性別】

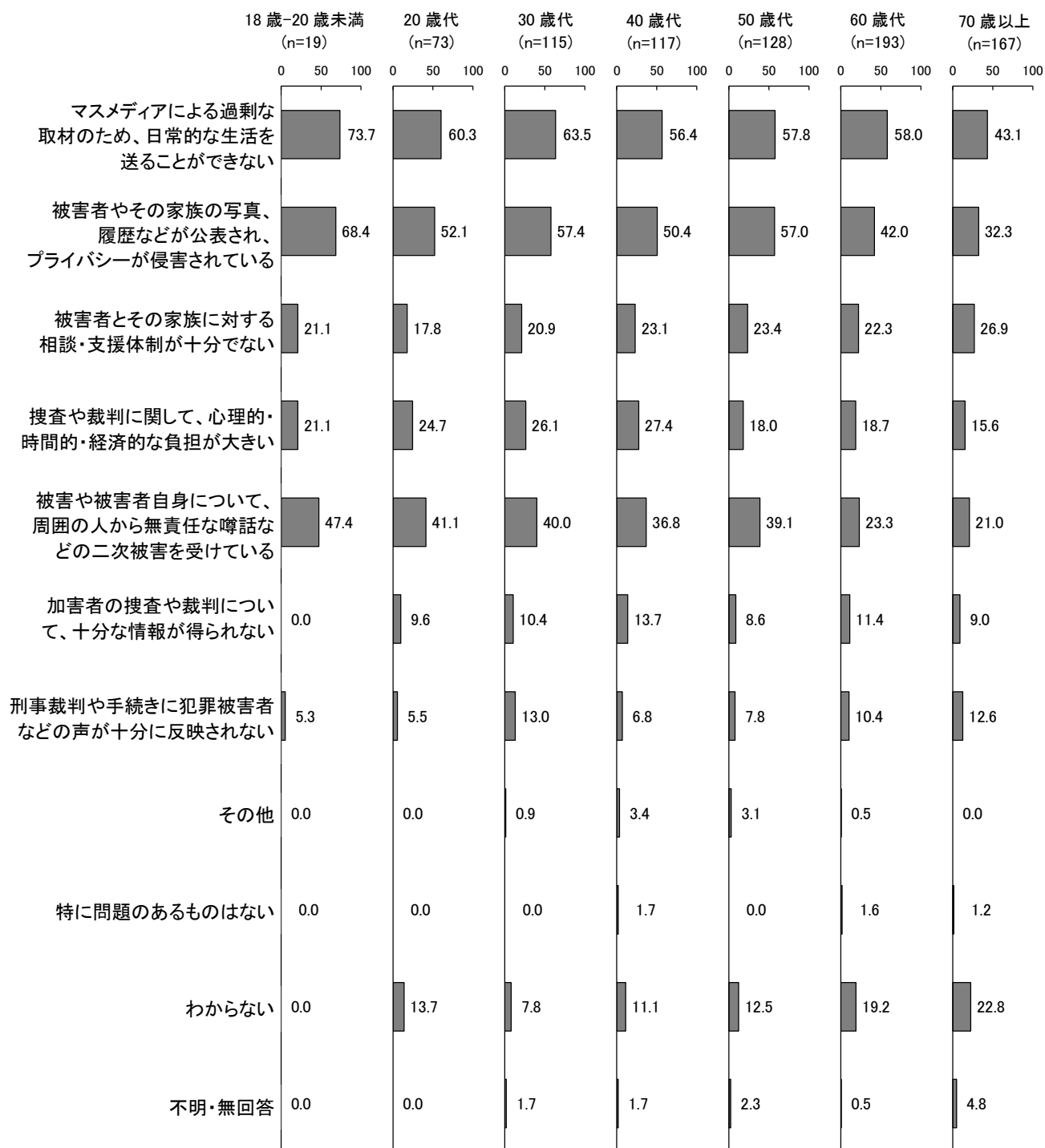
■ 性別でみると、男性、女性ともに「マスメディアによる過剰な取材のため、日常的な生活を送ることができない」が、最も多くなっています。



(単位: %)

【年代別】

- 年代別でみると、すべての年代において「マスメディアによる過剰な取材のため、日常生活を送ることができない」が最も多くなっています。
- 「被害者やその家族の写真、履歴などが公表され、プライバシーが侵害されている」と「被害や被害者自身について、周囲の人から無責任な噂話などの二次被害を受けている」では30歳代と50歳代、「わからない」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

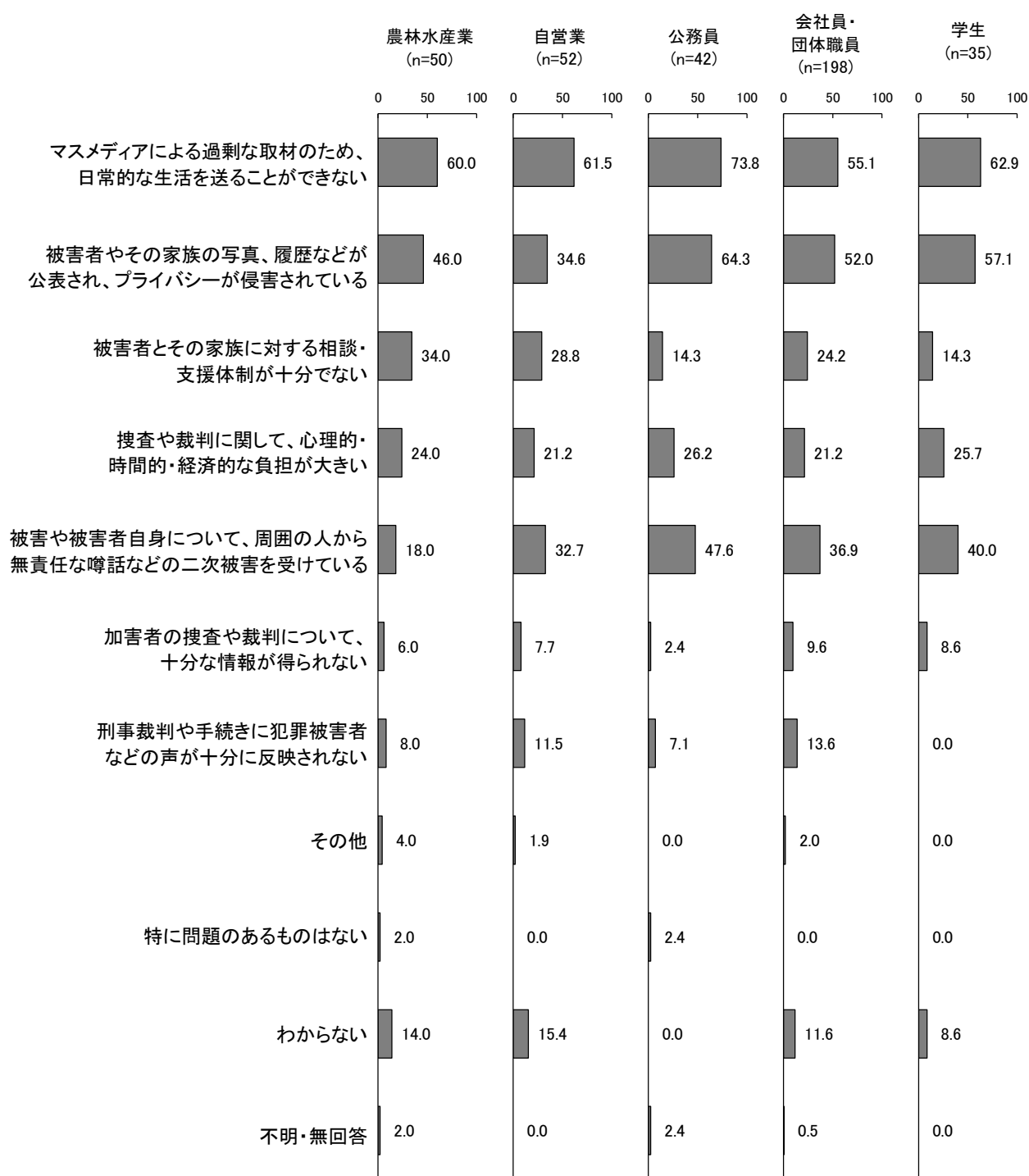


(単位: %)

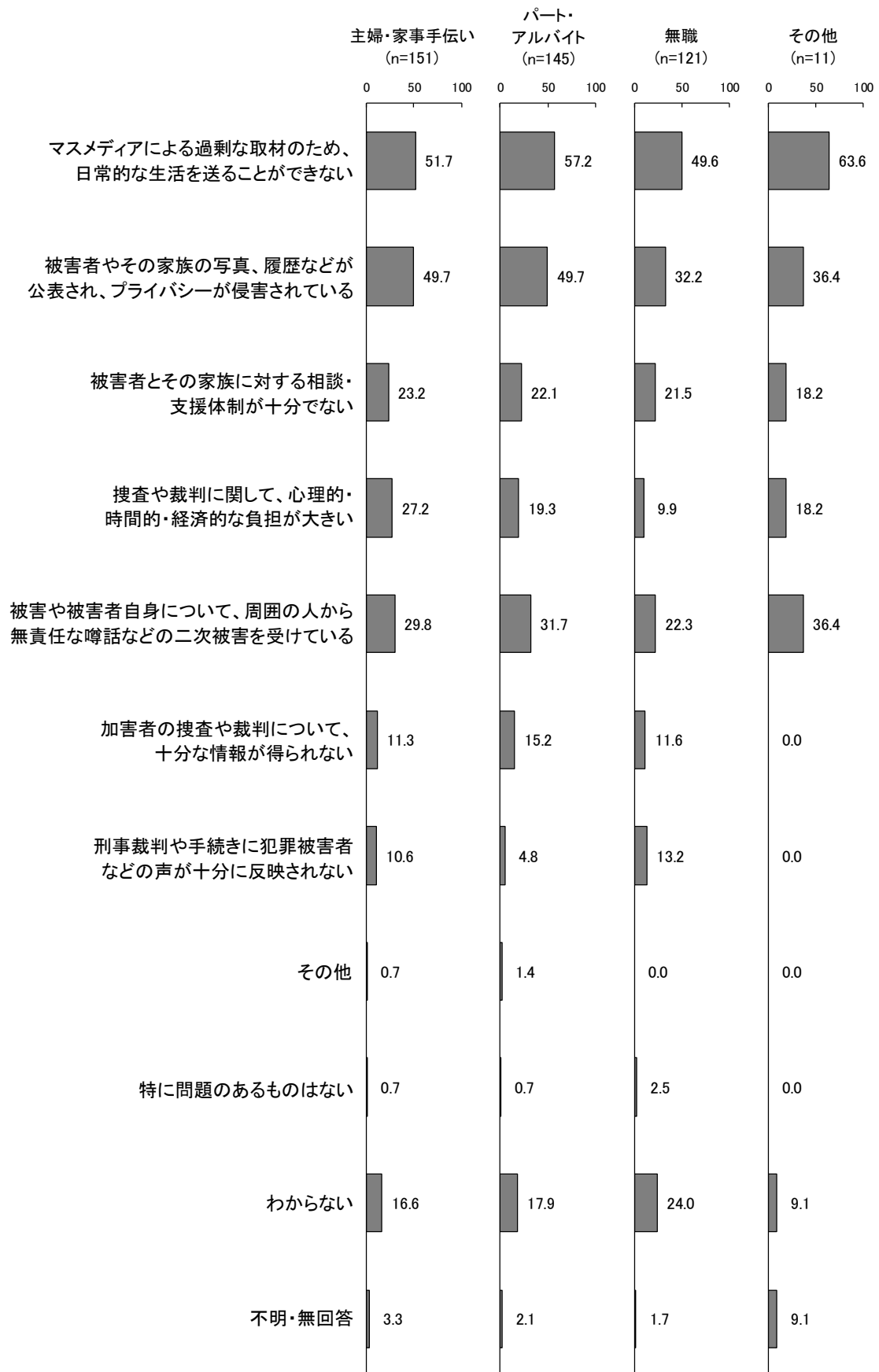
【職業別】

■ 職業別でみると、すべての職業において「マスメディアによる過剰な取材のため、日常生活を送ることができない」が最も多くなっています。

■ 「マスメディアによる過剰な取材のため、日常生活を送ることができない」、「被害者やその家族の写真、履歴などが公表され、プライバシーが侵害されている」、「被害や被害者自身について、周囲の人から無責任な噂話などの二次被害を受けている」では公務員、「捜査や裁判に関して、心理的・時間的・経済的な負担が大きい」では主婦・家事手伝い、「加害者の捜査や裁判について、十分な情報が得られない」ではパート・アルバイト、「刑事裁判や手続きに犯罪被害者などの声が十分に反映されない」では会社員・団体職員、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「被害者とその家族に対する相談・支援体制が十分でない」は 3.7 ポイント、「被害や被害者自身について、周囲の人から無責任な噂話などの二次被害を受けている」は 4.7 ポイントそれぞれ増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
マスメディアによる過剰な取材のため、日常的な生活を送ることができない	52.2	55.4
被害者やその家族の写真、履歴などが公表され、プライバシーが侵害されている	42.6	46.3
被害や被害者自身について、周囲の人から無責任な噂話などの二次被害を受けている	26.5	31.2
被害者とその家族に対する相談・支援体制が十分でない	19.0	22.7
捜査や裁判に関して、心理的・時間的・経済的な負担が大きい	21.5	20.4
加害者の捜査や裁判について、十分な情報が得られない	12.5	9.9
刑事裁判や手続きに犯罪被害者などの声が十分に反映されない	10.4	9.4
特に問題のあるものはない	1.3	0.9
その他	0.3	1.3
わからない	14.8	15.2
不明・無回答	4.8	3.4

（単位：％）

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

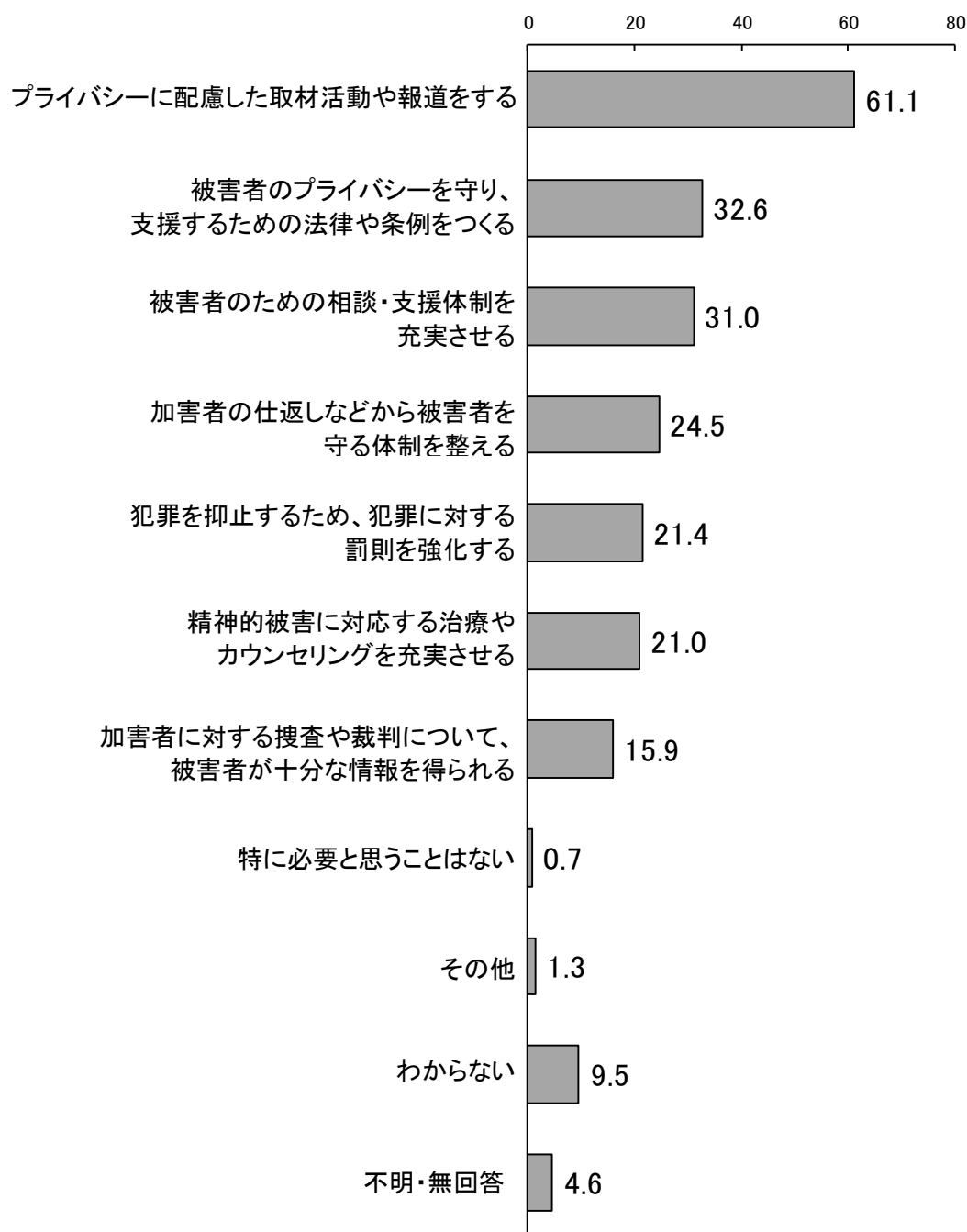
区 分	H20 (n=783)
過剰な取材のため日常的な生活を送ることができない	45.7
被害者やその家族の写真や履歴などが公表され、プライバシーが侵害される	44.6
相談・支援体制が十分でない	15.7
捜査や裁判で受ける精神的・経済的な負担が大きい	26.8
周囲の人から無責任なうわさ話をされる	32.7
犯罪者に対する判決が、被害者やその家族の気持ちを十分に反映していない	24.1
被害者に対する金銭的な支援精度が十分でない	10.7
被害者の苦しみについて、職場や学校で十分な理解が得られない	9.8
犯罪者に対する捜査や裁判について、十分な情報が得られない	15.2
その他	1.1
特にない	6.3
不明・無回答	5.7

（単位：％）

問 23. 犯罪被害者とその家族の人権を守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」が 61.1%で最も多く、「被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる」32.6%、「被害者のための相談・支援体制を充実させる」31.0%がつづいています。

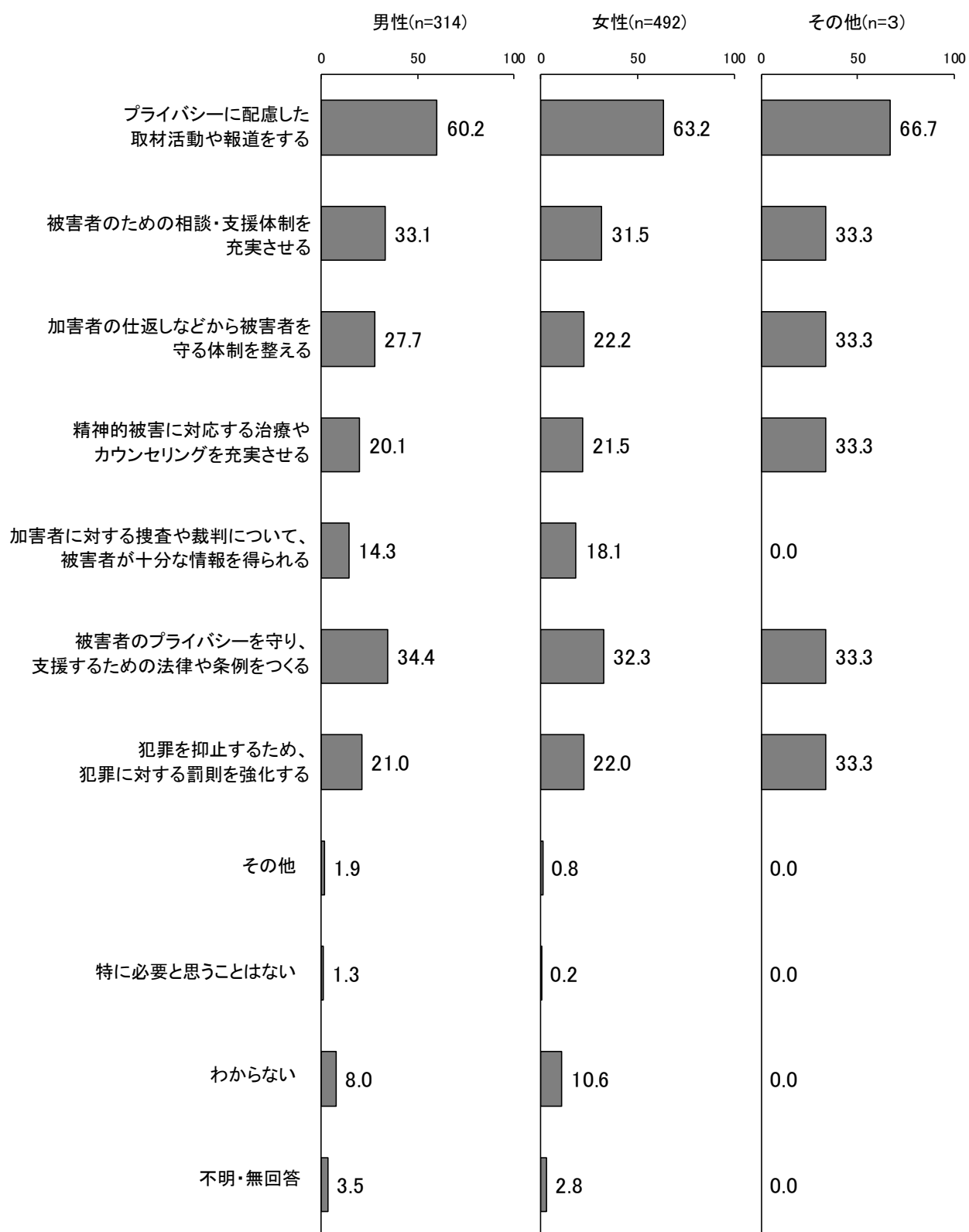
n=849



(単位: %)

【性別】

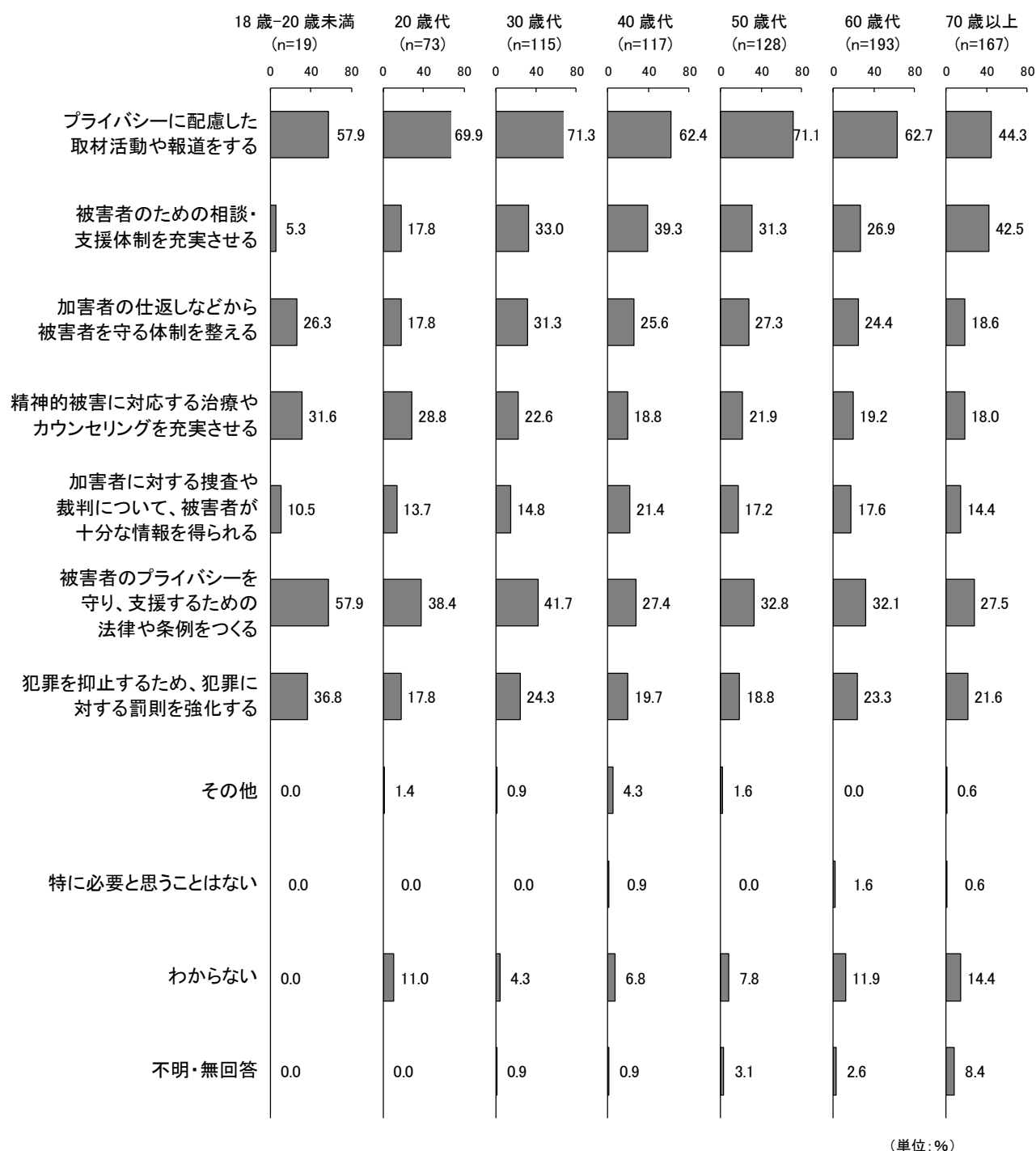
■ 性別でみると、男性、女性ともに「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」が最も多くなっています。



(単位: %)

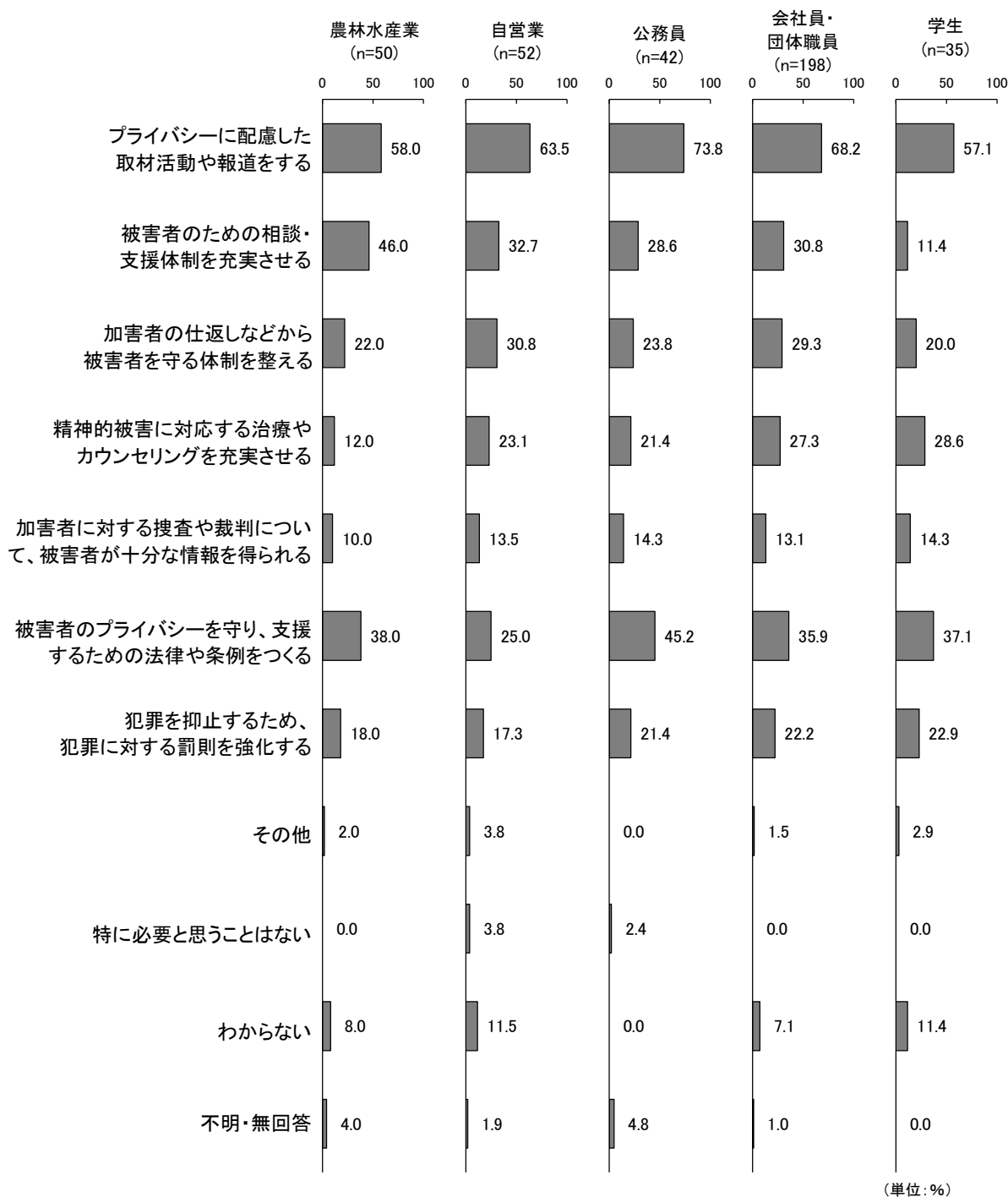
【年代別】

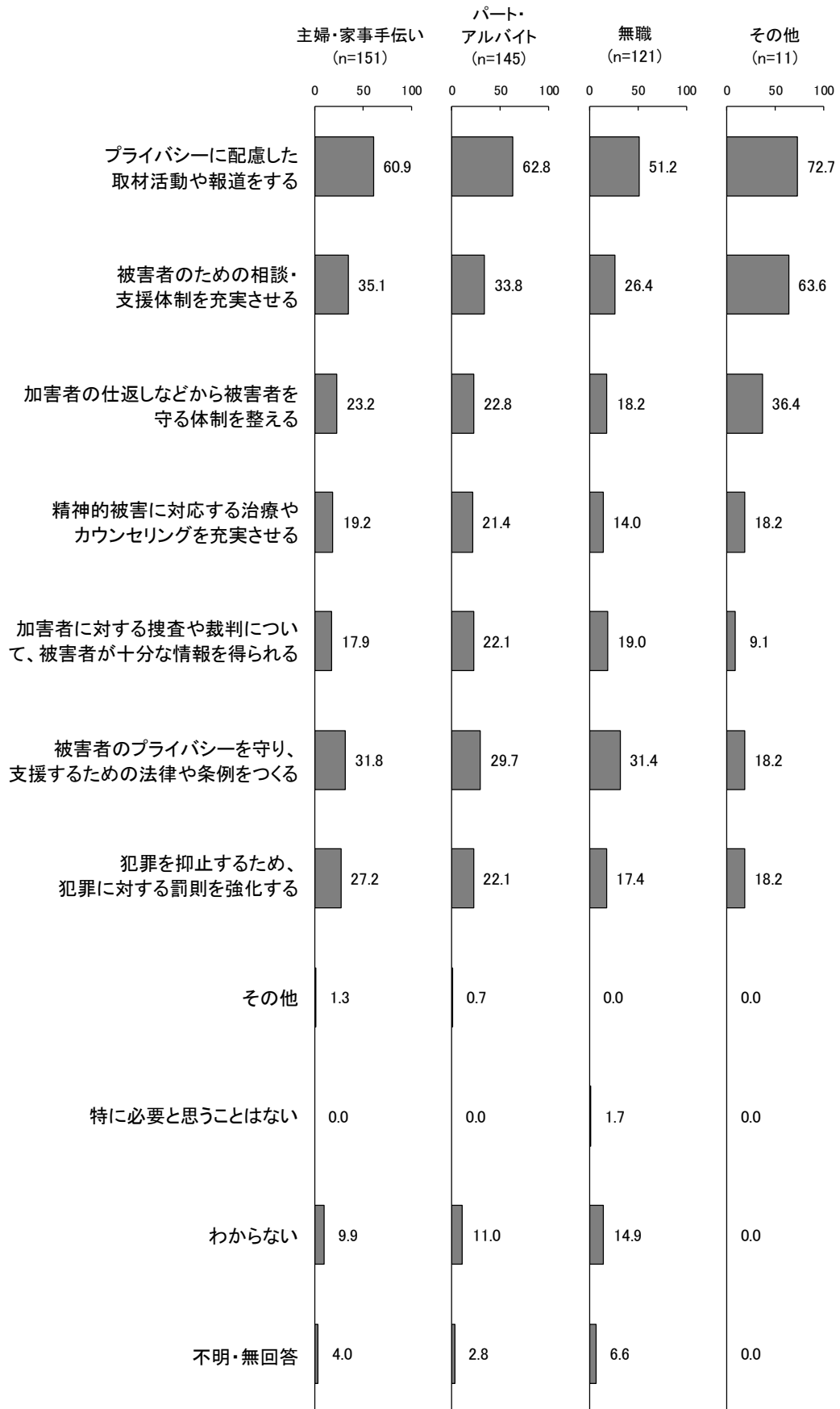
- 年代別でみると、18 歳～20 歳未満では「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」と「被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる」、20 歳代以上では「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」が、最も多くなっています。
- 「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」では 30 歳代と 50 歳代、「被害者のための相談・支援体制を充実させる」と「わからない」では 70 歳以上、「被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる」では 18 歳～20 歳未満が、他の年代と比べて多くなっています。



【職業別】

- 職業別でみると、すべての職業において「プライバシーに配慮した取材活動や報道をする」が最も多くなっています。
- 「被害者のための相談・支援体制を充実させる」では農林水産業、「精神的被害に対応する治療やカウンセリングを充実させる」では会社員・団体職員、「加害者に対する捜査や裁判について、被害者が十分な情報を得られる」ではパート・アルバイト、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。





(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる」は 11.5 ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
プライバシーに配慮した取材活動や報道をする	58.5	61.1
被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる	21.1	32.6
被害者のための相談・支援体制を充実させる	28.7	31.0
加害者の仕返しなどから被害者を守る体制を整える	24.7	24.5
犯罪を抑止するため、犯罪に対する罰則を強化する	22.1	21.4
精神的被害に対応する治療やカウンセリングを充実させる	20.1	21.0
加害者に対する捜査や裁判について、被害者が十分な情報を得られる	18.7	15.9
特に必要と思うことはない	1.2	0.7
その他	0.6	1.3
わからない	11.5	9.5
不明・無回答	4.4	4.6

(単位：%)

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

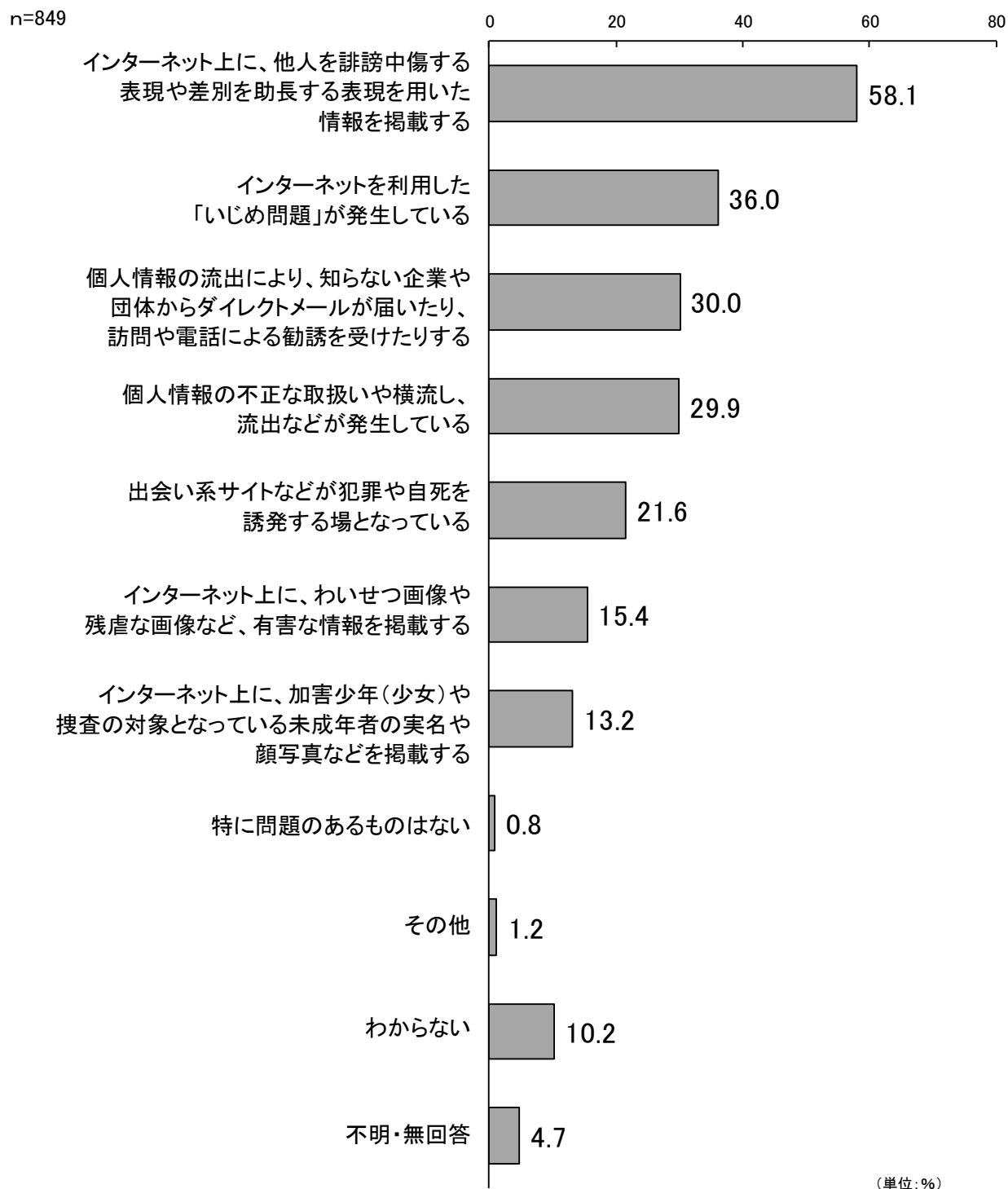
区 分	H20 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	32.3
教育・啓発活動を推進する	8.8
過剰な取材を規制する	61.9
被害者やその家族に対する金銭的な支援制度を充実する	20.1
相談・支援を行っているNPO（民間非営利団体）などの民間機関を支援育成する	14.8
犯罪者の逆恨みから被害者を守る体制を整える	31.7
犯罪者に対する捜査や裁判について、被害者に十分な情報が得られるようにする	39.8
その他	1.0
特にない	2.0
わからない	6.8
不明・無回答	5.7

(単位：%)

10. 情報化社会における人権について

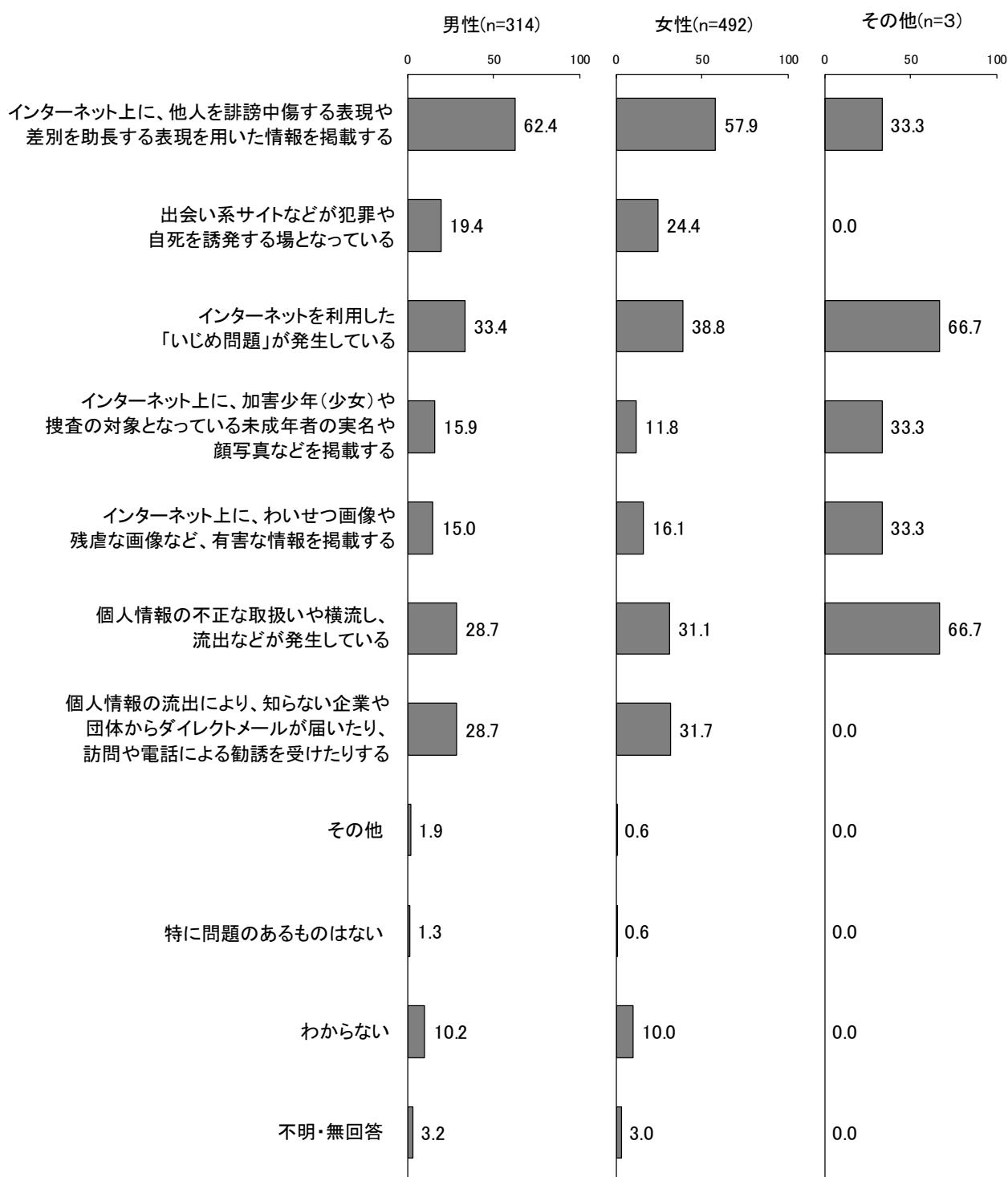
問 24. インターネットを利用した人権侵害やプライバシーにかかる人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)

「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」が58.1%で最も多く、「インターネットを利用した「いじめ問題」が発生している」36.0%、「個人情報の流出により、知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けたりする」30.0%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」が、最も多くなっています。

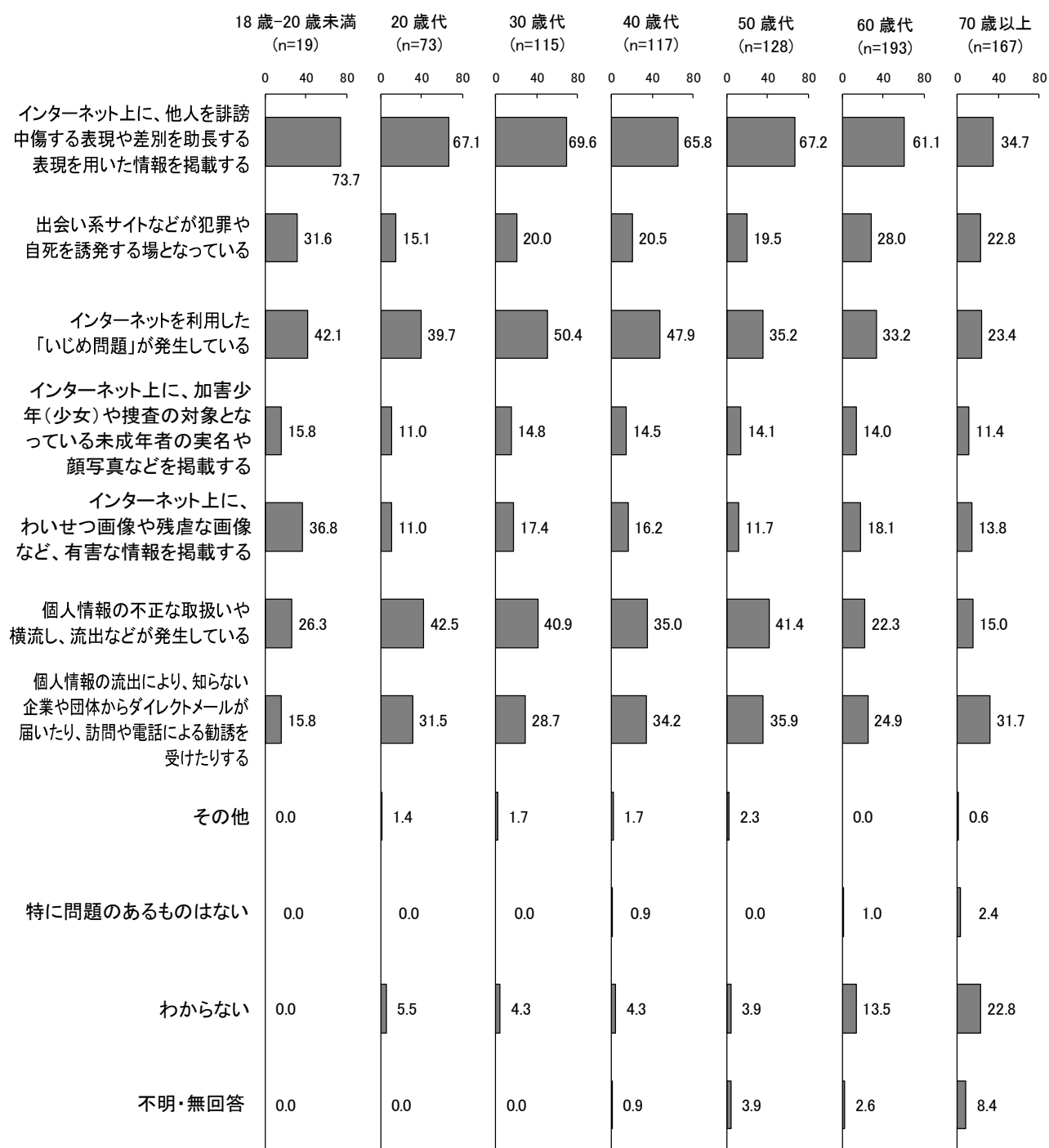


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」が、最も多くなっています。

■ 「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」では30歳代、50歳代、「出会い系サイトなどが犯罪や自死を誘発する場となっている」では60歳代、「インターネットを利用した「いじめ問題」が発生している」では30歳代、40歳代、「個人情報の不正な取扱いや横流し、流出などが発生している」では30歳代、50歳代、「わからない」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

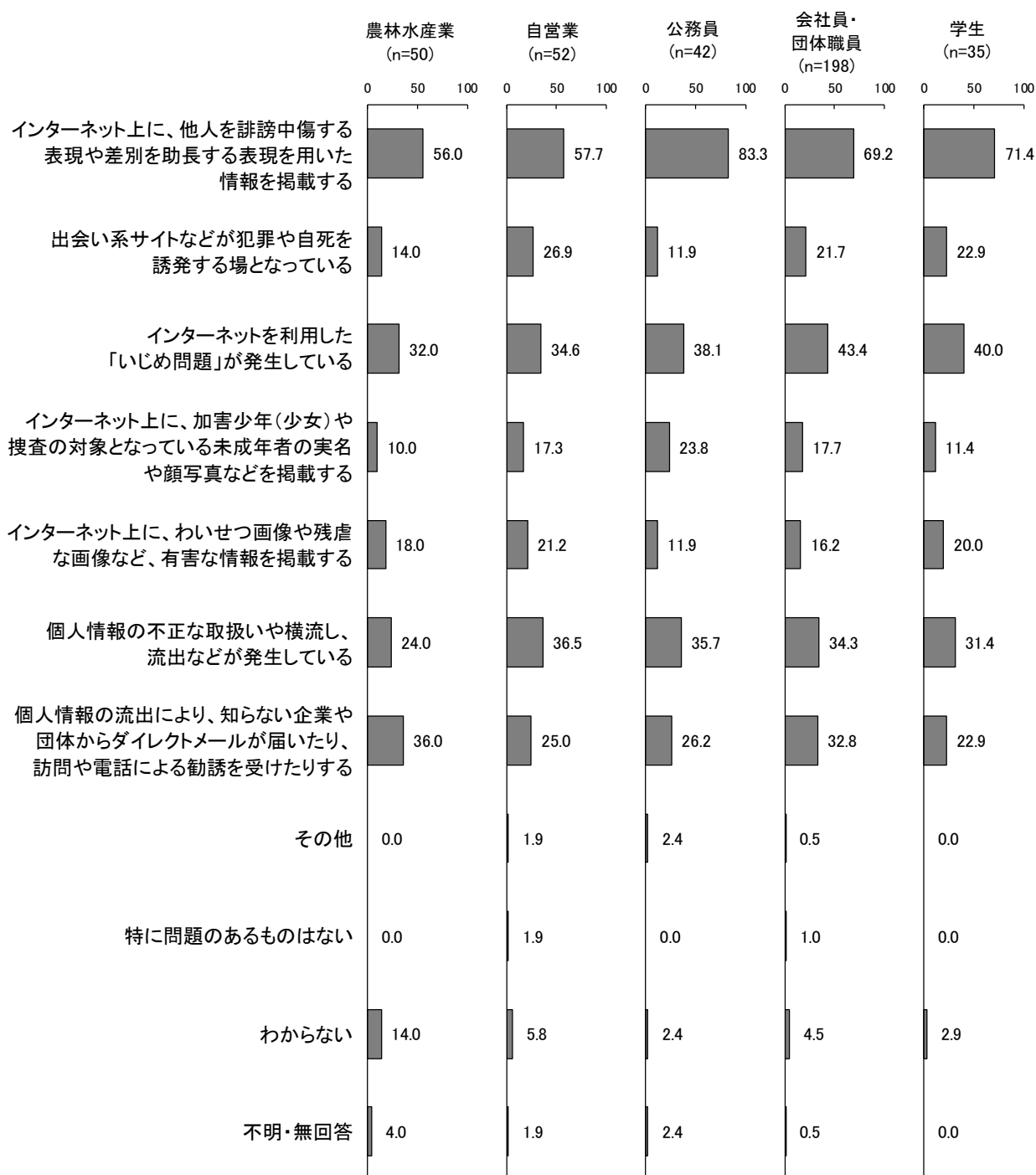


(単位: %)

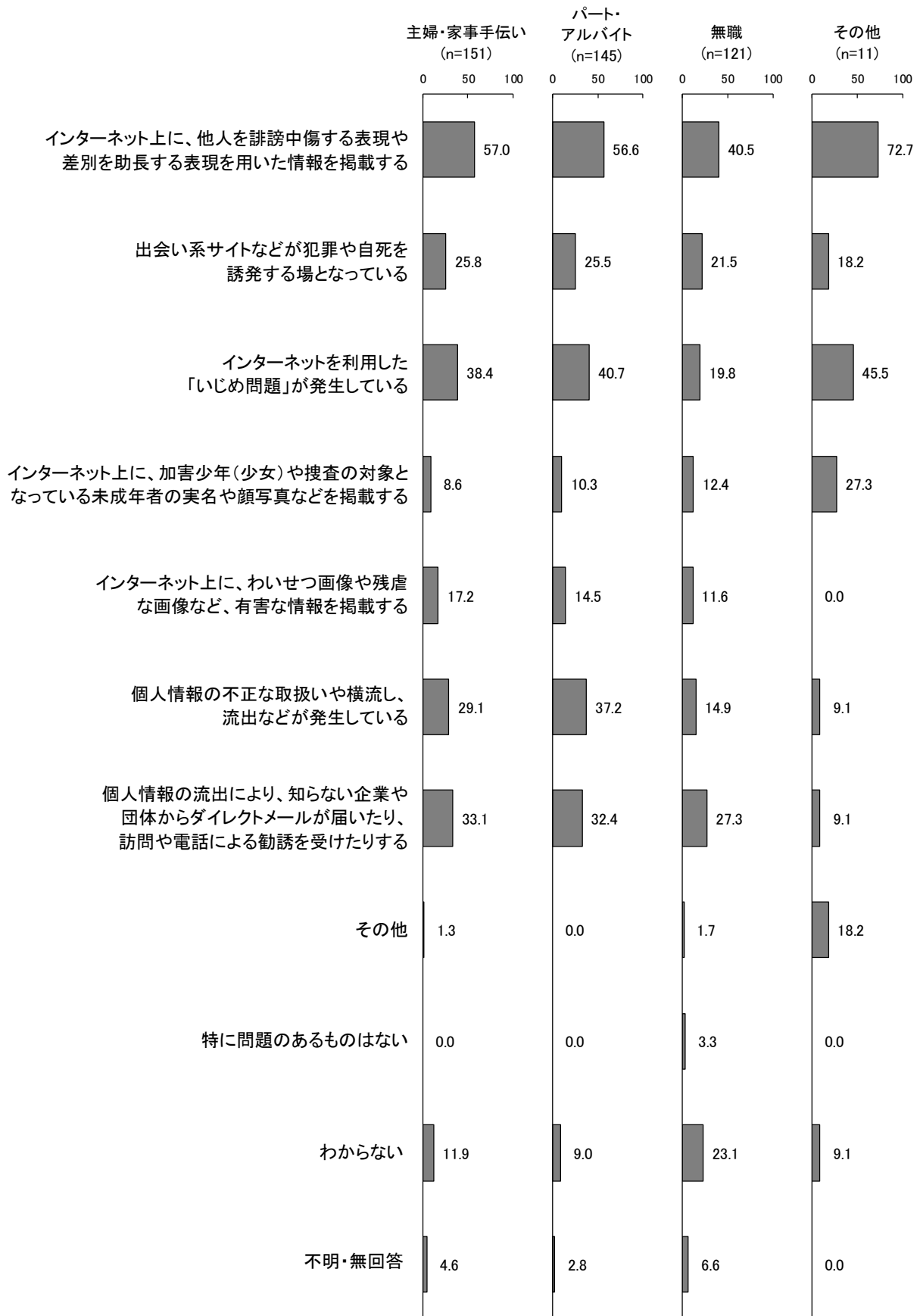
【職業別】

■ 職業別でみると、すべての職業において「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」が最も多くなっています。

■ 「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」では公務員、会社員・団体職員、「インターネット上に、加害少年（少女）や捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真などを掲載する」では会社員・団体職員、「個人情報の不正な取扱いや横流し、流出などが発生している」ではパート・アルバイト、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



（単位：％）



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する」は 6.9 ポイント増加しています。一方で、「出会い系サイトなどが犯罪や自死を誘発する場となっている」は 5.1 ポイント、「インターネット上に、わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」は 4.2 ポイントそれぞれ減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する	51.2	58.1
インターネットを利用した「いじめ問題」が発生している	38.9	36.0
個人情報の流出により、知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けたりする	29.4	30.0
個人情報の不正な取扱いや横流し、流出などが発生している	28.0	29.9
出会い系サイトなどが犯罪や自死を誘発する場となっている	26.7	21.6
インターネット上に、わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する	19.6	15.4
インターネット上に、加害少年（少女）や捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真などを掲載する	11.6	13.2
特に問題のあるものはない	0.9	0.8
その他	0.2	1.2
わからない	9.3	10.2
不明・無回答	6.3	4.7

（単位：％）

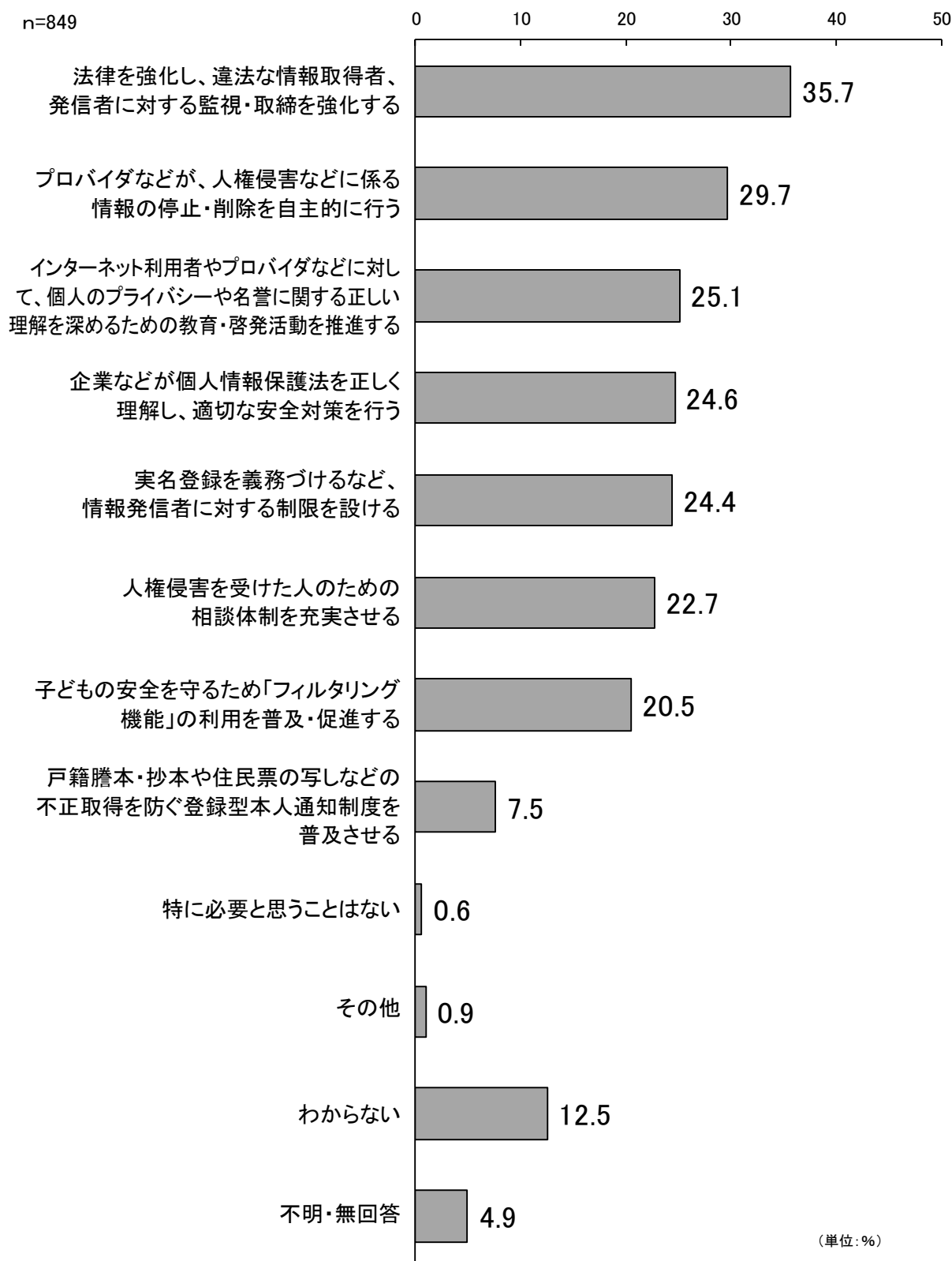
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載する	59.5
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている	41.1
捜査対象の未成年者の名前や顔写真を掲載する	8.3
わいせつ画像や残虐な画像など違法・有害なホームページの存在	29.4
第三者による電子メールの閲覧行為	7.9
悪質商法によるインターネット取引での被害	17.8
個人情報などが流出している	29.5
インターネットを利用した「いじめ問題」が発生している	28.7
その他	2.0
特にない	6.1
不明・無回答	6.9

（単位：％）

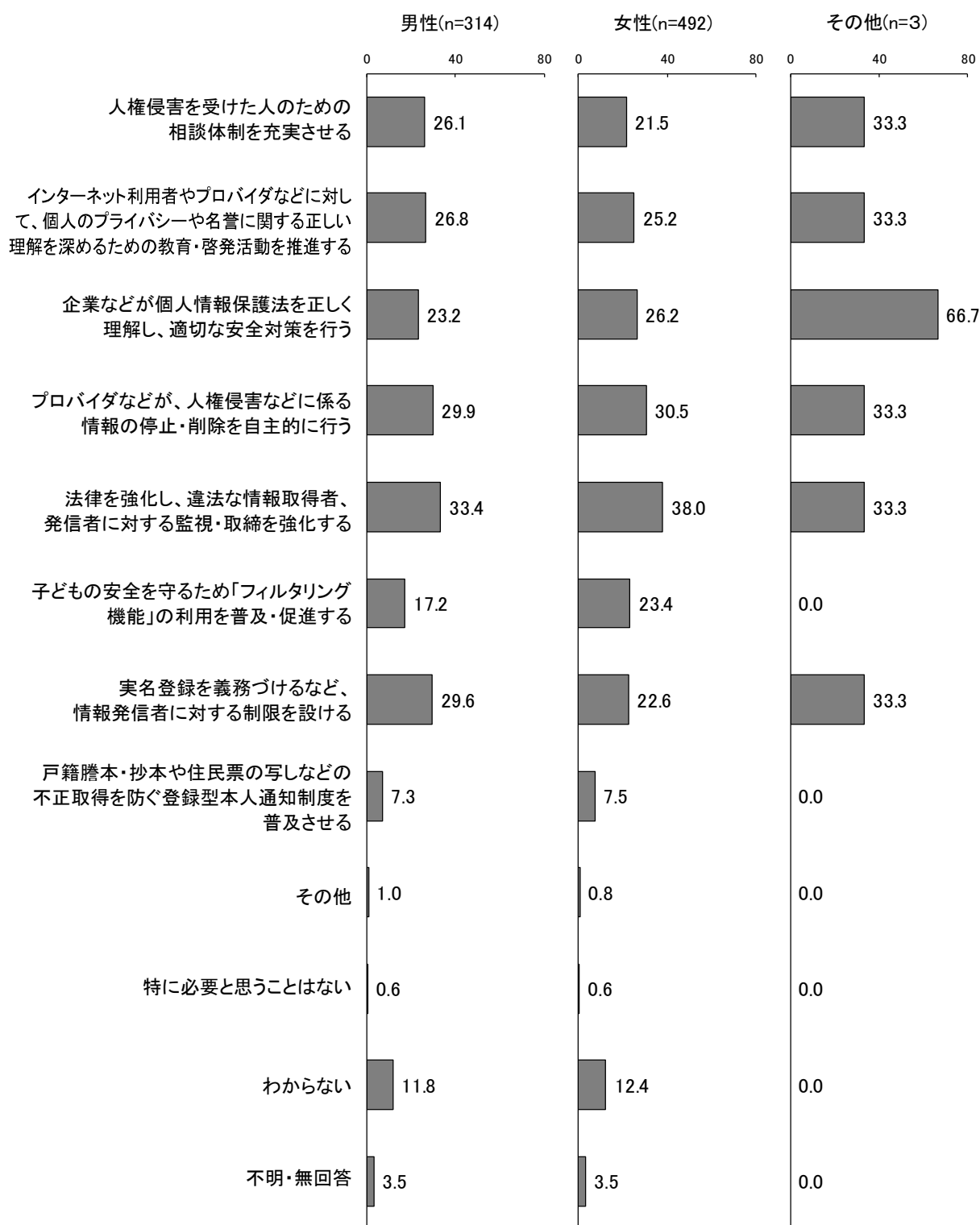
問 25. インターネットを利用した人権侵害やプライバシーにかかる人権侵害を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」が35.7%で最も多く、「プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う」29.7%、「インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」25.1%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」が最も多くなっています。
- 男性では「実名登録を義務づけるなど、情報発信者に対する制限を設ける」が女性と比べて多く、女性では「子どもの安全を守るため「フィルタリング機能」の利用を普及・促進する」が男性と比べて多くなっています。

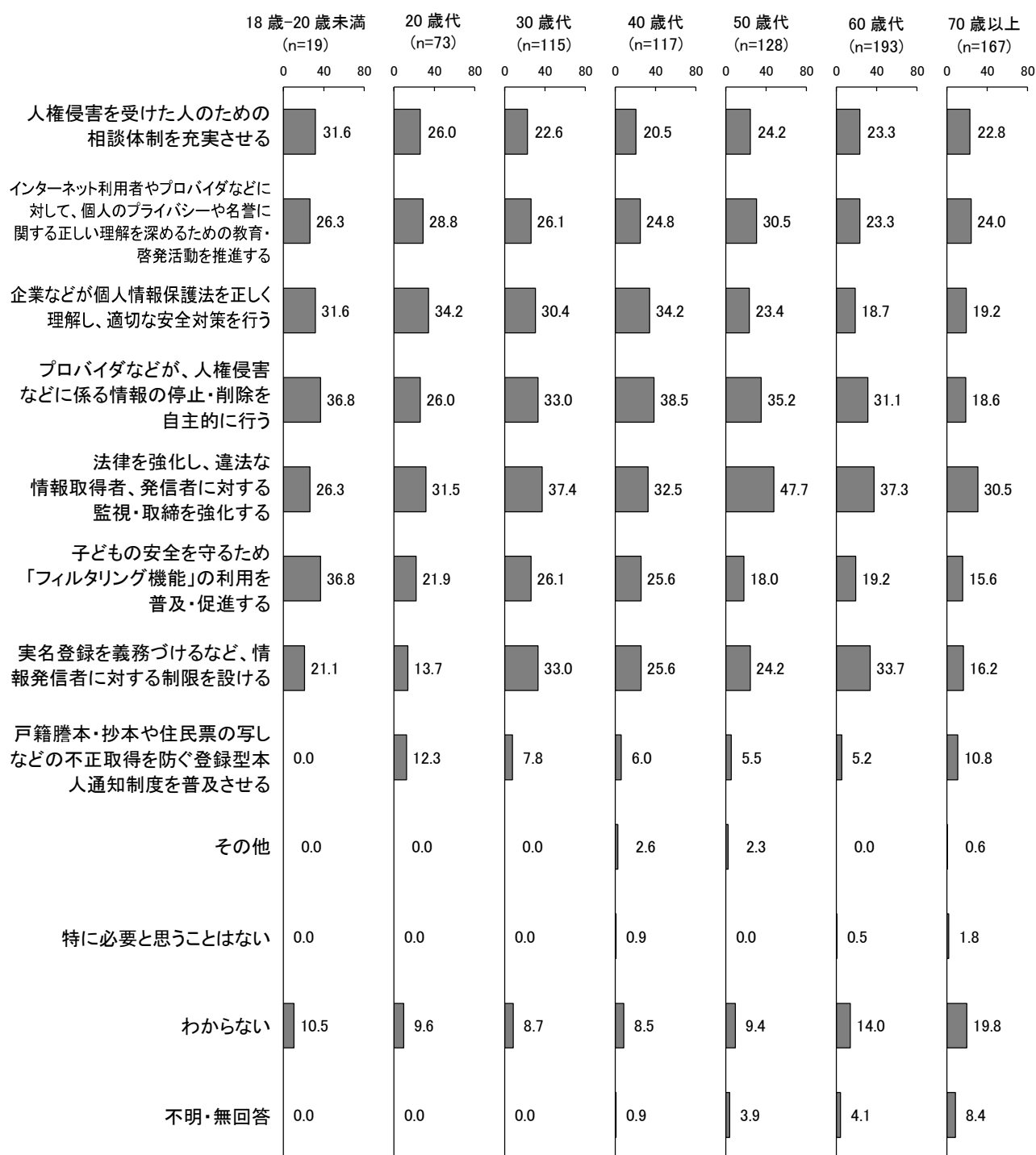


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、18 歳～20 歳未満では「子どもの安全を守るため「フィルタリング機能」の利用を普及・促進する」、20 歳代では「企業などが個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」、30 歳代と 50 歳代から 70 歳以上では「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」、40 歳代では「プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う」が、最も多くなっています。

■ 「企業などが個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」では 40 歳代、「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」では 50 歳代、「実名登録を義務づけるなど、情報発信者に対する制限を設ける」では 60 歳代、「戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得を防ぐ登録型本人通知制度を普及させる」と「わからない」では 70 歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

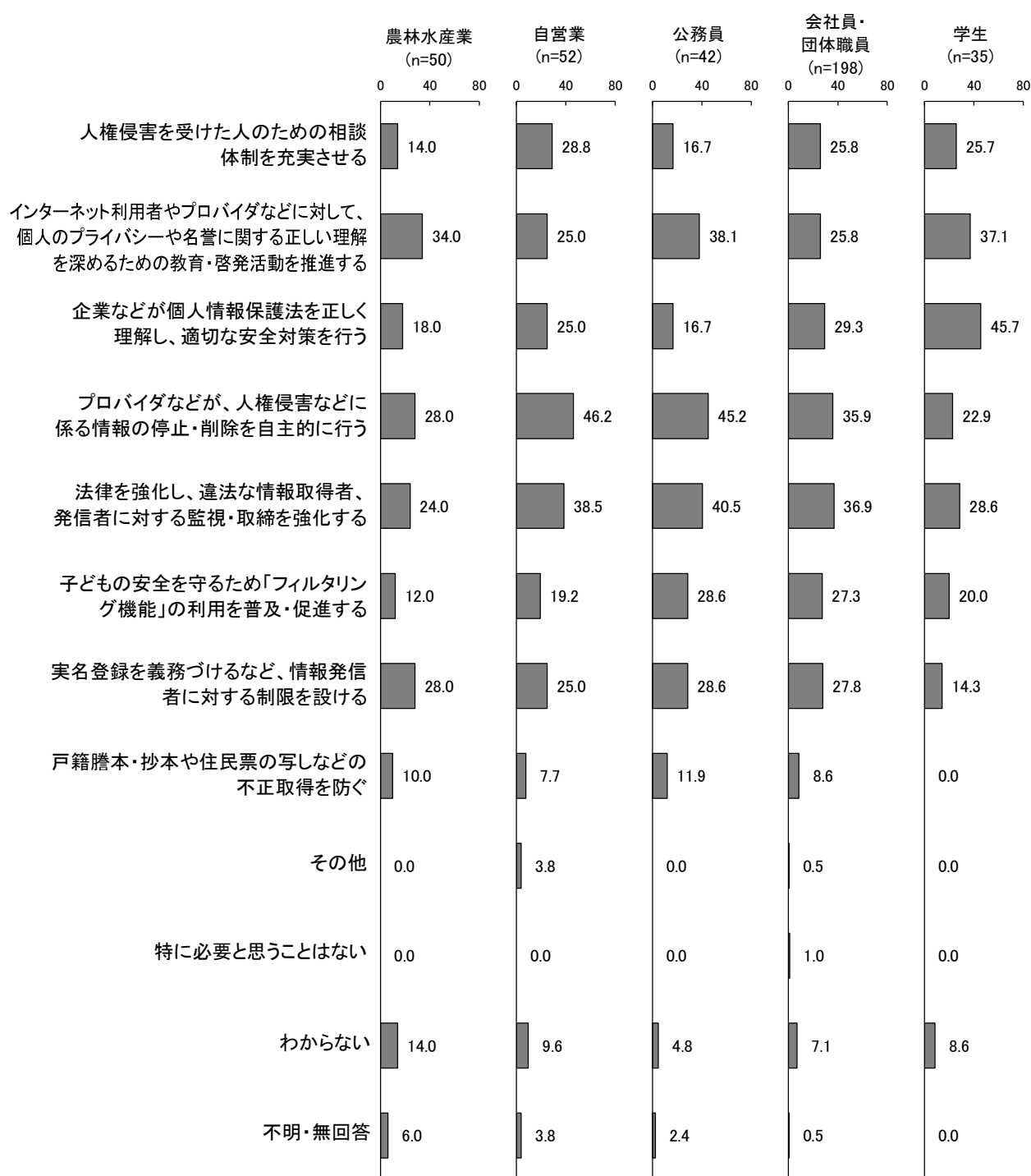


(単位: %)

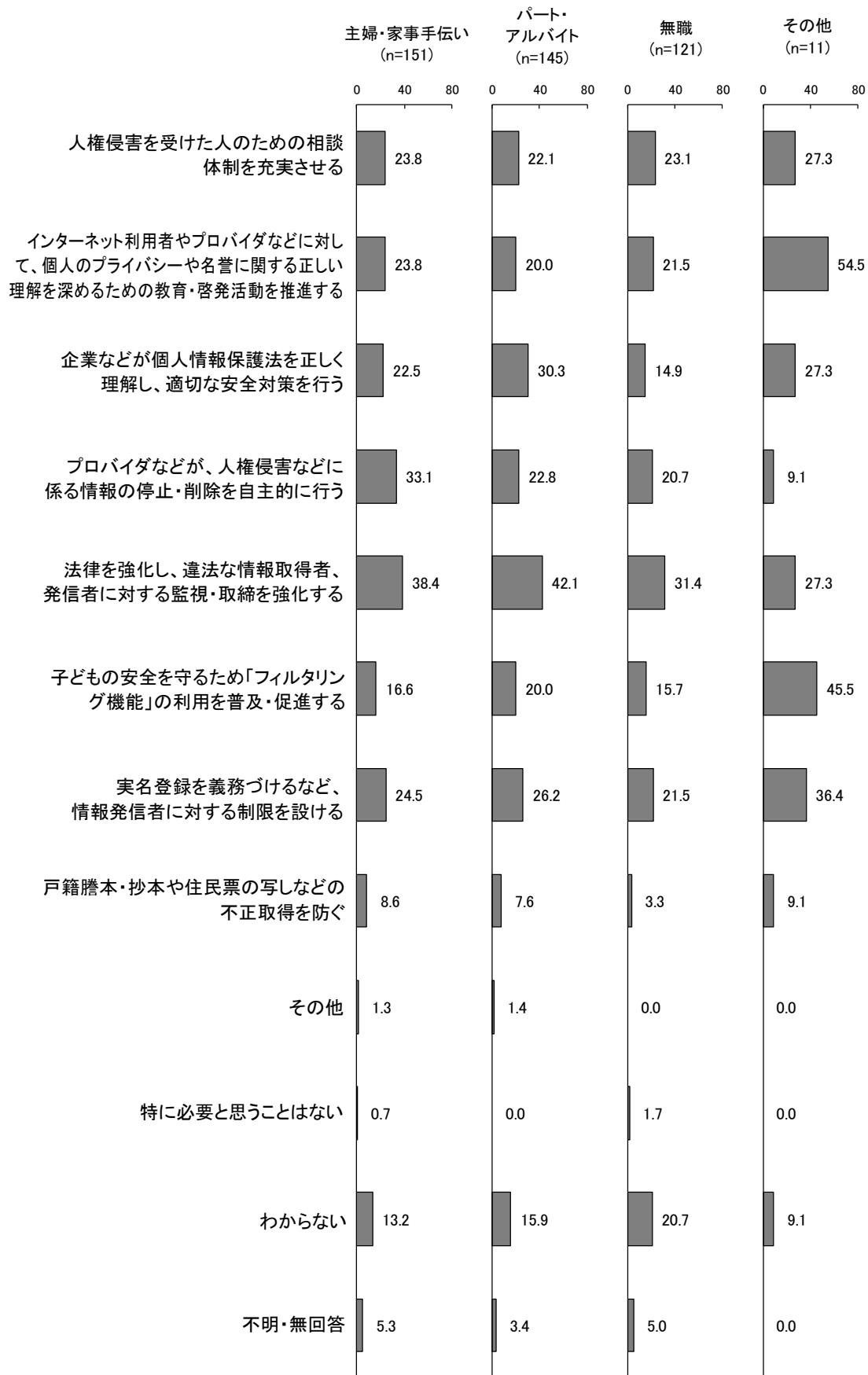
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、その他では「インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」、自営業、公務員では「プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う」、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する」、学生では「企業などが個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」が、最も多くなっています。

■ 「企業などが個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う」では学生、「プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う」では自営業、公務員、「子どもの安全を守るため「フィルタリング機能」の利用を普及・促進する」では会社員・団体職員、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

< H26 年度調査との比較 >

- 前回調査（H26）と比較をすると、「実名登録を義務づけるなど、情報発信者に対する制限を設ける」は7.3ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する	35.9	35.7
プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う	28.8	29.7
インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	24.6	25.1
企業などが個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う	25.6	24.6
実名登録を義務づけるなど、情報発信者に対する制限を設ける	17.1	24.4
人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる	20.2	22.7
子どもの安全を守るため「フィルタリング機能」の利用を普及・促進する	23.1	20.5
戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得を防ぐ登録型本人通知制度を普及させる	8.8	7.5
特に必要と思うことはない	1.2	0.6
その他	0.7	0.9
わからない	13.9	12.5
不明・無回答	5.5	4.9

(単位：%)

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

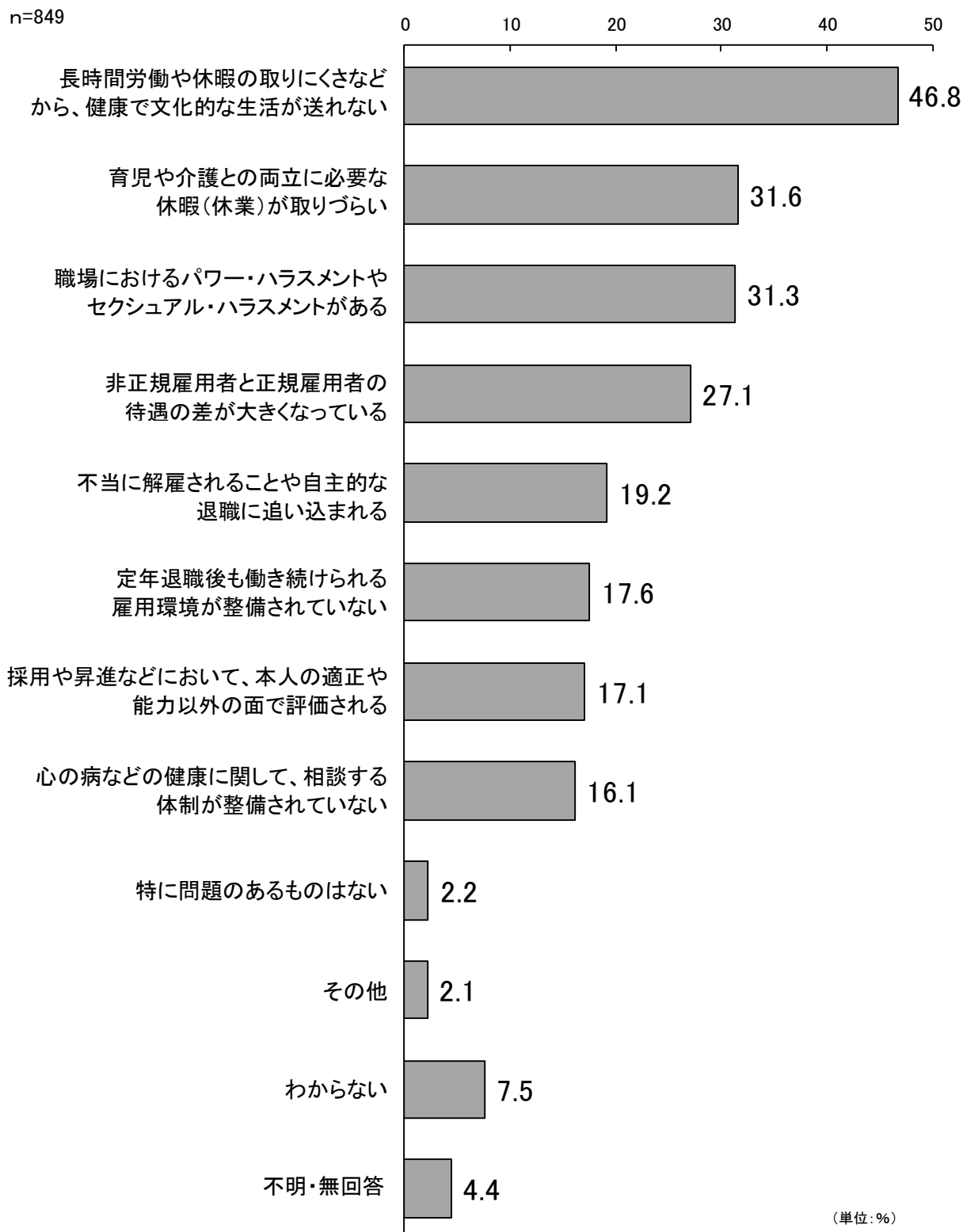
区 分	H20 (n=783)
相談・支援体制を充実させる	13.5
インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進する	39.2
プロバイダに対し情報の停止・削除を求める	40.0
法律を強化し、違法な情報発信者に対する監視や取締りを強化する	54.8
第三者による電子メールの閲覧の禁止	9.7
企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適正な安全対策をとる	13.3
子どもの安全を守るため「フィルタリング機能」の利用を普及・促進する	31.3
表現の自由にかかわる問題であり、慎重に対応する必要がある	7.9
その他	1.0
特にない	1.3
わからない	8.2
不明・無回答	6.9

(単位：%)

11. 働く人の人権について

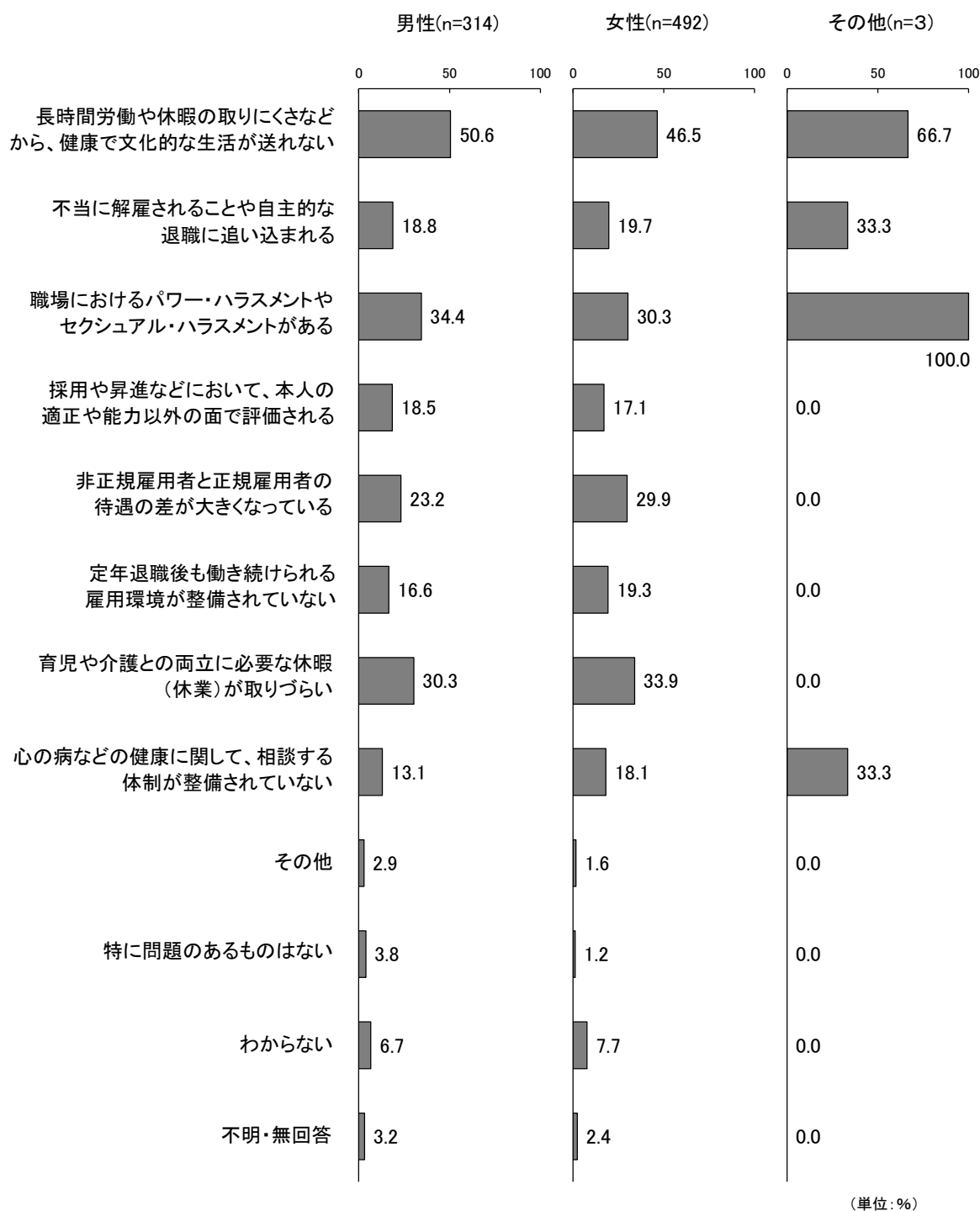
問 26. 働く人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(○は3つまで)

「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」が46.8%で最も多く、「育児や介護との両立に必要な休暇(休業)が取りづらい」31.6%、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある」31.3%がつづいています。



【性別】

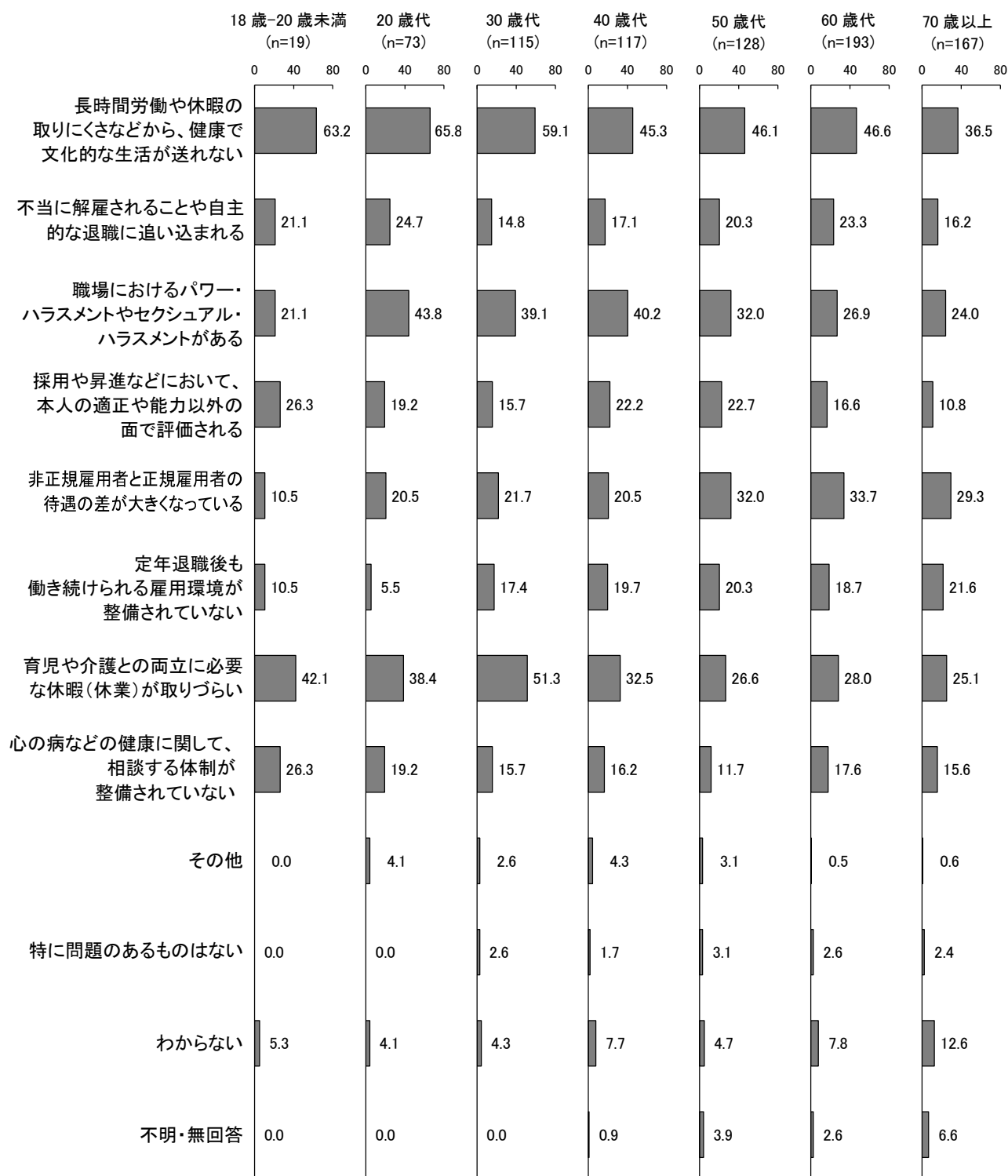
- 性別でみると、男性、女性ともに「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」が、最も多くなっています。
- 男性では「特に問題のあるものはない」が女性と比べて多く、女性では「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」が男性と比べて多くなっています。



【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」が、最も多くなっています。

■ 「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」では 20 歳代と 30 歳代、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある」では 20 歳代、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」では 60 歳代、「育児や介護との両立に必要な休暇（休業）が取りづらい」では 30 歳代、「わからない」では 70 歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

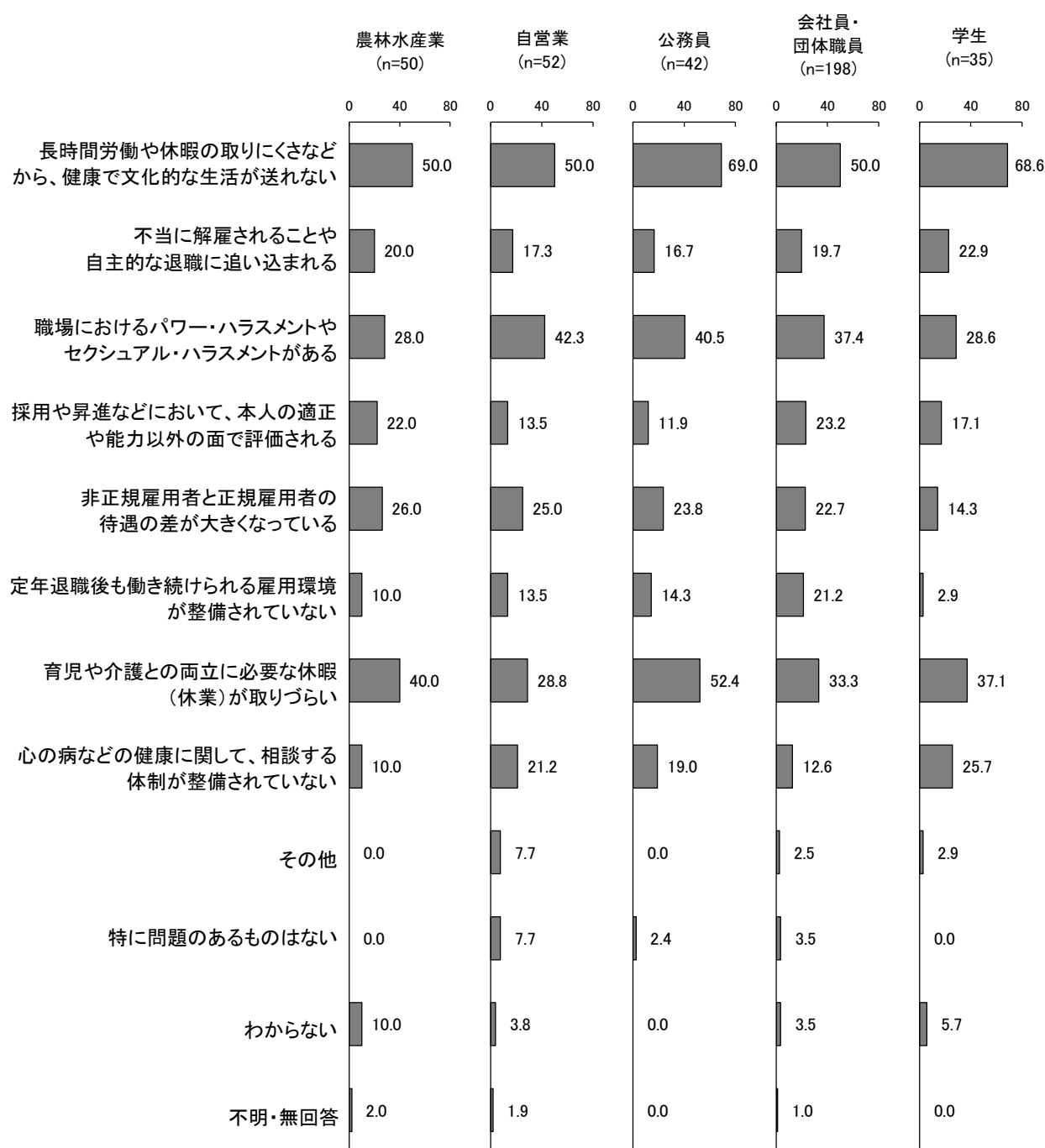


(単位: %)

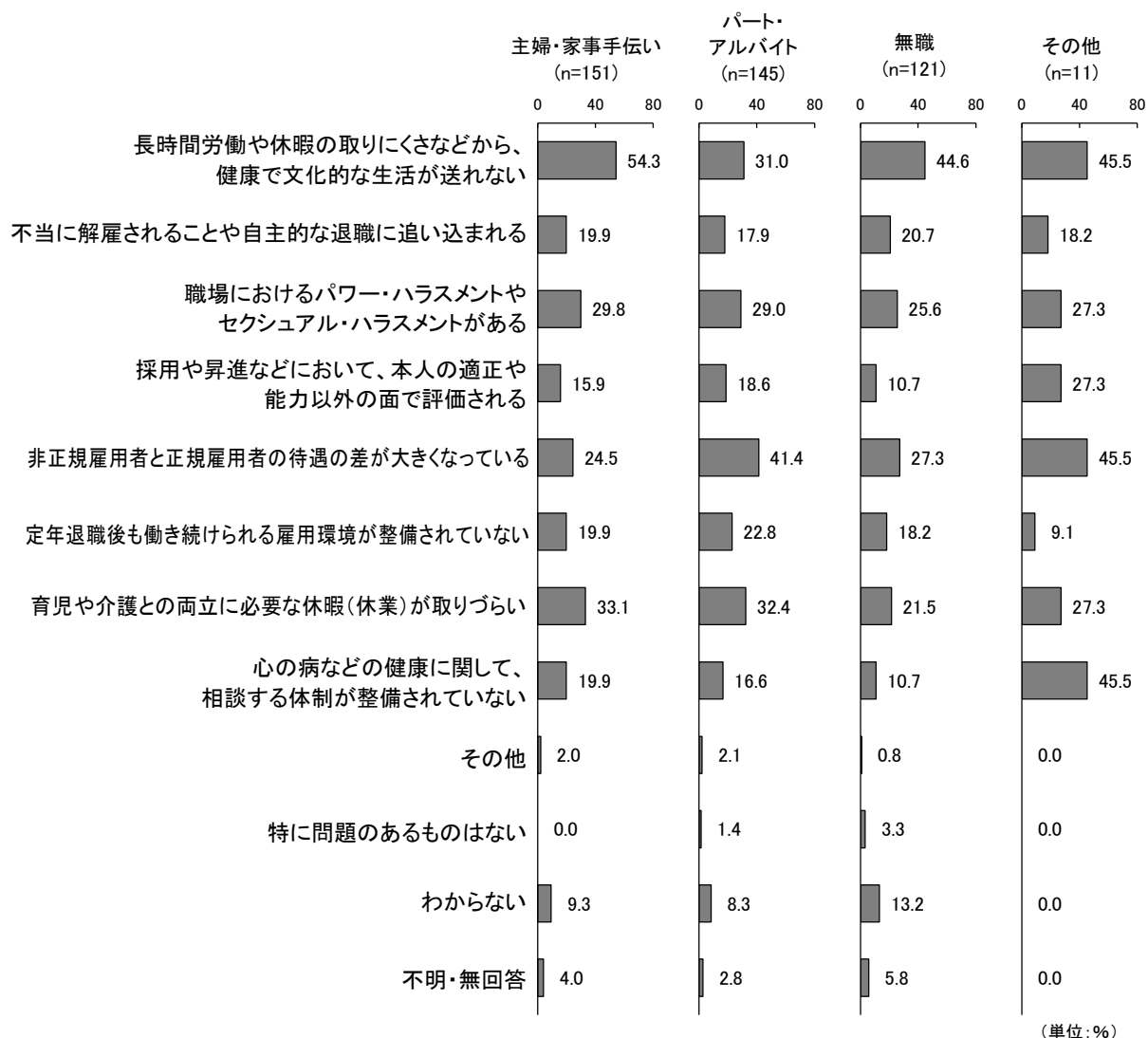
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、無職では「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」、パート・アルバイトでは「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」、その他では「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」、「心の病などの健康に関して、相談する体制が整備されていない」が、最も多くなっています。

■ 「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」では公務員と学生、「採用や昇進などにおいて、本人の適正や能力以外の面で評価される」では会社員・団体職員、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」ではパート・アルバイト、「育児や介護との両立に必要な休暇（休業）が取りづらい」では公務員、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



＜H26 年度調査との比較＞

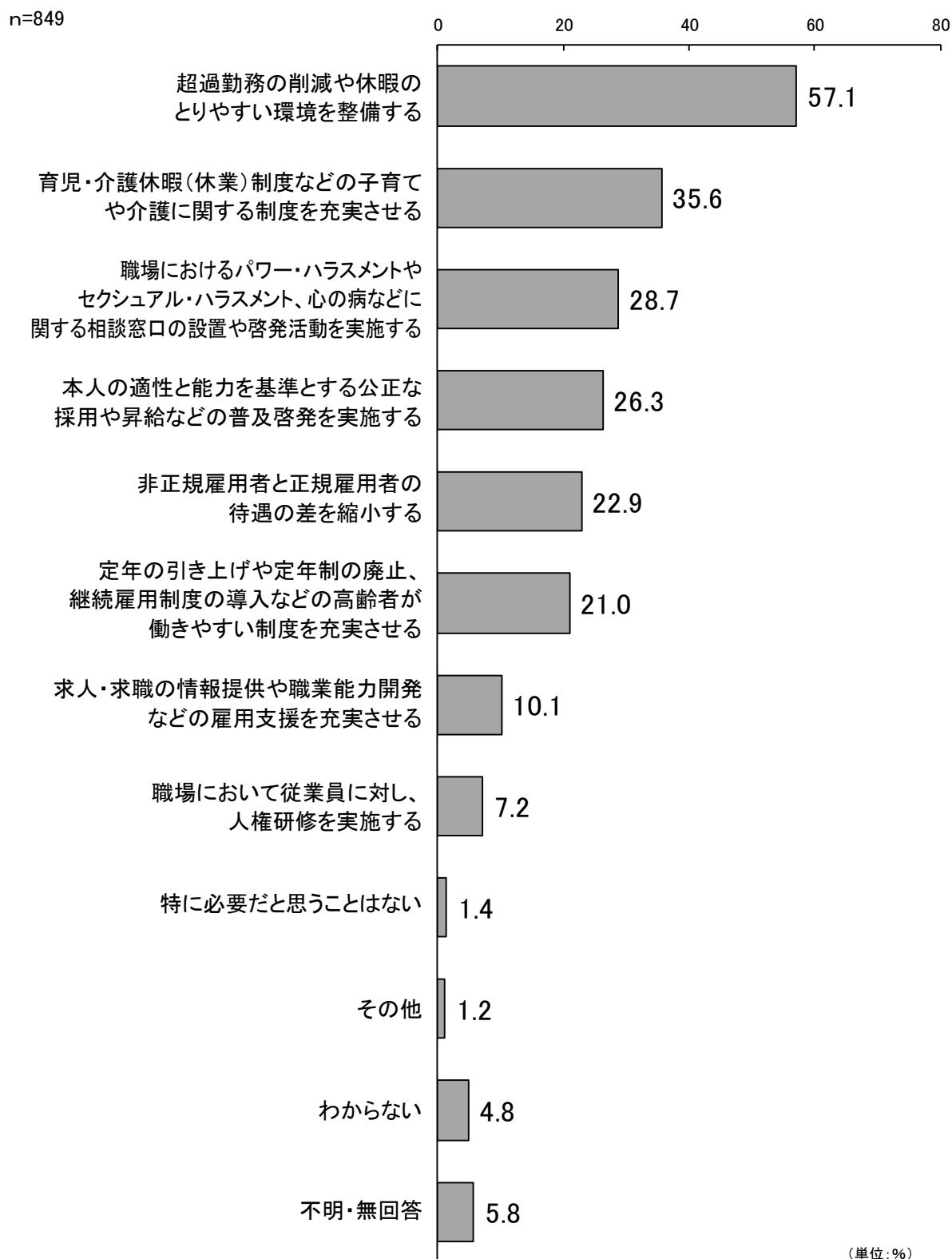
- 前回調査(H26)と比較をすると、「不当に解雇されることや自主的な退職に追い込まれる」は5.2ポイント、「定年退職後も働き続けられる雇用環境が整備されていない」は3.9ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある」は10.4ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない	44.2	46.8
育児や介護との両立に必要な休暇(休業)が取りづらい	28.2	31.6
職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある	20.9	31.3
非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている	27.7	27.1
不当に解雇されることや自主的な退職に追い込まれる	24.4	19.2
定年退職後も働き続けられる雇用環境が整備されていない	21.5	17.6
採用や昇進などにおいて、本人の適正や能力以外の面で評価される	14.8	17.1
心の病などの健康に関して、相談する体制が整備されていない	15.7	16.1
特に問題のあるものはない	2.5	2.2
その他	0.6	2.1
わからない	9.2	7.5
不明・無回答	5.0	4.4

(単位: %)

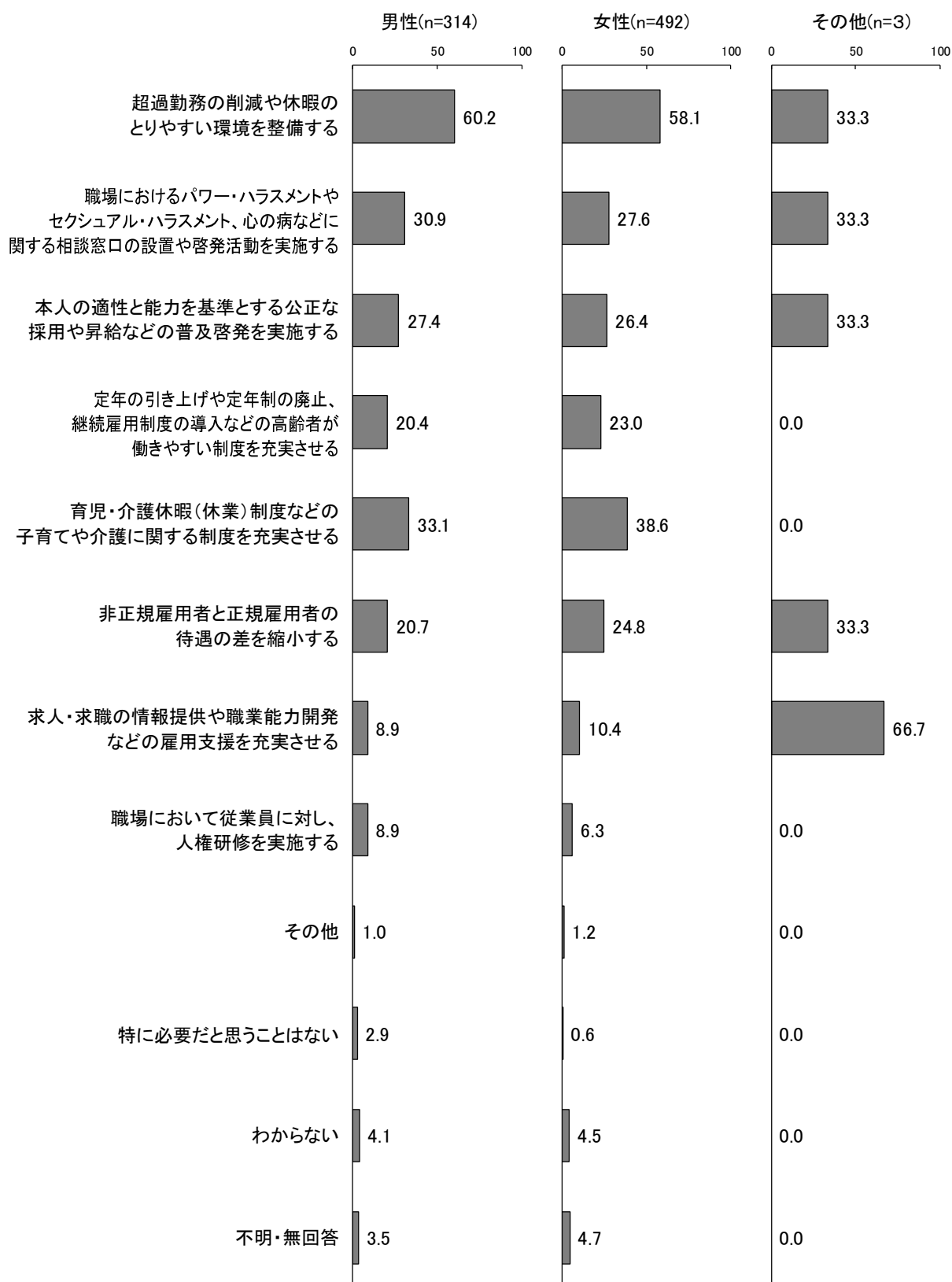
問 27. 働く人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）

「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が 57.1%で最も多く、「育児・介護休暇（休業）制度などの子育てや介護に関する制度を充実させる」35.6%、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、心の病などに関する相談窓口の設置や啓発活動を実施する」28.7%がつづいています。



【性別】

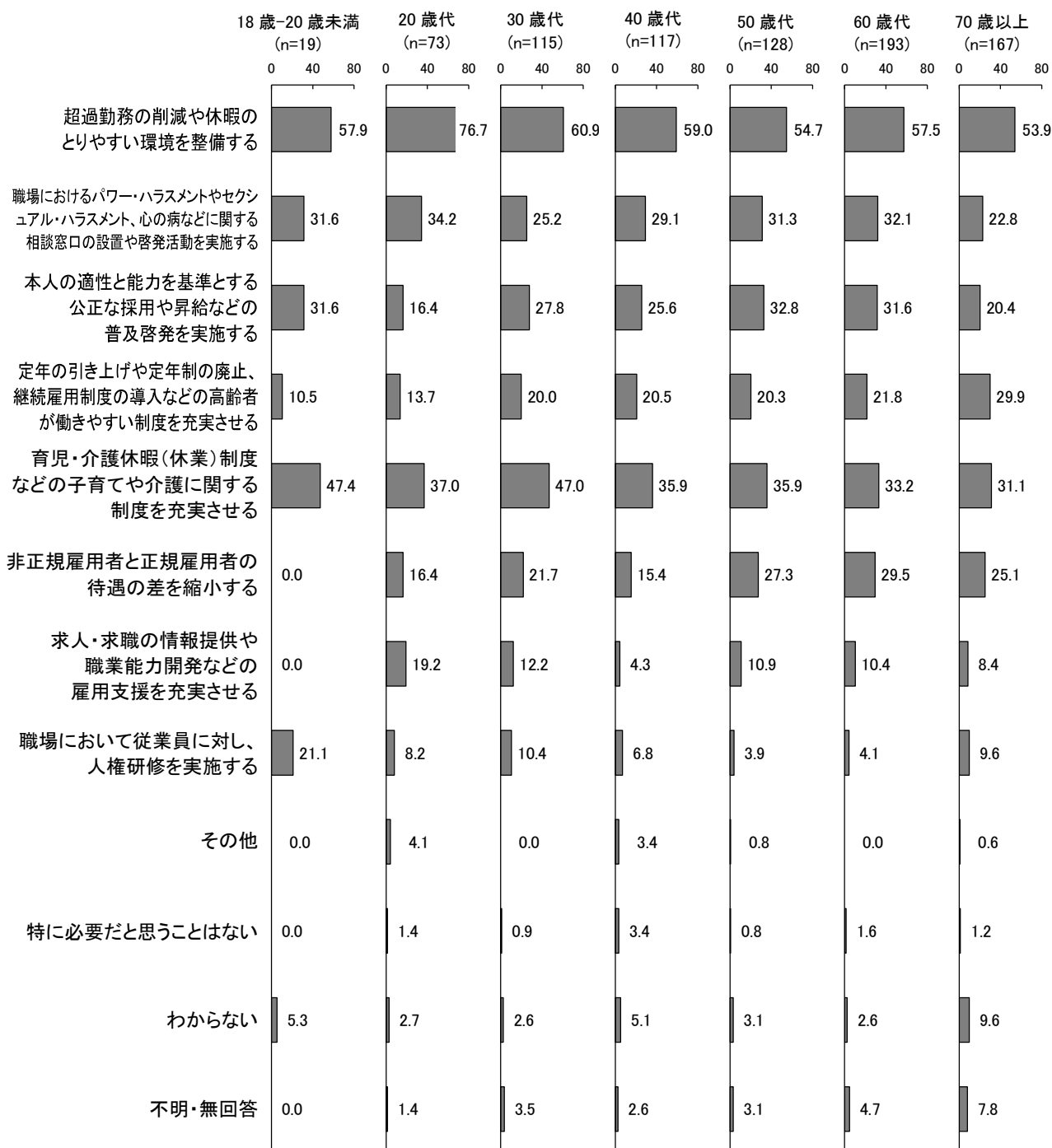
■ 性別でみると、男性、女性ともに「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が、最も多くなっています。



(単位: %)

【年代別】

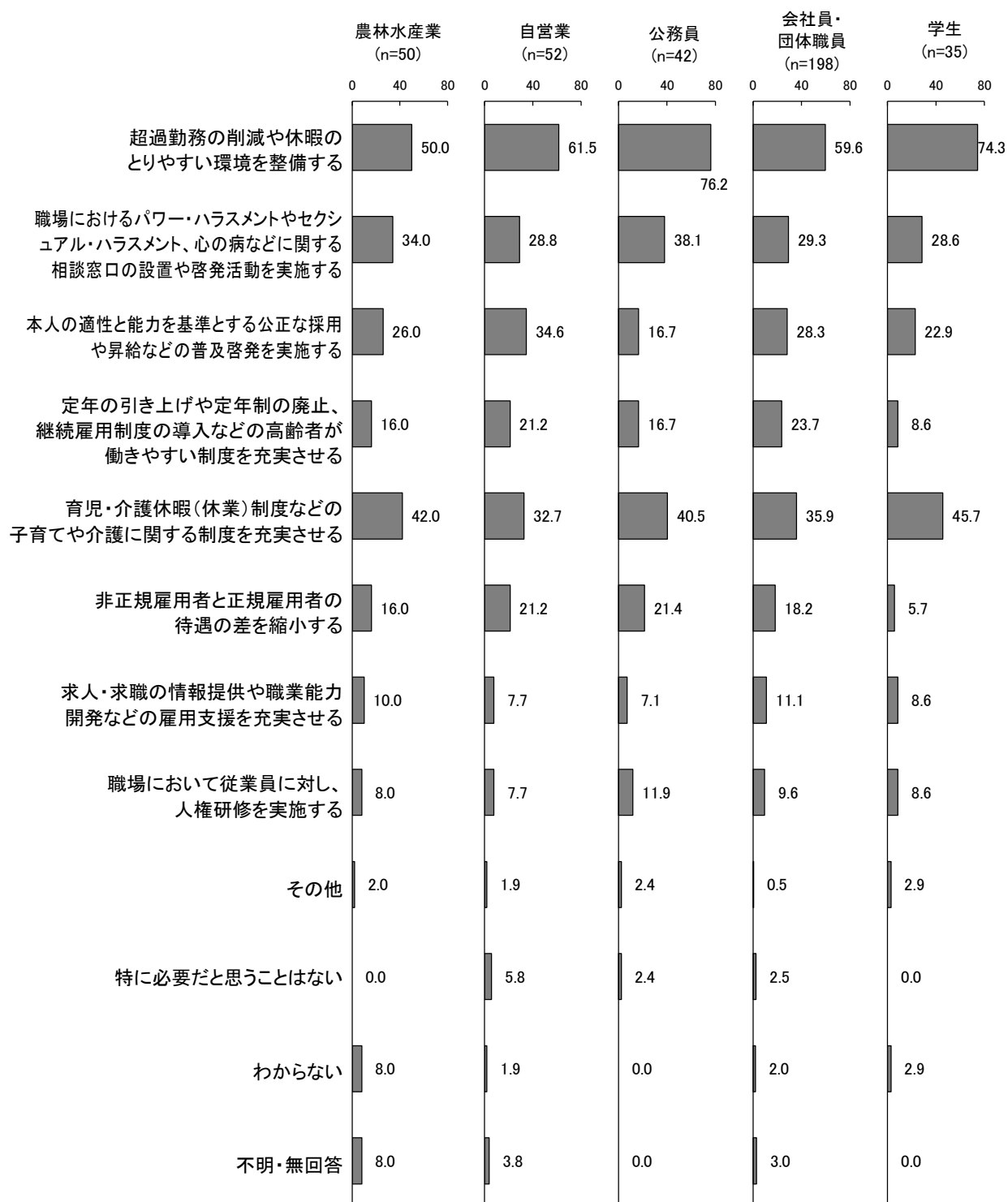
- 年代別でみると、すべての年代において「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が最も多くなっています。
- 「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」、「求人・求職の情報提供や職業能力開発などの雇用支援を充実させる」、「その他」では20歳代、「定年の引き上げや定年制の廃止、継続雇用制度の導入などの高齢者が働きやすい制度を充実させる」と「わからない」では70歳以上、「育児・介護休暇（休業）制度などの子育てや介護に関する制度を充実させる」では30歳代、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差を縮小する」では60歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



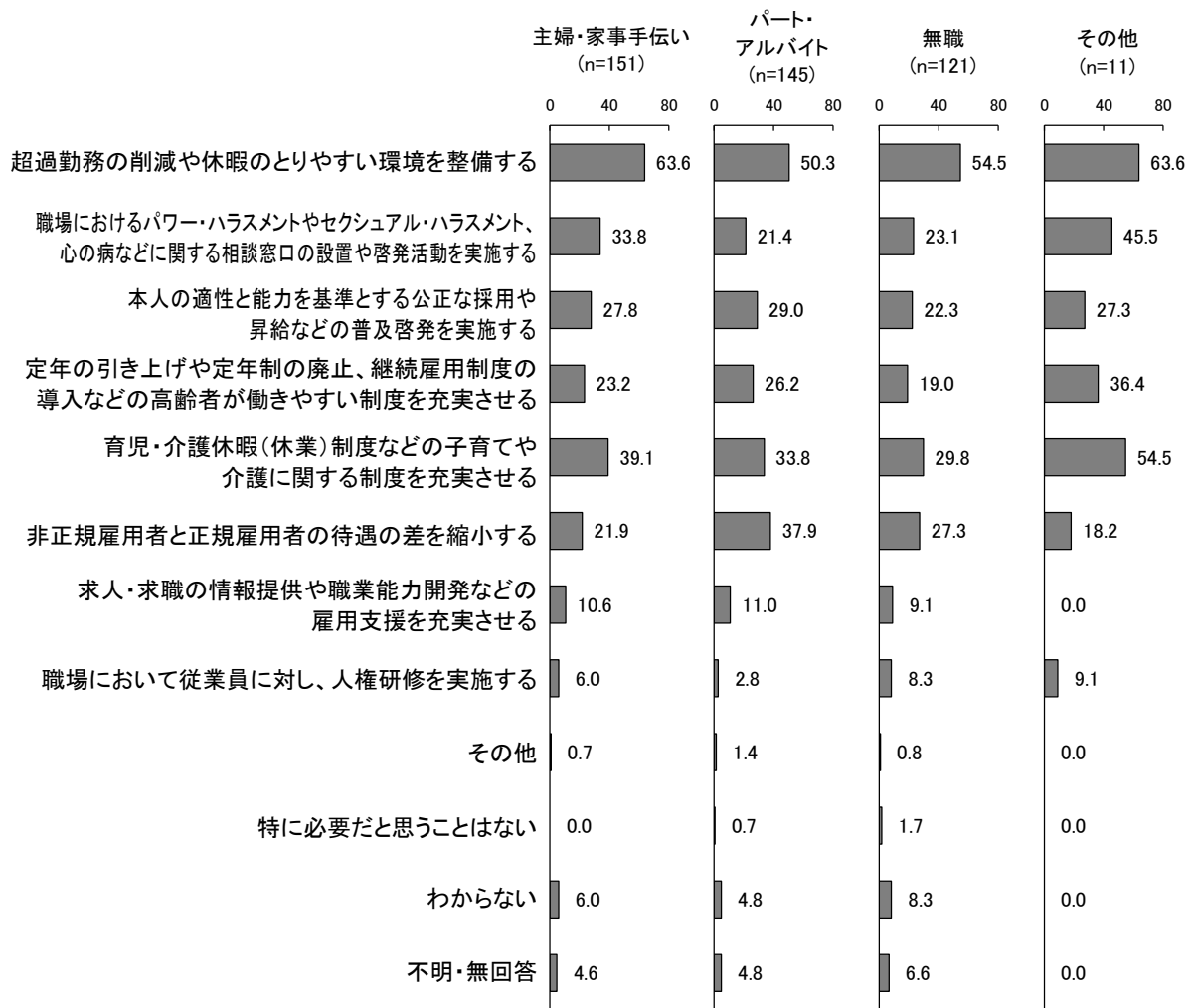
(単位: %)

【職業別】

- 職業別でみると、すべての職業において「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」が最も多くなっています。
- 「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」では公務員、「非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差を縮小する」ではパート・アルバイト、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する」は 5.8 ポイント、「職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、心の病などに関する相談窓口の設置や啓発活動を実施する」は 4.1 ポイントそれぞれ増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する	51.3	57.1
育児・介護休暇（休業）制度などの子育てや介護に関する制度を充実させる	37.2	35.6
職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、心の病などに関する相談窓口の設置や啓発活動を実施する	24.6	28.7
本人の適性と能力を基準とする公正な採用や昇給などの普及啓発を実施する	27.7	26.3
非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差を縮小する	22.4	22.9
定年の引き上げや定年制の廃止、継続雇用制度の導入などの高齢者が働きやすい制度を充実させる	24.5	21.0
求人・求職の情報提供や職業能力開発などの雇用支援を充実させる	11.0	10.1
職場において従業員に対し、人権研修を実施する	7.1	7.2
特に必要だと思うことはない	1.0	1.4
その他	1.6	1.2
わからない	6.3	4.8
不明・無回答	5.9	5.8

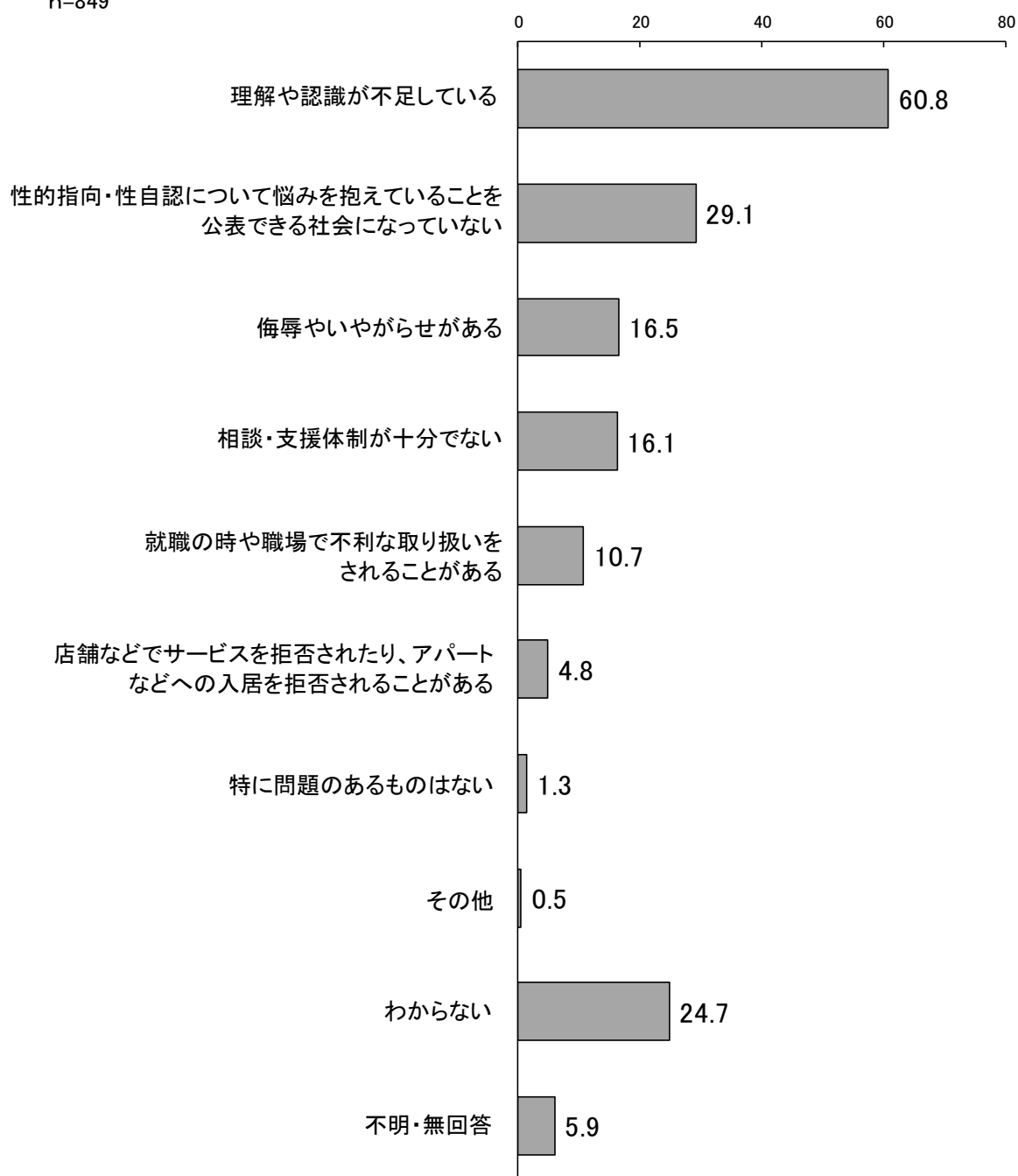
(単位: %)

12. LGBTや性同一性障害のある人などの人権

問 28. 「LGBTや性同一性障害のある人などの人権」に関することで、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇は3つまで）

「理解や認識が不足している」が 60.8%で最も多く、「性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない」29.1%、「わからない」24.7%がつづいています。

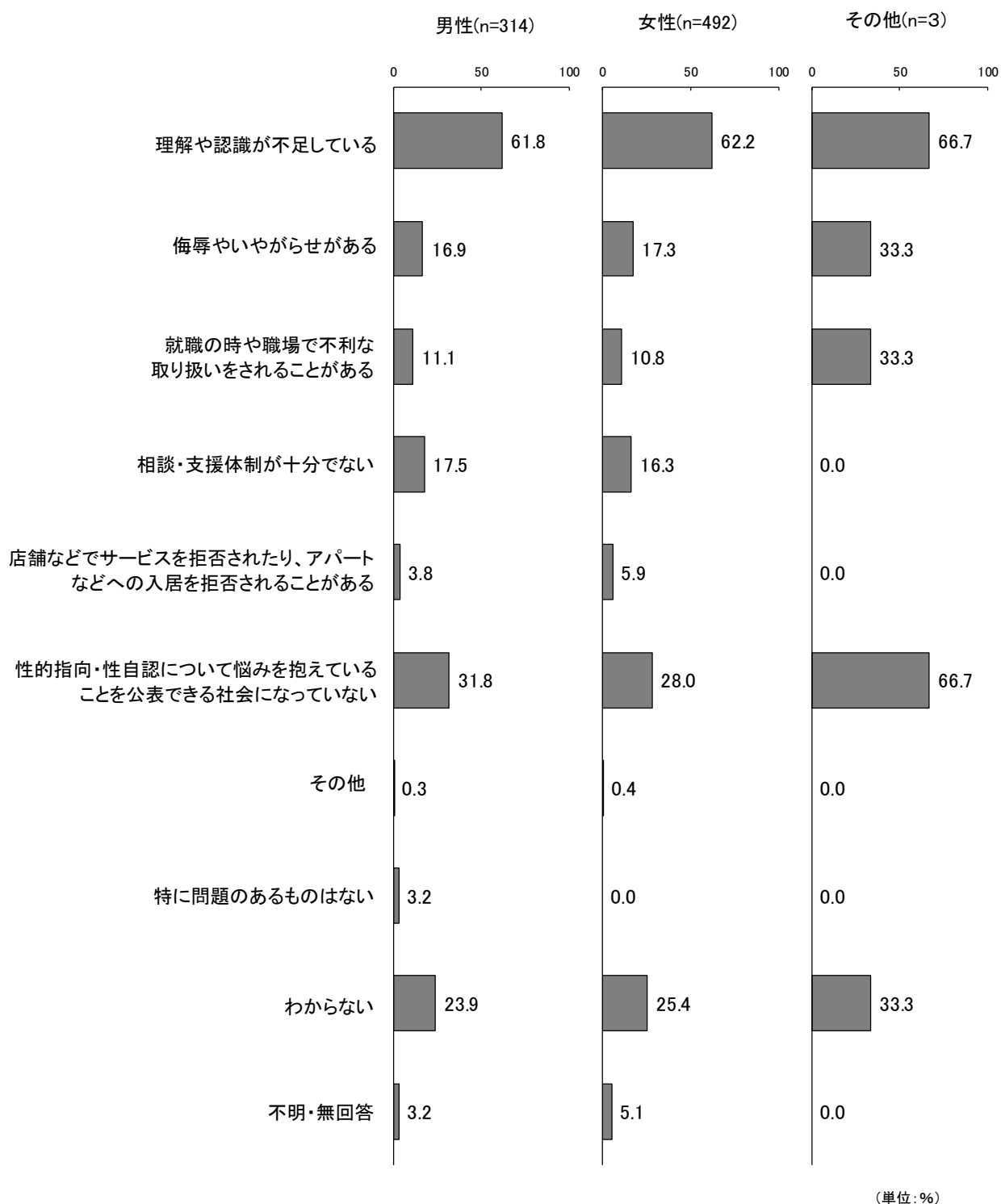
n=849



(単位: %)

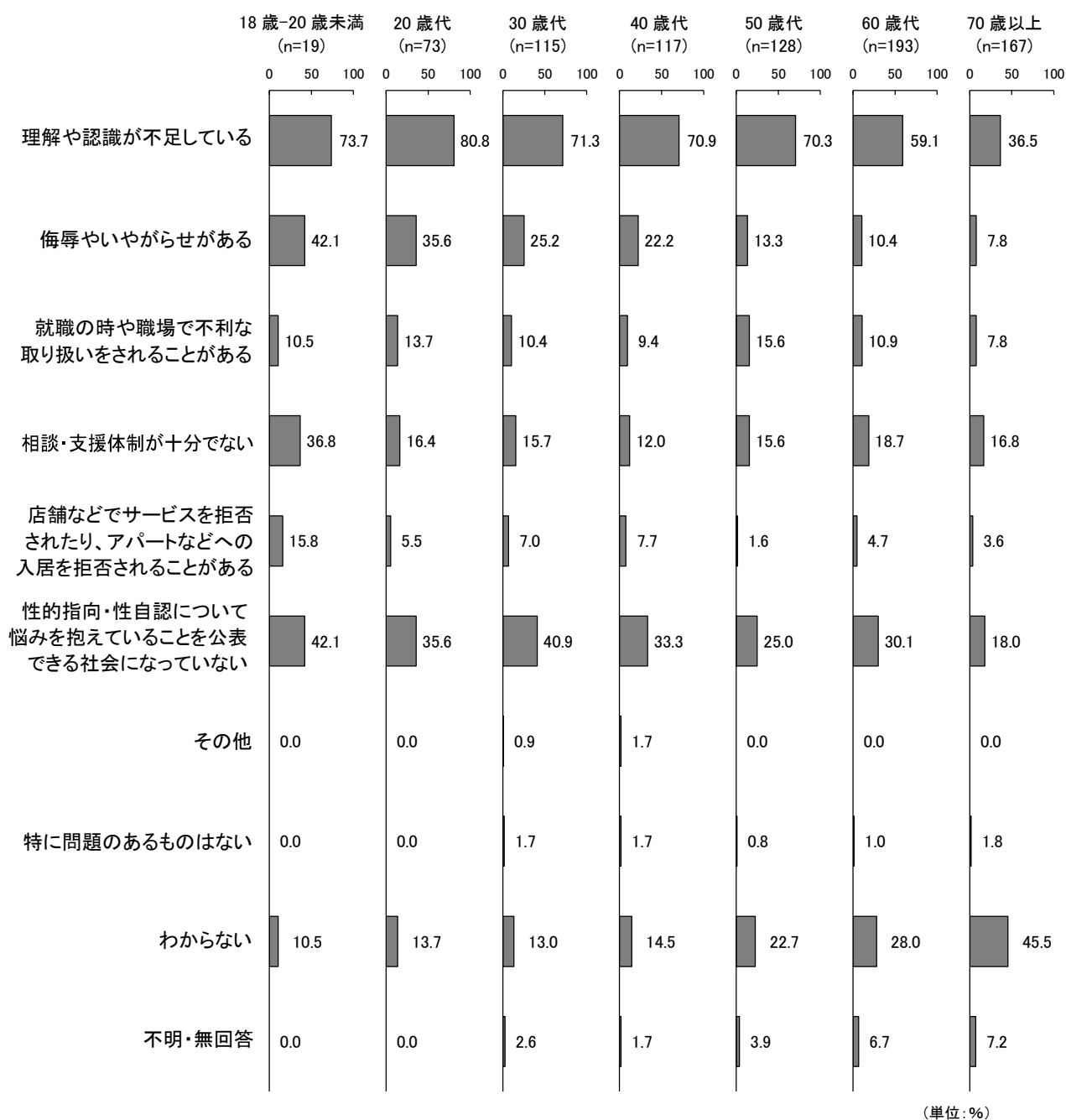
【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「理解や認識が不足している」が、最も多くなっています。
- 男性では「特に問題のあるものはない」が、女性と比べて多くなっています。



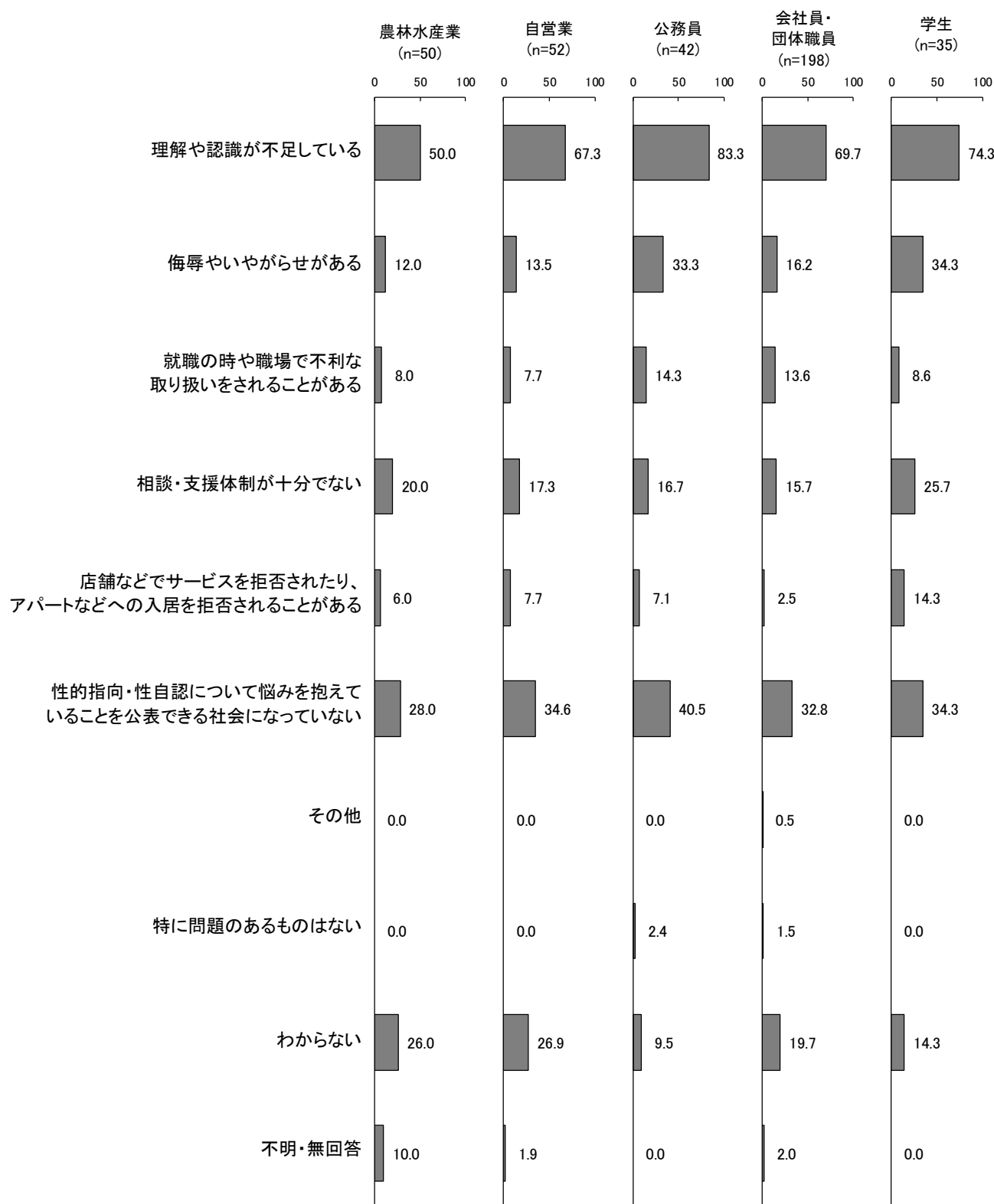
【年代別】

- 60 歳代以下のすべての年代では「理解や認識が不足している」、70 歳以上では「わからない」が、最も多くなっています。
- 「理解や認識が不足している」では 20 歳代、30 歳代、50 歳代、「侮辱やいやがらせがある」では 20 歳代と 30 歳代、「性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない」では 30 歳代、「わからない」では 70 歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

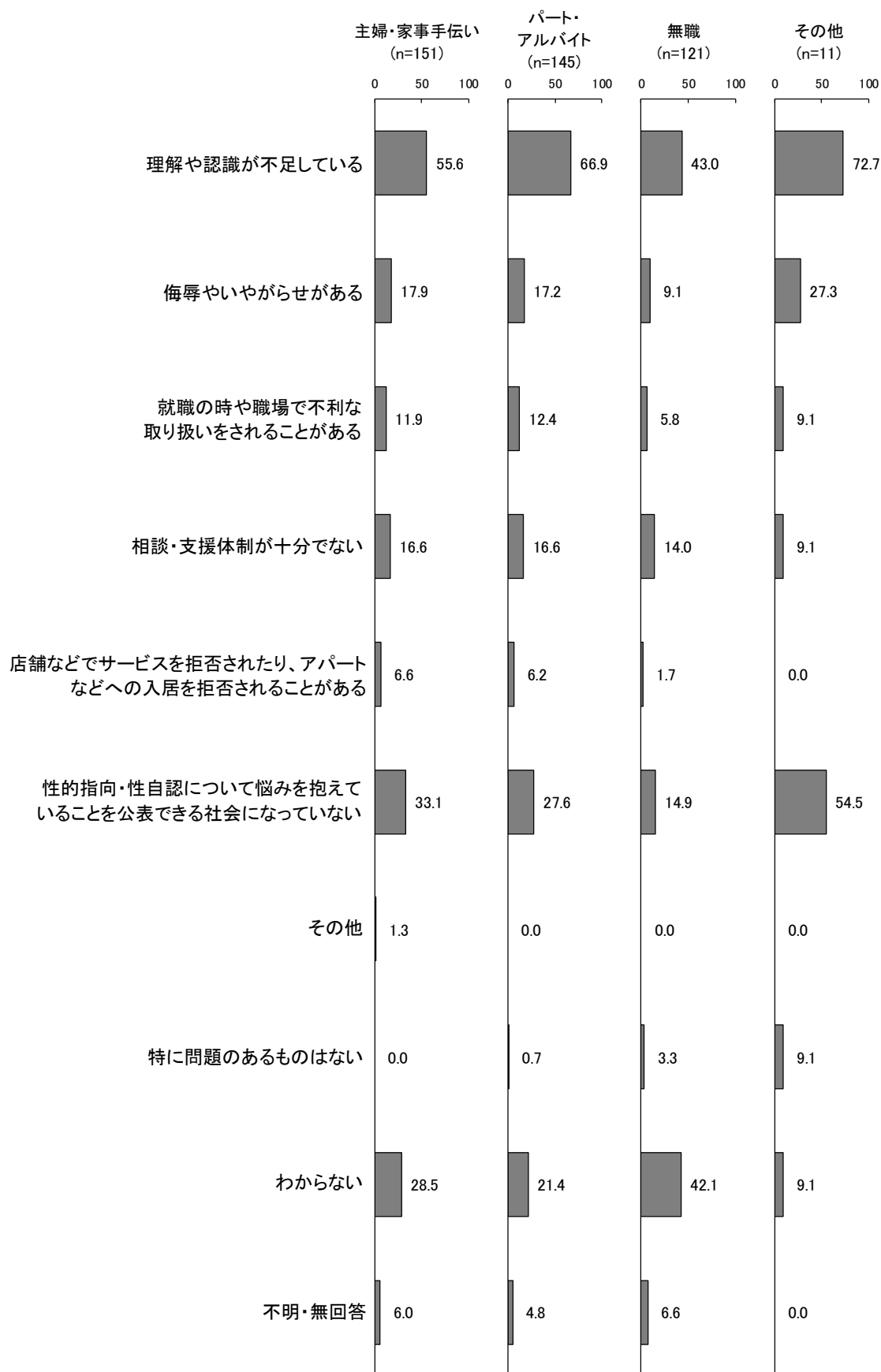


【職業別】

- 職業別でみると、すべての職業において「理解や認識が不足している」が最も多くなっています。
- 「理解や認識が不足している」では公務員と会社員・団体職員、「侮辱やいやがらせがある」では公務員と学生が、他の職業と比べて多くなっています。



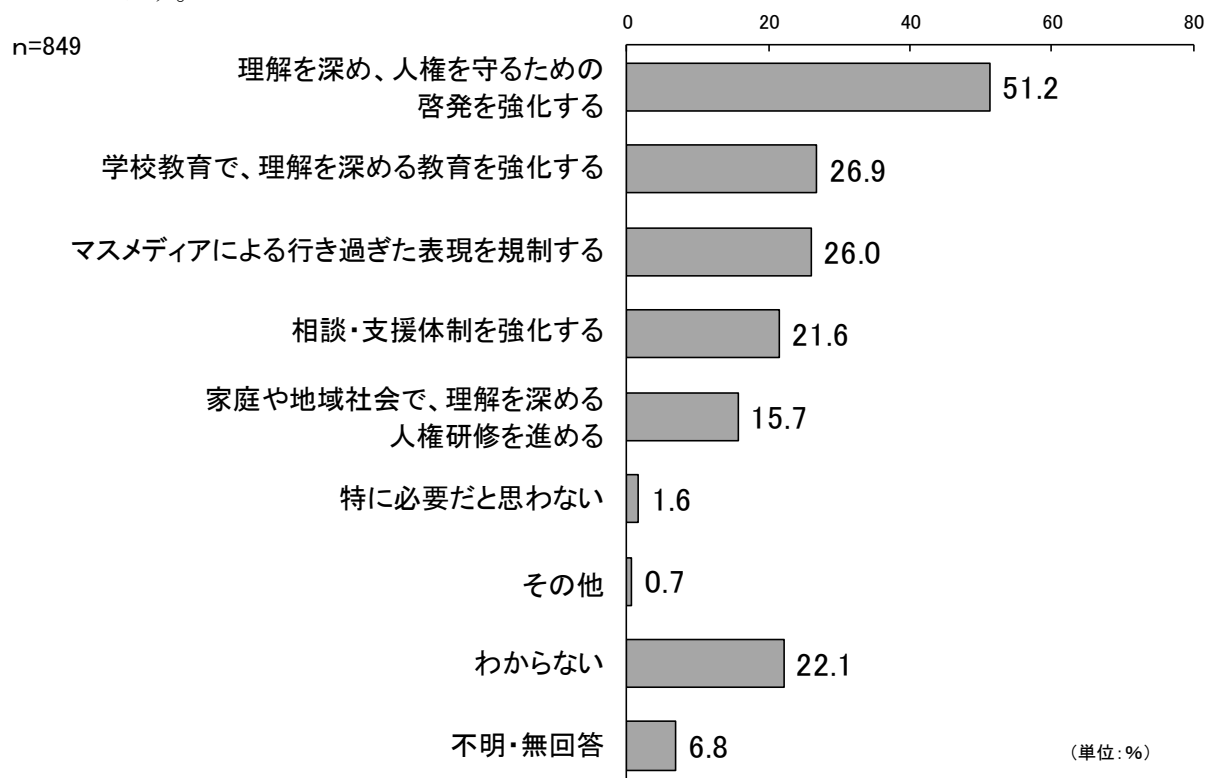
(単位：%)



(単位: %)

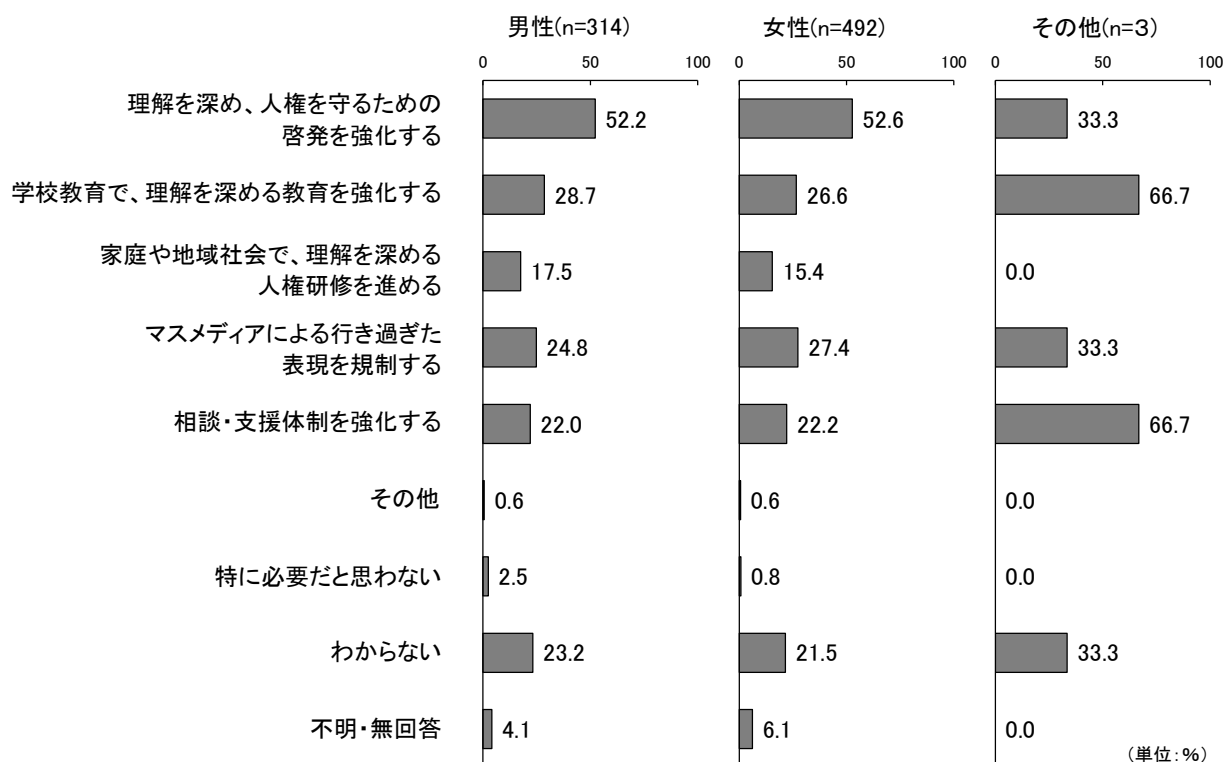
問 29. 「L G B T や性同一性障害のある人などの人権」を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「理解を深め、人権を守るための啓発を強化する」が 51.2%で最も多く、「学校教育で、理解を深める教育を強化する」26.9%、「マスメディアによる行き過ぎた表現を規制する」26.0%がつづいています。



【性別】

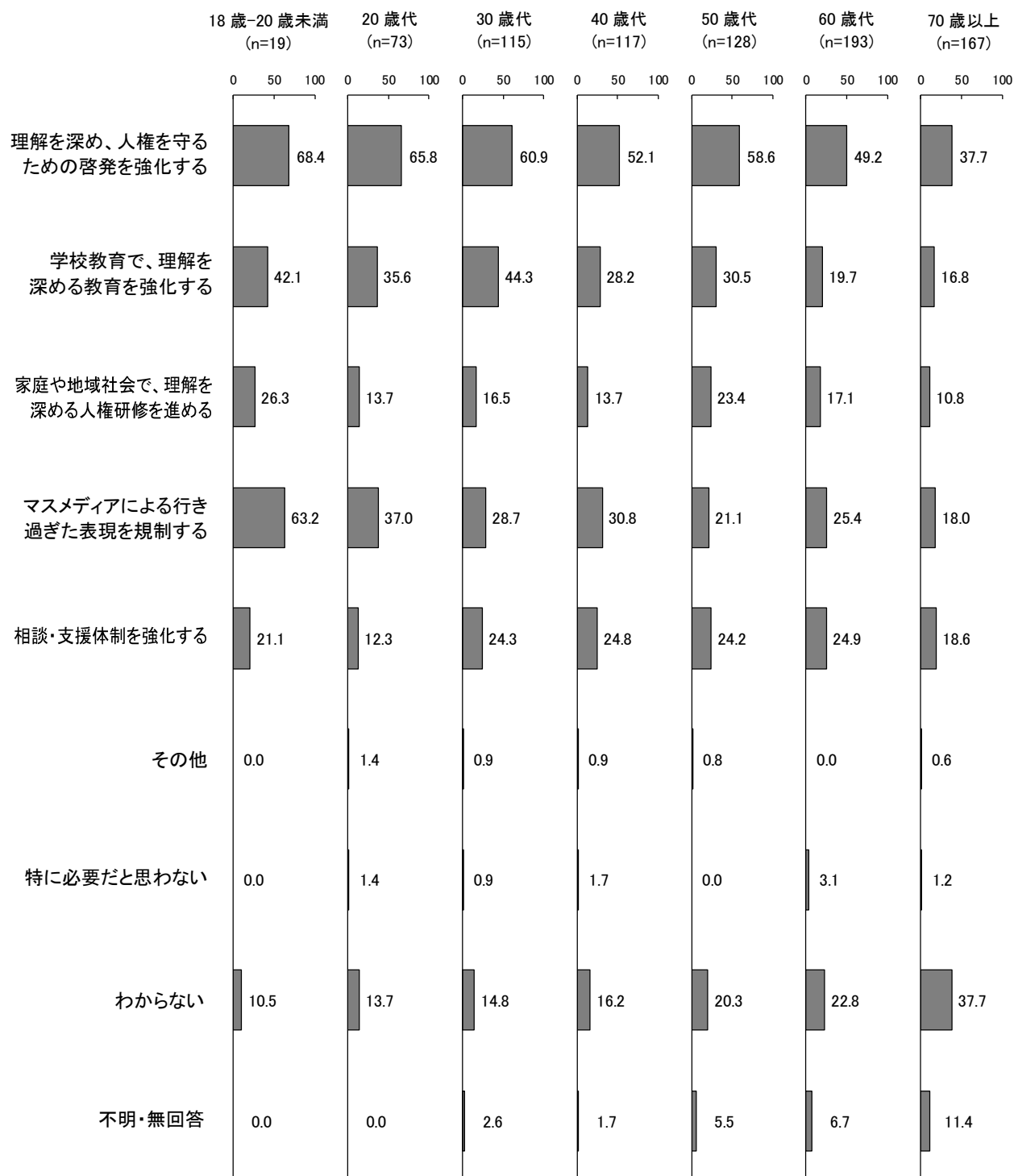
■ 性別でみると、男性、女性ともに「理解を深め、人権を守るための啓発を強化する」が、最も多くなっています。



【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「理解を深め、人権を守るための啓発を強化する」が、最も多くなっています。

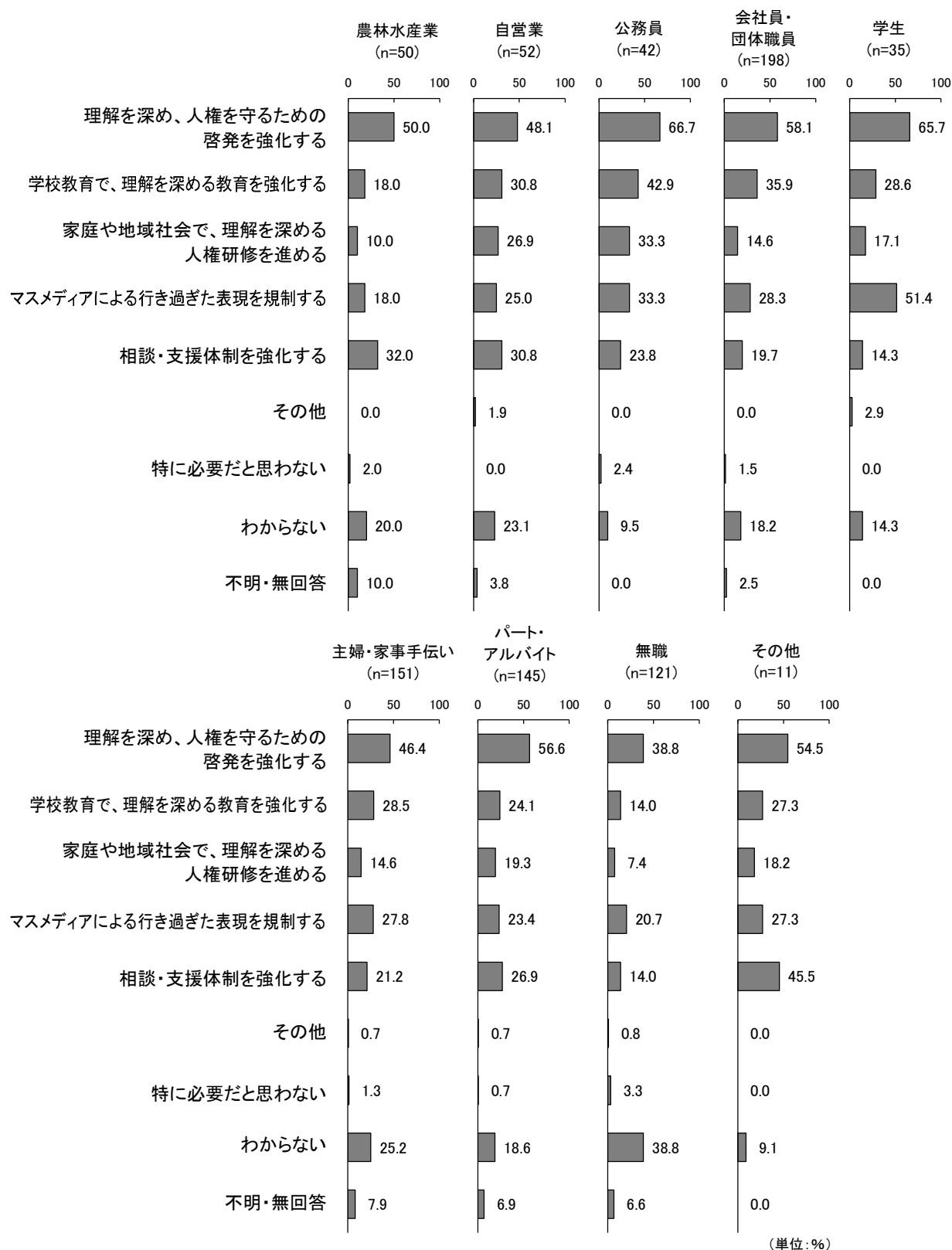
■ 「学校教育で、理解を深める教育を強化する」では30歳代、「家庭や地域社会で、理解を深める人権研修を進める」では50歳代、「マスメディアによる行き過ぎた表現を規制する」では18歳～20歳未満、「わからない」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。



(単位: %)

【職業別】

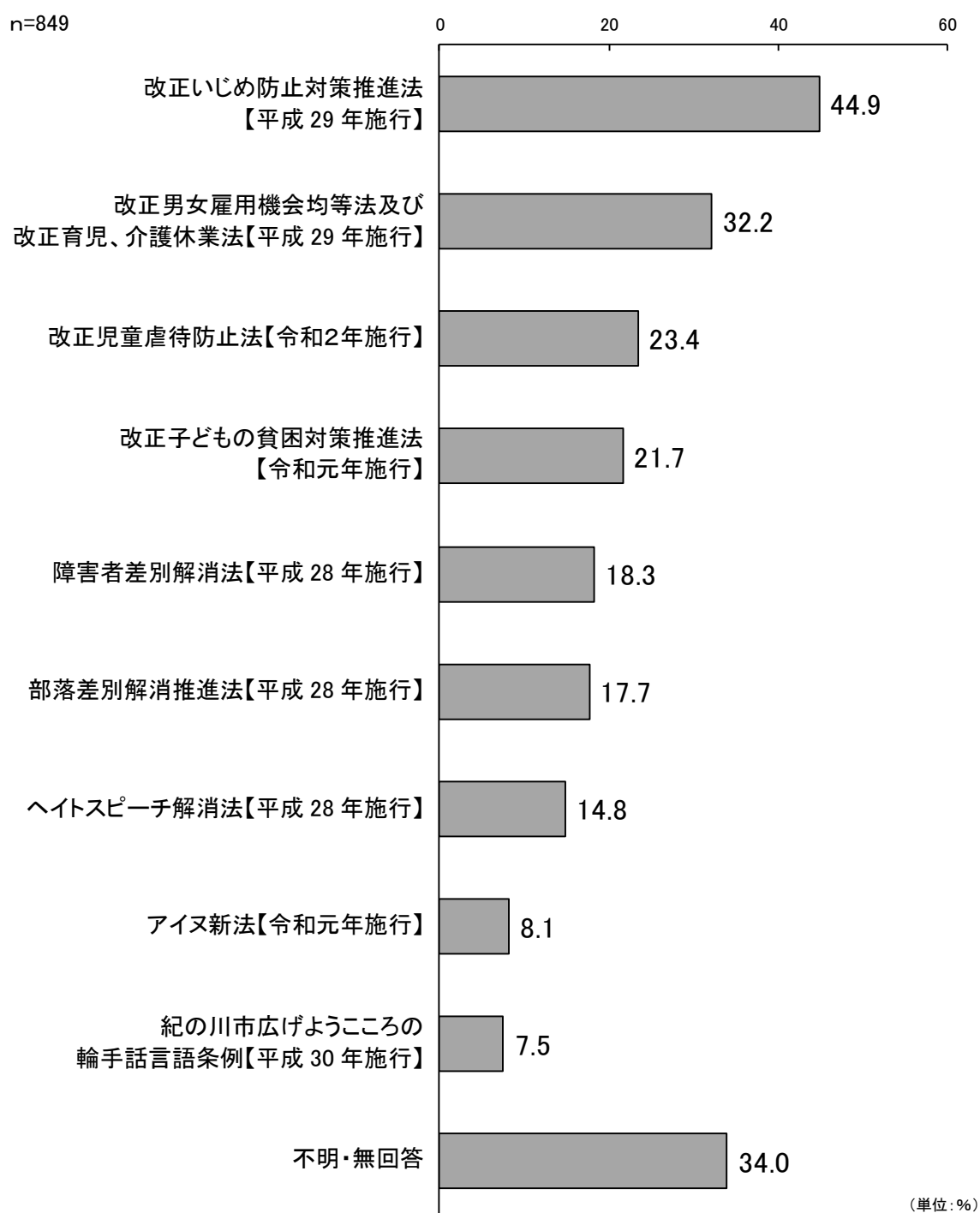
- 職業別でみると、すべての職業において「理解を深め、人権を守るための啓発を強化する」が、最も多くなっています。
- 「学校教育で、理解を深める教育を強化する」では公務員と会社員・団体職員、「家庭や地域社会で、理解を深める人権研修を進める」では自営業と公務員、「マスメディアによる行き過ぎた表現を規制する」では学生、「相談・支援体制を強化する」では農林水産業、「わからない」では無職が、他の職業と比べて多くなっています。



13. 人権にかかわる法律や条例の認知について

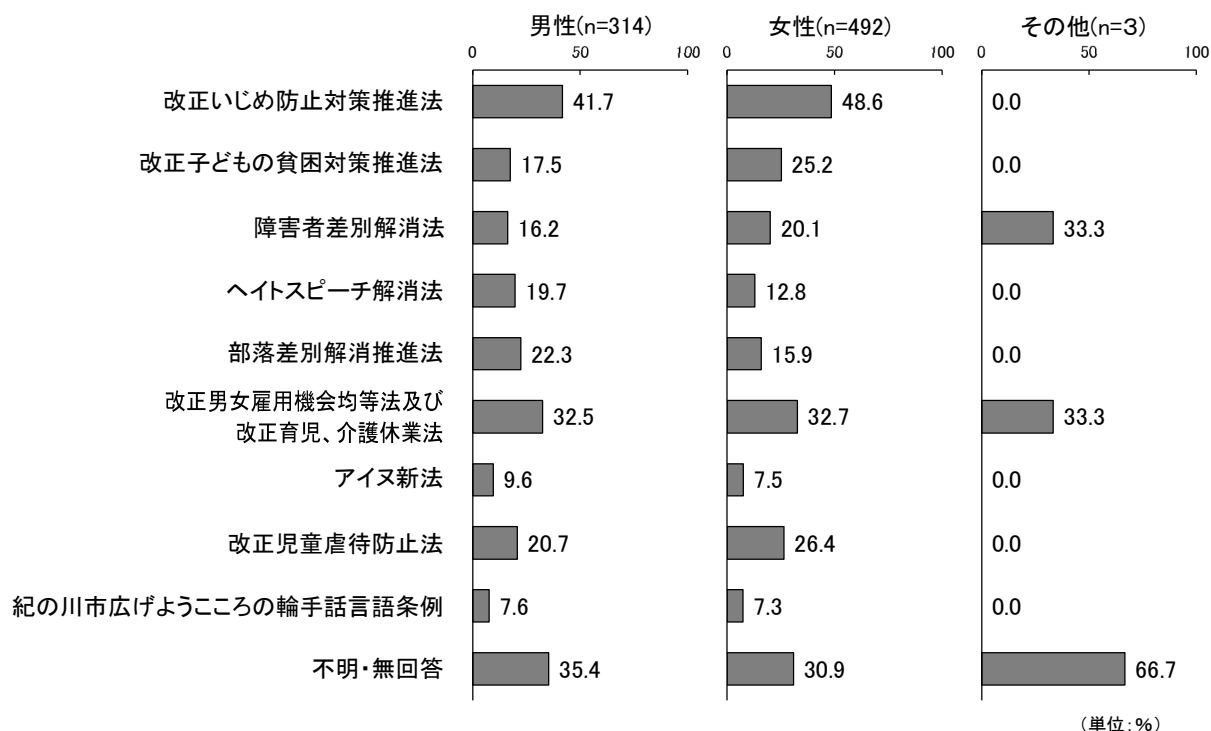
問 30. 平成 25 年以降、国や本市においては人権にかかわる様々な法律や条例が施行されています（されます）。これらの法律や条例について、施行されている（される）ことを知っているものを選んでください。（〇はいくつでも）

「いじめ防止対策推進法（改正いじめ防止対策推進法）【平成 29 年施行】」が 44.9%で最も多く、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（改正育児、介護休業法）【平成 29 年施行】」32.2%、「児童虐待の防止等に関する法律（改正児童虐待防止法）【令和 2 年施行】」23.4%がつづいています。



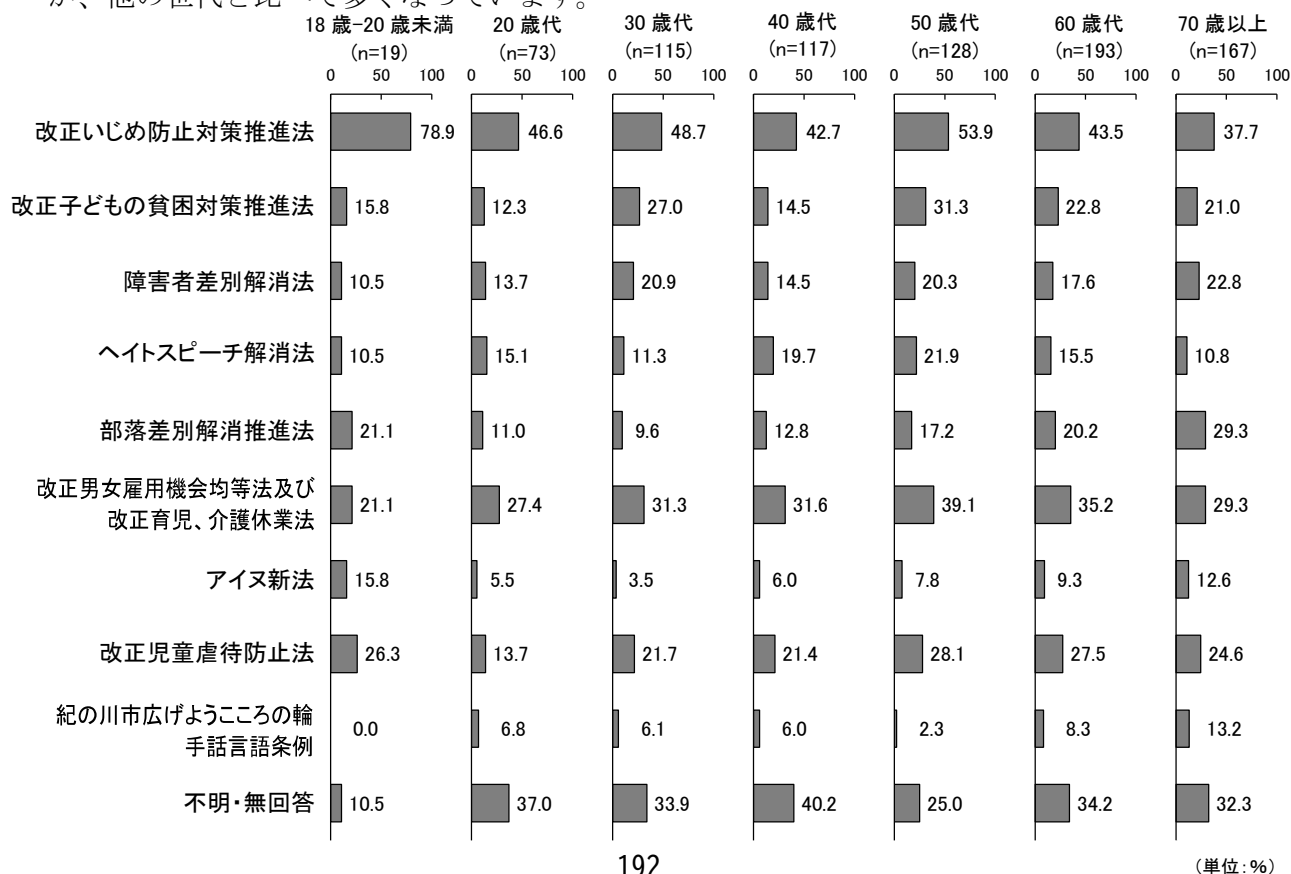
【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「いじめ防止対策推進法」が最も多くなっています。
- 男性では「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消推進法」が女性と比べて多く、女性では「子どもの貧困対策推進法」が男性と比べて多くなっています。



【年代別】

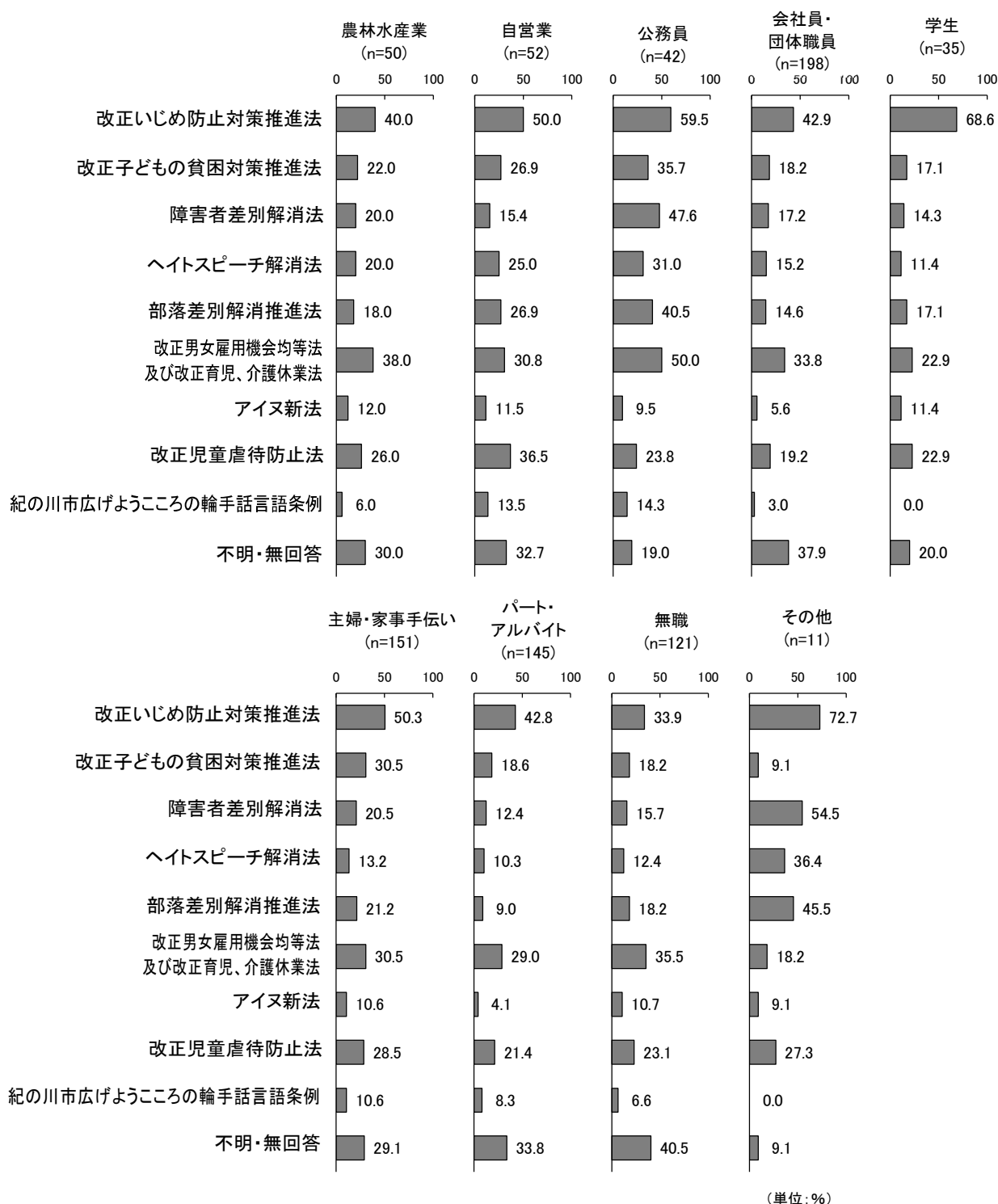
- 年代別でみると、すべての年代において「いじめ防止対策推進法」が、最も多くなっています。
- 「子どもの貧困対策推進法」では 50 歳代、「ヘイトスピーチ解消法」では 40 歳代、「部落差別解消推進法」、「アイヌ新法」、「紀の川広げようこころの輪手話言語条例」では 70 歳以上が、他の世代と比べて多くなっています。



【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、自営業、公務員、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、その他では「いじめ防止対策推進法」、無職では「男女雇用機会均等法及び育児、介護休業法」が、最も多くなっています。

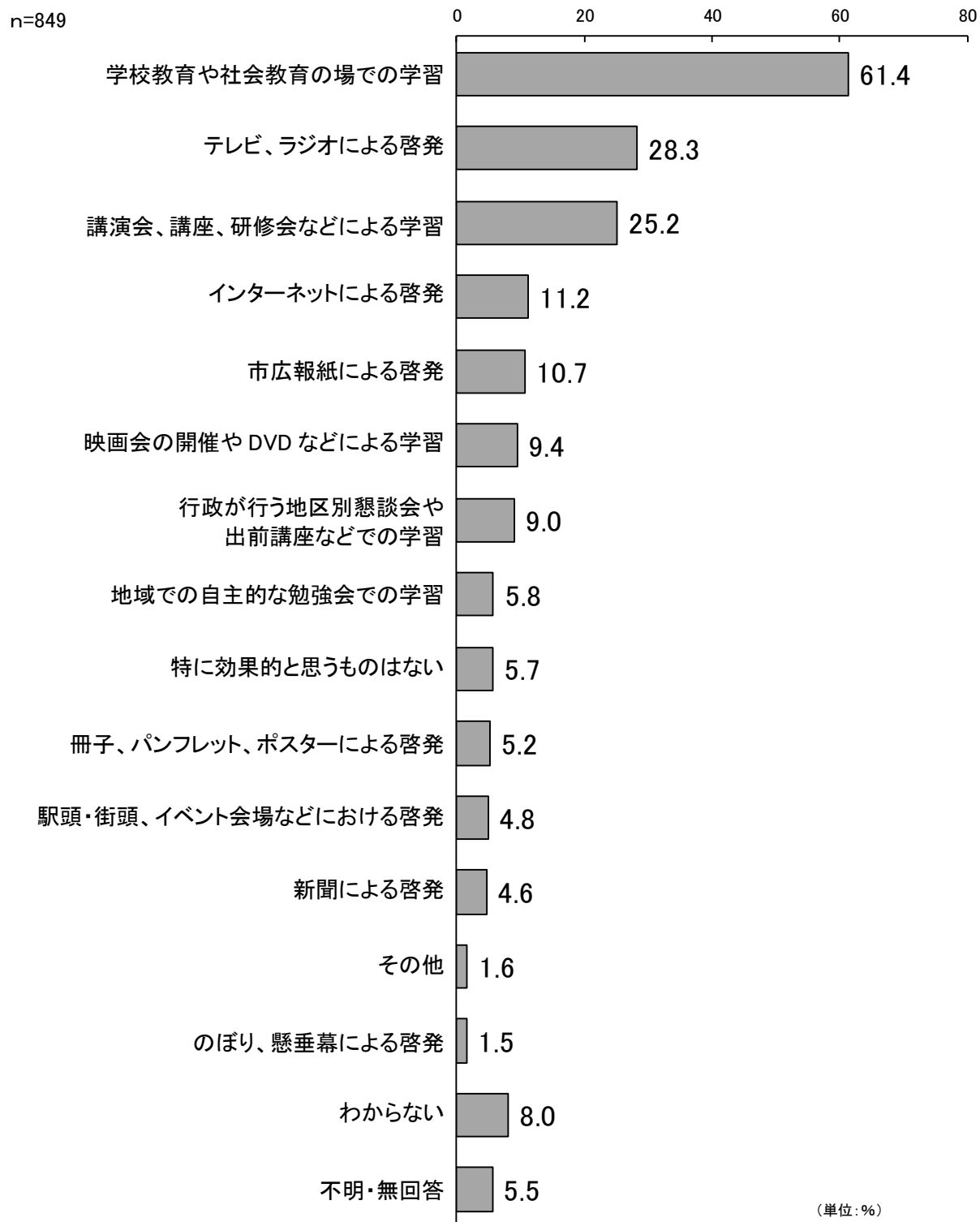
■ 「いじめ防止対策推進法」では学生、「子どもの貧困対策推進法」では主婦・家事手伝い、「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」では公務員、「ヘイトスピーチ解消法」では自営業と公務員、「男女雇用機会均等法及び育児、介護休業法」では無職、「児童虐待防止法」では自営業が、他の職業と比べて多くなっています。



14. 人権課題などの解決について

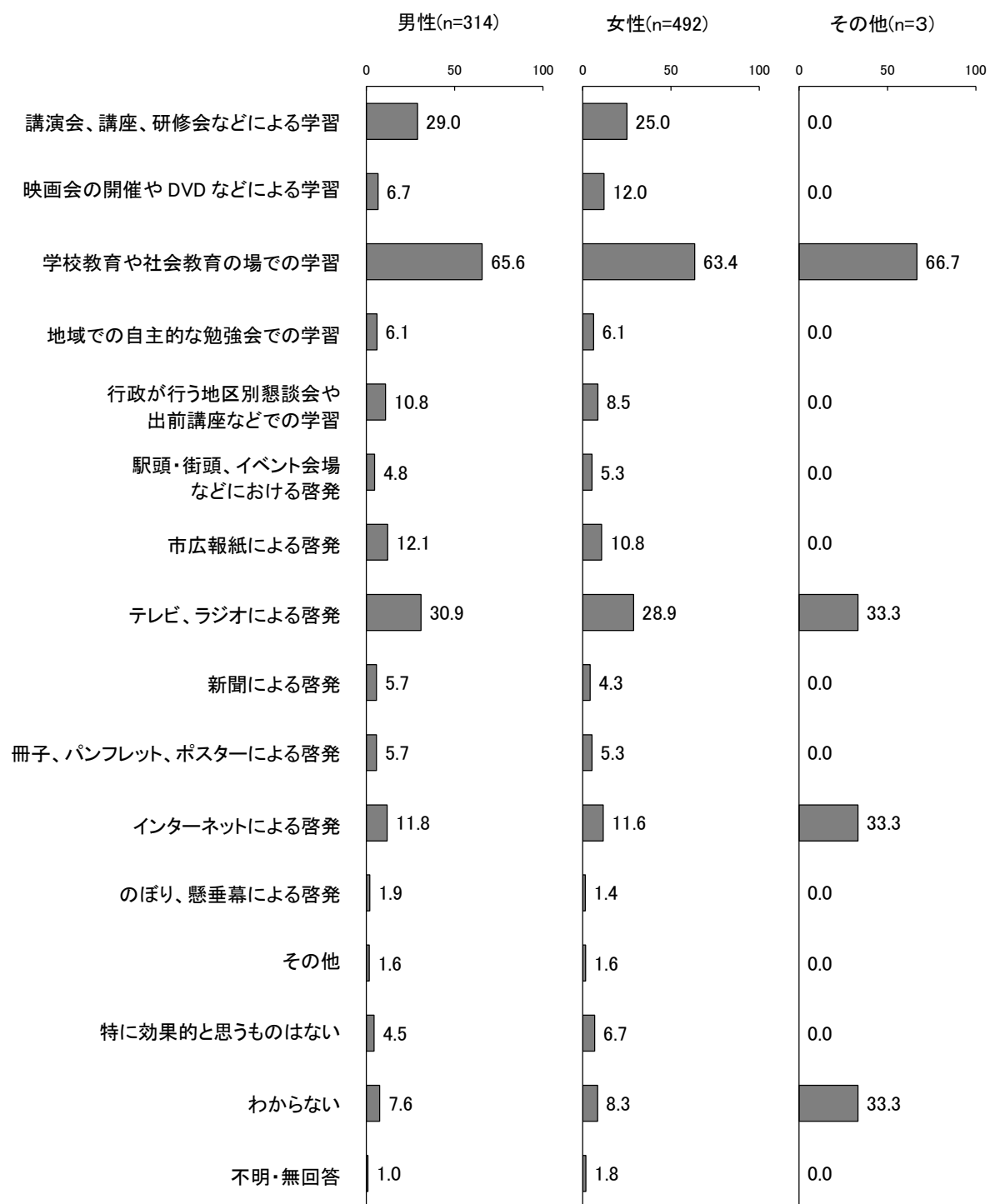
問 31. あなたは、人権尊重の理解を深めるために、何が効果的だと思いますか。(○は3つまで)

「学校教育や社会教育の場での学習」が 61.4%で最も多く、「テレビ、ラジオによる啓発」28.3%、「講演会、講座、研修会などによる学習」25.2%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「学校教育や社会教育の場での学習」が、最も多くなっています。
- 女性では、「映画会の開催やDVD などによる学習」が、男性と比べて多くなっています。

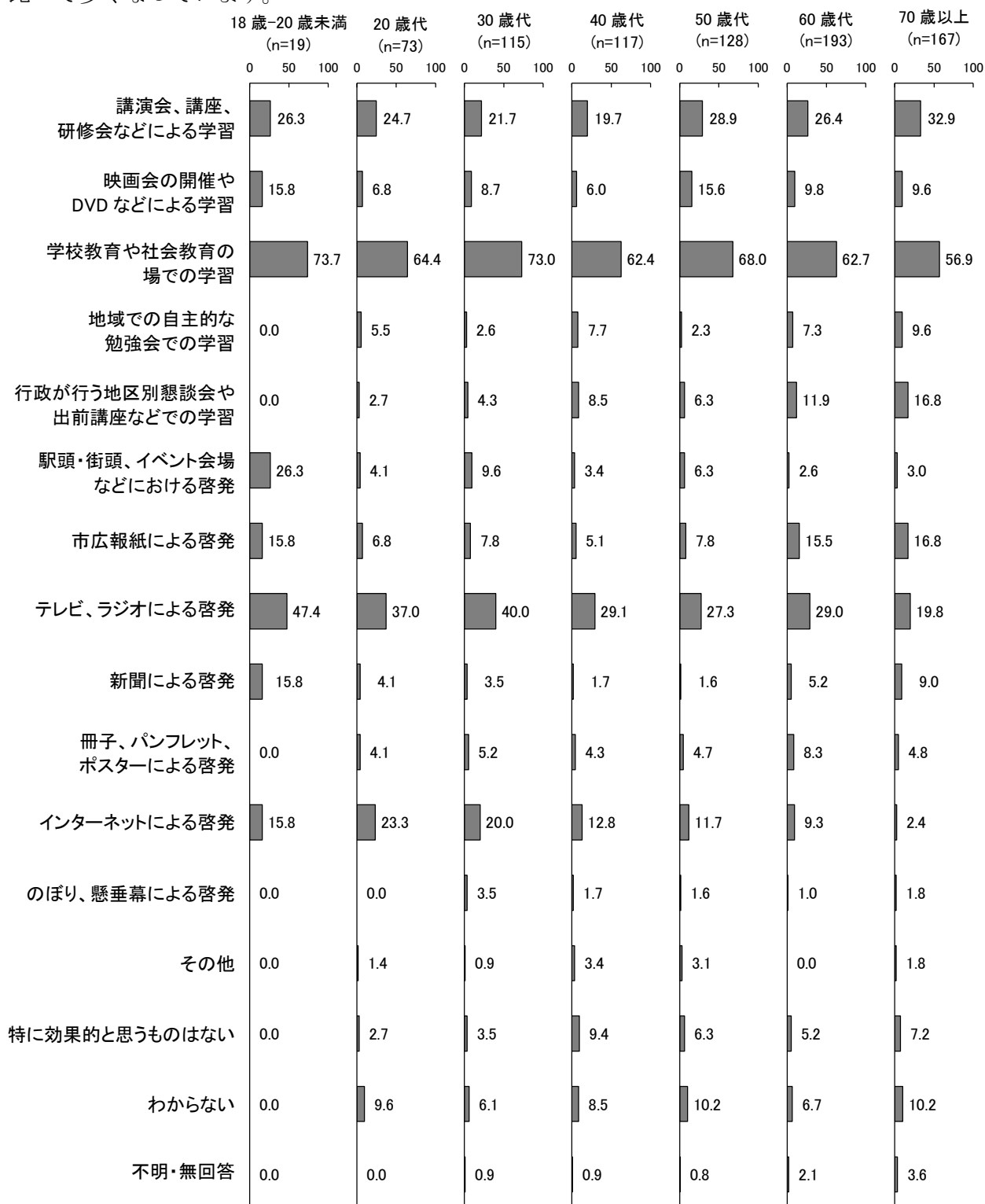


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「学校教育や社会教育の場での学習」が、最も多くなっています。

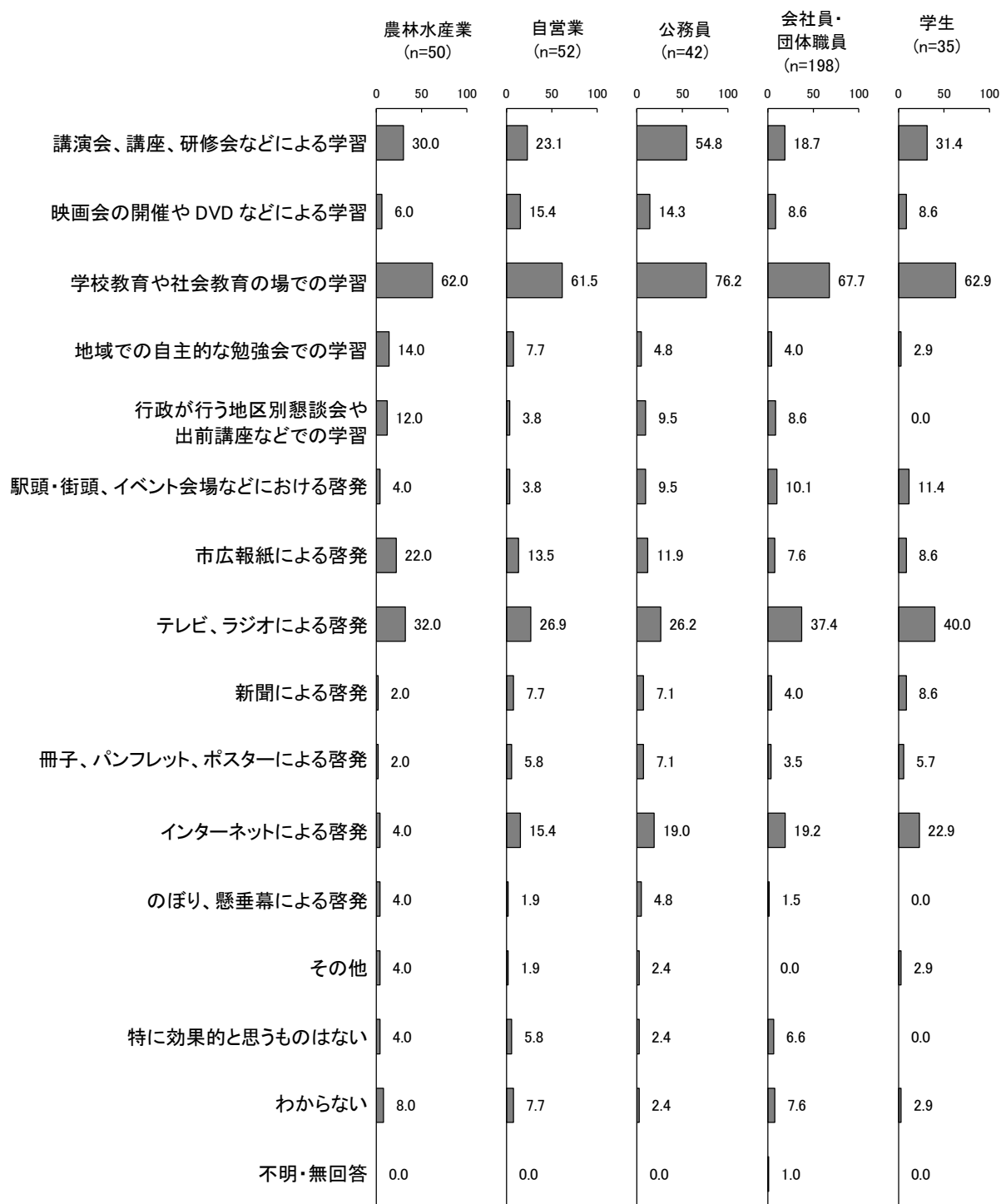
■ 「講演会、講座、研修会などによる学習」、「地域での自主的な勉強会での学習」、「行政が行う地区別懇談会や出前講座などでの学習」、「市広報紙による啓発」、「新聞による啓発」では70歳以上、「映画会の開催やDVDなどによる学習」では50歳代、「学校教育や社会教育の場での学習」、「駅頭・街頭、イベント会場などにおける啓発」、「テレビ、ラジオによる啓発」、「インターネットによる啓発」では30歳代、「市広報紙による啓発」と「冊子、パンフレット、ポスターによる啓発」では60歳代、「インターネットによる啓発」では20歳代が、他の年代と比べて多くなっています。



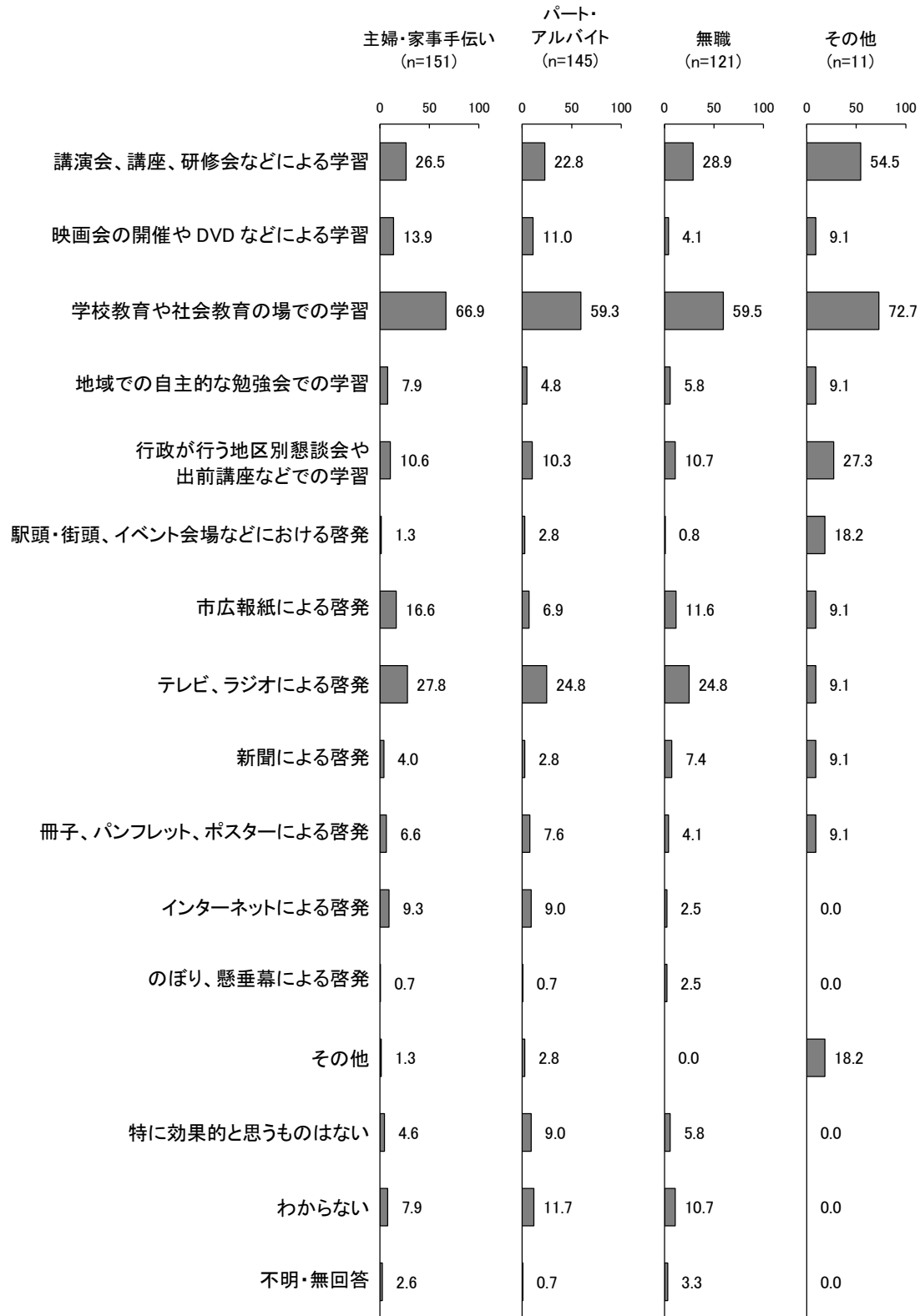
【職業別】

■ 職業別でみると、すべての職業において「学校教育や社会教育の場での学習」が、最も多くなっています。

■ 「講演会、講座、研修会などによる学習」では公務員、「駅頭・街頭、イベント会場などにおける啓発」、「テレビ、ラジオによる啓発」、「インターネットによる啓発」では会社員・団体職員、「市広報紙による啓発」では農林水産業、主婦・家事手伝いが、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「地域での自主的な勉強会での学習」は 3.3 ポイント、「新聞による啓発」は 2.4 ポイントそれぞれ減少しています。一方で、「インターネットによる啓発」は 4.9 ポイント増加しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
学校教育や社会教育の場での学習	58.2	61.4
テレビ、ラジオによる啓発	27.3	28.3
講演会、講座、研修会などによる学習	26.1	25.2
インターネットによる啓発	6.3	11.2
市広報紙による啓発	8.9	10.7
映画会の開催や DVD などによる学習	9.1	9.4
行政が行う地区別懇談会や出前講座などでの学習	11.4	9.0
地域での自主的な勉強会での学習	9.1	5.8
特に効果的と思うものはない	7.7	5.7
冊子、パンフレット、ポスターによる啓発	4.9	5.2
駅頭・街頭、イベント会場などにおける啓発	4.5	4.8
新聞による啓発	7.0	4.6
その他	1.9	1.6
のぼり、懸垂幕による啓発	1.1	1.5
わからない	8.6	8.0
不明・無回答	6.1	5.5

（単位：％）

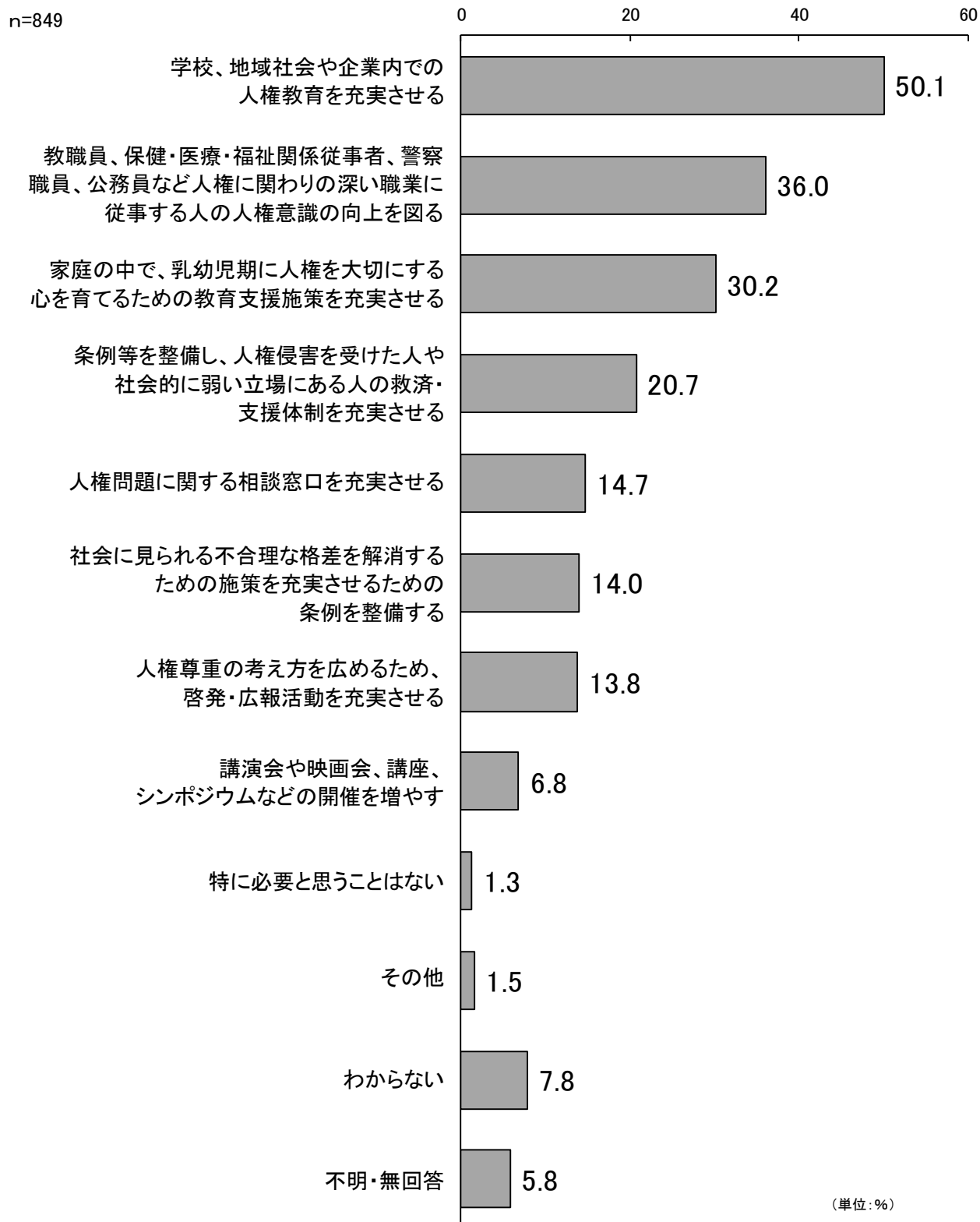
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
講演会・講座・研修会等による学習活動	50.2
駅・街頭における啓発活動	6.4
広報による啓発活動	24.6
テレビ・ラジオによる啓発活動	48.0
映画・ビデオによる啓発活動	16.2
冊子・パンフレットによる啓発活動	6.9
新聞による啓発活動	20.6
ポスターによる啓発活動	6.4
のぼり・懸垂幕による啓発活動	1.7
インターネットによる啓発活動	9.5
地域での自主的な勉強会・学習活動	29.5
その他	4.2
特にない	4.3
不明・無回答	1.9

（単位：％）

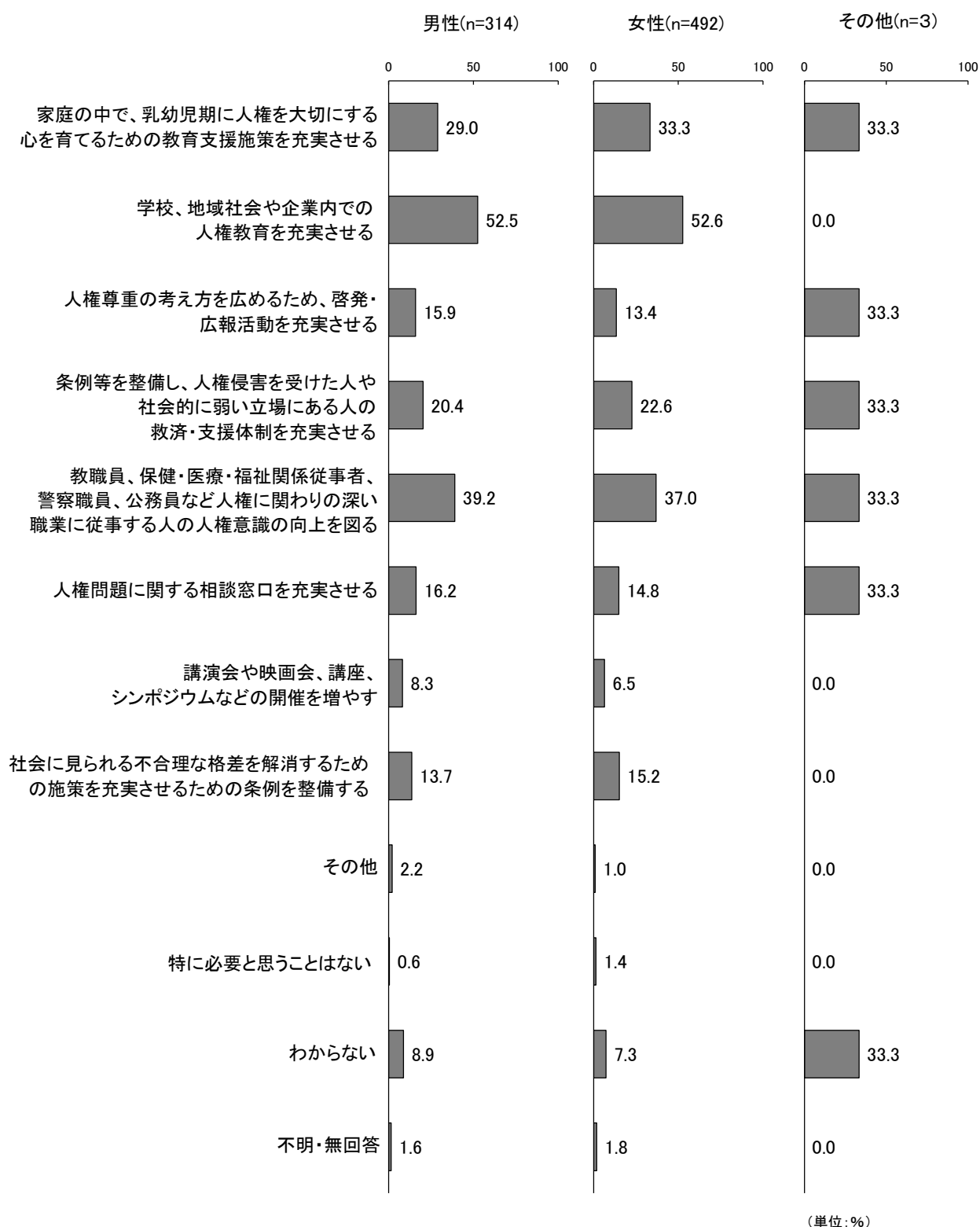
問 32. あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、市としてどのような取組が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」が50.1%で最も多く、「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る」36.0%、「家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にする心を育てるための教育支援施策を充実させる」30.2%がつづいています。



【性別】

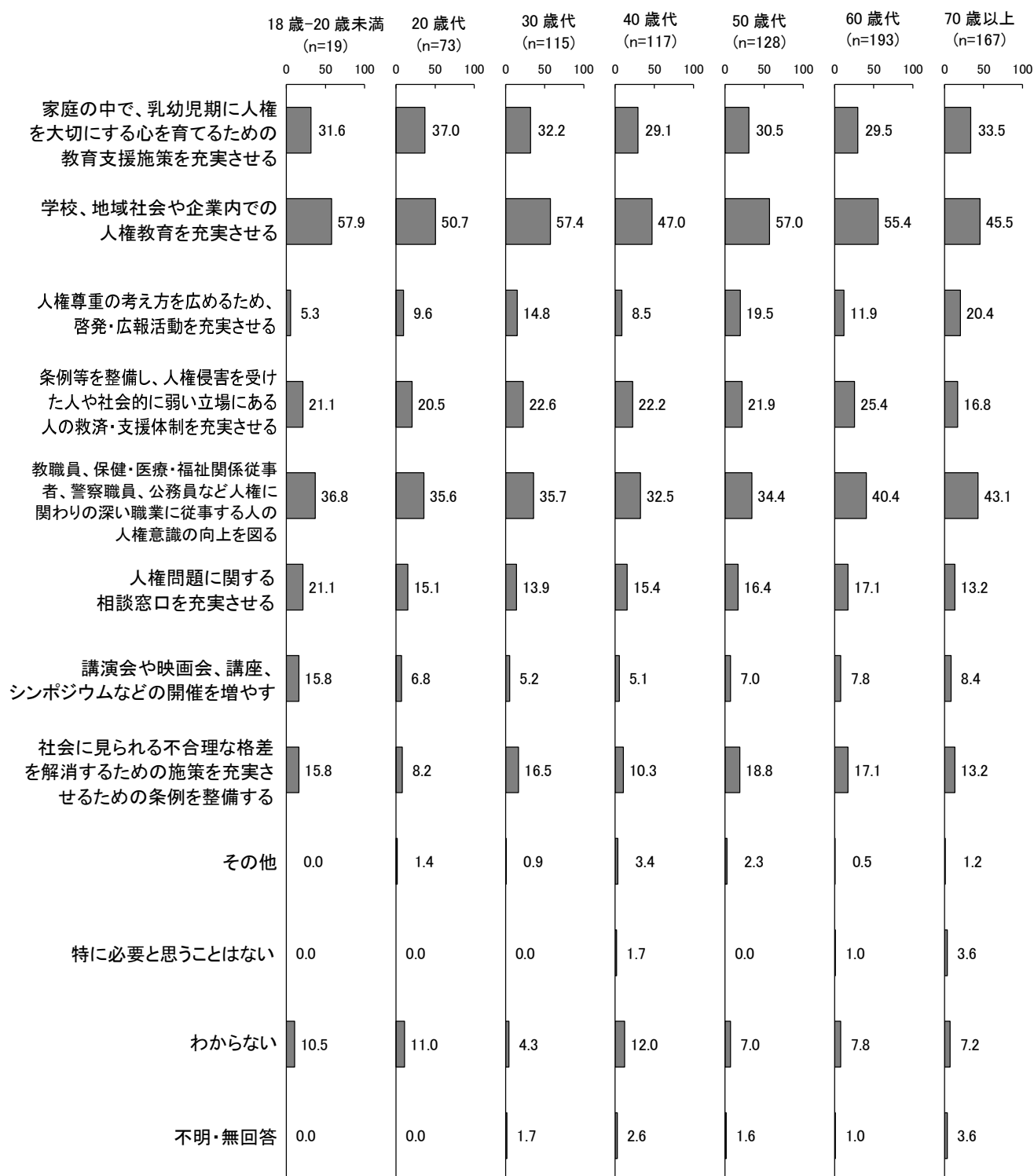
■ 性別でみると、男性、女性ともに「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」が、最も多くなっています。



【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」が、最も多くなっています。

■ 「人権尊重の考え方を広めるため、啓発・広報活動を充実させる」では70歳以上が、他の年代と比べて多くなっています。

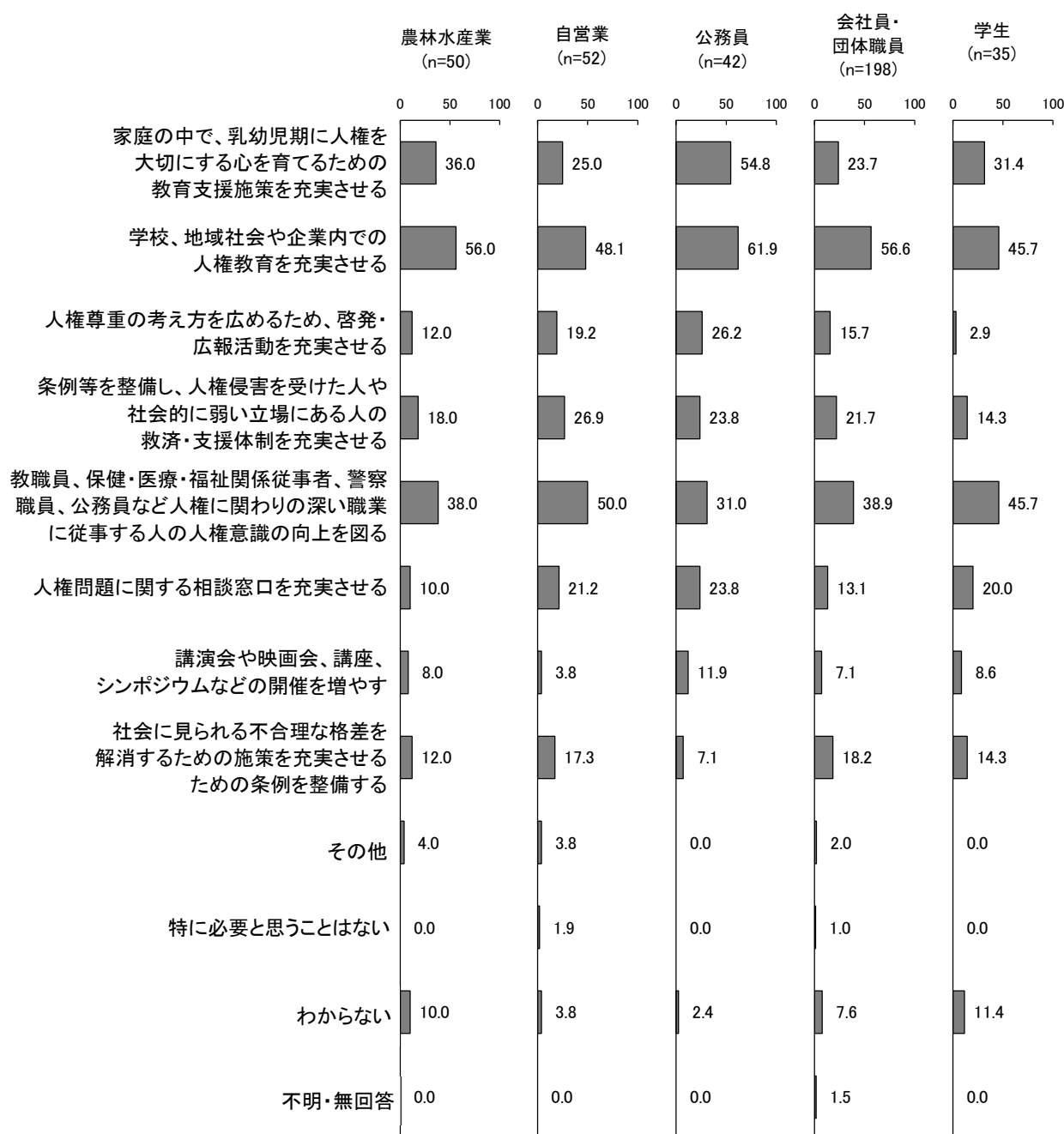


(単位：%)

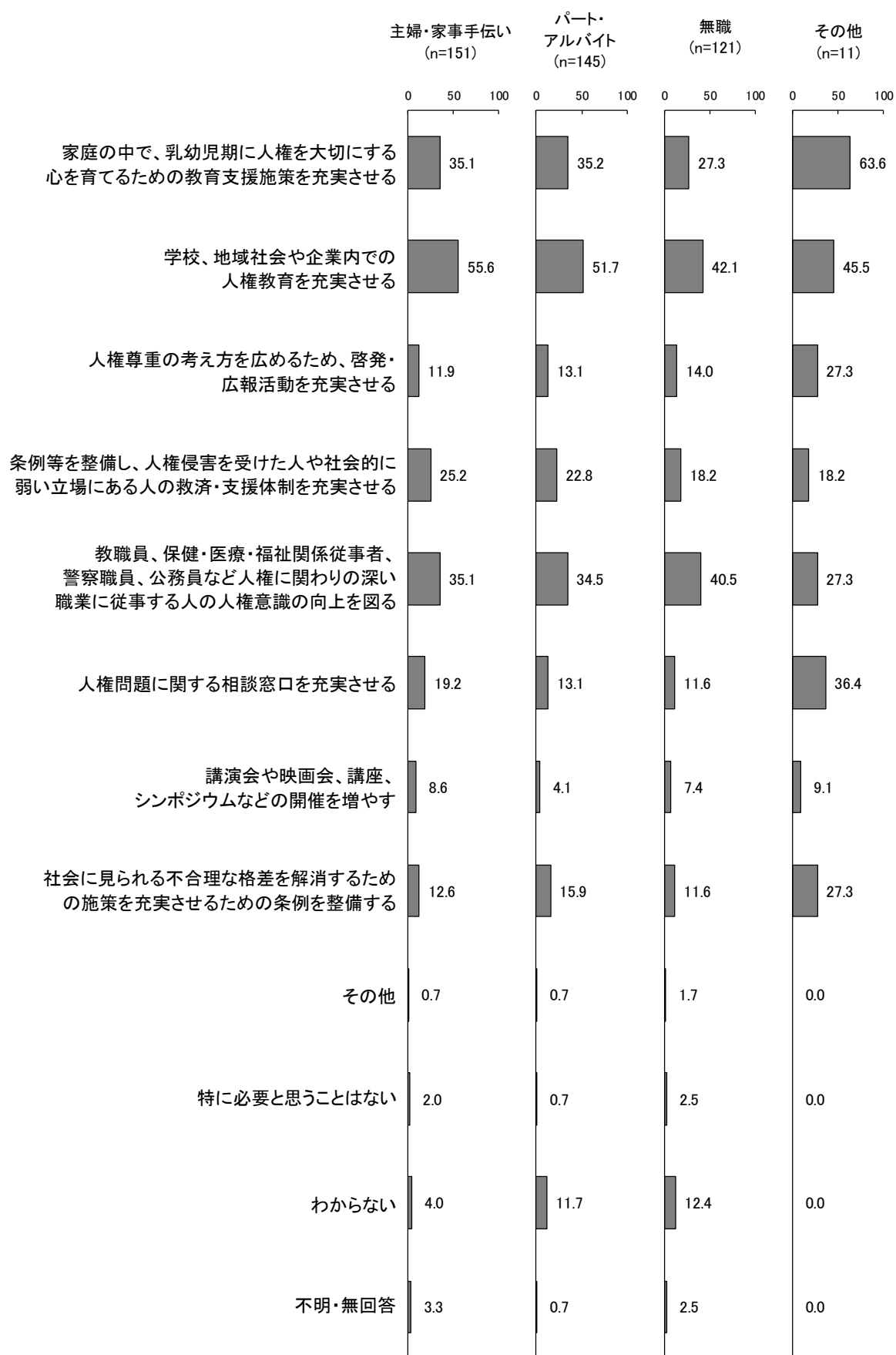
【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、公務員、会社員・団体職員、主婦・家事手伝い、パート・アルバイト、無職では「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」、自営業では「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る」、学生では「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」と「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る」、その他では「家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にする心を育てるための教育支援施策を充実させる」が、最も多くなっています。

■ 「家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にする心を育てるための教育支援施策を充実させる」と「人権尊重の考え方を広めるため、啓発・広報活動を充実させる」では公務員が、他の職業と比べて多くなっています。



(単位: %)



(単位: %)

< H26 年度調査との比較 >

- 前回調査（H26）と比較をすると、「家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にする心を育てるための教育支援施策を充実させる」は 4.9 ポイント、「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る」は 4.8 ポイントそれぞれ増加しています。一方で、「人権尊重の考え方を広めるため、啓発・広報活動を充実させる」は 4.0 ポイント、「社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させるための条例を整備する」は 6.6 ポイントそれぞれ減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる	47.0	50.1
教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る	31.2	36.0
家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にする心を育てるための教育支援施策を充実させる	25.3	30.2
条例等を整備し、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人の救済・支援体制を充実させる*1	20.4	20.7
人権問題に関する相談窓口を充実させる	16.8	14.7
社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させるための条例を整備する	20.6	14.0
人権尊重の考え方を広めるため、啓発・広報活動を充実させる	17.8	13.8
講演会や映画会、講座、シンポジウムなどの開催を増やす	7.7	6.8
特に必要と思うことはない	2.6	1.3
その他	1.2	1.5
わからない	7.7	7.8
不明・無回答	6.4	5.8

(単位：%)

* 1 H26 年度調査では「人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人の救済・支援体制を充実させる」

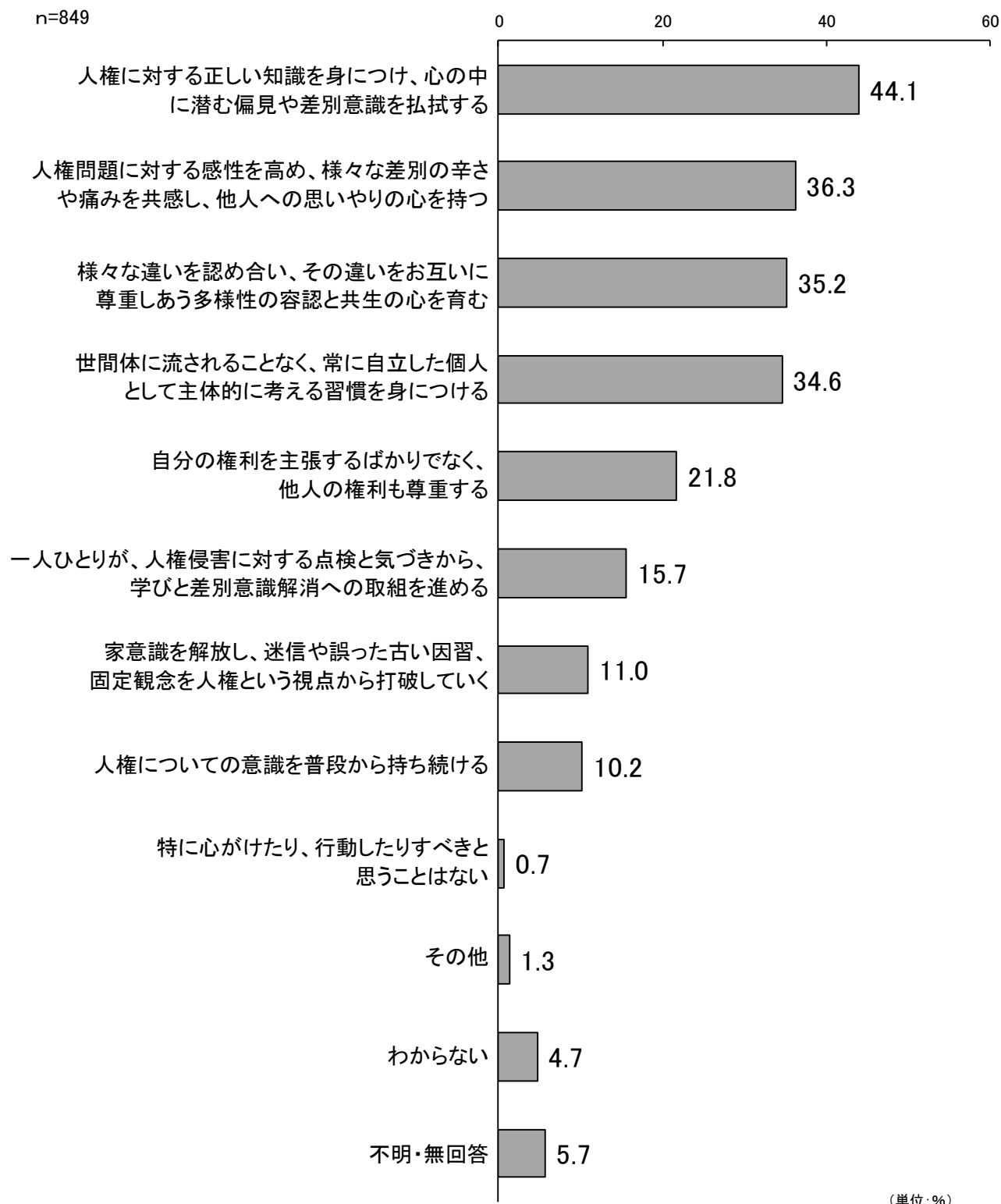
【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
人権意識を高めるための啓発の充実	26.9
学校や社会における人権教育の充実	50.8
社会に見られる不合理な格差を解消するための施策の充実	23.4
社会的に弱い立場にある人の救済・支援	28.4
教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など、人権にかかわりの深い職業に従事する人の人権意識の向上	38.7
人権侵害に対する救済策の強化	10.7
地域での人権問題に関する自主的な市民活動の推進	12.3
一人ひとりが自ら人権意識を高める努力	48.9
その他	1.9
特にない	2.4
不明・無回答	0.9

(単位：%)

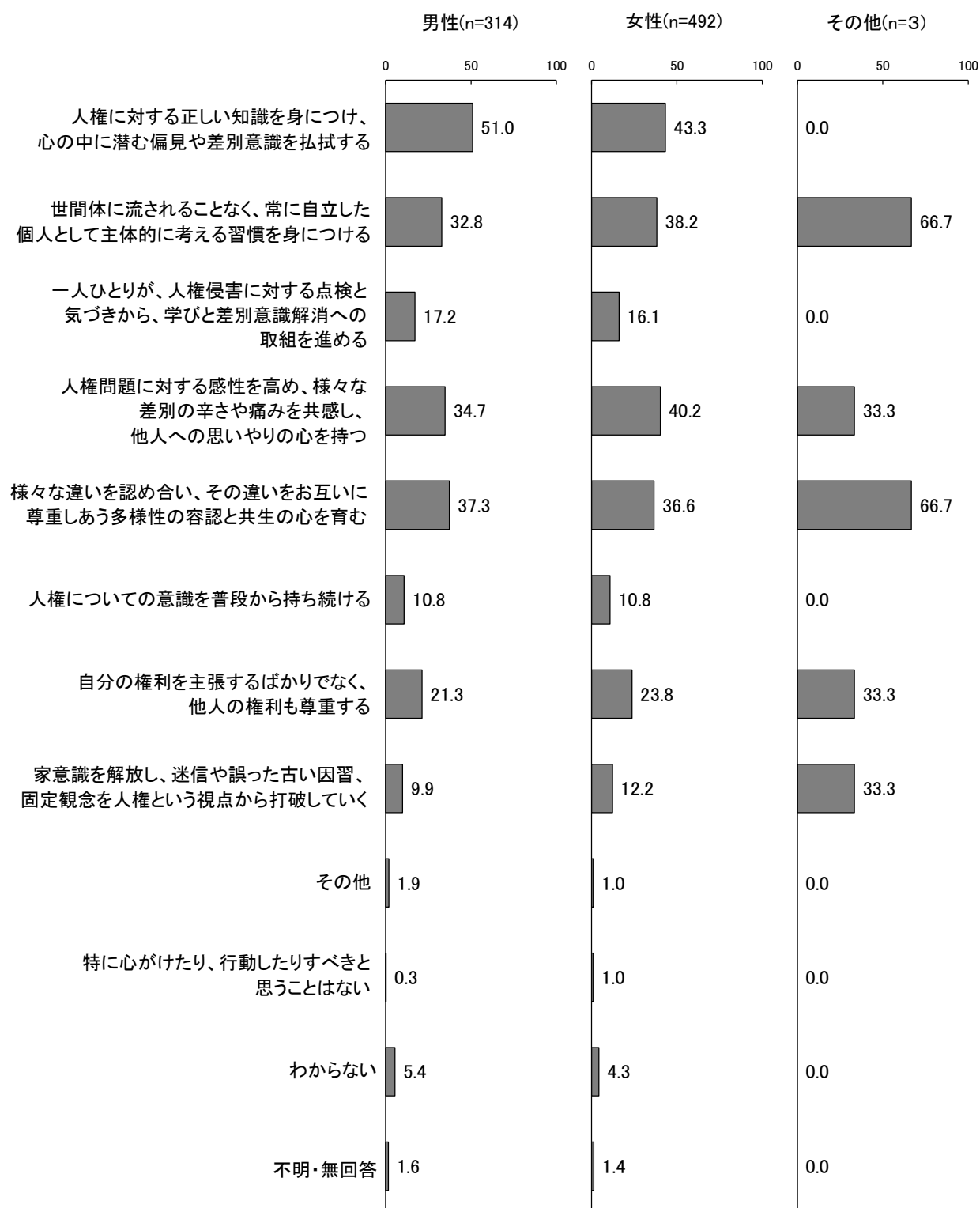
問 33. あなたは、市民一人ひとりが人権を尊重しあうために心がけたり、行動したりすべきことはどのような事だと思いますか。（〇は3つまで）

「人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する」が 44.1%で最も多く、「人権問題に対する感性を高め、様々な差別の辛さや痛みを共感し、他人への思いやりの心を持つ」36.3%、「様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む」35.2%がつづいています。



【性別】

- 性別でみると、男性、女性ともに「人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する」が、最も多くなっています。
- 男性では「人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する」が、女性と比べて多くなっています。

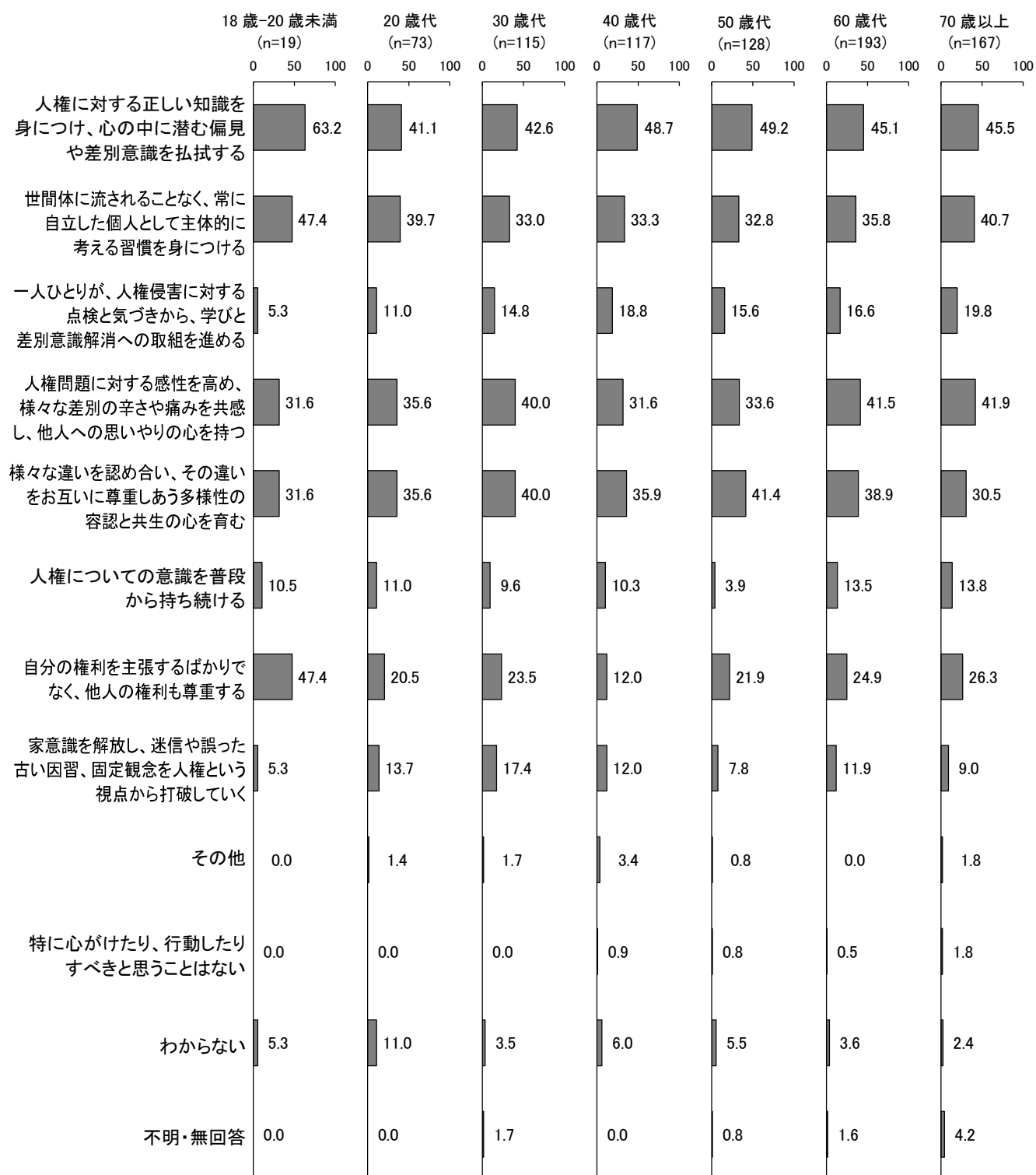


(単位: %)

【年代別】

■ 年代別でみると、すべての年代において「人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する」が、最も多くなっています。

■ 「家意識を開放し、迷信や誤った古い因習、固定観念を人権という視点から打破していく」では30歳代が、他の年代と比べて多くなっています。

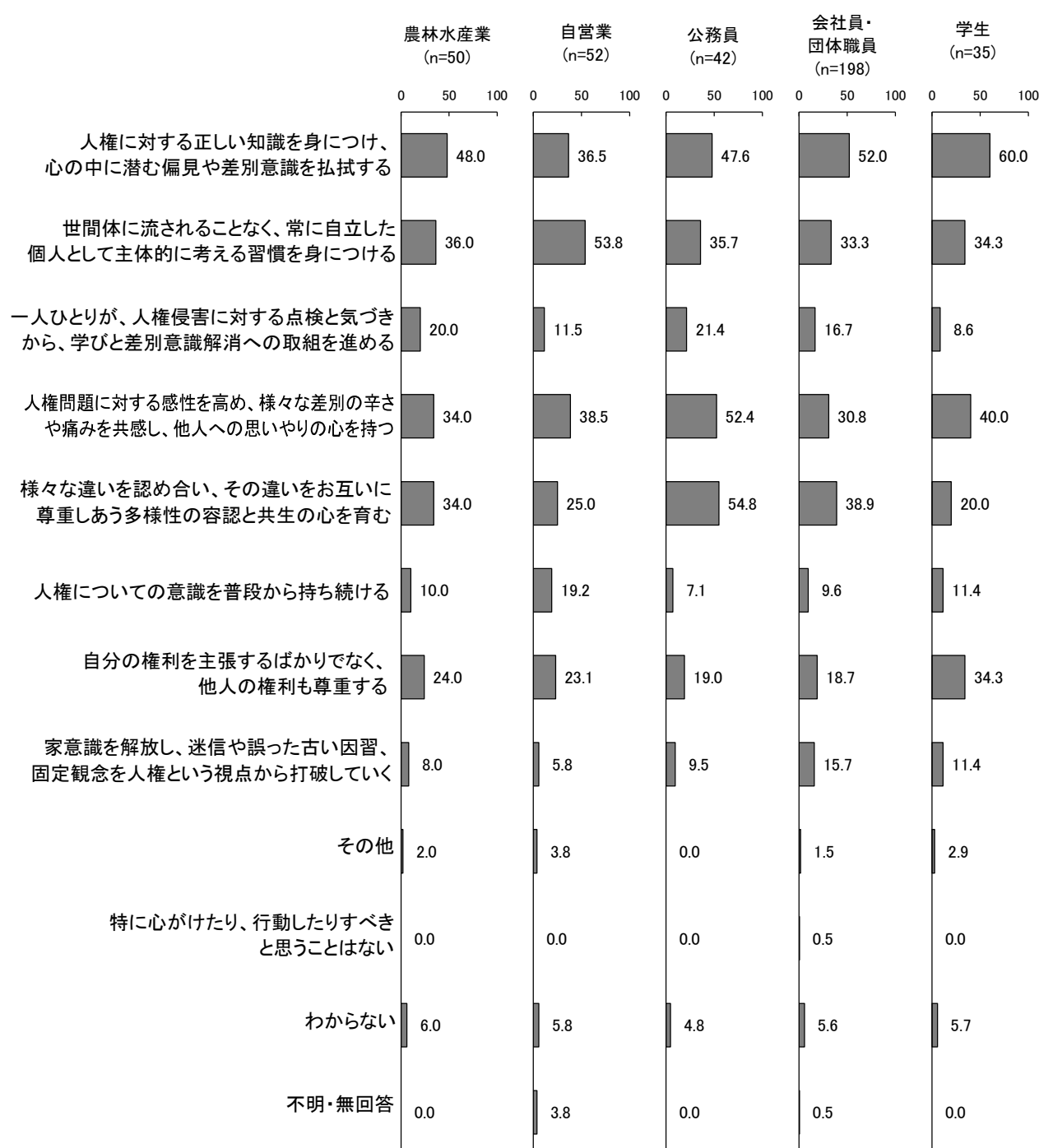


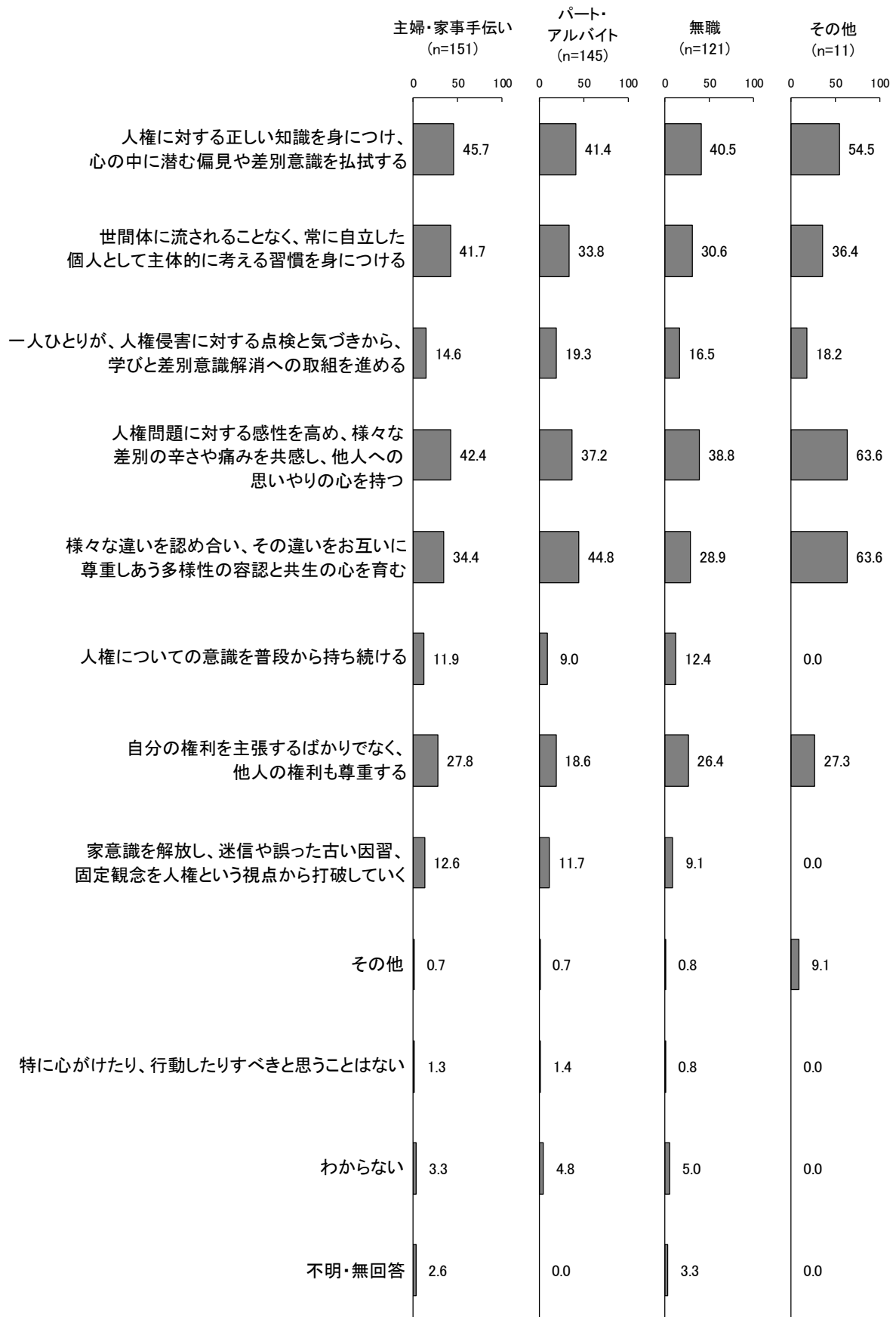
(単位: %)

【職業別】

■ 職業別でみると、農林水産業、会社員・団体職員、学生、主婦・家事手伝い、無職では「人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する」、自営業では「世間体に流されることなく、常に自立した個人として主体的に考える習慣を身につける」、公務員、パート・アルバイトでは「様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む」、その他では「人権問題に対する感性を高め、様々な差別の辛さや痛みを共感し、他人への思いやりの心を持つ」と「様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む」が、他の職業と比べて多くなっています。

■ 「世間体に流されることなく、常に自立した個人として主体的に考える習慣を身につける」と「人権についての意識を普段から持ち続ける」では自営業、「様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む」では公務員、パート・アルバイト、「家意識を開放し、迷信や誤った古い因習、固定観念を人権という視点から打破していく」では会社員・団体職員が、他の職業と比べて多くなっています。





(単位: %)

＜H26 年度調査との比較＞

- 前回調査（H26）と比較をすると、「世間体に流されることなく、常に自立した個人として主体的に考える習慣を身につける」は 4.4 ポイント増加しています。一方で、「人権問題に対する感性を高め、様々な差別の辛さや痛みを共感し、他人への思いやりの心を持つ」は 4.7 ポイント、「自分の権利を主張するばかりでなく、他人の権利も尊重する」は 6.1 ポイント、「特に心がけたり、行動したりすべきと思うことはない」は 1.2 ポイントそれぞれ減少しています。

区 分	H26 (n=1,017)	R 1 (n=849)
人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する	42.7	44.1
人権問題に対する感性を高め、様々な差別の辛さや痛みを共感し、他人への思いやりの心を持つ	41.0	36.3
様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む	33.5	35.2
世間体に流されることなく、常に自立した個人として主体的に考える習慣を身につける	30.2	34.6
自分の権利を主張するばかりでなく、他人の権利も尊重する	27.9	21.8
一人ひとりが、人権侵害に対する点検と気づきから、学びと差別意識解消への取組を進める	16.2	15.7
家意識を解放し、迷信や誤った古い因習、固定観念を人権という視点から打破していく	9.6	11.0
人権についての意識を普段から持ち続ける	9.9	10.2
特に心がけたり、行動したりすべきと思うことはない	1.9	0.7
その他	0.7	1.3
わからない	4.5	4.7
不明・無回答	5.2	5.7

(単位：%)

【参考データ（H20 年度調査の結果）】

区 分	H20 (n=783)
人権に関する正しい知識を身につけていること	64.9
非合理的な因習や風習、誤った固定観念にとらわれないこと	61.4
自分の権利について理解し、正当な権利を主張すること	14.2
自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重すること	53.9
自分の生活している地域を大切にすること	19.2
家庭内での家族の権利を大切にすること	11.1
不利な条件となる仕事の内容、待遇をなくすこと	14.6
生活の格差や所得などの経済的格差を少なくすること	25.0
その他	1.1
特になし	0.8
不明・無回答	1.1

(単位：%)

V その他の回答

記入内容が設問と同様もしくは類似している場合、設問と関連性のない場合は削除しています。また、記入内容を要約して掲載しているものもあります。

問1. 「人権課題」の中で、関心をもっていることについて

記入内容	件数
沖縄に関すること（県民の人権、基地の問題）	2
宗教や選挙の自由	1
学校中でのいじめ	1
特に関心を持っている問題ということではなく、全て問題だと思っている	1
犯罪加害者の家族のこと	1
普段の生活の中でも井戸端会議的な中で人を中傷したり、批判したりという事も人権侵害になるのでは。基本人の悪口を言わない！という気持が大事	1
マスコミが犯罪者を隠して守るのがゆるせない	1

問2-1. A. 差別を受けた内容

記入内容	件数
職場内のこと（長時間労働、人事評価、雇い主からの理不尽な仕打ちなど）	4
家庭内のこと（母親の職業、家族の問題に対する誹謗、中傷など）	3
パワー・ハラスメント	2
小学生時代の担任による不当な体罰	1
長子であることの「家」を守るべき理想	1
左利きであること	1
クラブの顧問の暴力	1
生い立ち	1
セクハラ	1
医療機関での患者への差別	1
あおり運転	1
個人の性格について	1

問2-1. B. 差別を受けた具体的な状態

記入内容	件数
あごの形状について	1
時間外手当がでないことがある	1
入院中にいやがらせや差別を受けた	1
未婚、既婚など全く関係のないことで（結婚していない人は来てはいけないと言われた）	1
職場で補助職員だったため、正職員に勝手に席を変更決定されたり、仕事以外の用事をするよう命ぜられたり、話しかけても無視された	1
“バカ”にされたり“いやみ”を言われた	1
一般道路で通行中	1
アカデミックハラスメント	1
男女差別	1
なんとなく感じる	1

問2-2. 差別や人権侵害を受けた時どうしたかについて

記入内容	件数
家族や友人に話をした（相談ではない）	2
無視した	2
悔しさをバネにして仕事を頑張った	1
家出	1
ケガをして病院に行った	1

問3. 同和問題を知ったきっかけについて

記入内容	件数
仕事や職場の研修で	2
子供の頃、大人の話から	1
団体で勉強会参加	1
高校1年の時、同級生より聞いた	1
公務をして学習した	1
高校のクラブ活動で	1
児童に教えるため研修した	1

問4. 同和問題で人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
同和地区を分ける事、市町村が問題	1
子供が知らないことにおどろいた。今は学校で習っていないのか？	1
なぜこだわるのかが判らない	1
同和対策にあたたらかすぎる	1
逆に同和地区の家族からひどい目にあった	1
同和問題はほぼ解消したと思っていても根底ではあるように思われる	1
最近では、世代が変わりつつあり、あまり感じた事がない	1
逆差別(優遇しすぎ)	1
多様化する現代社会、いろんな人が共存している。根深い考えの高齢者がいなくなれば自ずと解消することも多いと思う	1
同和地区内の人達間でも被害意識が強いのではないか	1
同和地区に住んでいる人一部身勝手な行動、言動	1
生まれた時からうける(善意、意思含む)周りからの刷り込み(被害別者であるという意識) →より良い人生へのアクセスをはばむ	1
差別を利用している者がいる！	1
差別されているという意識低い問題	1

問5. 同和問題がなお存在する原因背景について

記入内容	件数
教育を受けるまでは知らなかった。教育をしない方が知らないかも	1
義務教育段階での指導がなくなってきている。同和問題について正しく学ぶ機会を得ないままの世代がいる	1
同和問題について、役所の仕事をしている人でも、上辺は「なくそう」と言っているが、自身の子に関して結婚となると気にしている、反対している	1
記録として残すから、いつまでも消えないのではないかな？	1
同和の方の高い教育を必要	1
同和問題で金もうけをするというヤカラがいるから	1

記入内容	件数
逆差別の存在	1
同和地域の中に行政の特別あつかいを要求する者がいる。公共工事の業者に金銭を要求する者(自治会も含め)がいる	1
老人が持つ偏見	1
古い世代への教育欠如	1
今さら取り上げること自体が問題	1
税金面等での優遇	1
価値観の違いと教育の差	1

問7. 同和問題の解決に必要なことについて

記入内容	件数
学校教育で学ばせるべきこと	1
記録を処分する	1
差別を受ける側にも相応の理由があるように思う	1
今現在、どのような差別が残り、どのような対策がなされ、どのような今後のとりくみが予定されているのかが不明なので答えにくい。行政がとらえている今の課題は？	1
同和の方を特別あつかいしている行政が悪い	1
なくならない	1
差別は同和問題だけに限っていない。知る事により偏見を持つ人もでるかもしれない。差別はいけないと大きな全体をひっくるめた視点での教育が必要	1
人権問題を知っている時代の人が去れば無くなる	1

問8. 女性の人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
(女性の?)家の仕事(家事)を社会で十分に認めるシステムを作る	1
育児休暇を男性も必ずとらなければいけないと決めて欲しい。その時に同時に育休がとれるようにして欲しい。全員が必ずとるようにすれば、社会で子育てをすることが自然に受け入れられるようになってくるのでは?それが後々の女性が家庭をささえるという意識改革になると思う	1
男性が家事、育児全般に参加していない	1
差別と区別の解釈違い	1
女性の意識、仕事への取り組み意識が低い	1
もとより女性は弱いもの、とした古くからの意識が根強いのでは。女性も男性に負けない力量をつければ良い。立場が悪くなると「女性」を強調するのはどうか?	1
人体の構造上、男と同じは無理がある	1
職場で扶養を認めてもらいにくい(男性よりも)	1
日本の歴史に問題があると思う レディーファースト!	1
現在は女性の地位立場は大きく前進していると思います。これからは、男・女お互いに尊重して、それぞれができる事を区別なくしていけばいいと思う	1
男と女はちがうんだ	1
改善しつつあるので、この状況の流れが大切	1

問9. 女性の人権が守られるために必要なことについて

記入内容	件数
女性(本人)の意識を向上させる、変えること	4
犯罪に巻き込まれないための教育。女性限定で買春など金をチラ付かす者が危険という認識を持たせる	1
性別関係なく、家庭生活と仕事の両立がしやすいように環境を整える	1

記入内容	件数
女性の～と言うよりは、女性なら女性の男性なら男性の特性を活かして平等にすることが大切。どうしても女性には難しいもの、男性には難しいものもあると思う	1
女性自身も出来る仕事と出来ない仕事を差別化しないこと	1
女性の人権を守るという発想事態が差別・不平等の元になっていると思うので、男女双方の人権を守っていく事が結果真の男女平等につながる	1
推進や働きかけではなくならない	1
個人の考え方を変えないかぎり無理	1
現在は女性の地位立場は大きく前進している。これからは、男・女お互いに尊重して、それぞれができる事を区別なくしていけばいいと思う	1
特設な分野を伸ばすこと	1

問 10- 1. DVやデートDVを受けた事柄について（「受けたことがある」方）

記入内容	件数
口がどこか分からないと言われる	1

問 11. 障害者の人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
全て	2
障害者を働かせたいのは分かるが、実際、その人にあった仕事をみつけるのが大変なのでは？その人のためだけの仕事を作り、その人の税金を支払う力が今の日本の会社にはないと感じる。障害があっても能力のある人はすでに働いている	1
精神薬は飲まない方がいい等という間違った考え方	1
知的の人の性犯罪を厳罰化してほしい	1
障害者も障害にたよった行動をとる	1
家族に障害者がいるが、家族自体も差別された経験がある	1
障害のないのに車イスパーキングに止めるバカが居る	1

問 12. 障害者の人権が守られるために必要なことについて

記入内容	件数
保育所や学校の中でなるべく障害のない子どもと一緒に過ごす時間をつくる（大人に教えられるのではなく子ども同士の付き合いの中で自然と障害のない子が障害のある子を助ける）	2
全て	2
バリアフリーというよりユニバーサル	1
知的の人の性犯罪を厳罰化してほしい	1
保育料や学校の中で一緒に時間を過ごさせる	1
幼少期からの教育（健常の方向け）、幼少期からの生活環境を整えてあげること	1
「障害者」と扱うのではなく「人」として扱う	1
障害のある人が政策決定の場に参画する	1
常識の無いバカを教育すること	1

問 13. 障害のある人となない人が共に生活する上での配慮や工夫について

記入内容	件数
差別に当たるとは思わないが、配慮や工夫を行うべきである	2
配慮もいきすぎると逆差別となり得る（当事者の使い勝手を聞いてからが良い）	2
これから障害のある人だけではなく、老人にとっても必要となる	2
質問の意味内容、意図がわからない	2
どこでも差別は有ると思う。「差別は有る」と言う前提で物事を考える様にする	1

記入内容	件数
小学校から色々教える事が必要	1
差別に当たるかどうかは当事者がどう思うかなのでわからないが、配慮や工夫に対しては、当事者の必要度合によってできる限り(負担をする側も重荷にならないよう)していくことが大事	1
どちらにしても皆が寛容であるべき、ゆずりあいとか、互いに理解しあうことが大事	1
障害の程度によるので	1
障害者だけが使う(公共施設の設備など)という意識を持って作らずに、色々な人から使いやすいような配慮や工夫をしてほしい。障害のある人が使いやすいということは障害のないお年よりなども使いやすいし、障害はなくても人それぞれ身体的な差があるから	1

問 14. 子どもの人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
変った意見をもつ教師がいること	1
インターネットの掲示板などで被害者を誘引する種の物を取締るべき。(自殺志願者募集の掲示板など)	1
市の担当者(子ども)に対する判断が？人がある	1
“過度な”暴力、放棄、無視、いじめ、体罰、その他が問題。ひとりの人として考えて対応する。(年齢によって、それは形を変えるが)それを心に置いて、接せられるかどうか大切。その為には、大人(親や教師)へのサポートも必要	1
そもそも教育者にも人権に無知な者が多いのでは？教職員教育を見直してはどうか？	1
教育現場で子どもの人権に関する意識が欠如していることが多い	1
子供に人権はない	1
貧困	1

問 15. 子どもの人権が守られるために必要なことについて

記入内容	件数
子供達の資質を高める(人の話を良く聞く、わがままの抑制力等)家庭教育のみなおし	1
課外授業で無用な内容を教えようとする教師を排除すべき。特にハングル教育など全くもって無用。英語ならまだしも利用人々が少なすぎる	1
いじめは犯罪で、法に罰せられることを教育する	1
全ての暴力が体罰となるのではなく、その人を思っている(勿論、血が出る程ではない)。愛のある行動は暴力ではないと思う	1
親のしつけを行う(行政等が)	1
どれも必要、選べない、似た項目、関連項目もある	1
最大の人権侵害である子供の自殺、他殺を減らす→できればなくしたい	1
貧困の対策。「お金がないから」という理由で、夢をあきらめる現実にあきらめてほしい	1

問 16. 高齢者の人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
移動手段について(高齢者の免許問題、自主的に外出しやすい環境作り、公共交通の充実など)	3
高齢者に対する行政の手続きが面倒。だんだん能力や判断力が衰えてくる人に行政の手続きは難しい。行政の方でもっと簡略化できるようにすべきでは？	1
私は11月で70才になるが、高齢者と言う実感は無い。あまり甘やかすべきでない	1
訪問介護はかえってよくない。孤立を放置することになるので一定人数を送迎して一カ所でまとめてサービスする方がよい	1
生涯現役で仕事をする意欲が高齢者にないの、富が片寄っているのを知っているのに、つけを若者にまわしている団塊の世代	1
高齢者が高齢であることを理由に逆差別が増えている	1
親を子供が面倒をみる事が減ってきている。すぐに施設へ入れる	1

記入内容	件数
年金制度の充実	1
高齢者が暮らしやすい町づくりが進んでいると思う	1
住みやすい町づくり(ゴミの収集、交流会や見守り等)	1
老人も自分で自活出来ることを目指していく	1
老々介護など、年齢全体の高まり	1
全て	1
現在は、介護の普及も進んできている。「足るを知る」という心構えを持つ事が大事。老若男女すべてお互いに尊重、理解し、思いやりの心が育っていれば、不足に思う事も少なくなるのでは	1

問 17. 高齢者の人権が守られるために必要なことについて

記入内容	件数
移動手段について(移動が不便、路線バスの本数を増やしてほしいなど)	2
自分で努力する、できることをする	2
今の若い世代が自分たちが高齢になる時に備えて、健康管理を行う	1
病院以外でも他の人と会話や交流する場所を作ってあげる→外に出る、楽しみを増やす	1
子供の頃からお年寄と接する機会を増やす必要がある	1
登録制で電話の発信を監視するサービスをNTTにやらせる。被登録者あての電話を一旦受けて、必要ならオペレータから呼出す	1
高齢であっても、良い悪いのマナーは正してほしい。マナー違反の多さが差別につながっていく	1
利用できる住民サービスなどの積極的な広報活動	1
詐欺等の刑罰を厳罰化する	1
民生委員の人選に尽きる。色んなノウハウを持った人	1
全ての老人をうやまう必要はない。病気以外の要因で問題行動を起こす人物は社会からの排除もやむなし	1
全て	1
互いに理解し合う	1

問 18. 外国人の人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
外国人が不利に感じていることが分からない(福利厚生)ので、それを知る機会を増やす	1
帰化していない者へ過剰な人権を与える必要はない。代わりに翻訳機能が付いた携帯機材を貸し出せば十分。ポケットークなど低価格で優遇するとよい	1
“外国人”という言葉も、差別と言えば差別(外国の人(方)と言っている)	1
外国人犯罪も多く偏見もある。日本へ来たなら日本語を勉強すべき。コミュニケーションが大切	1
日本人も外国人の不便さが分からない	1

問 19. 外国人の人権が守られるために必要なことについて

記入内容	件数
外国人に調査すべき	1
特別永住者で強制送還させない国があるが、相手国の意図するところは国際法違反であるため、空港置き去り方式を積極的に使う	1
日本人どうしが人権を守るようにしないと、日本どうしの人権侵害がなくなれば、外国人を変な意識(差別)がなくなる	1
国へ帰せ。文化の違う民族が真にわかりあうことは不可能だ	1
宗教の統一	1
相互理解を深められるようにする	1

問 20. 難病患者などの人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
どのような病気でどのように感染するのか全く分からないので	1
全て	1

問 21. 難病患者などの人権が守られるために必要なことについて

記入内容	件数
子供の頃から教える必要がある	1
身近に接点がない為、あまりわからない事がある	1
この病気がいつ、どこから入ってきたのか何も教えられず。これではただこわいだけです	1
全て	1

問 22. 犯罪被害者の人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
被害者よりも加害者の方が守られている（被害者への取材制限、被害者の情報の流出など）	3
すべてあてはまる	2
事がおこってからではないと警察は動いてくれないが、それでは犯罪は減らないと思う。相談した時は、せめて予防できる姿勢を見せて欲しい	1
実情がわからないので答えにくい	1
刑事の態度の悪さ	1
ネット上にアップされる	1
マスコミを法律で取りしまれ！	1

問 23. 犯罪被害者の人権が守られるために必要なことについて

記入内容	件数
すべて	2
被害者と家族の承認を得ない限り、メディアは取材しない	1
加害者についての情報を公開して欲しい	1
仕返しを受けた場合、無条件に再犯として収監する制度が必要。ただし、より深刻な被害の場合は裁判も必要で、前回の科料も無条件に加算すると尚よい	1
経済的な支援（というか、賠償がきちんとされるようにしてほしい）	1
マスメディアによる報道をやめさせる	1
市職員の能力 up させる	1

問 24. ネット人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
誤った情報の拡散（デマやフェイクニュース、歯止めが利かないなど）	2
日本人に対して外国人が暴言をはいてもおとがめなしなのは暴挙。日本死ねなど論外なので処罰すべき	1
親がしっかりし、子供を守ること	1
全て問題	1
同じ意見が集まりやすく、自分の意見が正しいと思い込む	1
ラインで流出していることを知らない	1
罪を重くせよ！	1

問 25. ネット人権侵害の解決のために必要なことについて

記入内容	件数
インターネットの場合、報道されなければ誰も気付かないケースが非常に多い。原則として報道は禁止すべき	1

記入内容	件数
ネットでの様々な契約の時、わかりにくい表現やあいまいな表現をさけ、わかり易く、間違いがおこりにくいようにする。そうして悪意あるサイトに個人情報などを漏洩しづらくする	1
個人情報不正利用の厳罰化	1
匿名禁止	1

問 26. 働く人の人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
労働時間について（サービス残業がある、タイムカードを打たせない、先進国で労働時間及び日数が多すぎる、残業時間が多すぎて心身ともに疲れ切っている（医療系）など）	4
賃金について（給料が低い、最低賃金が安く仕事内容と賃金が合っていない など）	2
有休を全て消化したい！	1
36 協定以前に相談を受ける窓口があってもよい。個人に著しく偏る場合は結果的に負担が大きくなるので予防をした方がよい(払込放棄を回避)	1
帰宅できない(しづらい)雰囲気など、慣習にしばられない(しづることをよしとしない)様、ルール化する。また、そういうことができる様、経営者側、社員側共に努める	1
定年退職制度を 75 才までのばす	1
特定の人に仕事を集中させる	1
年功序列制の弊害、若者の低賃金	1
多くのノルマをしなくてはならない。できなければ自爆しないといけない	1
働く個人に働く意図を持ってもらいたい	1

問 27. 働く人の人権を守るために必要なことについて

記入内容	件数
働きやすい職場環境づくり	2
役職者の意識を高める、変える（上司、役員など）	2
資格、免許手当の支給	1
最低賃金の底上げ。労働時間を削減	1
法人税など企業への負担を少なくするために国県市が尽力を尽くすべき！	1
自爆しないようにしてほしい	1

問 28. L G B T などの人権上、特にどのようなことが問題だと思うかについて

記入内容	件数
法整備	1
全て	1

問 29. L G B T などの人権を守るために必要なことについて

記入内容	件数
友達になる	1
法整備	1
LGBT だという事を特別視しない事	1
「異性を好きにならなければいけない」、「男は男らしく、女は女らしく」しなければいけないという、教育をやめる	1

問 31. 人権尊重の理解を深めるために効果的だと思うことについて

記入内容	件数
ドラマや映画	2
法の整備(法律の制定)	2
友達になる	1
これから子をもつ若い世代がしっかり教育され、新しくうまれる子供が偏見のない環境で過ごせるようにする	1
講演会に参加して欲しい、するべき人に限って参加しないと思う	1
恒常的に差別されているのに認識できていない場合がないか、過去のデータを見て検討すべき	1
公の特別でない場所で広く(例えば、講演会などに行くとかではなく)現状や問題点、具体的にどうするかを、みんなの耳や目に入るようにできたらいい	1
人権学習会	1
偏見と云う古い人格をその習わしと共に脱ぎ捨て隣人を自分自身のように愛するよう正確な知識で思いを作り直して偏見を捨てるよう日々学んでいます	1
幼少時からの家庭教育	1
選挙	1

問 32. 人権尊重の社会実現のため市はどのような取組が必要と思うかについて

記入内容	件数
個別企業を抜き打ち検査して、残業などの偏りをチェックする	1
市役所内、市議会内のパワハラ等がなくなれば自然と市内も浄化されていく。まずは内から	1
各個人の考えを変えねば条例などでは進まないと思う	1
住んでいる地域のつながりを大切にする取りくみを市が中心となって声かけしてほしい	1
人権相談の利用状況(人数、相談内容の概略など)の開示	1
やれる事は全てやってほしい	1
効果的と思うものなし	1
少子化対策	1
障害者、外国人、その他様々な問題を抱えている人達が自由に交流できる場をもうける	1
人権を守る法の強化・整備	1
母子家庭で、子育てにかかる費用の充実	1

問 33. 市民が人権を尊重しあうために心がけたり、行動したりするべきことについて

記入内容	件数
色々な情報を自ら得、自分の考えを持つことが大事	1
近辺に何らかの被害を受けている人が居ないので解らない	1
しそわかし 親切、掃除、笑う、感謝、信頼	1
差別的意識が自分にもあると自覚し、それが間違いであるという認識をする	1
地区の方々も今の生活が感謝され、人々に喜ばれる人に成長されたい!	1
相手の立場に立つ。その為の知識や実際を知る	1
全て	1
全員が出来ると思わない	1

資料 調査票

1. 人権全般についての考えをお聞きます

問 1. 次にあげる「人権課題」の中で、あなたが関心をもっているのは何ですか。(○はいくつでも)

1. 同和問題	2. 女性の人権
3. 子どもの人権	4. 高齢者の人権
5. 障害のある人の人権（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害（※1）・高次脳機能障害（※2）など）	
6. 外国人の人権	
7. ハンセン病回復者、難病などの患者の人権	9. 刑を終えて出所した人の人権
8. 犯罪被害者とその家族の人権	
10. 情報化社会における人権（インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害）	
11. 働く人の人権（職場におけるパワー・ハラスメント（※3）やセクシュアル・ハラスメント（※4）の問題、人事評価の公平性の問題、長時間労働など）	
12. LGB T（※5）や性同一性障害（※6）のある人の人権	
13. ホームレスの人の人権	14. アイヌの人の人権
15. 公権力（国や地方公共団体）による人権侵害	
16. 医療の現場における患者の人権	
17. 環境問題による人権侵害	18. 自死遺族の人の人権
19. 自然災害時における人権侵害	
20. その他（具体的に：	
21. 関心がない	

※1 「発達障害」・・・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害のこと。
※2 「高次脳機能障害」・・・脳血管障害や頭部外傷などによる脳損傷の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害のこと。
※3 「パワー・ハラスメント」・・・職場の権限や地位を悪用し、業務の範囲を逸脱して、継続的に相手の人格と尊厳を侵害する行動をし、働く環境を悪化させるなど、雇用不安を与えること。つまり、「職場における立場や地位を悪用したいじめ」といえます。
※4 「セクシュアル・ハラスメント」・・・『性的嫌がらせのこと』相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって不利益を与えようとしたり、または、それを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させることをいいます。
※5 「LGB T」・・・Lesbian（レズビアン；女性同性愛者）、Gay（ゲイ；男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル；両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー；「身体の性」と「心の性」に違和感のある人や「心の性」にそって生きたいと望む人たちの頭文字をとって組み合わせた言葉）。
※6 「性同一性障害」・・・トランスジェンダーのなかで、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちにに対する医学的な疾患・診断名。

問 2. あなたは今までに自分が差別を受けた、または人権を侵害されたと感じたことはありますか。(○は1つだけ)

1. あると思う	→問 2-1、問 2-2をお答えください
2. ないと思う	→問 3にお進みください
3. わからない	

問 2-1. 問 2で「あると思う」と答えた方で、差別を受けた内容とその具体的な状態について、AとBからあてはまるものをお答えください。(○はいくつでも)

A. 差別を受けた内容

1. 年齢	2. 学歴、出身校
3. 職業	4. 収入、財産
5. 家柄、家格	6. 母子・父子・両親がいない家庭
7. 障害、病気	8. 性別
9. 容姿	10. 出身（生）地、居住地
11. 独身、離婚歴	12. 人種、民族、国籍
13. 宗教、宗派	14. 思想、信条
15. 犯罪歴（前科）	16. 不妊
17. 犯罪被害	
18. その他（具体的に：	

B. 差別を受けた具体的な状態

1. あらぬ噂、他人からの悪口・かげ口	
2. 学校や地域での仲間はずれや無視	
3. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント	
4. 名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けたりした	
5. DV（※7）・デートDV（※8）（配偶者や恋人からの心身に与える暴力）を受けた	
6. 就職採用、または昇進などにおける不平等・不利益な取扱い	
7. フライバシーの侵害（他人に知られたくない個人的事項を知られた）	
8. 役所や医療機関・福祉施設などでの不当な取扱い	
9. 隣人や知人からのいやがらせ・迷惑行為	
10. ストーカー行為（特定の人のしつこくつきまとわれた）	
11. 結婚時、出身（生）地や家柄などの理由による反対	
12. 性的行為の強要や不快な性的言動	
13. 出生地や居住地による不平等	
14. 育児や介護、世話の放棄・放任	
15. 勝手に財産や金銭を使用されたり、生活に必要な金銭を使えない	
16. 偏見や認識不足による不当な取扱い	
17. 暴力・脅迫・虐待・強要（本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された）	
18. 不当な調査・捜査などによる不利益	
19. その他（具体的に：	

- ※ 7 「DV」（ドメスティック・バイオレンス）・・・・配偶者やパートナー間において、身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった「身体的な暴力」だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限、強制など心理的な苦痛を与えることも含まれます。
- ※ 8 「デートDV」・・・配偶者関係にない若い世代を中心におこる交際相手から受ける支配と暴力のことをいいます。殴る、蹴るといった「身体的な暴力」だけでなく、言葉による「精神的な暴力」、交際相手以外の人のつき合いを制限するような「社会的な暴力」、性行為の強要や避妊への非協力などの「性的な暴力」など、相手を一方的に支配しようとするもので、このデートDVの背景には嫉妬という感情が存在している場合が非常に多く、暴力をふるう理由も要因もDVと共通しています。

問 2-2. 問 2 で「あると思う」と答えた方で、その時どうされましたか。
(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 友人・知人に相談した | 2. 家族、親戚に相談した |
| 3. 職場の上司、同僚に相談した | 4. 弁護士に相談した |
| 5. 警察に相談した | 6. 法務局や人権擁護委員に相談した |
| 7. 公的機関（県や市）に相談した | 8. 市の人権委員に相談した |
| 9. 市の人権相談で相談した | 10. 民間の人権団体に相談した |
| 11. 相手に直接抗議し、自分で解決した | |
| 12. 学校の先生やスクールカウンセラーに相談した | |
| 13. 民生委員、自治会役員などに相談した | |
| 14. 我慢して何もなかった | 15. 電話による相談窓口相談した |
| 16. その他（具体的に：_____） | |

2. 「同和問題」についてのお考えをお聞きます

問 3. 同和問題について、どういうきっかけで知りましたか。(○は 3 つまで)

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 1. 家族から聞いた | 2. 親戚の人から聞いた |
| 3. 友人から聞いた | 4. 近所の人から聞いた |
| 5. 学校の授業で教わった | 6. 職場の人から聞いた |
| 7. テレビ、ラジオ、新聞、本などで知った | |
| 8. インターネットで知った | 9. 講演会、研修会などで聞いた |
| 10. 「広報紙」や「県民の友」などから知った | |
| 11. 同和問題は知っているが、きっかけは覚えていない | |
| 12. 同和問題のことは知らない | |
| 13. その他（具体的に：_____） | |

問 4. 同和問題に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか。(○は 3 つまで)

- | | |
|--|---------------------|
| 1. 結婚の時に周囲の人が反対をする | 2. 就職の時や職場で不利な扱いをする |
| 3. 不安定な就労状態の人が多い | |
| 4. 公共施設などへの差別的な落書きがある | |
| 5. インターネット上に差別的な書き込みがある | |
| 6. 結婚や就職などの際に、身元調査が行われている（戸籍や住民票の不正取得等） | |
| 7. 家の建築や購入の際に、同和地区や同じ小学校区域を避ける | |
| 8. 同和地区住民との交流や交際を避ける | |
| 9. 同和問題はほぼ解消したのだから、今さら取り上げること自体が問題である | |
| 10. 同和問題のことを口にしないで、そっとしておけば自然になくなるという間違った考えがある | |
| 11. 実態的・心理的差別の実態を知る機会がない | |
| 12. その他（具体的に：_____） | |
| 13. 特に問題のあるものはない | |
| 14. わからない | |

問 5. 同和問題がなお存在する原因や背景として、特にあなたが思いあたるのは次のどれですか。(○は 3 つまで)

- | | |
|---|--|
| 1. 家族や親戚の人から伝えられる偏見・差別意識 | |
| 2. 職場や地域の人から伝えられる偏見・差別意識 | |
| 3. 社会意識として、社会全体に残る差別意識の解消に向けた行政の人権教育・啓発不足 | |
| 4. 自らの、偏見や差別意識の解消にむけた取組姿勢の欠如 | |
| 5. 家庭や学校、企業、地域での人権教育が不十分 | |
| 6. 行政がいつまでも同和問題を取り上げる逆効果 | |
| 7. 社会体制や精神・文化のあらゆる面での差別的な実態 | |
| 8. インターネットなどの情報媒体で伝えられる偏見・差別意識 | |
| 9. その他（具体的に：_____） | |
| 10. わからない | |

問 6. 仮に、あなたに子どもがおり、あなたの子どもが、結婚しようとする相手の方が同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどうしますか。
(○は 1 つだけ)

- | | |
|---|--|
| 1. 結婚は両性の合意に基づくものであり、出身地など関係ないから結婚に賛成する | |
| 2. 少し抵抗はあるが、子どもの意思を尊重する | |
| 3. 親としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない | |
| 4. 家族や親戚に反対意見があれば、結婚に反対する | |
| 5. 絶対に結婚を認めない | |
| 6. わからない | |

4. 「障害のある人の人権」についての考えをお聞きます

問11. 障害（身体・知的・精神・発達・高次脳機能など）のある人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇は3つまで）

1. 働ける場所や機会が少なく、働くための職場の環境整備が十分でない
2. 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいない
3. 障害のある人を避けたり、あるいは差別的な表現を使ったりする
4. 障害のある人について、人々の認識や理解が十分でない
5. 身近な地域で福祉のサービスが十分でない
6. 学校の受け入れ体制が十分でない
7. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受ける
8. 視覚や聴覚に障害のある人への必要な情報を伝える配慮が足りない
9. 社会復帰や社会参加のための受け入れ体制が十分でない
10. 精神科の病院やクリニック、施設に対する偏見がある
11. その他（具体的に：)
12. 特に問題のあるものはない
13. わからない

問12. 障害のある人の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
2. 障害のある人の就職の機会や場所をつくる
3. 学校における特別支援教育（※9）を充実させる
4. 地域で生活するために施設の整備や保健、医療、福祉サービスを充実させる
5. 道路の段差解消、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め、障害のある人が自立して生活しやすい生活環境を整える
6. 精神科の病院やクリニック、施設への偏見をなくし、誰もが必要に応じ精神疾患の治療を受けられる社会の実現をめざす
7. 障害のある人が自立した生活をするため、周囲の方々が手助けをする
8. 障害のある人の生活や権利を守る制度、体制を充実させる
9. 学校卒業後も一貫して的確な支援を行うため、関係機関と連携を図るなどのネットワークを構築する
10. 発達障害への理解を深める
11. その他（具体的に：
12. 特に必要と思うことはない
13. わからない

※9 「特別支援教育」・・・障害のある幼児・児童・生徒が自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うこととする。

問13. 陣書のある人とならない人が共に生活するために、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。こうした配慮や工夫を行わないことが「陣書を理の由とする差別」にあたると思いますが、こうした配慮や工夫は経済的な負担（行政または事業所などによる費用負担）を伴うこともあり、また、どうすべきだと思いますか。（〇は1つだけ）

＜配慮や工夫の例＞

- ・商店やレストランに障害者用トイレやスロープを整備
- ・地域集会や会社での会議での点字資料や手話通訳を用意するなど

1. 差別にあたるので、負担の程度にかかわらず配慮や工夫を行うべきである
2. 差別にあたる場合があるので、可能な程度の負担なら配慮や工夫を行うべきである
3. 差別にあたる場合があるので、負担がないかごくわずかですむなら配慮や工夫を行うべきである
4. 不便は理解できるが、差別に当たるとは思わない
5. その他（具体的に：
6. わからない

5. 「子ども的人権」についての考えをお聞きます

問 14. 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか。
(〇は3つまで)

1. 子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする
2. 親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児を放棄したりするなどの虐待をする
3. 学校や就職の選択などで、子どもの意見を聞かず、大人の意見を押しつける
4. 暴力や性など、子どもにとって有害な情報が氾濫している
5. 子どもを成績や学歴だけで判断する
6. インターネットや携帯電話などを利用した、いじめなどの問題がある
7. 交際の男女間に、支配と暴力による「デートDV」の問題がある
8. 登下校時や地域での不審者による子どもへの危害がある
9. 子どものしつけや指導のためには、親（保護者）や教師による体罰やむやみに
得ないという考えがある
10. 子ども同士のいじめに気づいても、傍観する人が多い
11. その他（具体的に：）
12. 特に問題のあるものはない
13. わからない

問 15. 子どもの人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | |
|--|
| 1. 子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる |
| 2. 子どもの個性や自主性を尊重するような社会をつくる |
| 3. 家庭での親（保護者）の子どもに対する、しつけ方や教育力を向上させる |
| 4. 自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもに育てる |
| 5. 子どもの人権が守られるための教育・啓発活動を推進する |
| 6. 家庭、学校、地域の連携を強め、地域の人が子どもにも積極的に関わり、社会全体で育てる |
| 7. 教師の資質、人権感覚、指導力を高める |
| 8. 親（保護者）の育児不安などに対応する相談・支援体制を充実させる |
| 9. 虐待や性犯罪など、子どもが被害者になる犯罪の罰則や取締を強める |
| 10. 個性を認め合うなど、学校においていじめ防止の取組を強化する |
| 11. しつけや指導のためには、親や教師による体罰もある程度やむを得ない |
| 12. しつけや指導のためであっても、親や教師による体罰はゆるめられない。 |
| 13. その他（具体的に： _____） |
| 14. 特に必要と思うことはない |
| 15. わからない |

6. 「高齢者の人権」についての考えをお願いします

問 16. 高齢者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(○は3つまで)

- | |
|--|
| 1. 仕事に就く機会が少ないために、経済的な自立が難しい |
| 2. 判断能力が十分でない、高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い |
| 3. 家族や介護者から世話をすることをされられ、虐待を受けたりする |
| 4. 高齢者が子ども扱いや邪魔者扱いされ、意見や行動が尊重されない |
| 5. 家庭や施設での介護を支援する制度が整っていない |
| 6. 家庭や病院、施設で、高齢者に対して拘束や虐待などがある |
| 7. 道路の段差解消、スロープやエレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりが進んでいない |
| 8. 仕事やボランティアなどを通して、自分の能力を発揮する機会が少ない |
| 9. 特別養護老人ホームや在宅介護などの介護や福祉サービスが十分でない |
| 10. 情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りない |
| 11. その他（具体的に： _____） |
| 12. 特に問題のあるものはない |
| 13. わからない |

問 17. 高齢者の人権が守られるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | |
|---|
| 1. 家庭や学校、地域で高齢者に対する理解を深め、尊敬や感謝の心を育てる |
| 2. 高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる |
| 3. 年金や住宅、保健、医療、福祉サービスを充実し、安心して生活できるまちづくりを推進する |
| 4. 民生委員などを含めた身近な地域の人による見守り体制を充実させる |
| 5. 高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす |
| 6. 病院や施設における、高齢者に対する拘束や虐待を防止する取組を徹底する |
| 7. 駅の階段や道路の段差解消、公共交通機関の整備を進める |
| 8. 幅広い分野で高齢者との世代との交流を促進する |
| 9. その他（具体的に： _____） |
| 10. 特に必要と思うことはない |
| 11. わからない |

7. 「外国人の人権」についての考えをお願いします

問 18. 日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(○は3つまで)

- | |
|--|
| 1. 外国人の生活習慣や宗教、文化への理解や認識が十分でない |
| 2. 就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受ける |
| 3. 選挙権がないなど、権利が制限されている |
| 4. 日常生活において、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない |
| 5. 外国人というだけで、興味本位でじろじろ見られたり、避けられたりする |
| 6. 保健、医療、防災などの生活に必要な情報が十分に手に入らない |
| 7. 外国人のための日本語や日本文化に関する教育の機会が十分でない |
| 8. 年金など、社会保障制度で不利な扱いを受ける |
| 9. その他（具体的に： _____） |
| 10. 特に問題のあるものはない |
| 11. わからない |

ご協力ありがとうございます。
引き続き最後までよろしく願います。

問 23. 犯罪被害者とその家族の人権を守られるためには、特にどのようなことが必要だと思えますか。(Oは3つまで)

1. プライバシーに配慮した取材活動や報道をする
2. 被害者のための相談・支援体制を充実させる
3. 加害者の仕返しなどから被害者を守る体制を整える
4. 精神的被害に対応する治療やカウンセリングを充実させる
5. 加害者に対する捜査や裁判について、被害者が十分な情報を得られる
6. 被害者のプライバシーを守り、支援するための法律や条例をつくる
7. 犯罪を抑止するため、犯罪に対する罰則を強化する
8. その他（具体的に： _____）
9. 特に必要と思うことはない
10. わからない

10. 「情報化社会における人権」についての考えをお聞きます

問 24. インターネットを利用した人権侵害やプライバシーにかかると人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(Oは3つまで)

1. インターネット上に、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現を用いた情報を掲載する
2. 出会い系サイトなどが犯罪や自死を誘発する場となっている
3. インターネットを利用した「いじめ問題」が発生している
4. インターネット上に、加害少年（少女）や捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真などを掲載する
5. インターネット上に、わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
6. 個人情報の不正な取扱いや横流し、流出などが発生している
7. 個人情報の流出により、知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けたりする
8. その他（具体的に： _____）
9. 特に問題のあるものはない
10. わからない

問 25. インターネットを利用した人権侵害やプライバシーにかかると人権侵害を解決するために、特にどのようなことが必要だと思えますか。(Oは3つまで)

1. 人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる
2. インターネット利用者やプロバイダ（※10）などに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
3. 企業などが個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策を行う
4. プロバイダなどが、人権侵害などに係る情報の停止・削除を自主的に行う
5. 法律を強化し、違法な情報取得者、発信者に対する監視・取締を強化する
6. 子どもの安全を守るため「フィルタリング機能（※11）」の利用を普及・促進する
7. 実名登録を義務づけるなど、情報発信者に対する制限を設ける
8. 戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得を防ぐ登録型本人通知制度を普及させる
9. その他（具体的に： _____）
10. 特に必要と思うことはない
11. わからない

※10 「プロバイダ」・・・インターネットへの接続サービスを提供する事業者をいいます。
※11 「フィルタリング機能」・・・ブロッカリスト方式とホワイトリスト方式があります。
「ブロッカリスト方式」・・・インターネット上のサイトを一定基準で評価判別し、違法有害サイトなどを選択的に排除する機能。
「ホワイトリスト方式」・・・子どもにとって安全で有益と思われるサイトのリストを作り、これらのサイト以外は見せないようにする機能。

11. 「働く人の人権」についての考えをお聞きます

問 26. 働く人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか。(Oは3つまで)

1. 長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない
2. 不当に解雇されることや自主的な退職に追い込まれる
3. 職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがある
4. 採用や昇進などにおいて、本人の適正や能力以外の面で評価される
5. 非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている
6. 定年退職後も働き続けられる雇用環境が整備されていない
7. 育児や介護との両立に必要な休暇（休業）が取りづらい
8. 心の病などの健康に関して、相談する体制が整備されていない
9. その他（具体的に： _____）
10. 特に問題のあるものはない
11. わからない

問 27. 働く人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- | |
|--|
| 1. 超過勤務の削減や休暇のとりやすい環境を整備する |
| 2. 職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、心の病などに関する相談窓口の設置や啓発活動を実施する |
| 3. 本人の適性と能力を基準とする公正な採用や昇給などの普及啓発を実施する |
| 4. 定年の引き上げや定年制の廃止、継続雇用制度の導入などの高齢者が働きやすい制度を充実させる |
| 5. 育児・介護休暇（休業）制度などの子育てや介護に関する制度を充実させる |
| 6. 非正規雇用者と正規雇用者の待遇の差を縮小する |
| 7. 求人・求職の情報提供や職業能力開発などの雇用支援を充実させる |
| 8. 職場において従業員に対し、人権研修を実施する |
| 9. その他（具体的に： _____） |
| 10. 特に必要だと思うことはない |
| 11. わからない |

12. 「LGBTや性同一性障害のある人などの人権」についての考えをお聞きます

問 28. 「LGBTや性同一性障害のある人などの人権」に関することで、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)

- | |
|---|
| 1. 理解や認識が不足している |
| 2. 侮辱やいやがらせがある |
| 3. 就職の時や職場で不利な取り扱いをされることがある |
| 4. 相談・支援体制が十分でない |
| 5. 店舗などでサービスを拒否されたり、アパートなどへの入居を拒否されることがある |
| 6. 性的指向・性自認について悩みを抱えていることを公表できる社会になっていない |
| 7. その他（具体的に： _____） |
| 8. 特に問題のあるものはない |
| 9. わからない |

問 29. 「LGBTや性同一性障害のある人などの人権」を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- | |
|----------------------------|
| 1. 理解を深め、人権を守るための啓発を強化する |
| 2. 学校教育で、理解を深める教育を強化する |
| 3. 家庭や地域社会で、理解を深める人権研修を進める |
| 4. マスメディアによる行き過ぎた表現を規制する |
| 5. 相談・支援体制を強化する |
| 6. その他（具体的に： _____） |
| 7. 特に必要だと思わない |
| 8. わからない |

13. 人権にかかわる法律や条例の認知についてお聞きます

問 30. 平成25年以降、国や本市においては人権にかかわる様々な法律や条例が施行されています（されます）。これらの法律や条例について、施行されている（される）ことを知っているものを選んでください。(〇はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. 「いじめ防止対策推進法（改正いじめ防止対策推進法）」【平成29年施行】 |
| 2. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律（改正子どもの貧困対策推進法）」【令和元年施行】 |
| 3. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」【平成28年施行】 |
| 4. 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）」【平成28年施行】 |
| 5. 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」【平成28年施行】 |
| 6. 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（改正育児、介護休業法）」【平成29年施行】 |
| 7. 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」【令和元年施行】 |
| 8. 「児童虐待の防止等に関する法律（改正児童虐待防止法）」【令和2年施行】 |
| 9. 「紀の川市広げようこころの輪手話言語条例」【平成30年施行】 |

14. 「人権課題などの解決」についての考えをお聞かせします

問 31. あなたは、人権尊重の理解を深めるために、何が効果的だと思いますか。
(〇は3つまで)

1. 講演会、講座、研修会などによる学習
2. 映画会の開催やDVDなどによる学習
3. 学校教育や社会教育の場での学習
4. 地域での自主的な勉強会での学習
5. 行政が行う地区別懇談会や出前講座などでの学習
6. 駅頭・街頭、イベント会場などにおける啓発
7. 市広報紙による啓発
8. テレビ、ラジオによる啓発
9. 新聞による啓発
10. 冊子、パンフレット、ポスターによる啓発
11. インターネットによる啓発
12. のぼり、懸垂幕による啓発
13. その他（具体的に：
14. 特に効果的と思うものはない
15. わからない

問32. あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、市としてどのような取組が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 家庭の中で、乳幼児期に人権を大切にすることを育てるための教育支援施策を充実させる
2. 学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる
3. 人権尊重の考え方を広めるため、啓発・広報活動を充実させる
4. 条例等を整備し、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人の救済・支援体制を充実させる
5. 教職員、保健・医療・福祉関係従事者、警察職員、公務員など人権に関わり
の深い職業に従事する人の人権意識の向上を図る
6. 人権問題に関する相談窓口を充実させる
7. 講演会や映画会、講座、シンポジウムなどの開催を増やす
8. 社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させるための条例
を整備する
9. その他（具体的に：
10. 特に必要と思うことはない
11. わからない

問 33. あなたは、市民一人ひとりが人権を尊重しあうために心がけたり、行動したりすべきことはどのような事だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 人権に対する正しい知識を身につけ、心の中に潜む偏見や差別意識を払拭する
2. 世間体に流されることなく、常に自立した個人として主体的に考える習慣を身につける
3. 一人ひとりが、人権侵害に対する点検と気づきから、学びと差別意識解消への取組を進める
4. 人権問題に対する感性を高め、様々な差別の辛さや痛みを共感し、他人への思いやりの心を持つ
5. 様々な違いを認め合い、その違いをお互いに尊重しあう多様性の容認と共生の心を育む
6. 人権についての意識を段階から持ち続ける
7. 自分の権利を主張するばかりでなく、他人の権利も尊重する
8. 多意識を解放し、迷信や誤った古い困習、固定観念を人権という視点から打破していく
9. その他（具体的に：)
10. 特に心がけたり、行動したりすべきと思うことはない
11. わからない

15. 最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。
統計的に集計・分析するために必要ですので
ご回答をお願いします

問 34. あなたの性別は（○は1つだけ）

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問 35. あなたの年齢は（令和元年10月1日現在）（○は1つだけ）

- | 1. 18歳～20歳未満 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 | 4. 40歳代 |
|--------------|---------|----------|---------|
| 5. 50歳代 | 6. 60歳代 | 7. 70歳以上 | |

問 36. あなたの職業をお聞かせください。(主なもの1つだけに○)

1. 農林水産業（農林水産業の事業主とその家族従業員）
2. 自営業（農林水産業を除く商工サービス業、自由業などの事業主とその家族従業員）
3. 公務員
4. 会社員・団体職員
5. 学生
6. 主婦・家事手伝い
7. パート・アルバイト
8. 無職
9. その他（具体的に：)

◎人権問題や紀の川市の川市の人権施策などにご意見・ご要望などが
ございましたら以下にご自由にお書きください。

ご協力をいただき誠にありがとうございました。
この調査票は、同封の封筒に入れてご返送ください。
(切手は不要です。)

紀の川市人権に関する市民意識調査
— 報告書 —

令和2年3月

発行 紀の川市 企画部 人権施策推進課

〒649-6492 紀の川市西大井338番地

TEL 0736-77-2511 FAX 0736-77-0917

URL <http://www.city.kinokawa.lg.jp>